

## 目 次

1. 会期日程表	1
2. 平成29年2月27日（月曜日）	5
3. 議事日程（第1号）	5
4. 開 会	9
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	9
6. 日程第2 会期の決定	9
7. 日程第3 市長あいさつ	9
8. 日程第4 市長提出議案上程（議第2号から議第33号まで）	14
9. 日程第5 提案理由の説明	14
10. 日程第6 報告（1件）	28
11. 日程第7 請願・陳情の報告（請第1号及び請第2号・陳第1号から 陳第5号まで）	29
12. 散 会	30
13. 平成29年3月8日（水曜日）	33
14. 議事日程（第2号）	33
15. 開 議	36
16. 日程第1 一般質問	36
17. 宮田知美議員 質問	36
18. 松本憲二議員 質問	41
19. 吉田喜徳議員 質問	56
20. 近松恵美子議員 質問	65
21. 城戸 淳議員 質問	86
22. 散 会	105
23. 平成29年3月9日（木曜日）	109
24. 議事日程（第3号）	109
25. 開 議	113
26. 日程第1 一般質問	113
27. 徳村登志郎議員 質問	113
28. 前田正治議員 質問	127
29. 福嶋讓治議員 質問	150

30. 北本将幸議員 質問	166
31. 内田靖信議員 質問	192
32. 散 会	202
33. 平成29年3月10日（金曜日）	205
34. 議事日程（第4号）	205
35. 開 議	209
36. 日程第1 一般質問	210
37. 高村四郎議員 質問	210
38. 田中英雄議員 質問	223
39. 西川裕文議員 質問	236
40. 中尾嘉男議員 質問	247
41. 江田計司議員 質問	257
42. 日程第2 市長提出議案審議（質疑・討論・採決）	273
43. 日程第3 市長提出追加議案上程	274
44. 日程第4 提案理由の説明	275
45. 日程第5 議案及び請願・陳情の委員会付託	276
46. 散 会	280
47. 平成29年3月27日（月曜日）	283
48. 議事日程（第5号）	283
49. 開 議	286
50. 日程第1 委員会の中間報告	286
51. 公共施設等建設特別委員長報告	286
52. 日程第2 委員長報告	295
53. 総務委員長報告	295
54. 建設経済委員長報告	309
55. 文教厚生委員長報告	320
56. 議会運営委員長報告	335
57. 日程第3 質疑・討論・採決	339
58. 日程第4 閉会中の継続審査の件	373
59. 日程第5 委員会の中間報告	374
60. 議会基本条例検討特別委員長報告	374
61. 日程第6 市長提出追加議案上程	382

62.	日程第 7	提案理由の説明	382
63.	日程第 8	議案の委員会付託	382
64.	日程第 9	委員長報告	383
65.	総務委員長報告		383
66.	日程第 10	質疑・討論・採決	384
67.	日程第 11	議員提出議案上程（議員提出第 1 号）	384
68.	日程第 12	提案理由の説明	385
69.	日程第 13	議員提出議案審議（質疑・討論・採決）	385
70.	日程第 14	意見書案上程（意見書案第 1 号及び意見書案第 2 号）	386
71.	日程第 15	意見書案審議（質疑・討論・採決）	387
72.	閉 会		388
73.	署名欄		389

平成29年第2回玉名市議会定例会会期日程  
(会期 2月27日から3月27日までの29日間)

月	日	曜	開議時刻	会議別	摘 要
2	27	月	午前10時	本会議	開会宣告 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長あいさつ 市長提出議案上程 提案理由の説明 報告 請願・陳情の報告
2	28	火		休 会	(一般質問発言通告締切 正午)
3	1	水		休 会	
3	2	木		休 会	
3	3	金		休 会	
3	4	土		休 会	(市の休日)
3	5	日		休 会	(市の休日)
3	6	月		休 会	
3	7	火		休 会	
3	8	水	午前10時	本会議	一般質問
3	9	木	午前10時	本会議	一般質問
3	10	金	午前10時	本会議	一般質問 市長提出議案審議(質疑・討論・採決) 議案及び請願・陳情の委員会付託
3	11	土		休 会	(市の休日)
3	12	日		休 会	(市の休日)
3	13	月	午前10時	委員会	総務委員会
3	14	火	午前10時	委員会	総務委員会
3	15	水	午前10時	委員会	建設経済委員会
3	16	木	午前10時	委員会	建設経済委員会
3	17	金	午前10時	委員会	文教厚生委員会
3	18	土		休 会	(市の休日)
3	19	日		休 会	(市の休日)
3	20	月		休 会	(市の休日)
3	21	火	午前10時	委員会	文教厚生委員会
3	22	水		休 会	
3	23	木	午前10時	委員会	議会運営委員会
3	24	金		休 会	
3	25	土		休 会	(市の休日)
3	26	日		休 会	(市の休日)
3	27	月	午前10時	本会議	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会宣告

第 1 号

2月27日 (月)

## 平成29年第2回玉名市議会定例会会議録（第1号）

### 議事日程（第1号）

平成29年2月27日（月曜日）午前10時00分開会

#### 開 会 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 市長あいさつ

日程第4 市長提出議案上程

（議第2号から議第33号まで）

日程第5 提案理由の説明

日程第6 報告（1件）

日程第7 請願・陳情の報告

（請第1号及び請第2号、陳第1号から陳第5号まで）

#### 散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

#### 開 会 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 市長あいさつ

日程第4 市長提出議案上程

（議第2号から議第33号まで）

議第2号 平成28年度玉名市一般会計補正予算（第10号）

議第3号 平成28年度玉名市一般会計補正予算（第11号）

議第4号 平成28年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議第5号 平成28年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第6号 平成28年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議第7号 平成28年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）

議第8号 平成28年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第3号）

議第9号 平成28年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）

議第10号 平成28年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第4号）

議第11号 平成28年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）

議第12号 平成29年度玉名市一般会計予算

- 議第 1 3 号 平成 2 9 年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第 1 4 号 平成 2 9 年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第 1 5 号 平成 2 9 年度玉名市介護保険事業特別会計予算
- 議第 1 6 号 平成 2 9 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議第 1 7 号 平成 2 9 年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計予算
- 議第 1 8 号 平成 2 9 年度玉名市水道事業会計予算
- 議第 1 9 号 平成 2 9 年度玉名市公共下水道事業会計予算
- 議第 2 0 号 平成 2 9 年度玉名市農業集落排水事業会計予算
- 議第 2 1 号 玉名市長の給与の特例に関する条例の制定について
- 議第 2 2 号 玉名市商工業振興基本条例の制定について
- 議第 2 3 号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 4 号 玉名市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 5 号 玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 6 号 玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 7 号 玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 8 号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 9 号 玉名市立小学校臨時教員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 0 号 玉名市一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 1 号 玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 2 号 玉名市横島園芸館「花づくり生き生きハウス」条例を廃止する条例の制定について
- 議第 3 3 号 玉名市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 提案理由の説明
- 日程第 6 報告（1 件）
- 報告第 2 号 専決処分の報告について 専決第 2 号
- 日程第 7 請願・陳情の報告
- （請第 1 号及び請第 2 号、陳第 1 号から陳第 5 号まで）
- 請第 1 号 岱明ふれあい健康センターに併設した岱明町公民館の早期建設に関する請願

請第2号 市民会館建設位置の見直しを求める請願

陳第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の提出に関する陳情

陳第2号 「介護保険制度の見直し」と「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書の提出に関する陳情

陳第3号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書の提出に関する陳情

陳第4号 国民健康保険の改善を求める意見書の提出に関する陳情

陳第5号 玉名市議会議員の費用弁償の見直し、廃止を求める陳情

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

**出席議員（24名）**

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋讓治君	14番	宮田知美君
15番	前田正治君	16番	作本幸男君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	永野忠弘君

\*\*\*\*\*

**欠席議員（なし）**

\*\*\*\*\*

**事務局職員出席者**

事務局長	堀内政信君	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	平川伸治君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

\*\*\*\*\*

**説明のため出席した者**

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	上嶋晃君	企画経営部長	原口和義君

市民生活部長  
産業經濟部長  
會計管理者  
教育委員長  
教育部長

小山眞二君  
吉永訓啓君  
今田幸治君  
桑本隆則君  
伊子裕幸君

健康福祉部長  
建設部長  
企業局長  
教育長  
監查委員

村上隆之君  
礪谷章君  
北本義博君  
池田誠一君  
坂口勝秀君

\*\*\*\*\*

○議長（永野忠弘君） おはようございます。

ただいまから、平成29年第2回玉名市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（永野忠弘君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。

18番議員 高村四郎君、19番議員 中尾嘉男、以上の両君を指名いたします。

\*\*\*\*\*

### 日程第2 会期の決定

○議長（永野忠弘君） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。このたびの定例会の会期については、2月20日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から3月27日までの29日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月27日までの29日間に決定いたしました。

\*\*\*\*\*

### 日程第3 市長あいさつ

○議長（永野忠弘君） 日程第3、「市長あいさつ」を行ないます。

市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 高寄哲哉君。

〔市長 高寄哲哉君 登壇〕

○市長（高寄哲哉君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成29年第2回玉名市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用の中、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

召集あいさつを述べる前に、まずもって、先般の損害賠償請求事件にかかわる件につきまして、最高裁判所への上告が棄却され、第二審の福岡高裁における訴えの一部が認められ、判決が確定いたしましたことに対し、議員各位並びに市民の皆さまに御心配をおかけいたしましたことに対し、この場をお借りしまして謝罪を申し上げたいと思っております。

2審の判決内容からすれば、こうした運用の見直しが直ちに不当とは言えないものの、

これが結果として、業者の指名回避につながるようなことはあってはならないとの判断がされたものであり、市の主張が認められず誠に残念でございますが、判決を真摯に受けとめているところでございます。

この結果を受け、賠償金等の支払いにつきまして、本議会に補正予算の計上とあわせて、このような事態を招いたことに対し、行政の長として市長給与の減額についても提案いたしておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。昨年末に本市と隣接する南関町で、県内2例目となる高病原性鳥インフルエンザが発生いたしました。養鶏場での防疫措置が国の防疫指針が想定する72時間よりも早い39時間半で完了したことから、当初予定された最短ペースの21日午前0時を上回り、19日午前0時に終息したところでございます。鳥インフルエンザ封じ込めにかかわられた多くの関係機関の皆さま方に対し、心からお礼を申し上げます。終息宣言が出されたことにより、鶏や卵の移動を禁止する移動制限区域が解除されました。今日まで周辺への感染も確認されておらず、安堵しているところでございますが、改めて初動の重要性を認識させられたところがあります。これはいかなる災害にも通じるものであり、肝に銘じておかなければならないと思うところでございます。

今年も早いもので、既に二月が過ぎようとしています。最近は一時期の寒さも和らぎ、梅の花も咲き始め、だんだんと春の気配を感じられるようになってまいりました。この陽気の中、昨日行なわれました「玉名市横島町いちごマラソン大会」も40回目を迎え、6,171名の方々が参加し、横島町のまちを走られたところでございます。本市は、これまで海外の人を対象とし、本市への誘客を目的とした海外トップセールスを行なってきたところでございますが、今年の「いちごマラソン」には台湾の旅行社によるツアー客20名と個人参加の4名の方が参加されたところでございます。これまでの海外トップセールスの効果が出てきたのかなと思うところであり、今後も海外から「いちごマラソン」のみならず、本市を含めた県北地域へ観光客の誘客がつながるよう活動を推進していく所存でございます。

本年5月11日から12日金曜日にかけて、第120回九州市長会の会議がここ玉名市において開催されることが決定いたしました。九州8県、118の首長が本市に集まり、随行等含めると総員数約390名になる予定でございます。当日は玉名温泉のみならず、市外の宿泊施設も予約し対応する予定であり、また行政視察も歴史博物館こころピア、草枕交流館、旧玉名干拓施設、蓮華院誕生寺奥の院、八千代座など地域内外の名所を4つのコースに分け紹介していきたいと考えているところでございます。本市に参集される首長初め各市の方々が、また玉名市を訪れてみたいと思われるようなおもてなしで皆さまをお迎えしたいと思っております。

さて、私は市民の皆さまの負託を受け、2期目の市政運営を任せられ、現在4年目を迎えております。1期目は「チェンジ玉名」をマニフェストとして市政運営を行ない、2期目に策定した6分野44項目の施策を盛り込んだ「輝け玉名「戦略21」」の実現に向けて取り組んでおりますが、その根底にあるのは市民の目線に沿った良質な市民サービスを低コストで提供しながらも、市民の満足度を向上させるものであり、市民の一人一人の思いが通じる、市民のための市政を基本姿勢としているところでございます。これからも引き続き、市民が輝き、都市が輝き、夢が広がる玉名の実現を目指し、市政のかじ取りに全身全霊を傾注してまいります。

さて、本議会には平成29年度予算案を初め、国の経済対策予算に伴う本年度補正予算等の議案を提出いたしております。御審議をお願いするに当たり、提案理由と市政運営に関する基本的な考えを述べますとともに、本予算に計上いたしております主要事業について御説明を申し上げ、議員各位並びに市民の皆さまに対し御理解と御協力をお願いするものでございます。

本議会に提案しておりますのは、予算案といたしまして、「平成28年度一般会計及び特別会計補正予算」など10件、「平成29年度一般会計及び特別会計予算」など9件、条例案件といたしまして、「玉名市長の給与の特例に関する条例の制定について」など13件、合わせて32件と報告1件でございます。

それでは、平成29年度当初予算案について御説明をいたします。まず、国における地方財政の見通しですが、経済状況は企業収益の回復や雇用環境の改善のもと、緩やかな回復基調にあり地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が増加する一方、社会保障経費の自然増や公債費が高い水準で推移するなどにより、地方は依然として大幅な財源不足が生じると見込まれております。このため、国は地方財政対策として、地方公共団体が自主性、主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細やかな施策を可能にする観点から、平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」を平成29年度においても引き続き1兆円計上しているところでございます。また、臨時財政対策債を含めた実績的な地方交付税総額を、前年度比で0.55%の減の20兆3,750億円としています。地方が地方創生等の重要課題に取り組むにつ、安定的な財政運営に必要な一般財源総額については、平成28年度を0.4兆円上回る額を確保し、地方財政への対応を行なうこととしております。このような中、本市の平成29年度の当初予算は、私の公約を取りまとめた「輝け玉名「戦略21」」の最終年度として、それに掲げた取り組みを着実に推進するため、「輝け玉名「戦略21」」実行予算として予算編成を行ないました。「行政経営」「暮らし」「経済産業」「人づくり」「安心・安全」「まちづくり」の6つの分野の中で、特に早急に取り組むべきものとして、定住促進補助事業、農業インフラの整備などに引き続き取り

組むこととともに市民会館建設事業や、生活道路の整備など、「輝け21」の具体化に向けた事業と市民生活に直結した事業に重点配分を行なったところでございます。この結果、平成29年度玉名市一般会計予算案は、対前年度比で7.6%増の総額355億4,900万円となり、これは5年連続のプラス編成で過去最大の予算規模となりました。

それでは、当初予算の主な内容につきまして、「輝け玉名「戦略21」」のスローガンである「市民が輝き、都市が輝き、夢が広がる玉名の実現」に向け、重点化した事業を中心に御説明をいたします。

まず、「市民の暮らし」の分野についてであります。子ども医療費助成事業につきましては、子どもの疾病の早期受診・治療を進めますとともに、保護者の経済的負担を軽減するため、平成26年度から中学生までの医療費無料化を実施しているところでございます。新年度、子どもたちが安心して必要な医療が受けられるよう事業を継続し、子育てしやすい環境整備を図ってまいります。また市民の生命・身体及び財産を災害から守るため、災害対策基本法や地域防災計画に関する法令・通達を網羅した玉名市地域防災計画書を策定し、防災に関し、市及び各防災関係機関を通じて必要な体制を確立するとともに、災害発生時に必要となる初動対応マニュアルや避難所運営マニュアルなど各種対応マニュアルを整備し、防災意識の向上を図ります。また、防災行政無線につきましては、現在旧1市3町でそれぞれ4つの防災行政無線を運用しているため、防災行政無線を統合し、あわせて現行のアナログ方式から双方通信機能やデータ伝送機能を備えたデジタル方式に改良を行ないます。平成29年度に岱明、横島、天水地域、平成30年度に玉名地域の整備を行ないまして、迅速な情報伝達と効率的運用により安心して安全な地域社会を実現してまいります。

次に、「経済産業」の分野についてであります。新規就農者支援事業でございますが、農業従事者の減少と高齢化が続く中、効率的かつ安定的な農業経営により、農業生産を高めていくために意欲と能力のある担い手の育成・確保に積極的に取り組む必要があります。本市といたしましても、引き続き新規就農者に補助金を支給し、経営が軌道に乗るまでの支援を行なうとともに、認定農業者及び集落営農組織を支援し、担い手の育成確保と経営の高度化や多角化による経営改善を図ってまいります。また、農業インフラの整備として、老朽化等により機能低下を生じている農道・用排水路・ため池などの施設の補修や更新を計画的に実施し、農地、農業用水の資源の保全管理と農村環境の保全向上を図ってまいります。

次に、「人づくり」の分野についてであります。サッカー場の建設につきましては、桃田運動公園付近での建設地を見直し、利用率の向上を図るため、人工芝や照明設備を備えた多目的施設として2面のグラウンドを整備する建設基本計画設計の予算を計上い

たしております。早期にサッカー場を建設し、軽スポーツの複合利用により幅広い利用者層を確保し、市外からの競技者等を招くことで、地域活性化と競技スポーツの振興を図ってまいります。また玉名市民会館の建設につきましては、平成28年度に実施設計を終え29年度は建設工事に着手し、2年後の完成を目指しているところでございます。新しい市民会館は826席の大ホールに300席の小ホールを併設したもので、延べ床面積が約4,500平方メートル、事業費は約30億円を見込んでおります。「音楽の都 玉名」にふさわしいイベント環境を整えるとともに、さまざまな文化活動の中核施設として幅広く市民に利用していただき、感性豊かな人間形成とまちづくり、文化レベルの向上を目指してまいります。

次に、「まちづくり」の分野についてであります。国道501号線と県道玉名長洲線を経て国道208号線を南北に結ぶ岱明玉名線道路新設改良事業、繁根木地区からJR砂天神踏切を経て松木地区に抜ける小浜繁根木線道路改良事業、また、松木地区と小浜繁根木線を結ぶ松木14号線道路改良事業、さらに天水地区の県道熊本玉名線と県道玉名植木線を東西に結ぶ竹崎1号線道路改良事業につきましても安心・安全かつ円滑な通行を確保するため、早期の供用開始に向け引き続き事業を推進してまいります。また平成23年度から定住促進補助事業として本市へ転入される方に対し、住宅取得、住宅リフォーム、新幹線通勤定期券の補助をすることで、定住人口の増加を図ってまいりました。引き続き玉名市への転入者を対象に補助を続けていくほか、都市圏在住者を対象とした定住相談会への参加や定住に向けてのお試し暮らし事業を継続し、転入者の増加を図ってまいります。

次に、「行政経営」の分野についてであります。学校規模適正化事業につきましては、少子化により児童・生徒数が減少し、学校規模が年々小規模化していく中、教育機会の均等や子どもたちにとって望ましい教育環境を整えていくことが重要であります。学校規模配置適正化基本計画に基づき取り組んできた玉陵中学校の6小学校の学校編制は、平成30年4月の玉陵小学校開校に向け、新年度は小学校新築工事や小学校体育館工事などを進めてまいります。

その他、観光客のニーズの多様化に対応するため、受け入れ側の人や組織の指導による旅行商品を提供することが必要でございますが、そうした地域観光のマネジメントを担う人材が組織を育成する玉名版DMO構築事業に取り組み、これまで以上に広域連携の関係強化を行なうとともに、本市に数多くの点在する地域資源や観光資源を活用した魅力的な観光地づくりで誘客につなげてまいります。

以上、29年度当初予算案につきましては、御説明を申し上げますが、あわせて、平成28年度補正予算案も提案をいたしております。平成28年度補正予算は、冒頭で申し上げます最高裁への上告棄却により2審判決が確定したことを受けて、賠償金等

本年度予算の決算見込みによる調整が大部分でございます。国は「一億総活躍社会の実現の加速」などを柱に総額3兆2,869億円の補正予算を成立させ、国、地方を挙げて、経済対策の迅速かつ円滑な実施を図る必要があるとしております。また、地方創生につきましては、地方公共団体の自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について地方の事情を尊重しながら施設整備等の取り組みを推進するため、「地方創生拠点整備交付金」が創設されたところでございます。本議会に予算計上いたしております地方創生拠点整備交付金事業につきましては、天水支所周辺施設集約化事業を前倒し、天水公民館増設及び既存施設改修工事などを進めてまいります。さらに、その他関連事業といたしまして、団体営農業農村整備事業において暗渠排水事業補助金により農業基盤整備を進めるほか、学校規模適正化事業では玉陵小学校新築工事及び玉陵中学校改修工事を行ないます。また、小中学校空調設備整備事業では、玉名町小学校と玉陵中学校区の6小学校を除く14小学校に123台、有明中学校と玉陵中学校を除く4中学校に48台の空調設備を整備し、夏場の学習環境を改善し、玉名町小学校校舎等改築事業では、老朽化が著しい教室棟を耐震性が確保された安全・安心な施設にするため改築工事を行なっております。

また、本市運営の所信と平成29年度予算の主なもの、本年度の補正予算について述べてまいりました。詳細につきましては、副市長、総務部長から、提案理由の説明の中で申し上げますので、よろしく御審議をいただき、いずれも原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。あいさつといたします。お世話になります。

\*\*\*\*\*

#### 日程第4 市長提出議案上程（議第2号から議第33号まで）

○議長（永野忠弘君） 日程第4、「市長提出議案上程」を行ないます。

これより、市長提出議案を上程いたします。

議第2号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第10号）から、議第33号玉名市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての議案32件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第5 提案理由の説明

○議長（永野忠弘君） 日程第5、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） おはようございます。

ただいまから、議第2号から議第11号までの補正予算及び議第12号から議第20号までの当初予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元に配付してあります予算関係の資料でございますけれども、資料1が補正予算関係、資料2が当初予算関係となっております。

今回提案いたします補正予算は、現計予算計上後の事情の変化と平成28年度国の補正予算に関連する取り組みに対応するため補正を行なう必要が生じたので、御提案いたしますものでございます。

それでは、資料1の2ページをお願いいたしますと思います。

議第2号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第10号）について御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ502万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を361億2,850万4,000円とするものでございます。これは昨年6月の臨時議会において御承認いただいた公共工事の指名競争入札に係る損害賠償請求上告の提起及び上告受理の申し立てについて、平成29年1月17日に最高裁判所より本件上告の棄却及び上告受理の申し立ては不受理と決定されたことから、2審の福岡高裁判決が確定したことにより補正を行なうものでございます。内容といたしましては、本件訴訟の弁護をお願いしました本市の顧問弁護士に対する報償費として98万1,000円、賠償金としまして相手方への損害金及び弁護士費用として330万6,671円、及びこの金額に対する遅損金として70万2,521円、1審2審の訴訟費用の2割に当たる3万5,100円、あわせて404万5,000円でございます。

なお、判決の確定により本市への支払い義務が発生しておりますことは真摯に受けとめ、この義務を速やかに果たすことが求められておりますので、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、議第3号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第11号）について御説明いたします。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ4億8,055万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を356億4,795万1,000円とするものでございます。

まず、歳入の主なものを申し上げますと、10款地方交付税は6,856万7,000円の追加で、普通交付税の決定によるものでございます。12款分担金及び負担金は4,565万2,000円の減額で、現年発生農地農業用施設災害復旧事業費分担金の減などでございます。14款国庫支出金は、2億2,529万2,000円の追加で、地方創生拠点整備交付金、学校施設環境改善交付金の追加、15款県支出金は13億2,58

1万6,000円の減額で、強い農業づくり交付金の減などがございます。17款寄附金は638万3,000円の追加で、熊本地震からの復興のために本市に寄せられた寄附金でございます。18款繰入金は6億717万1,000円の減額で、財政調整基金繰入金の減などがございます。

3ページをお願いいたします。20款諸収入は165万6,000円の減、21款市債は11億9,950万円の追加で、小学校施設整備事業債の追加などがございます。

歳出につきましては、国の補正予算の「一億総活躍社会の実現の加速等に向けた対策」の関連事業を計上しております。

まず、地方創生拠点整備交付金につきましては、天水支所周辺施設集約化事業、そのほか関連事業としまして団体営農業農村整備事業、学校施設等の環境整備としまして、玉陵小学校新築工事及び玉陵中学校改修工事、小中学校空調設備整備事業、玉名町小学校教室棟改築事業、以上の総事業費16億399万5,000円を計上し、経済対策に基づく事業の着実かつ早期の執行に取り組んでまいります。

1款議会費は、11万6,000円の追加、2款総務費は5,669万5,000円の減額で、市民会館建設工事实施設計委託の決算見込みによる減額などがございます。3款民生費は4億2,023万8,000円の減額で、国民健康保険事業特別会計繰出金や保育所等整備事業補助金の減、4款衛生費は8,726万3,000円の減額で、住宅用太陽光発電システム設置補助金の決定見込みによる減などがございます。6款農林水産業費は12億864万6,000円の減額で、生産総合事業及び団体営農業農村整備事業の決算見込みによる減などがございます。7款商工費は793万5,000円の減額、8款土木費は3億7,645万5,000円の減額で、岱明玉名線道路新設改良費の決算見込みによる減などがございます。

4ページをお願いいたします。9款消防費は、1,701万3,000円の減額、10款教育費は18億8,035万7,000円の追加で、国の補正予算による補助金等の交付決定に基づき、29年度に予定しておりました玉陵小学校新築工事及び玉陵中学校大規模改修工事ほか3事業を前倒して実施するものがございます。11款災害復旧費は1億8,678万1,000円の減額で、現年発生補助災害復旧費の決算見込みによる減額でございます。

第2表繰越明許費補正につきましては、空き家等対策推進事業ほか17件、総額で31億1,512万6,000円を追加し、岱明玉名線道路新設改良事業の繰り越し額を変更するものがございます。

第3表債務負担行為補正につきましては、新たに天水公民館増設及び既存施設改修工事の期間と限度額を定め、玉名町小学校教室棟改築工事の限度額を変更し、また、玉陵小学校新築工事及び玉陵中学校大規模改修工事管理業務ほか3件を廃止するものござ

います。

第4表地方債補正につきましては、新たに児童厚生施設等整備事業ほか6件の限度額を設定し、道路橋りょう整備事業ほか10件の限度額を変更するとともに、旧庁舎跡地整備事業を廃止するものでございます。

次に、議第4号平成28年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億8,104万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を107億517万4,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、3款後期高齢者支援金、6款介護納付金、7款共同事業拠出金の減額とこれに伴います歳入の調整でございます。

次に、議第5号平成28年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ394万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億2,292万4,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳入の3款繰入金のうち、保険基盤安定繰入金の決算見込みによる減額と、歳出の3款保健事業費の決算見込みによる減などでございます。

次に、議第6号平成28年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ3億8,710万円を減額し、歳入歳出予算の総額を74億8,712万6,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、7ページに移りまして、歳出の2款保険給付費の決算見込みによる減額と、これに伴います歳入の調整でございます。

次に、議第7号平成28年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,149万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,708万9,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出の2款事業費の決算見込みによる減額と、これに伴います歳入の調整となっております。

第2表地方債補正につきましては、浄化槽整備事業の限度額を変更するものでございます。

次に、議第8号平成28年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,723万3,000円

を減額し、歳入歳出予算の総額を8億719万7,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、歳出の2款事業費の決算見込みによる減額と、これに伴います歳入の調整となっております。

次に、議第9号平成28年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

第2条の（収益的収入及び支出の補正）につきましては、収入について300万円を減額し、総額を8億8,306万6,000円とし、支出について4,393万円を減額し、総額を8億2,530万9,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、収入は受託工事収益の減額、支出は原水配水費の減額などでございます。

第3条の（資本的支出の補正）につきましては、2,750万円を減額し、総額を3億5,112万7,000円とするもので建設改良費の減額でございます。

次に、議第10号平成28年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

第2条の（収益的収入及び支出の補正）につきましては、収入について257万3,000円を追加し、総額を15億3,406万4,000円とし、支出について98万9,000円を減額し、総額を15億1,409万5,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、収入は長期前受金戻入の増加、支出は人件費の減額などでございます。

第3条の（資本的収入及び支出の補正）につきましては、収入について3億7,810万円を減額し、総額を7億6,027万4,000円とし、支出について4億6,596万6,000円を減額し、総額を12億7,800万2,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、支出の施設建設費について、国庫補助金の交付決定に伴う事業費の減額でございます。

第4条（企業債の補正）につきましては、公共下水道事業の限度額を変更するものでございます。

次に、議第11号平成28年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第2条の（収益的収入及び支出の補正）につきましては、支出について354万円を追加し、総額を4億5,128万8,000円とし、支出について1,340万4,000円を追加し、総額を4億5,487万4,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、収入は長期前受金戻入の増加、支出は減価償却費の増額などでございます。

第3条の（資本的収入及び支出の補正）につきましては、収入について2,266万1,000円を減額し、総額を1億7,039万9,000円とし、支出について3,382万2,000円を減額し、総額を2億6,585万6,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、支出の施設建設費の決算見込みによる減額と、それに伴う歳入の調整でございます。

第4条（企業債の補正）につきましては、農業集落排水事業の限度額を変更するものでございます。

続きまして、平成29年度当初予算について御説明申し上げます。

資料2の2ページをお願いいたします。

議第12号平成29年度玉名市一般会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算につきましては、総額を355億4,900万円とするもので、これは前年度に比べ7.6%、24億9,866万2,000円の増で5年連続のプラスで過去最大の予算編成となっております。

まず、歳入につきましては、1款市税は前年度から2.7%増の66億8,852万円を計上しており、個人市民税は8,930万円増の24億3,700万円、固定資産税は6,345万4,000円増の29億641万8,000円などでございます。2款地方譲与税から3ページの10款地方交付税につきましては、国の地方財政計画と本市の28年度収入見込みを勘案して計上しており、合計いたしますと対前年度比で4億9,260万円の減でございます。11款交通安全対策特別交付金は、対前年度比10%増の1,100万円、12款分担金及び負担金は、対前年度比10.4%減の3億4,032万5,000円を計上しており、保育所運営費負担金3億774万2,000円などでございます。13款使用料及び手数料は、対前年度比2.7%減の3億215万5,000円を計上しており、住宅使用料1億7,643万8,000円、戸籍住民基本台帳手数料2,495万2,000円などでございます。14款国庫支出金は、対前年度比20.9%増の50億9,105万8,000円を計上しております。障害者自立支援給付費負担金7億5,013万5,000円、公立学校施設整備費負担金2億9,699万1,000円などでございます。15款県支出金は、対前年度比10%減の42億7,403万3,000円を計上しており、低コスト耐候性ハウス等を整備する強い農業づくり交付金10億9,364万9,000円、農道・排水路整備工事や暗渠排水を整備する団体営農業農村整備事業補助金7億1,820万円などがございます。16款財産収入は、対前年度比19.1%増の4,949万8,000円、18款繰入金は、対前年度比57%増の14億4,440万6,000円。これは本予算の財源調整として財政調整基金を繰り入れるものでございます。20款諸収入は、対前年度比9.3%増の3億2,915万

7,000円を計上しており、中小企業振興預託金元金収入、1億2,700万円などがございます。21款市債は、対前年度比45.7%増の59億5,460万円を計上しております。

4ページをお願いいたします。

次に歳出でございます。1款議会費は、対前年度比2.4%増の2億6,125万円、2款総務費は、対前年度比23.8%増の36億9,598万1,000円を計上しており、市民会館建設事業12億31万3,000円、定住化促進事業6,075万円、玉名平野北西部まちづくり基本計画策定支援業務委託料1,615万円などがございます。3款民生費は、対前年度比3.9%増の、125億1,261万6,000円を計上しており、障害者介護給付・訓練等給付事業14億8,400万円、臨時福祉給付金事業2億7,472万8,000円、子ども医療費2億1,900万円などがございます。4款衛生費は、対前年度比2.9%増の22億9,258万5,000円を計上しており、主なものは、公立玉名中央病院事業負担金4億5,079万4,000円、住宅用太陽光発電システム設置費補助金1,000万円などがございます。6款農林水産業費は、対前年度比7.7%減の39億6,985万8,000円を計上しており、6次産業推進事業費1,174万8,000円、生産総合事業補助金10億9,364万9,000円、暗渠排水工事を実施し水田の排水改良を図る団体営農業農村整備業6億8,422万5,000円などがございます。7款商工費は、対前年度比2.6%増の4億1,627万2,000円を計上しており、玉名版DMO構築事業2,500万円などで、これは地域と共同で観光資源を活用した魅力ある観光地づくりを目指す人材・組織の育成事業でございます。8款土木費は、対前年度比20.7%増の33億7,890万8,000円を計上しております。岱明玉名線道路新設改良事業5億6,188万4,000円、通学路や歩道の整備を行なう防災・安全交付金事業1億1,270万円、新玉名駅前駐車場整備事業7,199万3,000円などがございます。9款消防費は対前年度比45%増の14億9,709万1,000円を計上しており、有明広域行政事務組合消防費負担金7億5,291万6,000円、防災対策費5億3,162万7,000円などで、これは市地域防災計画書等策定業務や防災行政無線デジタル化工事などがございます。10款教育費は、対前年度比11.4%増の40億2,350万2,000円を計上しており、学校規模・配置適正化事業17億1,342万円、総合体育館空調設備整備事業2億2,008万2,000円、そのほかサッカー場建設事業の基本設計等で2,846万5,000円を計上しております。11款災害復旧費は772万1,000円、12款公債費は、対前年度比3.2%増の34億6,321万5,000円を計上しております。

6ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為につきましては、市民会館建設工事監理業務ほか5件について、

期間及び限度額を設定するものでございます。

第3表地方債につきましては、市民会館建設事業など全16事業について起債の目的、限度額などを定めるものでございます。

次に、議第13号平成29年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出の総額を108億3,968万6,000円とするもので、これは前年度に比べ1億2,240万9,000円の減、率にいたしまして、1.1%の減となっております。

まず歳入につきましては、1款国民健康保険税は、対前年度比0.6%増の16億9,618万7,000円、3款国庫支出金は、対前年度比2.6%減の25億1,430万4,000円で療養給付費等負担金17億7,376万5,000円などを計上しております。また、9款繰入金は、対前年度比1.4%減の10億3,876万5,000円で赤字補てん分として2億9,361万1,000円を繰り入れるものです。

歳出につきましては、2款保険給付費は、対前年度比1.3%減の64億8,648万円を計上しており、これは平成28年度の決算見込みを勘案し8,239万7,000円の減としております。

次に、議第14号平成29年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出の総額を8億5,323万6,000円とするもので、これは前年度に比べ2,637万1,000円の増、率にいたしまして3.2%の増となっております。

まず歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料は、対前年度比4.8%増の5億4,280万5,000円、これに関連しまして、8ページ、歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、8億1,753万1,000円を計上しているところでございます。

次に、議第15号平成29年度玉名市介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出の総額を79億9,364万6,000円とするものでございます。前年度に比べ2億854万7,000円の増、率にいたしまして2.7%の増となっております。

歳入につきましては、1款保険料は対前年度比2.2%増の13億9,055万6,000円、7款繰入金は一般会計からの繰入金など13億2,360万2,000円を計上しております。

歳出につきましては、2款保険給付費におきまして、介護サービスの利用状況などを勘案し、前年度に比べ5,082万2,000円増の75億2,109万7,000円、4款地域支援事業費は制度改正による2億9,810万円を計上しております。

次に、議第16号平成29年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出の総額を3,847万6,000円とするもので、これは前年度に比べ143万6,000円の減、率にいたしまして3.6%の減となっております。

歳入につきましては、3款国庫支出金854万1,000円、6款繰入金1,304万8,000円などを計上しております。

10ページの歳出につきましては、1款総務費1,810万2,000円、2款事業費は、浄化槽15基分の整備費等で1,708万3,000円を計上しております。

第2表地方債につきましては、浄化槽整備事業について起債の目的、限度額などを定めるものでございます。

次に、議第17号平成29年度玉名市九州新幹線湯水等被害対策事業特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出の総額を3億5,654万4,000円とするもので、これは前年度に比べ4億5,053万5,000円の減、率にいたしまして55.8%の減となっております。

歳入につきましては、1款財産収入2,218万5,000円、2款繰入金は基金繰入金3億3,435万8,000円を計上しております。

歳出につきましては、1款総務費5,437万6,000円、2款事業費として、石貫・三ツ川地区の配水池管理用道路舗装工事及び配水管配管工事費等で3億216万8,000円を計上しております。

以上、平成28年度補正予算及び平成29年度当初予算につきまして御説明申し上げましたが、平成29年度当初予算の企業会計分につきましては、企業局長のほうから提案理由の御説明を申し上げます。

詳細につきましては所管の各委員会において御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 企業局長 北本義博君。

[企業局長 北本義博君 登壇]

○企業局長（北本義博君） おはようございます。

企業局企業会計関連の議第18号から議第20号までの当初予算について提案理由の御説明を申し上げます。

議第18号平成29年度玉名市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

資料の11ページをお願いいたします。

まず、第2条（業務の予定量）につきましては、給水戸数2万964戸、年間総給水量471万3,847立方メートル、1日平均給水量1万2,915立方メートルを予定し、主な建設事業といたしましては、玉名地区配水管布設工事及び伊倉北方地区配水管

布設替工事等を予定しております。

第3条（収益的収入及び支出）の予定額につきましては、収入といたしまして水道事業収益8億9,503万円で、支出といたしましては水道事業費用8億6,581万円でございます。

第4条（資本的収入及び支出）の予定額につきましては、資本的収入といたしまして3,386万8,000円で、支出といたしましては4億8,781万9,000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金及び建設改良積立金で補てんするものでございます。

第5条（債務負担行為）は、長期財政シミュレーションに関する支援業務を定めるものでございます。

第6条（一時借入金）の限度額は、3億5,000万円と定めるものでございます。

第7条（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）といたしまして、職員給与費8,881万7,000円と定めるものでございます。

第8条（他会計からの補助金）といたしまして、一般会計から5,854万4,000円の補助を受けるものでございます。

第9条（棚卸資産の購入限度額）を395万9,000円と定めるものでございます。

次に、議第19号平成29年度玉名市公共下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

資料の12ページをお願いいたします。

まず、第2条（業務の予定量）につきましては、排水件数1万2,867件、年間総排水量364万7,000立方メートルを予定し、主な公共下水の事業といたしまして、管梁、ポンプ場及び下水道処理場の建設改良費9億7,479万円を予定しております。

第3条（収益的収入及び支出）の予定額につきましては、収入といたしまして、公共下水道事業収益15億6,134万6,000円で、支出といたしまして公共下水道事業費用15億3,057万1,000円でございます。

第4条（資本的収入及び支出）の予定額につきましては、資本的収入といたしまして8億6,582万4,000円で、支出といたしましては14億7,728万8,000円でございます。なお、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び減債積立金で補てんするものでございます。

第5条（債務負担行為）は、浄化センター長寿命化支援事業及び立願寺汚水中継ポンプ場長寿命化支援事業を定めるものでございます。

第6条（企業債）につきましては、補助単独事業に伴う起債の限度額を6億310万

円に定めるものでございます。

第7条（一時借入金）の限度額を10億円と定めるものでございます。

第8条（予定支出の各項の経費の金額の流用）につきましては、収益的支出内の各項目における経費の流用をすることができるものと定めるものでございます。

第9条（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）といたしまして職員給与費7,945万6,000円と定めるものでございます。

第10条（他会計からの補助金）といたしまして、一般会計から3億8,878万6,000円の補助を受けるものでございます。

次に、議第20号平成29年度玉名市農業集落排水事業会計予算について御説明申し上げます。

資料の13ページをお願いいたします。

まず第2条（業務の予定量）につきましては、排水件数1,612件、年間総排水量58万8,000立方メートルを予定し、主な農業集落排水の事業といたしまして、農業集落排水施設整備等で2億6,105万9,000円を予定しております。

第3条（収益的収入及び支出）の予定額につきましては、収入といたしまして、農集事業収益4億2,525万2,000円で、支出といたしましては、農集事業費用4億2,525万2,000円でございます。

第4条（資本的収入及び支出）の予定額につきましては、資本的収入といたしまして3億4,758万円で、支出につきましては4億5,986万9,000円でございます。なお、資本的収入及び資本的支出額に対し不足する額は、当年度分損益勘定保留資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんするものでございます。

第5条（企業債）につきましては、補助単独事業に伴う負債の限度額を1億1,250万円に定めるものでございます。

第6条（一次借入金）の限度額は、1億円と定めるものでございます。

第7条（予定支出の各項の経費の金額の流用）につきましては、収益的支出内の各項目に経費の流用をすることができるものと定めるものでございます。

第8条（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）といたしまして、職員給与費755万6,000円を定めるものでございます。

第9条（他会計からの補助金）といたしまして、一般会計から3億4,007万2,000円の補助を受けるものでございます。

以上、平成29年度当初予算について御説明申し上げましたが、詳細につきましては所管の委員会において御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） ここで議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

---

午前11時27分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き会議を開き、提案理由の説明を行ないます。

副市長 斉藤 誠君。

[副市長 斉藤 誠君 登壇]

○副市長（斉藤 誠君） おはようございます。

私のほうからは議第21号から議第33号までの提案理由について御説明を申し上げます。

議案書1ページをお願いいたします。

議第21号玉名市長の給与の特例に関する条例の制定についてでございますが、これは、国家賠償法による損害賠償責任を負うことになったことに伴い、市長の給与及び期末手当を減額するため、条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、平成29年4月1日から同年6月30日までの間、市長の給料及び期末手当を1割削減するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行し同年6月30日でその効力を失うものでございます。

2ページをお願いいたします。

議第22号玉名市商工業振興基本条例の制定についてでございますが、これは、商工業の基盤の強化及び持続的な発展を促進するため、条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、商工業振興の基本理念や市、商工業者、商店会、商工団体及び市民の責務等につきまして必要な事項を定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

5ページをお願いいたします。

議第23号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市自治基本条例推進委員会、玉名市地域福祉計画策定委員会及び玉名市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会を設置するため、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、玉名市自治基本条例検討委員会にかわり、玉名市自治基本条例推進委員会を、また、新たに2つの附属機関を設置し、おのおのの所掌事項、事務の内容、委員の定数、委員の構成及び委員の任期につきまして、必要な事項を定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。  
7ページをお願いいたします。

議第24号玉名市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは職員の定数を適正に管理するため、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、職員定数を520人から533人とし、市長事務部局の職員定数を403人から412人に、教育委員会事務局の職員定数を63人から67人にそれぞれ改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

8ページをお願いいたします。

議第25号玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは国家公務員に準じて、職員の介護休暇等の見直しを行なうため、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、介護休暇の取得期間を最長6カ月の範囲内であったものを、3回を超えず通算6カ月を超えない範囲内で取得できるよう改めるとともに、介護時間として連続する3年の期間内において1日2時間を限度として勤務時間の一部を勤務しないことを認める制度を新設するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。  
10ページをお願いいたします。

議第26号玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは国家公務員の育児休業制度の見直し及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、改正育児休業法において育児休業の対象者である子の範囲を、職員が特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求し、当該職員が現に監護を行なっている子及び里親である職員に委託される子のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子に範囲を広げるとともに、条例で定めるものとして、養子縁組里親として職員に委託しようとしたが実親等の同意が得られなかったため、養育里親としての職員に委託された子とするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

12ページをお願いいたします。

議第27号玉名市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは車賃の支給基準の見直しに伴い、及び玉名市防災会議専門委員等の報酬について、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、特別職の非常勤職員が、自家用車等を利用して特定地域に旅行した場合における車賃を定額支給とするものでございます。また、新たな特別職の職員の報酬額を、防災会議専門委員については日額1万円を上限に、地域福祉計画策定委員会委員、障害者計画及び障害福祉計画策定委員会委員、指定管理候補者選定委員会及び自治基本条例推進委員会委員については、それぞれ日額5,800円とするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

15ページをお願いいたします。

議第28号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは国家公務員に準じて職員の給与の見直しを行なうため、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、扶養手当の月額を、子については6,500円から1万円に引き上げ、配偶者については1万3,000円から6,500円に引き下げるものでございます。

また、本市で災害等が発生し、災害対策基本法等により他自治体職員が派遣された際に、当該自治体職員が本市区域に滞在する場合に支給される災害派遣手当等を新設するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、平成30年3月31日までの間は、子にかかわる扶養手当月額を8,000円とし、配偶者にかかわる扶養手当月額を1万円とするものでございます。

19ページをお願いいたします。

議第29号玉名市立小学校臨時教員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは臨時教員の給料を改定するため、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、熊本県の臨時教員の給与を勘案して、臨時教員の給料月額を平均5%程度引き上げるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

21ページをお願いいたします。

議第30号玉名市一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは車賃の支給基準の見直しに伴い、条例の整備を図るものでござ

います。

改正の内容といたしましては、議第27号議案と同様に、職員が自家用車を利用して、特定地域に旅行をした場合における車賃を定額支給とするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

24ページをお願いいたします。

議第31号玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは地方税法の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、消費税率の10%への引き上げが平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されたことに伴い、平成28年度税制改正における法人税割の税率改正及び軽自動車税環境性能割の創設等の適応期日を、それぞれ平成31年10月1日とする等の規定の整備を行なうものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

31ページをお願いいたします。

議第32号玉名市横島園芸館「花づくり生き生きハウス」条例を廃止する条例の制定についてでございますが、これは、玉名市横島園芸館「花づくり生き生きハウス」の設置目的を終えたため、条例を廃止するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

32ページをお願いいたします。

議第33号玉名市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは市道にかかわる占用料の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、熊本県の道路占用料に準じて、市道にかかわる占用料の改正を行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行し、条例の施行の日以後の占用にかかわる占用料について適用し、同日前までの占用にかかわる占用料については、従前の例によるものでございます。

以上、条例案件について提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては所管の各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*

日程第6 報告（1件）

○議長（永野忠弘君） 日程第6、「報告」を行ないます。

報告第2号の専決処分の報告について、専決第2号、以上1件の報告があります。

総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 議案書の37ページをお願いいたします。

報告第2号専決処分の報告についてでございますが、これは地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容といたしましては、平成28年11月20日午後7時20分ごろ、玉名市役所本庁舎南側駐車場において、市職員が運転する公用車が相手方所有の軽自動車と接触し、右前方バンパーを破損させたものでございます。

相手方への損害賠償額として、市は100%に当たる8万1,319円を支払うものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車共済より全額給付されております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 以上で、報告の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*

日程第7 請願・陳情の報告（請第1号及び請第2号、陳第1号から陳第5号まで）

○議長（永野忠弘君） 日程第7、「請願・陳情の報告」を行ないます。

請第1号 岱明ふれあい健康センターに併設した岱明町公民館の早期建設に関する  
請願

請第2号 市民会館建設位置の見直しを求める請願

陳第1号 安全・安心の医療介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の  
提出に関する陳情

陳第2号 「介護保険制度の見直し」と「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善  
の実現」を求める意見書の提出に関する陳情

陳第3号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書の提出に関する  
陳情

陳第4号 国民健康保険の改善を求める意見書の提出に関する陳情

陳第5号 玉名市議会議員の費用弁償の見直し、廃止を求める陳情

以上、請願2件、陳情5件が今回提出されております。

内容については、お手元にその要旨を配付しておりますので、説明を省略いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明28日から3月7日までは休会とし、3月8日は定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。一般質問を希望しておられる方は、質問の要旨を具体的に記載し、明28日の正午までに事務局にお届けください。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時44分 散会

第 2 号

3 月 8 日 (水)

## 平成29年第2回玉名市議会定例会会議録（第2号）

### 議事日程（第2号）

平成29年3月8日（水曜日）午前10時00分開議

#### 開 議 宣 告

#### 日程第1 一般質問

- 1 14番 宮田 知美 議員（市民クラブ）
- 2 3番 松本 憲二 議員（自友クラブ）
- 3 23番 吉田 喜徳 議員（保守前進クラブ）
- 4 12番 近松 恵美子 議員（無党派）
- 5 5番 城戸 淳 議員（新生クラブ）

#### 散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

#### 開 議 宣 告

#### 日程第1 一般質問

- 1 14番 宮田 知美 議員（市民クラブ）
  - 1 なぜ、天水地区・横島地区には光回線インターネット接続サービスがないのか
    - (1) 玉名市におけるインターネット接続サービスの状況について
    - (2) 市内全域への光回線インターネット接続サービスの提供はできないのか
    - (3) 光回線に頼らない高速インターネット接続サービスはどのようなことが考えられるか
- 2 3番 松本 憲二 議員（自友クラブ）
  - 1 公立玉名中央病院建設について
    - (1) 建設予定地の候補地選定と決定について
  - 2 今期定例会、開会日の「市長あいさつ」について
    - (1) 「市長あいさつ」の内容に対して尋ねる
- 3 23番 吉田 喜徳 議員（保守前進クラブ）
  - 1 教育問題について
    - (1) 新学期を迎えるに当たって
      - ア 入学時の経費について
      - イ 格差や貧困について
    - (2) 小中学校の次期学習指導要領の改訂案について

- 2 旧庁舎跡地と周辺整備について
  - (1) 玉名第1保育所の新築移転の問題について、その後の進捗状況は
  - (2) 跡地の利活用と周辺整備の一体的取り組みについて
- 4 12番 近松 恵美子 議員（無党派）
  - 1 効率的な市政運営について
    - (1) 支所の窓口業務の民間委託は無駄が多いのではないか
    - (2) 各種計画書の作成方法と目的について
  - 2 要支援児童への施策について
    - (1) 不登校の現状と支援の実際について
    - (2) 中学校卒業後のひきこもりの実態と居場所づくりについて
  - 3 交通弱者に対する支援について
    - (1) 交通不便地域の方々に対する今後の計画について
    - (2) 乗り合いタクシーの利用実態はどうか
- 5 5番 城戸 淳 議員（新生クラブ）
  - 1 「日本遺産」（天下第一の米づくり）について
    - (1) 「日本遺産」の概要と、認定申請に至った経緯は
    - (2) 「日本遺産」として認定された場合の観光振興とまちづくりの見解は
    - (3) 「日本遺産」の市長の思いは
  - 2 市民会館建設について
    - (1) 観光振興や「音楽の都 玉名」としての市民会館について
    - (2) 市民広場への建設による利便性について
    - (3) 市民会館建設位置の見直しを求める署名提出について

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

**出席議員（24名）**

- |     |         |     |           |
|-----|---------|-----|-----------|
| 1番  | 北本 将幸 君 | 2番  | 多田隈 啓二 君  |
| 3番  | 松本 憲二 君 | 4番  | 徳村 登志郎 君  |
| 5番  | 城戸 淳 君  | 6番  | 西川 裕文 君   |
| 7番  | 嶋村 徹 君  | 8番  | 内田 靖信 君   |
| 9番  | 江田 計司 君 | 10番 | 田中 英雄 君   |
| 11番 | 横手 良弘 君 | 12番 | 近松 恵美子 さん |
| 13番 | 福嶋 譲治 君 | 14番 | 宮田 知美 君   |
| 15番 | 前田 正治 君 | 16番 | 作本 幸男 君   |

17番 森川和博君  
19番 中尾嘉男君  
21番 小屋野幸隆君  
23番 吉田喜徳君

18番 高村四郎君  
20番 田畑久吉君  
22番 竹下幸治君  
24番 永野忠弘君

\*\*\*\*\*

欠席議員（なし）

\*\*\*\*\*

事務局職員出席者

事務局長	堀内政信君	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	平川伸治君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

\*\*\*\*\*

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	上嶋晃君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	小山眞二君	健康福祉部長	村上隆之君
産業経済部長	吉永訓啓君	建設部長	磯谷章君
会計管理者	今田幸治君	企業局長	北本義博君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	伊子裕幸君	監査委員	坂口勝秀君

\*\*\*\*\*

○議長（永野忠弘君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 一般質問

○議長（永野忠弘君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

14番 宮田知美君。

[14番 宮田知美君 登壇]

○14番（宮田知美君） 皆さんおはようございます。市民クラブの宮田知美です。

一般質問を行なう前に、市民の方から環境整備課の皆さんの御活躍というか、その方にお礼を言ってほしいということでしたので、ちょっとそれを紹介したいと思います。

先月2月26日、日曜日に桃田公園に首輪がついている中型犬、ボーダーコリー犬2歳が野放しになっていたそうです。ほかの犬や子どもたちにスリスリしていたので、危ないなと思い、市民の方も心配になり、その犬を非常におとなしい犬だったので捕獲されたそうです。お世話をしていたら、前の日から何も食べていないのか、与えた食事を無心にほおばったような感じだったそうです。周りの方々もどこの犬なのか心配されて探していたら、近くにいつも運動してる小中学生が「その犬なら、前の日の土曜日に白い車はその犬を置いていった。」というふうに小中学生が言ったと、いわゆる捨てていったということを目撃したそうなんです。日曜日なので、市役所に電話しても、その方たちは休みなのかなと思いつつながら、どうしようか、家に連れて帰ろうかなど心配されていたようなんです。それで、たまたま桃田公園のほうに行ったら、シルバー人材センターの方がおられたので、相談したらすぐに環境整備課の職員の方が、休日にもかかわらず優しく対応してくれたそうです。その奥さんたちがおっしゃるには、「わあ、玉名市の環境整備課の人はすごいですね。」と。すぐやる課じゃないけど、なんでもやる課じゃないけど、市民が困っているときに、内容はできる、できないは別として、すぐに対応してくださった環境整備課の方の奉仕的な精神にとっても感謝されておりました。また、「トップの市長さんの指導が行き届いておられるんでしょうね。」と言われたんです。その方は。私も「うん。」と考えながら、「そうですね。」と言っておきました。

それでは一般質問を行ないます。

なぜ、天水地区、横島地区には光回線インターネット接続サービスがないのかについて質問をいたします。

光ファイバーは、ガラスやプラスチックを素材とした細い繊維の集合体の通信ケーブル

ルです。インターネット回線の普及に大きく寄与したADSLに取ってかわり、次世代のインターネット回線として全国各地にすばらしい勢いで広がり始めております。そのような中、パソコンなど、インターネット通信をよく使用されている方々から、何度か天水、横島には光ファイバーは整備されないんですかと聞かれます。また、玉名市自体がなんとなくつながりが悪いというふうに言われる方々もおられます。それでNTTさんに尋ねたところ、整備するには多額の費用、天水あたりで3億円ぐらいかかるということで、NTTさんが自前で整備するのには、多くの方が加入されなければ、整備費用の元は取り出せないということで、なかなか人口の少ないところはNTTさんも光ファイバーの整備は厳しいんじゃないかというふうにおっしゃってます。

しかし、市民の方々にしてみれば、ある地区は光ファイバーが来ていて、自分のところが来てないと、ここは来ていないというのは自分たちも同じ市民として、生活しているわけですから、市民税も払ってるわけですから、地域によってサービスが受けられないというのは非常に不公平感を感じるとおっしゃってます。

そこでまず、第1番目として、玉名市における光回線インターネット接続サービスの状況についてお尋ねします。

続けて2番の市内全域への光回線インターネット接続サービスの提供はこれから先できないのか。続けて質問をいたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 議員の玉名市におけるインターネット接続サービスの状況について答えをいたします。

まず、インターネット接続サービスにつきましては、通信事業者が自宅や会社などで利用されている固定電話の回線を利用して提供されているADSL、それから光ファイバーケーブルを自宅や会社などへ引き込んだ光接続サービスでありますとか、ケーブルテレビ事業者の設備を利用したインターネット接続サービスなどがございます。本市における通信事業者が提供をしているインターネット接続サービスの状況でございますけれども、固定電話の回線を利用したADSLのサービスにつきましては、岱明の庄山地区、開田地区、上地区を除く市内全域がサービス提供エリアとなっております。

次に、光ファイバーケーブルを利用した光接続サービスは、通信事業者の電話交換局単位でサービスエリアとなっております。議員御質問でありますとおり、石貫局、ここは石貫、三ツ川、月瀬、箱谷でございますけれども、それを含めました横島局、天水局は提供エリア外になっております。玉名局、大浜局、岱明局エリアでサービス提供が行なわれているという現状でございます。また、ケーブルテレビ事業者が提供されておりますインターネット接続サービスは市街地域、横島地域全域、天水地区の一部にて行なわ

れております。

次に、市内全域への光回線インターネット接続サービスの提供はできないのかという御質問でございますけども、光回線等インターネット接続サービスにつきましては、市が行なっているサービスではなく、民間事業者が行なっているサービスでありますため、設備等を有し、サービス提供を行なっている事業者へ早急なサービス提供を市として陳情、要望をしている状況でございます。しかしながら、光回線でのサービス提供を行なうには、事業者によるサービス提供装置の設備、整備、局舎の改修、光ケーブルの敷設等設備投資に、議員がおっしゃるとおり多額の経費が必要となるため、現在サービス未提供地域である石貫局、横島局、天水局エリアについては、採算性の問題により、民間事業者独自での開局は困難であり、計画もないとの回答を受けております。また、近隣においてはサービス提供実現のため、自治体がサービス提供に要する事業者の初期設備投資に係る赤字補てん部分を補助する民設民営一部補助型により、光接続サービス提供を促進する事業が行なわれ、サービスの提供が開始をされておる事例もございます。本市で現在の未提供エリア、先ほど申しました石貫局、横島局、天水局の3局を通信事業者に対し補助を行なう民設民営一部補助型の事業を行なった場合、市が補助する費用が約7億円となる試算が出ております。この事業に対する財源措置として、国や県からの補助メニューというのではなく、すべて一般財源での対応という現状を考えますと、非常に厳しい状況ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） 今、部長のほうから答弁があったんですが、多額の費用がかかるということで、天水、横島、石貫の整備は難しいということで。ただ、7億円かかるということなんですが、これインターネット接続、高速のインターネット接続サービスが企業によっては本社が離れていたりする事業所さん、また、市が企業を誘致する場合に非常に必要じゃないかと思われる通信回線なんですね。それと、先ほどもおっしゃいましたように、オレンジニュータウンですね、玉東の。あそこはもう最初から引いてあるわけですよ。ですからそのようなところはいわゆる定住化構想という一環で引かれてあります。そしてまた、今の若い人たちはIT関係に非常に敏感ですので、やっぱりそういうのがない地域というのは子育て世代も住まないんじゃないかというふうに思われます。

それでは、じゃあ玉名市としてそういう高額のコストがかかるけども、これから先、光に頼らない形で、頼らないならば、じゃあどういった形でサービスを行なっていくのか、最後にちょっと質問したいと思います。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の光回線に頼らない高速インターネット接続サービスはどのようなことが考えられるかということでございますけども、まず、1つ目としましては、ケーブルテレビ事業者が行なっておりますインターネット接続サービスがございます。このケーブルテレビ事業者が行なうインターネット接続サービスは、民間通信事業者が行なっている光接続サービスと同等の通信速度及び利用料金でサービス提供が行なわれております。

次に、2つ目として、携帯電話やスマートフォンなどで利用されているモバイル通信でインターネットへの接続を行なう方法がございます。日常的に携帯電話やスマートフォンでホームページの閲覧やメールの送受信など利用されていることが多いかというふうに思いますけども、日々進歩しているこのモバイル通信技術は、通信速度についても高速となり、携帯電話等のエリアであればどこでもインターネットに接続が可能でありまして、タブレット機器を携帯電話でありますとか、スマートフォンを介して、インターネットへの接続を行なうことも可能でございます。また、モバイル通信技術を使用したモバイルルーターを利用してパソコンやタブレット等からのインターネット接続等も現状では考えられます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） 今現在では、部長がおっしゃったようにひまわりテレビさんによるものと、携帯電話の個人のもののが今非常に普及しておりますので、その辺のところを使ってやっていければというふうなことをおっしゃいましたが、このひまわりテレビさんによるケーブル回線はテレビ回線もついておりますので、できますので、横島地区においては海外研修生の人たちが祖国へインターネットテレビをつなげるので、これまでのADSLでは途中でぶつぶつ切れていたということで、区長さん方々からの要望でひまわりテレビさんのケーブルテレビ回線が横島地区全地域に張り巡らされているようです。

先ほどもおっしゃいましたように、天水の場合は、玉水地区や501号線沿いはひまわりテレビの加入者がおられれば引けるが、そのほかはちょっと費用対効果で試算するとなかなか難しいというようなことをおっしゃいました。

先ほども言いましたように、近くの自治体では、光ファイバーを玉東町、和水町などは先ほど部長がおっしゃいましたように、既存の企業などから高速インターネット接続サービスを引いてほしいと強い要望に応えるためにそれぞれに財源は合併特例債による設置や過疎債などで赤字補てんを行なうなどさまざまですが、自治体からの要請によって引かれております。今玉名市は合併特例債を今さらながら使うのはちょっと時間がないんですが、また、過疎債も過疎じゃありませんので使えないのかなと思います。しか

し、NTT九州とかNTTの熊本支店のほうにちょっと聞きましたところ、先ほどは一般財源しかないというふうに部長とおっしゃいましたけども、そこの方がおっしゃるには違うんですね、少し。ちょっと頑張ればできるみたいなことをおっしゃったんですよ。というのが、玉名営業所というのは今ないんですね、去年の4月にNTTの玉名営業所は熊本の交通センターの今はないんですが、交通センター横のNTT熊本支店で、あの中を集約施設の中に入っているそうなんです。その中の人に聞いたら、まずは玉名市からNTTさんに光ファイバー設置要望を出してくださいと、これは出されておるわけですね、何度か。それでその後、NTTの検討部会で検討をされるそうです。そしてNTTさんの基準があって、見込み客数が5,000人以上の場合とか1,000人の場合とか、そういうふうに見込み客数によってNTTさん自信が自前で設置するのか、この辺はちょっと無理かと思うんですが、その後、申請自治体に何割負担していただくのか決められるそうです。それが先ほどの7億円なんですかね。それで、しかしその負担額を例えば、先ほどの過疎の地域とか合併特例債を使うところとか言われましたが、国の総務省のほうによれば、そのIT産業の普及のため、いわゆるその額はわからないが補助金が交付されますよと、こういうふうにおっしゃるわけですね。ですから今一度、そういう交付金が、補助金が交付されれば玉名市の負担少なくて、地域間サービスの差がなくなるんじゃないかなと思います。

それでもう1度、市のほうのそういう頑張りを、ちょっと見解を聞きたいんですけどいかがですか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 再質問でございますけども、議員おっしゃられたとおり、定期的に陳情や要望は文書等でも行なっているんですけども、再度どういったシステムと申しますか、交付金事業とかそういったやつがあるのか、ちょっと調べまして検討し、また、勉強して要望等していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 宮田知美君。

○14番（宮田知美君） ありがとうございます。

やはり、先ほども一番最初言いましたように、玉名市全体がちょっと繋がりにくいという感覚でおられる方が多いみたいなんです。そして若い方々の定住化促進のためにもぜひ、引いてほしいと。

それと地域間サービスの差がないようにそういう公共設備とか、また、経済の基礎となるようにインフラ整備は積極的に行なってほしいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、宮田知美君の質問は終わりました。

3番 松本憲二君。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番(松本憲二君) 皆さんおはようございます。3番、自友クラブの松本でございます。

もう本当に早いもので、3月の今日が8日なんですけれども、連日夜遅くにNHKをつけますと、3.11東北の震災の特集が今復興がこういうふうになってるよとかですね、そういう番組が毎日のように放送されていて、早いもので6年が過ぎようとしているわけですね。なかなか東北のほうも100%の復興というのは、まだまだ先のことだろうという報道がずっとなされている中で、もう本当に遺族の方々は寂しい思いをされているのかなというふうに感じております。

それでは、私は今回、2つの一般質問をさせていただこうと思っております。

まず1番目に、公立玉名中央病院建設についてとしておりますが、この公立玉名中央病院とこちらから見えます玉名地域医療センターですね、医師会病院とも言いますが、そこが経営統合をいたしまして、新たに地方独立行政法人熊本県北病院機構という名前で、新しい病院が建設をされようというふうになっております。

そんな中で、今年の6月に熊本地震が起きましたあとにも病院のことについては一般質問をさせていただいているわけなんですけれども、今回は、その32年度中に建設が完了しないと、何と言いますかね、総務省のほうから、今、中央病院には地方交付税算定措置として、30%の補助が受けられて、いるんですけれども、32年度までに完成をしますと40%の補助が受けられると、その建設費とか中の病院のその器具であったりとかですね、10%の上積みがなされるということで、早急にその建設をしなければなりませんけれどもなかなかその建設の着手にいろいろな問題がありまして、なかなか難しい状況に陥っているということで、この推進本部の本部長でもあられます高寄市長がいらっしゃいますので市長のほうにちょっとお伺いしたいなというふうに思っております。

私たちは、この玉名市議会から7名の議員がその中央病院の企業団というところの議会に派遣をされておりますけれども、その病院企業団の議会に新病院建設の候補地として、4候補地が提示をされたわけです。その前に、いろいろな候補地、九州看護福祉大学のそばであったりだとか、桃田運動公園のそばではどうですかといういろいろな話があった中で、無作為に玉名市民と玉東町民2,000名に対してアンケートを実施されているわけですね。それで約4割近くの回答があったとお伺いしておりますけれども、そんな中で一番多かったのが、新玉名駅周辺と玉名バイパス沿いというのが一番多かったというふうに聞いております。それを検討された中で、私たちに4候補地が提示をされたわけなんですけれども、そのどうしてその4候補地が、どのように決定されたかと

というのは、私たちのその病院企業団には、一番最初説明がなくて、結局この4候補地から1候補地を選んでいただきたいというような状況で提示をされました。その4候補地に選定されたどういういきさつで選定されたのかというのを、まず1つちょっとお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 松本議員の質問の建設予定地の候補地選定についてと決定についてお答えをいたします。

まず、新病院建設予定地の選定についてでありますけれども、新玉名駅周辺に至った経緯から御説明を申し上げます。

昨年3月に、玉名郡市医師会、公立玉名中央病院企業団、玉東町及び本市で構成をいたします玉名地域医療体制づくり推進本部会議において、九州看護福祉大学周辺、玉名市役所庁舎周辺、新玉名駅周辺、現在地の4地区を選定をし、その中から交通アクセスの利便性やわかりやすさ、インフラ整備、用地の拡張整備、玉名市総合計画、さらにアンケート調査の結果など、総合的に評価をし、新玉名駅周辺を最有力候補地として位置づけをいたしたところでございます。その後、議員、メンバーでありますけれども、公立玉名中央病院企業団議会において説明を行ない、承諾を得たところでございます。その結果を踏まえて、3月29日の第5回玉名地域医療体制づくり検討協議会に提案をし、新玉名駅周辺を建設予定地として御承認をいただき決定し、公表したところでございます。

次に、新玉名駅周辺から4候補地を選定した経緯を説明を申し上げます。

昨年の7月に開催された推進本部会議において、新玉名駅から半径500メートル程度の範囲内で農振除外の協議や整いやすい場所を選定をいたし、特に新玉名駅周辺の35.6ヘクタールにつきましては、まちづくりの観点からも優先的に選定を行なったところでございます。また、4候補地からの絞り込みにつきましても、交通の利便性やインフラ整備の状況、地権者数、浸水地区、盛土量などの土地の状況や埋蔵文化財や建設基準などの法規制に加えまして、事業費や開院時期等につきましても総合的な点から評価を行なうよう指示をしたところでございます。現在、個人所有の土地でございまして、この場での個々の評価結果を申し上げることは差し控えますが、昨年の9月には病院企業団議会において評価結果の説明を行ない、承諾を得て、建設予定地の位置づけを行ない、地権者交渉に入っております。地権者の了解もおおむね示されたものでございまして、今年1月に玉東町と本市の両議会、並びに医師会にも報告を行なっております。

今後は地権者や関係者に正式に同意をいただいた上で、場所を決定していただき、地

域説明会や農振除外申請等を行ない建設を進めたいと考えております。今回、公立玉名中央病院企業団で位置づけいたしました建設予定地につきましては、さまざまな意見があると思いますが、新病院建設の趣旨は、耐震基準を満たしていない公立玉名中央病院の早期の耐震化対策と地域完結型の玉名医療体制づくりであります。その達成には、国が定める新公立病院改革プランに沿った公立玉名中央病院と玉名地域保健医療センターの経営統合による建設財源の確保が必要であり、昨年8月に行なわれました公立玉名中央病院と玉名地域保健医療センターの経営統合に関する基本協定書の調印の意義を尊重し、経営統合に向けた内容協議を真摯に進めることが重要であると考えております。2病院の経営統合によって誕生する新病院は、地域完結型の医療提供の基幹病院となり、地域住民に安心して信頼される病院として発展するものと期待をされております。私も、その期待に応えることができるよう病院事業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 今市長のほうから答弁がありました。市長が言われるように、新病院建設に向かって着実に邁進していくと、それはもう私もやっぱり市長がおっしゃったように、新病院建設の耐震化、中央病院のですね。耐震化が1番最初に問題になって、その新病院建設構想というのが始まったというふうには私もとらえているわけですが、先ほど市長が答弁でおっしゃいました。新玉名駅周辺半径500メートルだったと思うんですけど、その中から、A地点、B地点、C地点、D地点、私たちに提案があったわけですが、私ここで今そのマップを持ってるんですけど、今の公立玉名中央病院も防災拠点病院として補助も受けられているし、それは公立の中央病院ですから、それはもちろん何か災害があったときに防災の拠点病院として、やっぱり存在しないといけないわけですよ。しかしながら、私たちに提示があって、ハザードマップを上から乗つけた場合にですね、ハザードマップで見たら、そのB地点とC地点というのは1メートルから2メートルの浸水地区なんです。どうしてそういうところがその建設予定地にまず候補地として設定をされたのかというのが、どうしても私にはその腑に落ちないところがあるんですよ。ちょっと考えられないなど。

それとですね。その工程フロー。その建設の工程フローを示された表もその時に一緒に提示があったんですけど、先ほど、その市長がおっしゃられた文化財埋蔵の状況だったりとかいうのをちゃんと踏まえて、そういう選定をしましたよという話もあったんです。今、説明がありましたけれども、私たちのこの工程のその表には、もう埋蔵文化財の本調査が入った場合には、32年度には絶対建たないところなんです。3つの地点。そういうところを32年度完成には絶対その間に合わないところをあえて3カ所選んであるわけですよ。だからここがどうしてもその私たちが納得ができないという

ころがあります。市長は、先ほどそういうところも全部考慮して、この4カ所を選んだよと、その建設費の安くできるところを。それと、その遺跡の文化財の発掘調査とか、その辺も考慮をして、評価をして4候補地を選ばさせていただきましたという答弁がありましたけれども、この工程フロー表を見たら、どうしてもそこを重視して本当に選ばれたのかなと、それと農振除外というのは、県のほうにお伺いしましたら、それは公的機関を結局、玉名市さんの思い入れで、そのもちろん、耐震が結局満たしていない中央病院を新たに建てかえるということとされるのであれば、その農振除外というのはある程度、その熊本県としても協力をしていきたいと、せざるを得ないでしょうというような回答を私はいただいているんですけども、そういう面も加味して、やっぱりもう少し、そのこの建設場所とかですね、そういうのを1番最初に決めるときに、先ほど市長が答弁されたのと、全然その噛み合っていないわけですよ。市長もこの工程フロー表を結局見られたときにどのようにそのちょっと感じられたかを、ここで私が持っているのと多分同じものを見られてると思うんですけども、このB、C、D地区というのは、もし本調査が入ったら、文化財の本調査が入ったら、それ35年度まで本調査がかかるんですよ。もうちゃんとは提示をしてあるわけです。してあるんですよ。ましてや建設完了は2カ所は39年度、開院がやっぱり40年の上期と書いてありますね、それともう1カ所は40年の後期なんですよ。開院予定が。だから結局3カ所とも32年度に開院、建設完了というのは、もうほぼほぼ無理な状況なんですよ。この工程フロー表をまず市長も見られて、その十分加味してここは4カ所に絞ったんだよという答弁だったんですけども、その辺のところもう1回ちょっとお聞きしたいと思えますけれども。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） ハザードマップ内に建設候補地を選定した理由というようなこととございますけれども、このハザードマップの浸水地域と埋蔵文化財の調査ということ以外の点では、利便性やわかりやすさの観点、また、まちづくりの観点、駅の南側の県市協定を締結されている35.6ヘクタールの開発に、新病院建設がもたらす波及効果を考え、ハザードマップの浸水地域でありましてもかさ上げれば利用できるという認識で、そしてまた、農振除外というものがしやすい場所ということで選定したということとございます。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） いや、このその埋蔵文化財ですよ、私が言ってるのは。そのもちろんハザードマップもありますけれども、埋蔵文化財のこの工程のこのフローを見たときに、これ本調査が本当に入ったらもう全然建設に間に合わないじゃないですか、そこをちょっともう一回お伺いしたいんですけど。

○議長（永野忠弘君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） その埋蔵文化財に間に合わない云々というよりも、その前にそのそういったものを検討した結果、間に合わないというふうなことになったというふうな状況でございます。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 今の答弁がどうなのかというふうに私は思いますけれど、この工程フロー表を見たら、もう先ほど何遍も言いますように、もう32年度中に病院が完成するというのは、もう3つの地点では、もうほぼ無理なんですよ。

それと1番最初に病院を建設するとき、玉名地域医療センターと経営を統合をいたしまして1番最初は、公立玉名中央病院を350床で新病院を建設。それと、玉名地域医療センターは、150床をそのまま残して、今の地域医療センターでそのまま病院を継続・運営するという、その経営だけを統合をして、2つの病院で運営をしていきますよという1番最初の走りだったんです。それが今年の11月18日、県のほうで開催された会議に、中央病院のほうから職員が出席をして、中央病院側も、推進準備室も県の医療政策課のほうとは、ある程度話をしながら、2つの病院で経営だけを統合して進めていけるというふうに、打ち合わせの中ではそういう話をしながら、新病院建設のほうに向かってたわけですが、その総務省のほうから、その11月18日にいらっしゃって、そこでの話で、2つの病院を経営だけを統合するというのは認められないと、1つの病院にしなさいと、だから地域医療センターを病院としては運営できませんよ。そしたら350床じゃなくて、統合するわけですから、350床以上、400床以上の病院になるということで、私たちにも説明があったわけですが、その1つは、私がそれは考えるんですけれども、1番最初に病院を建設するに当たって、地域医療センターはそのままの150床で運営ができるんだから、その医師会としてもなかなかその中央病院だけを新たに建設するわけですから、その建設場所だったりというのにはなかなかその口は挟めないというふうに思ってたのかなというふうに思うわけですよ、自分たちのその地域医療センター、医師会病院はそのまま運営ができる。あくまでも今の公立玉名中央病院を新しいところに移転をして、新築をするんですから、そこにはなかなか私たちもちょっと口を挟めないのかなというふうに、多分、思ってたのかなと思うんですけれども、しかしながら、11月18日、総務省のほうから2つの病院での病院経営はだめですよと、1つにしなさいとって制約が、結局かけられて、じゃあそこでまた新たに医師会と話をして、じゃあ医師会のほうは、地域医療センターはそのじゃあ150床の病院としては、経営をやめて、新病院のほうにその移りましょと、一緒にやりましょというふうに話が変わったわけだと思います。そういう中でですね、この玉名郡市の医師会に、大体建設場所を説明をきちっとされたの

がですね、1月16日なんですよ、今年の年明け。その建設予定地だったり、私たちに1番最初その示されたそのハザードマップのそのA、B、C、Dの候補地それと、こういう工程フローというのが1月16日の日に、玉名郡市医師会に示されたわけですね。そこでそのやっぱり医師会側としても、どうしてその昨年の11月18日にもう総務省からそういう通達に来て、じゃあそれは経営としてはもう統合をして、それじゃあ病院が2つではできないならば、1つにしなきゃいけないよね、という話までなってるのに、建設場所だとか、工程フロー表だとかというのか自分たちには一切提示がなくて、年を開けて約2カ月間ぐらいあとに、結局その提示をしてある。やっぱりその医師会としても、多分そこら辺が1番納得してらっしゃらないんだらうなというふうに思うんですけども、そのどうしてその2カ月間も、約2カ月間ぐらい、その玉名郡市医師会のほうにその建設場所だったり、その工程のフロー表だったりというのを提示をしなかったというのは、どうしてなのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 松本議員の建設予定地にかかわる医師会への報告ということで説明を申し上げます。

建設候補地につきましては、先ほど選定にかかわる経緯を申し上げましたけども、用地取得に関しましては、新病院建設の事業主体であります公立玉名中央病院企業団の予算措置において、企業団議会の議決が必要でございました。このため昨年7月に推進本部会において、新玉名駅周辺から4候補地を選定し、その上で、総合的評価を行ない、建設予定地を決定することで確認をいたしたところでございます。評価結果につきましては、昨年9月に新病院建設の事業主体であります企業団議会へ説明を行ない、建設予定地の御承認をいただいたところは、先ほど申し上げたところでございます。このような状況の中で、昨年11月の総務省の見解を受けて、本年1月12日に行なわれました推進本部会で2病院体制ではなく、1病院に集約しなければならない旨の説明を行ないまして、これにつきましては、医師会といたしましても、それで了解もいただいたというふうな状況でございます。その議会の中で、医師会長から建設場所について、医師会にも説明してもらいたいという依頼を受けまして、1月16日に評価結果の説明を申し上げたところでございます。医師会からは、予定地が駅周辺のまちづくりの核とならないというような御意見もございましたけども、駅の南とか、北とかという違いはあるものの、予定地は将来の熊本県北の拠点になりうる場所であると確信をいたしているところでございます。医師会への評価結果の説明が玉名市議会及び玉東町議会と合わせて企業団議会後の報告という形になりましたけども、利便性、建設コスト、期間、交付税処置などのいろいろな要素を踏まえて選定結果でございますので、御理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 今、答弁をいただいたわけですがけれども、あくまでもその32年度というのがありますんで、そのところは非常に重視をしていかなければならないと思いますけれども、医師会のほうからは、先ほど異論が出てるといふふうに市長も今答弁の中でおっしゃいましたけれども、やっぱりそれは、もちろんその推進本部会議が1月12日に行なわれて、医師会のほうからその説明をしてくれということであったかもしれませんけれども、11月18日にもう総務省から2つの病院では経営はできないよということがあったんで、やっぱり早々にそういうことを話し合いをされて、ましてや早々に、その場所の説明もしておかないと、32年度というのがちゃんと分かってるわけですから、その辺の余りにもこう結局、病院の建設というか、その検討が始まったのがこれ平成25年4月なんですよ、まだ私たちが議員になる前だったですよ。この耐震化検討会議ということで、その耐震がないということで、こういうその新病院建設が発足をして、もう今29年。もう結局、4年がたってるわけですよ。まだ結局、建設候補地も決定もまだしてないような状況。32年というのは、もう前からわかってたんですから、その辺をもう少しその真摯に検討をしていかなければいけなかったのかなというふうに思うんですよ。

荒尾市の、すぐお隣の荒尾市長の市長選挙で、あそこも市民病院の建てかえということで、非常にその議論がなされて、今度その新浅田市長が当選をされたわけですがけれども、あそこでやっぱり1番問題になったのは、1個はもちろんその道路網の整備ですね、あの辺、一応、野外音楽堂の道路網の整備とか、そのあの辺のすべての整備もちゃんと検討をした上でということで、そこに着手できるのであれば、そこにちゃんと着地をしますよということで、浅田新市長はそれを公約に選挙を多分されたと思うんですけども。

これちょっと通告してなかったんですけども、玉名も合併をして市街地までの、横島町だったり、天水町だったり、岱明町からの15分構想というのが多分あったと思うんですよ。もちろん新病院が新玉名駅周辺に建設をされた場合に、この15分構想ではどうしても無理があるわけですね、私は毎日、横島の私は一番外れの干拓地のほうからこの市役所に来るのにも、やっぱり20分、20分かかるわけですよ。そのこの平成32年度で建設を完了して、平成33年の4月に開院をしたときに、道路網のこういう整備、もちろん緊急車両が走るわけです。緊急車両はサイレンを鳴らして信号でもなんでもその通過をしていきますから。しかしながら、一般の市民の方々は、その新病院に来るのに、天水、横島、岱明、非常に今の現病院よりも、もちろん遠くなるわけですがけれども、その辺のその道路網の整備は、果たしてその32年度いっぱい、磯

谷部長、その今から急ピッチにもし計画を立てて着手をして、それが病院の建設と大体間に合う予定ありますか。

○議長（永野忠弘君） だれがよかな。

○3番（松本憲二君） いや、これは磯谷部長にこれちょっと聞いてます。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 再質問にお答えいたします。

現在、企画を中心に、玉名平野北西部土地利用計画の検討を行なっております。その中で、玉名駅周辺の道路網の検討も今行なっております。

32年まで間に合うかという話でございますけれども、全部が全部間に合うとは思いませんけれども、なるべく間に合うように整備を行ないたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 今整備をなるべく急いで間に合わせたいということなんですけれども、もちろん、やっぱり今から高齢化社会を2025年までずっと迎えていくわけですけれども、もうお年寄りの方々が、やっぱりその病院というのはもちろんいい病院をつくるんですから、それは一応、アンケートでも玉名バイパス沿い、新玉名駅周辺というのが1番多かったわけですから、それはそこで、そこに建設をするのがまず当然だと思えますけれども、やっぱりその辺の病院をやっぱり建設するに当たって、遠くなる地域からのお年寄りの方々の安全で、その病院に向かわれる道路網の整備をしっかり検討をしているもらいたいなというふうに思います。この病院建設に関しまして、その医師会とこの前玉名郡市の医師会の理事の方々と病院のその企業団の議会議員と市長、高寄市長と玉東町の前田町長も含めて、その会議をしたわけですがけれども、いろいろ医師会のほうからは、その場所に関しての異論もその中で、結局出たわけですね。先ほど、今市長が答弁をなされたように。その辺は病院、今の公立玉名中央病院もほとんどが紹介、紹介の病院なんですよ。医師会のその個人の先生方からの紹介状を持って中央病院で診察をするという、紹介病院になってます。ほとんどのその熊本の大きい病院もほとんどが、紹介病院ということで、そういうふうになってますんで、医師会とも連携というのをきっちり密にさせていただいて、その32年度までの建設、その完了を願いたいというふうに私も思ってるんですけれども、その辺のそのもちろん、総務省は32年度までのその完成ということでおっしゃってますけれども、それにひょっとしたらその間に合わないかもしれない。いう場合にも多分なると予想をされますけれども、今後そのもう今29年ですから、29、30、31、32と結局4年間しかないわけですがけれども、そんな中で、総務省あたりに対して、そのもちろん、熊本地震もありましたし、復旧・復興がもちろん一番優先をされますんで、なかなかその建設現場の人間が足

りないだとかというのは、報道がいっぱいなされてるわけですけども、やっぱりその辺について、その総務省あたりに、この病院建設が32年度までというふうになってますけれども、市長としては、その辺のその働きかけじゃないですけども、遺跡の発掘が、もし、試掘をして、本調査を結局しなければならぬという状況になっても、若干その延長ができるのかというような、その働きかけは、多分されるであろうとは思いますが、その辺のお考えをちょっとお聞きしてよろしいですか。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 松本議員の質問にお答えいたします。

延長するかというようなことを働きかけをするかというような御質問でございますけれども、働きかけをしたから延長ができるというふうな問題でもございませんし、総務省といたしましても、これも5年間の法律の中でやっているというような状況でございますので、この間に完結をするということが大切であるということで、我々も32年までの完成に向かって精いっぱい今、努力をしているというふうな状況でございます。

先ほどから何回も申しあげますけれども、医師会も精いっぱいこれについては努力をしながら中央病院と医療センターと合わせた玉名に1つの基幹病院として、住民の皆さん方がこの病院で済まされるように、完結型の病院をつくろうというお互いの意気投合の中で、昨年8月に合併の調印式ができたということでありまして、この昨年8月までの病院の締結につきましては、本当に皆さん方に御心配をかけながら、現実的には1年ほど遅れたということでありまして、この合併の調印までに大変なお互いの御苦勞をしながら、そしてまた、協議をしながら、すばらしい病院をつくろうというような思いでこの締結ができたというふうに思っておりますので、32年までという期限もございまして、また、総務省のほうにも今問い合わせをしても、32年までに完結しなければ交付税等々につきましても、やはり皆さん方望むようなことができませんというふうなことをはっきりに申されます。

今後につきましては、私たちにしましては、国、県につきましても、いろんなこの病院の建設についてお願いすること。また、補助等々もつきます。できるならば、そういったお願いをしながらすばらしい病院をつくるために、精いっぱい32年の完成に向けて精いっぱい努力してまいりたいというふうに思っておりますので、松本議員、特に病院議会というふうなメンバーでございますので、今後も御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 今答弁を伺いました。もちろんその昨年8月に調印がなされたわけですけども、それはもう1年遅れたと、今市長のほうから答弁がありました。

それは一生懸命やっぱり双方の言い分があるわけですから、それはもちろん非常に難しく、それが1年遅れたということなんですけれども、もちろん8月の調印から、結局は、その先ほど言ったように350床と150床から今度は1つの病院になって、もちろん変わっていくんですから、そのところも医師会とは、何回でもまた話し合いをしていただいて、その建設場所に関しましても、そしてまた総務省、県のほうにもしっかりと働きかけをしていただいて、いい病院建設ができれば本当に市民の皆さま方も地域完結型ということで、急性期の、もう非常にすばらしい病院ができるというふうには、中野企業長からのほうからも伺っておりますので、そこに向かって医師会の先生方も、先日3月2日の日に会議をしたときには、やっぱりその400床以上の病院というのは、それは熊本県でもなかなかないと、その熊本市内に4つと、その市外に1カ所というふうにおっしゃったんですけれども、それぐらいしかない。県北の本当の拠点病院をつくるということで、私たちも精いっぱい努力をしたいというふうにおっしゃられてましたんで、その辺はしっかり要望をされて、32年度の完成に向かって邁進していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） 2番目に、本議会の開会日27日に毎回この議会が開会されるに当たって、市長のほうが発言というか、あいさつをされるわけなんですけれども、高寄市長ですね、本当にもう旧玉名市で6年間市長をされて、合併されて今度8年目ということで、通算されて14年目ということで、もう市長のあいさつをもう毎回聞くたびに、「ああ、やっぱりもう14年目になれば、非常に市長もあいさつが上手だな。」というふうに、毎回その関心をして、お聞きをしているわけなんですけれども、その中でですね、今回、質問をしたいのが、市長のあいさつの中でありました「市民が輝き、都市が輝き、夢がひろがる玉名」ということをずっとこのあいさつの中でおっしゃるわけなんですけれども、この「市民が輝き、都市が輝き、夢がひろがる玉名」ということはですね、どういうことを、そのどういうことの思いがあって、それをおっしゃられるのかというのを質問をしたいと思います

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 松本議員の今期定例会開会日の、私のあいさつの内容についての御質問にお答えをいたします。

平成26年4月から平成32年3月までを計画期間とし、市民の皆さまへの公約を取りまとめました「輝け玉名「戦略21」」では基本姿勢として、「市民が輝き、都市が輝き、夢がひろがる玉名」を目指しております。これは玉名市を子どもたちの輝かしい未

来が展望され、市民のだれもが将来にわたって住み続けたいと思えるすばらしい都市とするということを表しております。

この「輝け玉名「戦略21」」には、「行政経営」、「暮らし」、「経済産業」、「人づくり」、「安心安全」、「まちづくり」の6つの分野、44施策を掲げ、優先的かつ重点的に取り組んでおります。

議員御指摘の市民会館やサッカー場の建設など、内向きの行政運営では、観光など外向きに力を入れる必要があるのではないかと指摘でございますけれども、この44の施策は、私の公約を基本といたしまして、まとめているもので、特定の分野に偏ることなく、すべての分野を網羅していると考えております。また、観光に関する施策といたしましては、特産品のトップセールスの実施やトップセールスによる誘客活動の実施を掲げて取り組んでおります。国外での誘客活動のはいありまして、平成27年度の香港からの宿泊客数は234人で、前年に比べて約10倍ということのふえをいたしております。一方、平成27年度の台湾からの宿泊客数は、前年に比べまして25名減の278人となっております。今後も、私が特産品の宣伝、売り込みや国内、国外を問わず誘客活動を行なうことで、玉名市のPRや特産品の販路拡大、観光客の誘客につなげてまいりたいと考えております。

また、基本姿勢である「市民が輝き、都市が輝き、夢がひろがる玉名」は、具体的には44の施策に反映させておりますが、2年を経過した平成27年度末時点での施策のおおむねの達成率は48.4%といたしております。特に市民生活に直接関係のある「暮らし」の分野では、高齢者の見守りのさらなる充実、農業や観光等に関する「経済産業」の分野では、地域商品券の発行やスポーツや教育等に関する「人づくり」の分野では、市民会館の建設や建設建てかえや「玉名学」の推進、環境や防災等に関する「安心安全」の分野では、自主防災組織の結成育成、インフラ整備を含む「まちづくり」の分野では、上下水道の整備を当初の計画どおりに進めていくことができまいりました。その一方で、地域医療体制づくりの推進、市民のサッカー場の新設、岱明町公民館の充実など、諸般の事情によりまして、事業目的どおりには進まなかった施設もございます。

今後は、すべての施策を遅滞なく進めていくと市民のだれもが将来にわたって進み続けたいと思える都市づくりの実現に向けて、職員と一丸となって取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 今答弁をいただきました。「輝け玉名「戦略21」」これが新玉名市になって、高岸市長の2期目の政策ということで、その中で「市民が輝き、都市が輝き、夢がひろがる玉名」ということで、今答弁をいただいたわけですがけれども。しか

しながら、毎年400人ぐらいの人口がずっと減少をしているわけですね、そこを、先ほど市長がおっしゃいました。そのもちろんその香港とか海外からは、大分その観光客もふえて、宿泊客もふえているというような現状ではあります。それはもちろん昨日行なわれた「いちごマラソン」にも台湾のほうからも20何名かのその方も走られて通訳といたしますか、そのアナウンスがですね、日本語それと台湾とそれともう1個、ベトナムかインドネシアかなんかわからなかったんですけれども、そこの通訳は3カ国語ぐらいで、結局その場内アナウンスがあつて、「ああ、その国際色豊かな「いちごマラソン」になってきたな。」というふうにもちょっと感じたわけですが、そんな中で、サッカー場の建設についても、27日のあいさつの中であつたんですけれども、私たち今、公共施設等建設特別委員会の私、今、副委員長を仰せつかつてるわけですが、そこでいつも執行部サイドから、その市民サッカー場はじゃあどういふふうにと話を聞けば、もちろんその市民の方々に非常に頻りに使っていただくための市民サッカー場と、市長がずっとおっしゃられるように、14市の中でサッカー場という、そのサッカー場としてのあれをもっていないのは本市だけだから市民サッカー場をつくるというふうによく言われますけれども、しかしながら、市長のあいさつの中ではですね、市外地からいっぱい競技者等を招くことで、地域活性化にも結局つなげていきたいというあいさつがあつたわけですね、それは今日5番目に一般質問をされる多分、城戸議員のほうから市民会館の件に関しましては、いろいろまたあると思いますけれども、先ほど市長が答弁の中で外向きに、その玉名市にまず来ていただいて、玉名市を知っていただくというのを非常にその必要だと、私は思うわけですね。そんな中で、結局、定住促進事業もずっとなされておりますけれども、なかなかその人口減少というか、その人口減少になかなか歯どめがかからないというような状況です。やっぱりこの「市民が輝き、都市が輝き、夢がひろがる玉名」ということであればですね、やっぱりまずそのいっぱい来ていただく。外からですね。玉名にその温泉もあることすらなかなか知られない方がいっぱいいらっしゃいます。新幹線玉名駅を降りて、私の知り合いが大阪あたりから来るんですけれども、「その看板ないよね。」と、温泉のこのアピールする。だからちょっとお話を聞いたら、県の条例かなんかで、その新幹線のその線路沿いに何メートル以内にはこの大きい看板を設置ができないというふうになってるというふうなちょっと話も聞いたで、それがそれとして県の条例とかなんとかが規約がありますんで、難しいのかなというふうに思いますけれども、そういう外向けのアピールをいっぱいしていかないと、なかなかこの本当の意味での「市民が輝き、都市が輝き、夢がひろがる玉名」には、若干なっていないのかなというふうに思います。

私は農業を自分でもやってまして、もちろん横島地域は、この玉名市の中でも、やっぱり一番農業地帯ということですね、市長のあいさつの中に経済産業の分野で、本市

としましても、引き続き新規就農者に補助金を支給し、経営が軌道に乗るまでの支援を行なうというふうにおっしゃったわけですよね。それと、担い手の育成、確保に積極的に取り組む必要があるというふうにもおっしゃってます。やっぱり私はこの補助金というのが、私も委員会の中でずっと見てるんですけども、この機械に対する補助金は年に1,500万円で組んであって、平成29年度の新しい予算には300万円上乗せで1,800万円というふうの上乗せがあってるから非常にいいことだなというふうに思っただけなんですけれども、この農業者に関しての、その新規就農者に関しての補助金というのは、その予算書でもちょっと見当たらないと思うんですけども、これは市長あるんですかね。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 再質問にお答えいたします。

補助金につきましては、国の補助金を利用しながら、市といたしましては、県とJAさんとともに、経営及び生産体制の技術指導等を行なってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 今、吉永部長のほうから答弁をいただいたんですけども、じゃあ、そしたらそれは国の補助金ということで受けとめていいんですね。その国の補助金を活用しながら、やっていくということですね。いやいや、1番最初本市といたしましてもということで書いてあったんで、市のほうからそういう補助金があったのかなというふうに、私はちょっと受け取ったんですよね。そうしたらじゃあ、その国の補助金を活用してということで、そっこのほうに。

それとですね、排水事業だったり暗渠事業のその農業基盤整備を進めるということでも、市長はあいさつの中でおっしゃられましたけれども、この3月議会の補正の予算書、議第3号と議第12号ということで、この補正予算書の中身を見ましても、昨年の事業採択がやっぱりなされてないわけですよね。団体営農業農村整備事業で、これはマイナスの5億3,700万円が減になっているわけですよね。また、本年度も、予算の中には7億円ぐらいだったですかね、6億円か、6億8,400万円くらいこの予算計上をもちろんされているわけですけども、この辺の結局去年は、5億円も減額ということで、結局補正をするわけじゃないですか、当初予算からですね。そしてまた、この平成29年度の新しい予算には6億8,000万円ということで計上してあるんですけども、このやっぱりここについては、それと農地集積集約化対策事業補助金ということで、これもこの補正でですね、28年度の補正で2億2,800万円、約2億3,000万円ぐらい、結局減額をここでするわけですけども、補正をするわけですけども、

も、やっぱりこの辺に対して、やっぱりもう少し、これは多分ポイントということは多分ないと思うんですね。まあ、いろいろ私も農業関係でその補助金事業があるんですけども、その地区ポイントというのが多分あるかなというふうに、少しは思うんですけども、やっぱりこの辺に関してましては、もう少しその玉名がどれくらいのその思い入れがあって、こういう農業、その振興地域として、本当にやっぱり活力ある農業地帯を形成をしていこうかという多分意気込みだと思うんですけども、その辺に対しては、市長はどういうふうにお考え持ってらっしゃるのかちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 松本議員の質問にお答えをいたします。

農業につきましては、玉名の基幹産業ということをいつも言っておりますように、やはり基幹産業であるということで、農業振興のために、私も努力をいたしているというふうな状況でございまして、補助金等々につきましては、農業につきましては、国も大変手厚くやっているというふうな状況でございまして、国の補助等々を生かしながら、玉名の農業のためにそういうものを生かしてやっているというふうな状況でございます。以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 今答弁をいただきましたけれども、その国自体が手厚い補助をしていると、だからそれを生かしながらということなんですけれども、結局この補正見れば、5億円。その補助が結局もらわれてないという状況なんですよね。だからこの事業が結局その国、県の補助がなかったからこの事業はできなかったということで、多分削除というか、補正をやるわけだと思うんですけども、そこをこれは多分暗渠事業だと私は思っているんですけども、今、暗渠事業が結局は1,000ヘクタールぐらい申し出があって、今300ヘクタールぐらい、約3割ぐらいしかまだできていないと。長洲町なんかは、もう23年から着手をして、ほとんど100%完了しているわけですよ。やっぱり農業者としても、同じ条件でですね、やっぱりその農業をしたいという思いはあるわけですよね。片や長洲町さんはもう100%暗渠事業も終わって、水はけのいい畑で作物を生産をされている。しかしながら、こちらの玉名地区は今3割のしか工事完了というのができてなくて、あと7割の方はまだ水はけの悪い圃場で、結局、作物を苦勞して育ててらっしゃるというような状況なんですよね。先ほど私が言いましたように、もう少し、その県、国に対して要望をしっかりとやっていただかないと、なかなかその県、国もその補助金をじゃあどこにつけようかというときにですね、そこはやっぱり要望が全国から上がってくる中で、そこをその線引きをされるわけですから、その辺に関してですね、もう少し、強い要望をその市長が、その基幹産業であるというふうに

おっしゃいますので、そこにはしっかり力を注いでいただきたいというふうに思うんですね。その多分地域ポイントとかなんとかもあんまりその必要はないのかなというふうに思いますけれども、JAたまなは、今、施設園芸でも、熊本県下の13JAの中でも3本の指に入るぐらいの売上高を持っています。そんな中で、いろいろ土地利用型といって施設園芸だけじゃなくて、米、麦、大豆とかですね、米のあとの野菜だったりとか、そういう事業にも率先して今から取り組んでいかないと、その玉名市と八代市とどうしてもその比較をされるわけですね、八代平野、玉名平野というくらいです。八代市はそういう面では、排水路の整備事業も柵渠工とかU字溝で全部ほとんどができてますし、暗渠事業も23年度から早くから取り組んでほとんどが終わってるわけですね。そこを強い思い入れを持って、熱意を持ってですね、県、国のほうに、行政の行政マンのトップであられる市長がですね、そういう陳情、要望活動をしていただかないと、なかなか職員サイドで、その書面上申請をあげてもなかなかそこには行き着かないというふうに私は考えているんですけれども、その辺は、市長はどのようにその考え、思いを持っておられるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 松本議員の言われますように、私といたしましても、要望等々につきましては、常日ごろから玉名市の農業についても要望をいたしているというような状況でございまして、どの部分が言われているのかちょっとわかりませんが、多分、国の採択事業というふうな状況の中では、国がどうしても予算の関係上に、要望に対してカットをするというふうな状況の場合には、減額にならざるを得ないのかなというふうな状況でありまして、それは要望をしたからできるというふうなものだったら、何回でも私は要望に行って、今後やってみたいというふうに思いますけれども、現実的に、国の予算の中で、分割をされた場合に、玉名市の配分はこれだけということですということになったときにはどうにもなりませんのでそのそういうことがないように、私も精いっぱい努力はしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 今答弁をいただきました。暗渠事業に関しましても、昨年28年度までは10アール当たり15万円の補助だったんですけれども、29年度からは10アール当たり10万円ということで、値段もその補助が結局下げられて、長洲町だとか、その辺はもう完了してるんですから、15万円の補助をもらって、その事業に結局は乗っかれた。しかしながら、今からあとの約7割この玉名市民でですね、手を挙げられてる方々は15万円から結局10万円に補助金が下げられるんですから、そこを結局手出しをしなきゃいけないわけですね。自腹で5万円の負担がまた生産者のほうに

乗っかかってくるわけですね。だから、こういう面はスムーズになんでも事を運んでいかないと、そこが市民にずっとそのほかの市町村との差が出てきますんで、その辺はですね、しっかりやっていただきたいというふうに思います。今、市長のほうから答弁ですね、私も何回でも陳情に行って、それで採択がされるのであれば、それは私も何回でも陳情にでも、要請でも頭を下げに行きますよという強い答弁をいただきましたんで、それは本当に実行されてですね、よりよいその事業採択がなされて、市長が言われる「市民が輝き、都市が輝き、夢がひろがる玉名」が本当に、本当の意味で実現できればいいかなというふうに、私も思っております。そこに向かって、しっかり日々努力をしていただきたいなというふうに思いまして、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました

○議長（永野忠弘君） 以上で、松本憲二君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。

午前11時30分 休憩

---

午前11時46分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を行ないます。

23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 保守前進クラブの吉田喜徳と申します。今回もよろしく御答弁お願いいたします。質問中に時間が正午になるとお思いますので、きっちりと正午で一応切り上げて、質問をしきれなかったら午後にさせていただきます。議長、よろしくお願ひいたします。

春の訪れとともに忘れがたい母校とそして同級生、恩師と別れ、4月には新しい友との出会いが始まる、別れと出会い、世の常とは申せ、感動深き季節が本年もやってまいりました。

そこで私が考えるには、小中学校に入学するに当たって父母負担つまり、保護者の経済的負担であります。ランドセルや制服などなどの経費が今はどのくらい要るのかということでもあります。いかがでしょうか。

今叫ばれているのが、子どもたちの格差や貧困の問題であります。入学経費に苦慮するこれらの家庭はどうやりくりしているのか。助成や優遇措置があるのかと考えます。例えば、栃木県塩谷町では、中学校に進学する世帯を対象に、児童1人当たり2万円相当の商品券を支給する町中学校進学祝い金の交付に関する条例があり、子育て支援策の一環で、制服購入費など中学校の入学に必要な準備金経費の一部として活用してもらう

ことを想定しています。また、島根県吉賀町では、町内の小中学校に入学する新1年生の保護者に、制服や体操服の購入に使える1万円の助成金を配付するとあります。あるいは、大分県日田市教育委員会では、経済的に苦しい家庭を対象にした就学援助制度のうち小中学校入学時の入学準備金を小学生に2万470円、中学生に2万3,350円を支給しています。これらの制度は子どもの貧困解消に向けた効果的な取り組みであり、また、若年層の転入促進や転出抑制に、いわゆる定住化構想にも役立っているようであり、何か考えておられるのでしょうか。教育委員会にお尋ねいたします。

2番、小中学校の次期学習指導要領の改訂案について。

文部科学省は、2月14日小中学校の次期学習指導の改訂案を公表しました。主な内容は、小学校での外国語、つまり英語活動や小中学校の社会では、竹島、島根県と尖閣諸島、沖縄県を始めて日本固有の領土と明記したことであり、また、これまでの議論でアクティブ・ラーニングと表現していたが、各教科で主体的、対話的で深い学びとしての用語を改定案にもち、授業がさま変わりするでしょうと感じます。そこで本日は、外国語、英語の授業について深く取り上げてみました。小学5、6年での英語の教科化を18年度から先行実施する県内教育委員会は、熊本市、宇土市、玉名市、天草市であり、町としては南関町、長洲町、小国町、津奈木町、苓北町の9市町教育委員会、本市、玉名市も18年度から先行実施する分類に入っておりますが、これは熊本日日新聞で正式に報道されていることでもあります。その実施に当たっての難問というか、課題は、やはりどこの市町村も教育委員会として授業時間数の確保と教員の指導力が共通する主な悩みではないでしょうか。その策として、15分間を3コマ組み合わせでの授業を1コマ分45分とする短時間学習、これをモジュール授業としたり、土曜授業や夏休みなど、長期休業の短縮等がその策といえます。

続いて、教員の指導策、あるいは英語指導者の確保、ALTの増員、英語が堪能な地域の人材活用等であります。これらの課題を玉名市教育委員会はどんな方法でクリアしようとするのかお尋ねいたします。

次に移ります。市庁舎跡地周辺整備について。私は、旧庁舎でありますけど、旧玉名市役所に議員として、あるいは大学準備財団法人高等教育事業団の事務所として、30数年お世話になったのでありますが、昨年、これが解体されるときには、感涙にも及ぶたたずまいで私は見つめたのであります。それだけあの地域の人々、あるいは当時の市役所の職員の皆さん、この移転ということについては、随分と議論をされ、そして納得のいく形でこの本庁舎の跡地となっております。さて、それを期して市役所周辺の区長さん、あるいは商店街の代表の皆さん、るる集まった形の庁舎跡地周辺開発推進協議会というものを立ち上げたのであります。この推進協議会の皆さんの意見を集約して、再び本日の動きとしてお尋ねするわけでございますので、よろしく御答弁のほどお願い申

上げます。

1 つには、玉名第 1 保育所の新築移転の問題、その後の進捗状況であります。これは、老朽化した現在の玉名第 1 保育所、場所としても不適切なその場所に、早く早く移転をお願いしたいという要望も、もちろんあっておりますが、その後の進捗の状況についてお尋ねいたします。

次に、跡地の利活用と周辺整備の一体的取り組みについてであります。跡地だけの整備構想については、議会もこれを拒否したことがあります。そこで跡地だけじゃなくて、周辺整備いわゆる繁根木川西側の道路、あるいはまた西に接する民地のことも含めて、一体となった、それぞれの担当課が違いますので、関係担当課と連携した周辺整備の一体的取り組みについてお尋ねをするわけであります。

以上、あと 1 分ぐらいありますけど、よかです。もう終わります。

○議長（永野忠弘君） 議事の都合により、午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 58 分 休憩

---

午後 1 時 02 分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を行ないます。

教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 吉田議員の教育問題についてお答えをいたします。

まず、新学期を迎えるに当たっての中の、小中学校の入学時にランドセルや制服等の保護者負担がどのくらい必要かとの質問にお答えいたします。

小学校では、入学時に制服又は標準服、ランドセルや副教材などで約 6 万 8,000 円程度の保護者負担が必要となります。また、中学校では、男子、女子の制服単価が大きく異なるため、制服や通学カバン、副教材などで、男子で約 8 万 9,000 円、女子で約 1 万 2 万 3,000 円程度が必要となります。

次に、今、家庭の経済格差や貧困の問題が叫ばれているが、このような家庭への救済措置はあるのかという御質問にお答えします。

現在、市といたしましては、経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な援助を行なうことを目的とした玉名市就学援助要綱の規定に基づき、ランドセルや制服等の進入学児童・生徒学用品費として、小学校の新 1 年生に 2 万 4 千 700 円、中学校の新 1 年生に 2 万 3 千 550 円の助成を行なっているところであります。また、入学時以外にも、学用品費や通学用品費、修学旅行費、学校給食費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA 会費への援助も行なっているところでございます。その中の新入学児童生徒学用品費につきましては、文部科学省から平成 29 年度か

らの引き上げに係る通知が届いております。具体的には、小学校新1年生で、現在2万470円を4万600円に、中学校新1年生では、2万3,550円を4万7,400円に引き上げられることとなります。この増額分につきましては、6月議会におきまして、補正予算を計上させていただきたいと考えております。

最後に、玉名市就学援助費以外の入学お祝い金等の特別な救済措置につきましては、現在のところ考えておりませんが、今後、社会における経済的環境の変化や他の自治体の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 教育長 池田誠一君。

[教育長 池田誠一君 登壇]

○教育長（池田誠一君） 吉田議員の小中学校の次期学習指導要領改訂案についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、文部科学省は2月14日に小中学校の次期学習指導要領の改訂案を公表し、小学校での外国語（英語）活動が大きく変わることになりました。この次期学習指導要領の改訂案に対する玉名市教育委員会の考え方についてお答えいたします。

先日、新聞報道で取り上げられましたが、5、6年生の英語の教科化に伴う平成29年度からの先行実施の考えはございません。御指摘の2月21日の熊本日日新聞では、県内9市町村で先行実施する旨の報道がなされ、玉名市も先行実施を予定しているとの記事が掲載されましたが、この報道は、本市が独自に取り組んでおりますエンジョイ・イングリッシュなどへの取り組みの状況のやり取りの中で誤解を生じたのではないかと考えているところです。今後は、市民の皆さまにこのような誤解を与えないためにも、取材内容等の確認を行なっていく必要を感じているところでもありますし、この場をお借りして、訂正とお詫びを申し上げます。

なお、本市といたしましては、平成30年度からの移行措置につきましては、平成32年度にちょうど5年生、6年生となる現在の3年生、4年生の外国語活動は実施する方向で考えております。また、5、6年生の教科化につきましては、平成29年度中にさまざまな情報を収集し、評価の観点や評価の方法について検討を行なった上で、先行実施するかどうかも含めて、今後の方向性を探ってまいりたいと考えております。

次に、実施に当たっての課題についてお答えいたします。

授業時数の確保のための解決策としましては、現在本市が独自に日課を組み込んで実施しているエンジョイ・イングリッシュに、エンジョイ・イングリッシュの時間を5分間拡大しまして15分枠として、それを3回実施することにより、合計45分間を1単位時間とすることができないかと考えております。これを議員も、先ほどおっしゃって

おられましたように、モジュール学習の方式とっております。また、教員の指導力向上の解決策として、既にその一助として、地域の英語に堪能な人材を活用されている学校もあります。今後は、国、県及び学校内でのスキルアップ研修会も行なわれる予定であり、市といたしましても、ALTの増員等も含め、関係部局との協議を行っております。しかしながら、玉名市では既にエンジョイ・イングリッシュを実施していることもあり、小学校教職員の意識づけとスキルアップにもつながっており、さらに先進校の活動参観や研修会も実施しており、この活動を継続することで指導力の向上につながるものと期待しているところであります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長（村上隆之君） 吉田議員の玉名第1保育所の新築移転問題、その後の進捗状況についてお答えいたします。

昨年3月議会での審議、熊本地震の発生、保護者会からの請願を受け、早急な建てかえが可能な公共用地を基本に入所者の居住地、保護者の利便性、敷地の形状・面積、建設費用などを複数の項目から比較検討を行なってまいりましたが、問題点が数多くあり、結論まで至っておりません。

現在の進捗状況といたしましては、現玉名第1保育所周辺の公共用地及び民地について、複数の候補地を選定している状況でございます。今後につきましては、今議会に提案しております平成29年度当初予算の玉名第1保育所整備基本構想策定支援事業委託により、事業費等を算出した上で、保護者のニーズそれから地域住民の皆さま方の声を踏まえ、最終候補地を決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の旧庁舎跡地の利活用と周辺整備の一体的取り組みについてお答えをいたします。

旧市庁舎跡地とその周辺を合わせた土地における一体的な土地活用策の検討につきましては、現在、玉名第1保育所の建てかえ候補地が引き続き当該跡地も含め検討中であることから、開始をしておりません。

また、仮に一体的な土地活用策の検討を始める場合には、議員が御提案の関係各課を横断するプロジェクトチームを設置し、その対応に当たるといことについては検討の方法論といたしましては、有力な選択肢の1つになるというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 答弁ありがとうございました。伊子部長にお尋ねいたします。

小学校が6万8,000円、中学校が男子8万9,000円、女子が1万2,300円、大体このくらいだろうと、これにはランドセルは入ってないんですね、小学校の。

〔12万3,000円。〕と呼ぶ者あり〕

○23番（吉田喜徳君） 1万2,300円だったろ。

〔「じゃない、12万3,000円。〕と呼ぶ者あり〕

○23番（吉田喜徳君） 12万、失礼。ああ、そうだ。12万3,000円。これランドセルは小学校の場合、入ってないでしょ。

それと、体育用、何ですか、体育用の服装ですね、こういうのは入っているんですか、これ。さっきちょっと触れてなかったような。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 今の新入学といたしますか、新1年生の経費ですけど、小学校のランドセルも入っております。それから体操服関係についての入れたところの金額でございます。

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 学用品としてほかにもいろいろこのような入学時における経費が、昔は父母負担の軽減という言葉で非常に叫ばれておりましたけれども、現在は、先ほど答弁がありましたように、国の政策にのっとった金額を補助している。あるいはまた、今後も考えていく必要もあるというようなことで、格差や貧困等の対策に臨むというようなお考えでありました。結構なことだと思います。前向きで検討していただきたいと思います。

次に、小中学校の次期学習指導要領、これは誤報だったというようなことで、残念でありますけど、私は、この熊本日日新聞の21日の新聞ですかね、21日の新聞に明確に熊本市、宇土市、玉名市と3番目にうたってあるんですよ。それで、保護者や関心の深い関係者は、それならもうその対策というか、要するに授業時間の確保とか、指導者の確保とか、こういうのに着手をしておられるというようなことで、お尋ねをしたわけなんですけれども、新聞社とのやり取りで誤解があったというようなことでありますので、その後、それであるならば、報道の修正というか、また、新たな報道に加えていただく、そういうような方向をちょっと要望されたんでしょうか、その辺いかがでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） 先ほど、私のほうから答弁いたしましたように、うちの担当

者とそれから新聞記者の方とのやり取りの中で、話の取り違えがあったんじゃないかというふうに思ってます。それはどういう意味かといいますと、玉名市の場合にはエンジョイ・イングリッシュでもう既に1年生から取り組んでおります。そして今度法律が変わる、まだ変わってるわけじゃありませんけれども、案が、学習指導要領の改定案が出てくるわけですが、そこで予想されるのは、それは訂正します。実際には、3、4年生から英語学習というのが今度導入されてきます。5、6年生は英語の教科になってきます。そこで、玉名の場合には、小学校1年生からエンジョイ・イングリッシュという活動を行なっているわけですね。それで、英語の活動が実際に行なわれているということで、そういうところの取り違え、あるいは説明の、こちらのまずさもあったんじゃないかなというふうに思っています。だから具体的には、玉名のほうには、もう既に1年生からエンジョイ・イングリッシュという英語の活動はやっていると。そして今度、学習指導要領が変われば、それは全国的に3、4年生がすべて英語の、英語学習教科でなくて英語学習というので、導入されていくということになります。そして、学校現場に混乱を起こしてはなりませんので、教育委員会から、この記事を見まして、すぐ各学校の校長あてに、この記事はこういうことで答弁をして、委員会としては記者の方にお話をしているということをお文章で流しております。ただ、そこに取り違えが、どこかにこちらから伝える側と、受け取る側の間にそごがあったんじゃないかなというふうに思っています。

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） それでは、例えば、菊池市、合志市などは、その11市の教育委員会は、要領の全面実施される20年度からとしておりますというような話ですけど、本市もそういうことで、完全にそういうふうに移行する、この分類でいいんですかね。

○議長（永野忠弘君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） 他の市、町につきましては情報を正確に私どもでとらえていることはありませんので、そのところはわかりません。

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 本市としてですね、実施される年度に従って、本市も実施するというふうでいいんでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） ちょっとお待ち下さいね。先ほどの答弁の中にありますが、本市といたしましては、平成30年度からの移行措置につきましては、平成32年度にちょうど5、6年生となる、現在の3、4年生の外国語活動は実施する方向で考えております。また、5、6年生の教科化につきましては、平成29年度中に、さまざま

な情報を収集し、評価の観点や評価方法について検討を行なった上で、先行実施するかどうかも含めて今後の方向性を探ってまいりたいと考えておるところです。

よろしいでしょうか

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） じゃあ、その件はそれでよろしいんじゃないでしょうか。

次に授業時間の確保、どこの教育委員会も非常にこれに悩んでおられるんじゃないかと思えますけど。さっき教育長は、15分間を3コマ組み合わせてモジュール、いわゆる45分授業とする。これの一案を申されました。他の教育委員会もそういうことも考えておられるようではありますが、私は、数年前に、多分、菊川教育長さんのときじゃなかったと思えますけれども、2学期制を提案した一人でありましたが、2学期制になって終業式、始業式がですね、1回に減るということで10時間、これで10時間。それからテストが1回分減るということでこれで10時間。そして、あるいは終業式、始業式のときに2時間程度授業をやれるということで、2時間の確保ができていないか、現在できているんじゃないかと思えます。2学期制になってですね。次に考えられるのが、学校の運営の工夫によってですね、夏休みをできるだけ利用して、家庭訪問等を夏休みにやるとか、あるいは1学期の懇談会を夏休みにするとかで、仮にすれば、これで18時間と。すべてしめて40時間の授業が確保される。こういうようなことで、ひとつの県でありますけど、山形県長井市というところでは、上学年には60分授業の、これも実施されているところがあるようでございます。そのほか確保のためには、やはり土曜ですね、隔週でもいいから土曜を活用する土曜授業と言うんでしょうか、これは前から私も提唱しているんですけども、この辺の確保の問題についてもう少しモジュールのほかにお考えがあれば御答弁願いたいと思えます。

○議長（永野忠弘君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） 吉田議員のいまの再質問についてお答えいたします。

2学期制の件につきましては、吉田議員がおっしゃったとおりに、玉名市のほうも前から導入されて、時間数の確保等に確保しているところでございます。

ところでもう1つお尋ねの土曜授業につきましては、土曜授業を英語教育に活用できないかという趣旨のお尋ねかと思えます。土曜授業につきましては、教育委員会といたしましても、学校の授業時数確保の現状及び要望等を勘案しながら、導入すべきかどうかの検討を重ねてまいりました。これまでは学校からのニーズも低く、実施を見送っておりました。しかしながら、4月の熊本地震以降、自然災害等による臨時休業等に伴う授業のカットやあるいは次期学習指導要領に示される小学校3、4年生における外国語活動や5、6年生の教科としての外国語科の授業時数増加等の課題に対応するため、平成29年4月1日より土曜授業を導入するために学校管理規則を改正したところでござ

います。

議員も御存じのとおり、土曜授業は子どもたちに学校における授業や地域における多様な学習、体験活動の機会など、豊かな教育環境を提供していくとともに、広く保護者や地域に教育活動の公開を図ろうとするものです。まさに学校、家庭、地域のすべての大人が連携し、役割分担をしながら、地域と共にある学校の実現を図るものであると考えております。

なお、土曜授業の実施に当たりましては、その目的及び学校週5日制の趣旨並びに子どもたちの身体的負担等を考慮し月2回、年間10回内の範囲で実施する旨を、平成28年1月28日付で各小学校をとおして全保護者に周知したところであります。

議員から御指摘のありましたとおり、小学校における外国語等の授業実数の増加への対応の一助ともなりうると考えているところであります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 結構な現在実施についてのことが明るみになされることは結構なことではないかと思えます。やはりこの外国語、特に英語、これはもう既に中学校で英語の時間は英語でやるというようなところも都会あたりでは、東京なんかでは、それ盛んにもう上昇中でございます。したがって、これからのやはり国際化に伴って、それは大変なことではあるけれども、大事なことだろうと英語教育は、そういうふうに認識をしているところでございます。

さて、人材の確保でありますけれども、ALTを増員してるところもあります。あるいは常駐ですね、1校1人常駐というところもありますけど、なかなか予算の関係で、これも難しい問題でしょうが、地域には英語の達者な方が、また、英語教室等を自宅でやっておられる方、玉名市にも数少なくないような状況でございますので、地域の人材活用等もこれは視野にやっぱり入れていただければいいんじゃないかなと思えますけどいかがでございましょうか。

○議長（永野忠弘君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） 今議員がおっしゃいましたように、地域にも最近では英語のできる方々が結構いらっしゃいます。実際に学校によっては、そのような方の協力を得まして、小学校あたりで、授業の中に活用されているところもあります。今後また、そういった面でも、検討もさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 終りになりますけれども、伊子部長、もう一回答弁をお願いします。

東京なんかに行けばですね、私学の小学校を除いて、私服が非常に多いですね。これ一長一短があるんじゃないかと思います。この制服がないところは、現在の小学校で玉名市ではありますか。また、あったとすれば、もうなれておられるからいいと思いますけど、制服なしを振興されれば、父母負担の軽減がずっと減ってくるんじゃないかと思いますけど、一長一短あると思いますが、その状況についてわかっていればお知らせください。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 制服の件ですけど、現在、玉名市立の小学校におきましては、玉名小学校と三ツ川小学校の2校が私服といいますか、それを除くすべての小学校で制服又は標準服を採用しております。制服又は標準服を採用している理由といたしましては、統一された服装することで愛校心が生まれることなどの効果とともに、多くの私服を購入する必要がなく、かえって経済的で過度の負担がないとの考え方もあるようです。この意味において、制服、標準服のあり方については、学校と保護者の皆さんとの間で必要に応じて協議を行なっていただいて、そして学校ごとに決定されているものと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 答弁はよろしいんですけど、私は私服になってもそんな高価なものを競争して着るような状況にはならないんじゃないかと思います。上着だけであって、下のほうはもう自由ですもんね、たいがいは。寒いときにはズボンみたいな履いているところもあるし、相変わらず半ズボンで靴下をはいてるところもあるし、ばらばらですよ。よく協議してそれも考えていくということでございます。よろしく願いしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（永野忠弘君） 以上で、吉田喜徳君の質問は終わりました。

12番 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） こんにちは。無党派が9名になりまして、にぎやかになりました。ロッカーがあと3つあいてますので、どなたでもどうぞおいでください。

〔「代表者がいいから。」と呼ぶ者あり〕

○12番（近松恵美子さん） 私に引かれて来られるのかな。

では、通告に従いまして、質問始めます。

まず、効率的な市政運営についてということです。この支所の窓口業務の民間委託の件につきましては、前田議員から何度も、5回ぐらいでしょうか、質問がされておしま

すので、皆さんもきっと内容を御存じかと思えますけども、支所の窓口業務につきましては、岱明町が4人、横島町、天水町が3人かと思えますけども、業務委託ということで、いわゆるもう市役所の職員じゃない、外部の会社に業務を委託してるというふうな形になっております。私としましては、この問題というのは、やはりその委託ですので、そこの仕事しかできないと、ちょっとこれをしといてくれというわけにはいきませんし、非常に業務が限られているということで、支所みたいにお客さん少ないところでは、ちょっと時間の無駄があるんじゃないかなということを感じております。

執行部の今までの議事録を見ますと、この民間委託に対する考えとしては、職員の人件費の節約、支所の職員の事務効率の向上、職員が高度な知識を要する業務に専念できるとか、民間企業による接遇面での対応の向上とか、休暇取得時の対応ができるなど挙げられていました。しかし、先ほど申し上げましたように、市民の反応としては必ずしもいいものばかりではありません。やはり市民としては、そこにいる人はみんな役所の職員というふうな見方をしますので、やはり非常にゆとりがあって、「やはり役所仕事だな。」と、そういうふうな声が出ております。そこで本当に人件費の節約になっているのかどうかという点で細かくお伺いしたいと思います。

まず、1点目は、本庁と支所の窓口の証明書等取扱件数と担当職員、社員の数ですね。つまりここで1人当たり、1日にどのくらいの書類を処理しているのかが出てくるんじゃないかと思えます。

2番目は、本庁と支所の対応職員の業務対応時間と件数。1件当たりの処理時間と件数をかけますと、正味何時間働いておられるのかということがここで見えてくると思います。

3番目は、証明書1枚当たり発行に当たっての人件費。

それから4番目は、先ほどとあわせて1日当たりの労働時間と人件費ですね。どのくらいの仕事量に対してどのくらい払われているかということですね。

5番目が、本庁と支所の窓口業務の違い。

6番目、この業務委託したことでの利点とマイナス面をどのように考えているか。それから今までに発生した問題、苦情についてお伺いしたいと思います。

これ、お伺いしてから、次の計画書のところに移りたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 小山眞二君。

[市民生活部長 小山眞二君 登壇]

○市民生活部長（小山眞二君） 近松議員御質問の支所窓口業務の民間委託は無駄が多いのではないかについてお答えいたします。

平成26年7月から行政改革の一環として、支所窓口業務の一部について民間委託を導入したところでございます。現在、支所窓口業務のうち31項目について業務の委託

をしておりますが、公権力を行使する業務とそれ以外の業務を明確に区分したところで市職員の事務の効率化により、市民の相談業務に対しまして、職員が専念できることや窓口における接遇レベルの向上がより図られたところでもございます。

支所と本庁、これ市民課ですが、の窓口対応件数、時間、コストの比較についてでございますが、まず、支所窓口につきましては、各種証明書の交付や転入・転出等に係る移動処理、その他国保、介護、子育てなどの福祉関係の各種申請書の受付についても委託社員が対応しているところでございます。一方、本庁市民課につきましては、各種証明書などの交付のみを非常勤職員で対応しておりまして、転入や転居などに係る移動処理につきましては、市職員が対応しているところでございます。そのため、支所の民間委託と本庁市民課の非常勤職員対応の窓口対応時間やコストについて、一概には比較できませんが、平成27年度の支所窓口取り扱い件数は、3支所で年間4万346件、1日当たり約166件となります。3支所10名の社員で対応しておりますので、1人当たり取扱件数は1日約17件でございます。窓口対応の平均処理時間を1件、受付、異動処理、交付まで考えますと10分としまして、1人当たり、1日約3時間となり、1件当たりのコストが約570円となります。また、委託社員1人当たりのコストは、1日9,430円となります。ただし、この金額は単純に委託金額を日数と人数で割ったものとなります。一方、本庁市民課の窓口取り扱い件数は、年間7万732件で、1日当たり約290件となります。窓口対応を行なう非常勤職員は5名ですので、1人当たりの取扱件数は、1日約58件でございます。諸証明発行業務対応時間を1件受付と交付でございますので、5分といたしまして、1人当たり、1日約5時間となり、1件当たりのコストは約100円でございます。また、非常勤職員1人当たりのコストは1日5,540円となります。しかし、非常勤職員の場合には報酬の支払いや休暇などに係る人事管理、さらには突発的な休暇や長期休暇等が発生した場合に、非常勤職員にかわり市の職員で対応が必要となりますので、このような部分についての市職員の人件費も含めて、本来比較されるべきであり、先ほどのような費用面だけで比較をし、判断することはできないというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 支所の場合は、1人、平均1日に17件を処理してて、その17件に対して9,430円の経費がかかっていると。大体10分ぐらいの労働に対して570円かかっているというふうな回答だったと思います。本庁の場合には、1人当たり58件ですから、かなりの数ですね。それに対して約半額の5,540円で対応できると。本庁の場合には経費が1件当たり100円、支所の場合には1件当たり570円かかっているというふうなことではなかったかというふうに思います。

この数が具体的に出たわけですが、この感覚がやはり市民が役所に行きますと、「なんか暇だな。」と「役所というのは余裕があるんだな。」と、そういうふうに思わせる原因じゃないかなというふうに私は思います。

先ほど臨時の場合には、休んだときに職員が対応しなくちゃいけないと、そういう問題があるというふうなお話がありましたけども、私としては職員がやはりそういう窓口対応を忘れないために、やはりそれはそれでいいのではないかとというふうに思うわけなんですけども、この金額を見てどんなふうにお感じになりましたでしょうか。改めて見られたのか、前からわかっててこういう状況だったのかわからないんですけども、やはり17件、これ平均17件ですから、多分支所の場合には、支所次第では横島町、天水町あたりでは、1人平均1日に処理する数が14、5件というふうなところもあるんじゃないかと思うんですけども、お客さんの対応を1日14、5件してもらうことで、経費がこの9,400円かかると、このことについてどういうふうにお考えでしょうか。私としては、ここはやはり、市民のやはり市政に対する信頼を持ってもらうためにも、やはり一生懸命やっているなど、役所は大変なんだなど、そういうふうな感じの役所であってほしいと思うんですけども、この余裕というのはどういうふうにお考えになりますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 小山眞二君。

○市民生活部長（小山眞二君） 近松議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申しましたように、確かにコスト面でいきますと1件当たりのコストが400円ほど、470円ですかね。

〔近松恵美子さん 「570円と言いましたね。」と呼ぶ〕

○市民生活部長（小山眞二君） はい、ほどの差が出てくることにはなりますけども、支所窓口というのが、業務としましては総合窓口でございますので、やはり広い業務の中での集約をした総合窓口という業務の違いも、この市民課との、本庁市民課との違いがあって、こういうふうな数字になっているのかなというふうに思っております。

また、この民間委託にしたことによりまして、職員の市民への相談業務、これについてはより強化がされたんじゃないかと。やはり支所のいろいろな相談をもってこられるお客さんというのが、支所には支所なりの近くに支所があるからということでの相談業務というのは、結構多いように聞いております。そういった対応も充実できるんじゃないかという思いでございます。

それと先ほどの、支所の、要するに今までの経費面でいきますと、確かに非常勤と比較しますとこのようになりますけども、やはり今まで市が取り組んできました民間委託というのは、やはり職員をまずは民間委託にして、職員の人数を削減し、その分の要するにコストを削減しようというふうな取組みでもございますので、その点を考えます

と、今の民間委託というのはどうしても必要であり、今後も継続していくべきではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 私がお尋ねしたくて、回答いただきたかったのは、主に、例えば、住民票1日に、簡単に言いますと、住民票を1日に15枚出して9,500円というのはちょっとコストがかかりすぎをいうふうにお考えじゃないですかということをお伺いしたかったんです。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 小山眞二君。

○市民生活部長（小山眞二君） 近松議員の再質問にお答えいたします。

やはりこの市民の窓口、特にこの総合窓口でございます。これはやはり、例えば、月曜日の午前中、やっぱり多い市民の方がおいでになるというふうなこともちょっと聞いております。それに多いときと少ないときというのは確かに波がございます。こういったところもやはり対応していくことが必要でございますので、一概にその部分だけのコストによってこれが無駄だというふうなことは、なかなか考えづらいように考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） きっと今市民部長の権限で、これについて、はっきり答えられないというふうな状況なんでしょうから、また、このことは、じっくりお考えいただいたらいいというふうに思います。

少々月曜日とか多いときがあるだろうが、この平均、やはり平均17件、1日に17件しか来られないと、窓口。そのことに対して9,400円支払ってるということは非常に効率が悪いんじゃないかと、お金だけの問題じゃない、やはり何してるんだろうなというふうな印象を多く市民が持つというのは、これは避けられないことだというふうに思います。

それから先ほどから接遇面での対応の向上ということ言われましたけど、私これを出すことは非常におかしいことだと思うんですね、職員さんも接遇はいいですよ。職員さんの接遇さんがいいのが当たり前であって、民間委託したら接遇がよくなったというのは、非常に、それはそういうことを言うこと自体が役所として、やはり恥ずかしいことじゃないかなと、接遇面では同じと、むしろ役所の人の方が多岐にわたる知識を持てますので、非常にソフトな対応できてるようじゃないかなというふうに、私は思います。それでこの民間委託する理由として、接遇面での対応というのを入れるというのは、私はちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思っております。

私は、非常にこれは職員を減らすことができたと言われますけども、全部で2,000万円ぐらい、確かかかっていますから、私の考えとしては、例えば、新卒の職員を全般的な市の流れがわかるように、1人配置して、あとは非常勤を配置するとか、そういうことで使っていけば、全体的な職員の削減にはなりますし、全体的な予算は変わりませんし、その辺を含めて考えていったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。そもそも、この窓口の民間委託というのは、支所みたいにお客さんが少ないところではあんまりやっぱり効率的というふうにならないんじゃないかと思うんですね。そして、当初もっと多いというふうにお考えになってされたんでしょうけども、やはり本庁に行ったほうが早いということで、岱明町の方も本庁に行くことが多くなつたしますと、当初の予想より少なくなってるんじゃないかなと思うんですけども、委託した当初、どのくらいの数を見込んで委託されたんですか。わかりましたらちょっとお伺いしたいんですけども。やはりこの、これだけの金額を委託で契約されるためには、その積算の根拠というのあったと思うんですよ、このくらいの数がくるだろうと、当初はどのくらいを予想されたんですか。私、打ち合わせのときにこれ聞きますと言ってなかったけど、その資料がありましたら、はい。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 小山眞二君。

○市民生活部長（小山眞二君） 近松議員の再質問にお答えいたします。

当初の民間委託にする上での社員ですかね、その人数でございますけども、

[近松恵美子さん 「お客さんの数。」と呼ぶ]

○市民生活部長（小山眞二君） お客さんの数ですか。

[近松恵美子さん 「あとで聞いていただいていいですかごめんなさい。議長、上げていいですか。」と呼ぶ]

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 結局どのくらいの仕事量があるから、このくらいのお金というふうに決めたわけでしょ、だから、当初はどのくらいの仕事があるというふうに思って契約したんですかということをお伺いしたんですけども、私が調べてみたらあんまり少なく、このくらいで、17件で9,400円払うのはちょっともったいないじゃないですか、という思いでお尋ねしたので、当初からこのくらいの数だというふうに把握した上でこの金額で委託したのかどうかということをお伺いしたいんですけども、わかりますかね。待つときでしょうか

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 小山眞二君。

○市民生活部長（小山眞二君） 近松議員の再質問にお答えします。

その時の業務の内容につきましてということで、その件数については、ちょっと済みません。この手元に資料を持って来てないんですけども、やはり委託をする上では3

支所の業務をどういうふうな窓口の業務がなされているかということは、確かに支所の責任者なり、担当者を交えてその中で最低、最低と言いますか、これだけの受付業務又は窓口業務が発生するというので、その量をもとに金額をはじき出して委託の金額の最終的なプロポーザルですけれども、その金額になったというふうに聞いております。詳しいちょっと件数については、申し上げなくて申しわけございません。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） じゃあ、後ほどわかりましたら教えてください。

このくらいの業務があるから、このくらいというのわかりますけど、その業務の中に仕事量というのも入るはずなんですよ、どんなに業務が幅広いこと委託しようと、1日に2人来るのか、100人来るかで、やはり仕事量が違うと思いますので、その仕事量というのを、どのくらい見込んで委託したのかということを知りたかったのであとわかりましたら教えてください。

それと、これは部長のせいじゃないんですけども、このアウトソーシングって、やはりそのこういうふうに役所の仕事、会社の仕事も委託していくという、業務委託していくというのは、流れはありますけども、この根本の考えというのはですね、もうパターン化してるような仕事は高い給料払ってる職員がする仕事ではないという考えが、本当は基本だと思うんですよ。いろいろ言葉を尽くしてありますけど、根本は、これはこういう仕事は職員のする仕事じゃないと、こんくらいの仕事だというのが基本じゃないかなと、そこから来てると思うんですけども。じゃあ、窓口業務ってそんなその何かいろんな知識がある。そして資質がある職員がする仕事じゃないのかなと、いや窓口こそ大事じゃないかなという気が、私はいたします。先ほど、窓口をしなくてよくなったから相談業務に対応することがふえたと言われましたけども、私も時々しか支所に行きませんけども、相談、そうですね、そんなに多いのかなという気がいたします。1番大事なのは、窓口に来たお客さんからどんな情報を、やはり得ることができるのか。そこで瞬時にどんな人間関係をつくっていくのか、信頼関係をつくっていくのかというのが、本当は、私は、一番大事な仕事じゃないかなというふうに思うんですけども。市役所が考える高度な知識を必要とする仕事というのは何なんですかね、私は思います。

部長として、こういう仕事は、窓口の仕事はもうパターン化しているから、言うなれば「だれでもいいんだ。」みたいな形で業務委託していくわけですけど、じゃあ最後に、いろいろ委託していった本丸の職員がする仕事は何なのかと。役所の中で、職員しかできない仕事って何なのかというふうに思うわけなんですけども。どういうふうにお考えになりますか。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 小山眞二君。

○市民生活部長（小山眞二君） 近松議員の再質問にお答えいたします。

現在、委託業務は、民間委託にしている業務は、31項目と先ほども申しましたように、大体11課の31項目が委託をしているところでございます。支所の業務としましては、大体100項目ほどございます。残りの数字でいきますと、69項目というふうなところになりますけれども、公権力を行使する業務というふうなことでもございますけれども、やはり福祉関係が結構多いようでございます。例えば、身体障がい者、福祉関係の業務と特別児童扶養手当関係とか、重度心身障がい者医療関係、介護保険事業とか、こういったものが、職員が直接業務に当たっているというふうなところでございます。逆に委託をしているところでいきますと、住民異動届けです。こういったのが一番多いんですけども、印鑑登録とか、国保の各種届け出、申請関係を受付をすると。介護も同じですね、国保、国民年金とかそういったところを委託している内容でございます。今言いましたように、そういう福祉関係が一番職員としては、特に取り扱いについてはやっているとございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 福祉関係のそういう仕事というんですか、業務が多いということなんですけども、私としては、福祉関係こそ、非常に介護で困ってたり、その裏には金銭的なことがあったり、多岐にわたる問題を抱えていることがあるので、こういうのはやはり役所の職員が担当すべきことじゃないかなというふうに思います。この業務委託そのものが、すべて全否定するわけではありませんけども、支所においてこのいろんなお客さんがくる中で、そして種類は多いけど、数が少ないと、こういう状況において、今の状況で、やはり業務を民間委託していくというのは、少しやり方を考え直したほうがいいんじゃないかと、私は思うんですけども。今度7月に確かもう切りかえて、今後3年の契約を結ぶというふうに聞きましたけども、今のこの何回も繰り返しますけども、17件ぐらいで書類をこのくらい出すだけで9,500円近くかかっているとこういう状況のもとで、また、このような条件で委託契約を7月に結ばれる考えなのか、支所においてもう一回どうやったらいいのか、あり方を考え直すお考えはないのかどうか伺いたします。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 小山眞二君。

○市民生活部長（小山眞二君） 近松議員の再質問にお答えいたします。

先ほど来、支所の窓口のコスト面等も御指摘をいただいているところではございますけども、支所は幅広い業務を集約した総合窓口として行なっているところでございます。この窓口業務は幅広い業務に対応して、常に安定的で、継続的な業務体制が必要であるということから、今後も民間委託を行なって、住民サービスの充実を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 幅広いからこそ、特に福祉部門については、職員がすべきじゃないかと。だって17件、岱明で見ますなら1日80件ぐらいですかね、17件が4倍ですから、80件ぐらい。その例えば、半分が窓口の住民票とか、そういう戸籍関係として、あと半分が、例えば、福祉関係のお客さんだとしても、そのあの数でその残りの相談を、あの数だけじゃなくて、臨時雇用その分は入れるとしてもこなせないわけじゃないんじゃないかなと、私は思うわけですけども。今の職員で、この40件に対応するのは忙しいかもしれないんですけども、やはりこの業務委託を、形を変えた場合は、また別の形で人を雇用すれば十分できるんじゃないかなというふうに、私は思います。やはり今の問題というのは、先ほど苦情とか言われましたか。どんな苦情が出ているかと、私。言われてないですよ。利点とマイナス面、どんな苦情が出ましたかと、答えられました、答えてないでしょ。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 小山眞二君。

○市民生活部長（小山眞二君） 近松議員の再質問にお答えします。

失礼いたしました。先ほどの苦情についてのあるのかというふうなことの御質問でございますけども、支所におきましては、ごくまれに発行業務などで確認不足による軽微な間違いがありましたが、即座に対象者へおわびするなど、適正で対応を図ったところでございます。本庁市民課におきましても目立った苦情は発生しておりません。市民から疑義などが発生した場合には、市職員が窓口に出向き、丁寧な聞き取りをして、説明をするなどの対応を行なっているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） ほかにもいろいろ苦情あるようでございますけれども、一生懸命されてるということは非常に確かで、本当に隙なくきちっとされて、一生懸命はされておられます。ただ仕事が少ないもんですから、なんとなく見張りみたいな感じのちょっとそういう圧力を感じるみたいな雰囲気があるようでございます。

私が感じてる問題としては窓口が混んでいても、職員が対応するわけいかないですから、もう会社が違うということになってますので、何にも対応しないこっちは動きもしないというですかね、なんかこんなに混んでるのにやってくれない職員に対して、住民がなんかお役所仕事だという不満が出るという、そういうふうな問題があります。それと、先ほど相談業務に専念できるという話がありましたけども、やはり最初の出会いが民間委託の方ですので、職員との心理的な距離ができると、これはあります。そういう意味で相談の時間はできるというけども、ちょっとした話すきっかけをなくして、距離

的な乖離ができるということはできてるといことは事実です。

それからもう1つの問題は、問題が発生しても職員にすぐ尋ねることができない、職員がすぐ口出しできないと、こういうことから、対応が遅れるという不信感、不満が募るというふうな、こういうふうな問題があるようでございます。部長としては、市長のお考えかもしれませんけども、このことを形を変える気持ちがないという、そういうふうなことでございましたけども、市民からは、やはりこの形というのは、非常に役所は生ぬるいなと、そういう印象しか受けないと思いますので、なんらか考えたほうがいいと思いますけども。数出ました、数わかりました。

[市民生活部長 小山眞二君 「先ほどの。」と呼ぶ]

○12番(近松恵美子さん) はい。じゃあ数、お尋ねして、そして市長に、この17件で9,430円かかっていることに対して、市長自身もこれをもう一回考えてみるお考えはないかお伺いして、この問題はおしまいにしたいと思います。

○議長(永野忠弘君) 市民生活部長 小山眞二君。

○市民生活部長(小山眞二君) 近松議員の再質問にお答えします。

先ほどの当初計画では何件の見込みをしてたかということでございます。4万4,000件で、1人当たり、1日ですけど、18件の業務を見込んだところでございます。以上でございます。

○議長(永野忠弘君) 市長 高寄哲哉君。

○市長(高寄哲哉君) 近松議員の窓口業務についての質問にお答えをいたします。

コストのことを言われるというような状況でありますけども、1件当たりにも幾らというふうなことは、サービスという面からおいては、なかなかこれに対してのいい結論は出ないだろうというふうに思いますし、また、日によってゼロのときはどうなるのか、多くてどうにもならないときはどうなるのかとかいうところもございますので、サービスは今議員言われるように窓口の人は、丁寧に一生懸命にやっているとされるということは、私も本当にそういう状況じゃないかなというふうに思いますので、コストをあまり言えば、極端に言ったらなくしたほうが、1番コスト的には安く上がるというふうな状況でございますので、やはり市民サービスとしてやっていかなければならないのは、いろんな業務について、いつでも市民の皆さんが来られても、対応できるような体制だけは常にとっておかなければならないということでございますので、コスト対費用というようなことについては、コストだけ言えばなくしたほうがいいというふうに思いますけども、なかなかやっぱり市民サービスを維持していくためには、仕方がないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長(永野忠弘君) 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 市長、私がお尋ねしたのは、同じコストでもう少し住民も満足し、そして職員も満足するやり方があるかどうかを考えてみられたほうがいいんじゃないですかと、この金額、同じお金をかけるなら、もうちょっと違うやり方をしたほうが効率がいいんじゃないですかというふうな質問だったんですけども、それに対してお答えください。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 今回、窓口業務について民間委託をしているというのは、いわばこれからできるところはやっていくというふうな状況でございますので、今のところ民間委託したときに、これは民間委託でいいたろうということによってやっておりますので、コストも踏まえながら、そういったものは考えていかなければならないことかなというふうに思いますけど、今の現在では、現在のところを見ながらやっていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） ではまたゆっくりお考えになってください。

では次に移ります。各種計画の策定方法と目的についてということです。

先日、玉名市の総合計画を見せていただきました。12月議会の北本議員の質問に対して、計画は30ぐらいあるということでしたけども、この間お伺いしたら、いや30どころじゃない。まだあってどのくらいあるかわからないということでしたので、実際どのくらい数があるのかということもお伺いしたいと思います。

何のために計画をつくるかということですけども、一般的に言いますと、やりたいこととか、やらなければいけないことを関係者に理解を求め、協力を得るために、得る必要があるときに計画をつくること。個人的には、自分が何を、いつまでに、どんな方法でしなくてはならないかを忘れずに、着実に実行するために計画をつくると、こういうことではないかなというふうに思います。しかし、役所の方々はもうそれを十分承知の上で仕事しておられますので、計画書を見ないなという声をよく聞きます。そんなに皆さんが活用しないような計画だったら、もっと1,000万円とかかけずにですね、スリムに、経費もかけないで、そしてやたらに民間委託しないで、自分たちの言葉でつくったらどうかと、もう10ページぐらいでもいいんじゃないかと、見てわかるような計画書をつくってよ、ということ、私は、関係各課に普段から言っております。

大体、地方自治体の業務は、国次第というところが非常に大きいので、計画をつくってもできあがったころには、また違ってきたり、方針が変わって来たりします。最近のことでいえば、平成24年に後期基本計画をつくっていますけども、介護保険がこのような形で変わるとまだ予想だにできなかったことすし、国民健康保険しかり、小学校

の部活の件しかりです。市役所の予算でも、3月に本予算が決まっても、6月には補正予算が出てくると。まして5年、10年先のことがわかりもしないのに、そんなものに1,200万円、それ以上もかけてつくるのは、非常にもったいないのではないかなというふうに思います。玉名市はやたらにコンサルタント会社に委託することが多いような気がします。インターネットで調べてみますと、「地方を滅ぼす名ばかりのコンサルタント」「市の計画づくりのコンサルタント委託はやっばりやばい」とか「地方創生で発生しているコンサルタントバブル」「自分たちで考え、行動する自前主義が町を変える」などのことがよく問題、話題になっております。

そこで質問いたします。庁舎内にはどれだけの計画があるのか。2つ目は、コンサルタント会社に委託してつくった計画書はどのくらいあるのか。費用はどのくらいかけているのか。そしてこの計画は、どこに配付して、どのように活用されているのか。計画書がどのように活用されているのか。この点についてお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 近松議員の御質問にお答えいたします。

まず、平成28年度ベースでございますけれども、28年度に作成した計画書の数とそのうちコンサルタントなどに委託した数でございますけれども、28年度、市では全課をとおして19本の計画書を策定しており、そのうちアンケート調査とか、公営企業の事業計画の変更を含めまして、計画書策定に係る総合的支援などに、専門的な知識あるいは経験に基づく支援の必要性や優位性を鑑みて、10本の計画書策定においてコンサルタントなどに委託をしているところでございます。その経費につきましては、予算ベースでございますけれども、総額で9,303万1,000円となっております。

あと、計画書の活用等についてでございますけれども、当然、自分たち庁内で関係ある部署、あるいは全課に対してもその計画書のほうは配布をして、それで全庁的にその計画に対しては、取り組んでいくというような、そういうような状況でありますし、当然、概要版等についても市民にお知らせをするというようなところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 28年度で19本の計画ということで、私はとてもびっくりしたんですけども、よかったらその19本の内容と、それから、大体その庁舎内にどのくらいあるのかということをお尋ねしたんですけど、これは28年度に19本ということですよ、そのほかにも、例えば、3年1回つくる介護保険計画とかもありますし、全体で、その北本議員が質問されたときは30と言われたけども、実際はそれ以上あると、こないだ言われたですよ。全体でどれくらい持っているか資料ありませんか。もしなかったらいいですけど、28年度の計画書の内容だけ教えていただけま

すか。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 28年度の19本の内容でございますけれども、まず、コンサルタントに委託した10本のほうからお話させていただきますと、第2次の総合計画の前期基本計画、それと第3次玉名市食育推進計画、玉名市食糧・農業・農村基本計画、玉名市スポーツ推進計画、玉名市空家等対策計画、玉名市建築物耐震改修促進計画、それと玉名市下水道事業経営戦略、玉名都市計画下水道事業計画、玉名都市計画及び長洲都市計画下水道事業計画、委託している10本の最後としていたしましては、玉名市公共下水道ストックマネジメント計画、この10本がコンサルタントに委託したところでございます。コンサルタントに委託していない残りの9本につきましては、まず第3次玉名市行政改革大綱、第3次玉名市行政改革大綱実行計画、それと平成28年度実施計画、玉名市自治基本条例アクションプラン、玉名圏域定住自立圏共生ビジョン、それと玉名市景観計画、玉名市地域防災計画、玉名市国民保護計画、玉名市水防計画、第10次玉名市交通安全計画。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） たくさんの計画がある中で、委託しないでつくってある計画もあるということで、半分ぐらいはそうだとということで、本当に御苦労なさってるなと思いました。ところで、コンサルタント委託の場合には、業者の選定基準というのは、選定はどのような形でされているんですか。プロポーザル方式でされているんですか、どういうふうにして業者を選定していますか。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 業者の選定につきましては、当然プロポーザルで行なうところもございまして、業者からの幾つかの見積もりをもらって、随意契約するというような形で行なってる場所もございまして。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 私、ある計画を県庁に行って、県内全部の計画書を見せてもらったことがあるんですけども、やはりこの総合計画もですけども、職員がつくってる場所もあるんですね。そのアンケートとか何とかの部分だけは委託したから、そこは400万円かけてあとは自分たちでつくりましたみたいなこと言われてました。今は、総合計画はインターネットで出せばどこでも見られますから、自分たちでつくってる計画というのは、本当にこういう気持ちで、市をこういうふうにもっていかうとしてるんだなというのが、ずっとストーリーがわかるんですね。コンサルタント会社に委託するとやはりその何というんですかね、このお金の分を見ばえよくしようとしているせ

いか、非常にページ数が多くなって、そして書いてあることもダブリがあつたりして非常にわかりにくいと、心に響きにくいと、やはり魅力が、自分たちでつくったのと業者がつくったのとでは、やはり計画書の中に命があるか、ないかみたいな感じを私は感じます。そこで私としては、皆さんとても忙しいのはわかってますので、予算の査定の際に、今まで委託してたけども、今年はちょっとつくってみようとかいうときには、やはりその分の安くなるわけですから、臨時職員をもし雇うのであれば、その分を認めるとか、それから職員の残業手当も十分に配慮するとか、それから勉強に行く旅費も出すとか、削減した分をもう少し実のなるほうに使って行って、そして本当に自分たちの計画を自分たちでつくと、一部分でも全面委託じゃなくてつくと、そういうふうな形にならないものかなというふうに思っております。そういう意味で少し依存しすぎてゐるのではないかと、そういうことはないだろうかと思うんですけども、どういうふうにお考えでしょうか。今の計画のあり方というものを。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたします。

コンサルタント委託せずに、自前で作成してはどうかというような御意見だったかと思えますけれども、確かに幾つかのメリットというのは、そういう形であれば幾つかのメリットというのは確かにあると思えます。例えば、その計画内容を熟知することができるとか、あるいはその知識習得の枠が広がるとか、幾つかのメリットは確かにあると思えますけれども、ただ、専門性が高い計画とかを作成するような場合については、どうしてもそういう専門知識が必要になると思いますし、あるいはその効率性とかを考慮した場合は、どうしてもやはりコンサルタントに委託せざるを得ないのかなというような状況であるかと思えます。

今おっしゃいましたように自前で策定したりとかして、任期付きの職員、あるいは臨時職員等を雇用するというのも当然、1つの手であるかと思えますけれども、やはりその辺につきましても、それぞれ所管している課、計画を策定する課において、総合的に判断して、そのあたりは決めてもらっているというふうな状況でございますので、そういうような流れになろうかということでも考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 私も個々の計画はよく存じ上げてませんので、本当に委託しないとできない状況もあるかと思えますけれども、やはり市の方針として、今まで委託してたけども、つくってみようというときには、その委託分が減る分、今言ったように残業とか、その辺はちゃんと大目に見ますよ、みたいなそういうふうな方針を出していかれると、現場のほうも取り組んで見ようかなという方が、そういう部署が、1つで

も2つでもふえるんじゃないかと思しますので、そういう意気込みがある部署がありましたら、減る分を職員が大変な思いするわけですから、その分の配慮を考えていただいたほうがいいんじゃないかという意味での私の質問です。全部自分でつくったほうがいいんじゃないかということではありません。

総合計画はどこに、この間の立派な総合計画ですね、「どこに配るんですか。」とこの前聞きましたら、議員と市長と3役の方ですね、それから幹部、部・課長さん、くらいというふうに聞いたんですけども、あとは外部から視察なんかで来た方に差し上げると、そういうふうな聞いたんですけども、そういうふうな範疇での活用だったら、本当にみんなが見てわかる、もっとコンパクトなもので、それでいいんじゃないかと、そのほうがわかるんじゃないかというふうに思ったんですけども、実際どのように活用されてるのか、もう1度お伺いします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 今先ほどちょっと申し上げましたように、計画等の配付につきましては、今議員おっしゃいましたように、議員各位、あるいは3役、それとあと市の幹部それと全課にも配付をいたしておるというふうなことでございます。

やはりその点につきましては、全庁的にその総合計画というのは、最上位の計画でございますので、市全域、全庁的に取り組んでいくべきいろんな施策について掲載しておりますので、全庁的に取り組んでいく必要があるというようなところで考えてそういう形で配付をしているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 私たちもこのたくさんある計画をいただいているのはほんの一部ですので、また今日を機会にこの計画を見させていただきたいなというふうに思っておりますけども、近隣の計画も見させていただきたいなと1歩でも、2歩でも改善させていただきたいなとそういうふうに思しますので、計画については、本当にハートに響くようなものをぜひつくっていただきたいということをお願いしまして、この質問を終わります。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） 要支援児への施策についてお伺いいたします。

12月議会において、教育長より不登校の実態について答弁いただきました。玉名でもふえていた不登校の子ども数が減っているということで、関係各位の御努力の賜物と思います。しかし、先日、山鹿市に行きましたら、不登校の子ども数が激減しまして、平成17年に70人いましたのに、平成29年で9人になっていました。たしか玉名は30人だったかと思います。そしてさらに不登校ゼロに向けて取り組みを強化

されています。私はこんなに近くに成果を上げた学校があることも知らずにいたので、教育長さんの話を伺って驚くことばかりでした。ところで、その後玉名市の適応指導教室が、つまり教室に入れない、学校に来れない子どもたちが通う適応指導教室が、どのように利用されてるかを見るために、ある中学校に行ってみましたところ、確か不登校の6名の不登校の子どもさんがいる学校でしたけども、だれも登校していなかったのもまたびっくりしました。一体学校に来ていない子どもたちはどうして過ごしてるのでしょうか。その後、別の中学校でお話を伺っておりましたら、お昼ごろに自転車で登校してきた生徒がいて、これは不登校というくり以外にも、きちんと授業受けてない、児童・生徒の数がまだあるに違いないと思った次第です。

そこで改めて玉名市の不登校の実態について、また、不登校気味の子どもたちの実態についてお尋ねいたします。それからまた、中学校を卒業するとこのような子どもたちへの支援はどうなるのか、引きこもりの実態とその子どもたちの居場所づくりについても伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 近松議員の要支援児童への施策についての中の不登校の現状と支援の実際についての御質問にお答えします。

まず、統計上の不登校とは、病気や経済的理由等の理由以外で30日以上欠席の状態にあるものと定義されております。本市におけるこの定義に基づく不登校児童・生徒の数は、本年度1月現在33名で、さらに不登校傾向にある10日以上30日未満の欠席の児童・生徒も34名おります。また、これまで5年間の不登校児童・生徒の推移は平成23年度は58名、24年度49名、25年度46名、26年度39名、27年度32名で推移し、減少傾向にありましたが、残念ながら本年度は33名で、昨年度を1名上回っております。そのほか不登校及び不登校傾向の児童・生徒以外にも、保健室等の別室登校や放課後登校の児童・生徒、さらには精神的な疾患を持つ児童・生徒など、統計上にはあらわれないさまざまな児童・生徒がいることも事実です。

次に、支援の現場についてお答えします。まず、各小中学校で児童・生徒に対する定期的なアンケートを行ない、個々の児童・生徒の状況を把握し、早期発見、早期対応に努めております。そのほかにも、教育相談員を教育総務課に配置し、学校からの要請による児童・生徒や保護者、教職員との面談など、個々の状況に沿った迅速な対応や中学校への適応指導教室設置などの対応も行なってきたところです。不登校対策をより効果あるものとするための基盤として、担任と個々の教師のみの対応ではなく、学校全体での組織的な対応を行なってきたこと、さらには必要に応じ、学校以外の専門機関との積極的な連携を図ってきたことであると考えております。この取り組みを具体的に申し上

げますと、まず、それぞれの学校では欠席1日目に電話連絡、欠席2日目に家庭訪問、3日目には校内委員会を開き、学校全体としてのとるべき方策について検討を行ないます。

次に、校内委員会の検討を受け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門機関と連携、市役所内関係各課との連携、さらには、その他各種関係機関との積極的な連携を図っているところです。このような組織的な対応が不登校の未然防止対策として大きな成果を発揮しているものと分析しております。

また、平成29年度、来年度には、新たな取り組みとして、学校に行くことのできない児童・生徒の居場所づくり、相談場所として、新たに「タマにゃん教室」を開設する予定であり、本議会において必要な予算を計上させていただいております。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

〔健康福祉部長 村上隆之君 登壇〕

○健康福祉部長（村上隆之君） 中学校卒業後のひきこもりの実態と居場所づくりについての御質問にお答えします。

まず、中学校卒業後の引きこもりの実態について把握できていないのが現状であります。中学校を卒業すれば、その時点で次の段階に移行されるわけでございますが、中学校在学中に不登校、あるいは引きこもりなどで支援を要するような児童につきましては、学校から子育て支援課家庭児童相談室の相談員につながる場合があります。相談室では、学校や関係機関と情報共有しながら児童の方向性について協議し、支援を行ないます。今年度3月に中学を卒業する方で、相談室に不登校としてつながれた人が2名、現在おられます。1名は高校に進学し、残り1名は別の機関につなげて、引きこもりにならないように対応しているところでございます。

次に、居場所づくりについてでございます。引きこもりを対象にした居場所づくりは本市が主体となって行なっているものはございません。引きこもりのみを対象としたものではございませんけれども、JRの玉名駅近くの「玉名若者サポートステーション」通称「若サポ」と呼んでおります施設では、熊本県北を担当地区として、長期間にわたり仕事についていない、高校を中途退学した、あるいは悩みを抱えてなかなか社会に出ることが困難な若者、年齢はおおむね15歳から39歳とその家族を対象に、カウンセラーによる個別の相談を行ない、個別の支援プログラムを充実させることにより、確実なスキルアップと実践的なキャリア形成の支援を行なっています。引きこもりの実態について、その全容を把握するのは大変困難であります。市に相談され、支援を求められる方がおられる限り、関係各課、関係機関と連携、また、地域の連携、民生委員さんとの連携を強化し、情報交換の場をもち、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 山鹿市の不登校がそれこそ70名が9名になったというのは、やはり学校外にその学校に来れない子どもの居場所づくりをしたということが、もう大きな原因かなというふうに思ってます。山鹿市は2カ所あるそうですし、また、菊池市のほうも尋ねてみましたら、菊池市も旧町ごとな、あるわけですね。やはり学校に来れないわけですから、学校外にやはり家から1歩出るところをつくっていくことが非常に大事で、その上では、来年度からタマにゃん教室に取り組むということですので、ぜひ、本当に初めての試みで、家からここまで来ていただくのに、大変だろうと思えますけども、御努力いただきたいというふうに思いますし、私としましては、これをさらに発展させて、やはり自然豊かなところで、このタマにゃん教室というのをしてもらいたい。そしてまた、山鹿市、菊池市みたいに1カ所ではなくて、何カ所かに分けて、できたら子どもが自転車で来れるような、そういうところにも発展させていって不登校ゼロを目指していただきたいと思います。

ちょっとお尋ねしたいんですけども、今、若者サポートとか、サポートして下さるところがあるということだったんですけども、その中学校卒業して、私の知り合いの人は不登校であんまり学校行ってないんですけど、高校はこの間受かったということだったんですね、だから「高校入ったら行くのかな。」と、「高校行っても不登校なるのかな。」と思ってるんですけども、中学校卒業して高校に行く子と、それからその不登校のまま行かない子とおられるのでしょうか。行かない子の数わかりますでしょうか。不登校のままの子どもの数、わかりますか。その30人、いろいろですよ。中学3年は何人いるのかわかんないんですけども、卒業したあとどうなるのかなと思ってるんですけど。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 済みません。こちらのほうにちょっと資料を、把握ができているかもなんですけど、ちょっと資料を持っておりませんので。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 私が最後なのに余計なこと聞いてすみません。

結局、その中学校の3年のときにつかんでいるその人たちが、続いてサポートする体制ができていくかどうかということなんですけども、それをどうしていったらいいのかというんですけど、その辺の学校と、その福祉課との連携みたいなものというのはできているのでしょうか。例えば、その若者サポートステーションに相談に来たら紹介できますけども、その前に、そのこういうところがありますよみたいな紹介とか、その辺のこの連携というのはできているのかどうか。学校と福祉課との連携当たりの現状を健康福祉部長にお尋ねしていいですか。よろしくお願いします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 近松議員の再質問にお答えします。

中学校卒業後のつなぎの問題につきましてでございますけれども、各中学校にスクールカウンセラーの方々が各1名おられます。ですから、玉名市には6名のカウンセラーの皆さんがおられ、そして県の教育事務所のほうにはスクールソーシャルワーカー3名の方がおられます。その方たちである程度つないでもらっておりますが、その後卒業される方については、その方々からのつなぎとして、こういう方がおられると、卒業段階である程度片づける、その皆さん方で片づける人たちもおりますし、こちらの子育て支援課の家庭児童相談員につないでくる、そういう問題の方もおられるというふうなことで、今現在、そういうつなぎの中で引き続き、ずっと問題を抱えている方が1名程度おられて、先ほど申しましたように、新たに今度3月に2名ほどの相談があったというふうなことでございます。全容のつなぎとしては、相談の内容によりますけれども、一応、中学校のほうと連携を図りながら対応を行なっているというのが現状でございます。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 中学校と連携しながら、その不登校の、また、引きこもりの子どもに対しては対応されてるということですので、本当に安心いたしました。あとは、今度始まるタマにゃん教室を充実させて、さらに発展させて、不登校ゼロを目指していただきなと思います。本当に大変なことであると思いますけども、やはりこの子たちが30歳、40歳になったときにどうなるかということだと思いますと、やはり義務教育の間に手をかけて、やはり人の温かみを感じて、自分の人生をつかっていってほしいなと思いますので、ぜひ、タマにゃん教室のほうは皆さんで頑張ってくださいなと思いますので、よろしく願いいたします。

では最後、交通弱者に対する支援についてお伺いします。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） それこそ先ほどの総合計画の中に、交通不便地域の解消に取り組むと書いてありました。これは、以前からの課題だと思います。今後ますます大事になってくることでもありますので、具体的にどのような形で取り組んでいくのかをお伺いいたします。

そしてまた、現在運行しています。乗り合いタクシーですけども、これも非常に喜ばれておりますけども、玉名市全体としては、ごくごく一部の地域にしか走っておりませんので、この利用実態、買い物に使われてるのか、通院に使われてるのか、どういうときにこの乗り合いタクシーを使われているのか利用実態。また、年齢層についてお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の交通不便地域の方々に対する今後の計画についてお答えいたします。

本市では、公共交通の課題を整理し、持続可能で、効率的な地域公共交通体系の実現を目指すために、平成25年3月に公共交通で実現させる便利で快適なまちづくりを基本理念としました「玉名市地域公共交通総合連携計画」を策定しております。この計画に定めたバス路線の運行の効率化、公共交通不便地域の解消、既存の公共交通の利便性の向上、公共交通の利用促進の4つの基本方針に従いまして、バス路線の鍋線、横島線の廃止と、その代替手段として「いちごタクシー」「しおかぜタクシー」の導入でありますとか、公共交通マップ時刻表の作成、配布などのほか、昨年10月に市中心部におけるバス路線の再編、新規バス路線である市街地循環線の運行等を行ってきたところでございます。

議員のおっしゃる公共交通不便地域につきましては、当計画において、公共交通の利用が不便、あるいは利用できない地域を公共交通不便地域と表現をしまして、玉名市の郊外を中心に広範囲にわたり点在をしているほか、市中心部においても一部存在していることを課題としております。先ほど申しました乗り合いタクシーや市街地循環バスの運行により一部の地域で、公共交通不便地域が解消したものの、現行のバス路線が、主に国道や主要地方道等を運行し、そこから離れた集落の中まで入り込むことがないことから、現在でも多くの公共交通不便地域が存在しているというふうに認識をしております。また、高齢化も急速に進行しており、車を運転できない高齢者や送迎する人の負担がますますふえるとともに高齢ドライバーによる交通事故の増加も懸念をされております。このようなことから、公共交通不便地域の解消に向け、平成29年度から対象地域の洗い出し、地域にあった運行形態や運営方法などに関する方針づくりを行なっていきたいというふうに考えております。

続きまして、乗り合いタクシーの利用実態についてお答えいたします。本市を運行しております。「みかんタクシー」「しおかぜタクシー」「いちごタクシー」につきまして、それぞれ平成27年度の利用実績を申し上げます。まず、利用人数でございますけれども、熊本市と共同で運用運行しております「みかんタクシー」が玉名市民2,695人を含め、3,137人、「しおかぜタクシー」が8,901人、「いちごタクシー」が7,000人となっております。また、利用状況について、まず時間帯をみますと、「みかんタクシー」は午前8時20分発、天水町中心部方面行きの始発便の利用が最も多く、次に多いのが、午前10時50分発の熊本市河内町の追分行き第2便となっております。「しおかぜタクシー」「いちごタクシー」につきましては、共に午前10時

発の便の利用が最も多く、次に多いのが、午前9時の便となっております。

利用の目的につきましては、「みかんタクシー」は、天水町中心部での通院、買い物が多く見受けられ、「しおかぜタクシー」「いちごタクシー」についても運行エリア内の行き先を見てもみますと、スーパー、病院、コミュニティーセンターが多いようです。なお、「しおかぜタクシー」「いちごタクシー」の行き先は、約40%が運行エリア内の移動、それ以外が、運行エリア外の移動となっており、運行エリア外ではJR玉名駅で全体の約25%、次いで、玉名中央病院が約17%、玉名市文化センター、これは旧市役所が移動したところですが、ここが14%、六田停留所が約4%となっております。利用者の年代につきましては、「みかんタクシー」は事前の利用登録が不要でございますので、詳細は把握しておりませんが、「しおかぜタクシー」「いちごタクシー」につきましては、70歳以上の方の利用が多い状況となっております。

最後になりますけれども、「みかんタクシー」はすでに地域の公共交通機関として定着をしておりますが、「しおかぜタクシー」「いちごタクシー」につきましても、月平均の利用者数も運行開始の平成25年度と今年の1月地点の、平成28年度を比較しますと、「しおかぜタクシー」が491人から839人と348人の増加、同様に「いちごタクシー」が401人から636人と235人増加しており、地域住民の移動手段として重要性を増しているというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） この間からもありましたけれども、乗り合いタクシーというのは非常に利用がふえているということと、それからやはり通院とか買い物が非常に多いんだということがわかりました。今後これを玉名全域で、この乗り合いタクシーを広めていくのか、その場合、財政的にどのくらいかかるのかと、そういうことも含めて、きっと計画を立てていくんだらうと思いますけれども、その中で私が、アンケート調査とかもされるかもしれないんですけども、私がお願いしたいのは、やはり今移動販売車で利用している方もいますし、宅配利用してる方もおられますし、そういう状況もいろいろ情報収集されて、買い物をどのように保障していくかということを計画を考えていただいたらというふうに思います。多分最終的には、タクシーにも乗れないような年代になりますと、やはりこの移動販売とか、宅配とか、そういう形になっていくのかなというふうにも思っております。そういうことで、現況で皆さんがどういうサービスを受けておられるのか、どういふのを利用してるのかと、その買い物については。

それからまた、例えば、玉東町でしたら、その温泉施設に販売コーナーがあります。温泉に来たついでに買えるようになっております。あのような方法で、各福祉施設なんかでも販売ができるような形をするとか、いろいろ考えていきますと、必ずしもそ

の乗り合いタクシーを全域に回すだけじゃない方法もあるかと思しますので、その辺のところを加味して、どこまで交通弱者に対して市が取り組んでいくかということを考えていただきたいなという思いで、今回は質問させていただきましたので、どうぞこの辺も参考にさせていただきたいと思います。

きょうは4点お伺いいたしました。窓口についてはこういう非常に効率が悪い、お客さんが少ない支所これだけ投資するのはどうかなという思いがありますけども、現状維持でやっていくというふうなことでしたけども、本当にこれでいいのかももう一回考えていただきたいなというふうに思います。議会報見てる方が、「あなたの言うことは真つ当だと思ってるけど、なかなかあるやろうとせんね、市役所は。」というふうなことをよく言われますので、やはり市民が納得するようなことを回答いただけるように、この場ですぐ回答できないこともあるでしょうけども、窓口委託があれでいいのかどうかと、やり方がいいのかどうかということ。それから、特にこの計画書をもう1回、計画書につきましては、庁内でアンケート調査を取りまして、本当に活用されているのかどうかということをやはりしていただきたいと思うんですよね。あんまり評判よくないですもん、職員さんの聞きますと。だから、部長はそういうふうに思っておられるけども、お金をかけた割に活用されていないかもしれないですので、その辺のどういう計画がいいのか、今の計画が役立っているのかどうかということ、ぜひ、それは1番使われるのが職員さんでしょうから、していただきたいなというふうに思います。

それをお願いして、私の質問を終わります。3月で定年退職される方もいらっしゃいますけど、大変お世話になりました。

○議長（永野忠弘君） 以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。

午後 2時54分 休憩

---

午後 3時11分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を行ないます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

5番 城戸 淳君。

[5番 城戸 淳君 登壇]

○5番（城戸 淳君） 皆様、お疲れさまでございます。

本日最後の一般質問です。また、傍聴席の皆さま、最後まで傍聴ありがとうございます。5番新生クラブの城戸です。よろしく願いいたします。

ちょっと皆さん眠いようですね、ちょっと気分転換の話をちょっとします。

さて、おもしろランキングというものがありまして、その中で2017年日本絶景道

路というのがランキングあるんですね、そこには眺めがいい道路ということで、皆さん行ったことがある方は、少し思い浮かべて聞いていただきたいと思います。まず、ランキングの1位は、長野県の茅野市と上田市の美ヶ原高原美術館を結ぶ観光道路「ビーナスライン」でございます。行ったことある方いらっしゃいますかね。この道路は、信州の雄大な絶景を満喫できるキングオブ絶景道と言われております。また、2位は、秋田県と岩手県にまたがる「八幡平アスピーテライン」これは例年、4月下旬の冬季閉鎖解禁後は、道路の両端に雪の壁が続く回廊があらわれると言われております。さらに3位は、北海道の国道334号「知床横断道路」であります。知床半島を横断できる唯一の道路であり、頂上の知床峠では、羅臼岳を間近に、オホーツク海を遠くに望むことができます。この中でランキングの中で注目するところは、4位は我が熊本県の「ミルクロード」でございます。5位にそして、大分県と熊本県の「やまなみハイウェイ」だそうです。そして10位に「阿蘇パノラマライン」がランキングしております。ちなみに、

〔「天水の広域農道は出とらんかい。」と呼ぶ者あり〕

○5番（城戸 淳君） 天水はちょっと論外ですかね。

それとですね、ちなみに昨年の2016年の絶景道のランキングでは、1位が「ミルクロード」でございました。2位が「やまなみハイウェイ」で、3位が今年1位の「ビーナスライン」でございました。熊本にはそういう大自然の絶景が素晴らしいことがわかると思います。

それでは通告に従いまして、質問いたします。

まず1項目の「日本遺産」についてです。これはヒアリングのときに文化課のほうから「久しぶりにヒアリング来ました。」と「何年ぶりでしょうか。」と言われて、なかなかこの文化課という課は地味なところでございます。ただ、この「日本遺産」というのが新聞に出ていたのを見て、やはりこういうのに光を与えて、観光戦略の1つにしたほうがいいのかなど、私も思いながら、今回、「日本遺産」について質問します。

新聞では、菊池川流域米づくり「日本遺産」に再申請という記事が載っております。山鹿市、玉名市、菊池市、和水町は、菊池川流域で弥生時代から続く2000年の米づくりをテーマに申請したということでした。昨年も申請したということで、恐らく私もですけど、市民の皆さんも初めて新聞を見て知ったのだと思います。

そこで1点目に、この「日本遺産」の概要と認定申請に至った経緯をお答えください。

なお、2点目からは質問席で質問をいたします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

〔教育部長 伊子裕幸君 登壇〕

○教育部長（伊子裕幸君） 城戸議員の「日本遺産」（天下第一の米づくり）についてお

答えをいたします。

まず、「日本遺産」の概要と認定申請に至った経緯はということでございますが、「日本遺産」は、地域の歴史的魅力や特色を通じて、我が国の文化伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するものです。ストーリーを語る上で欠かせない有形、無形のさまざまな文化財群を地域が主体となって、総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としております。

平成27年度から現在まで37件が認定されており、東京オリンピックが開催される2020年までに、100件程度認定していく予定とされております。世界遺産登録や文化財保護法による指定などは、文化財の価値づけを行ない、その保護を目的とするものですが、日本遺産は保全のための規制等を目的としたものではなく、文化遺産を活用し、発信することによって、地域活性化を目的としています。

認定の効果として、地域の認知度が高まるとともに、日本遺産を通じたさまざまな取り組みを行なうことにより、地域住民のアイデンティティの再確認や地域のブランド化等に貢献し、地方創生に大いに資するものとなると期待されております。

次に、認定申請に至った経緯について御説明いたします。

平成27年、一昨年ですが、10月、菊池川流域に残されている装飾古墳など豊富な文化財を活用して日本遺産認定を目指そうと、玉名市、山鹿市、菊池市、和水町の3市1町と、熊本県県北広域本部、県立装飾古墳館で、菊池川流域日本遺産認定推進協議会を結成しました。呼びかけの中心となった山鹿市が事務局となり、各市、町の文化財保護と観光担当の部署を中心に、認定に向けた取り組みを続けています。昨年度も申請しましたが、残念ながら認定を得られませんでした。このため、引き続き内容を練り直し、「米作り、二千年にわたる大地の記憶～菊池川流域「今昔『水稻』物語」～」のタイトルで2月に申請を行なったところで、結果は4月下旬に発表される見込みです。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 答弁いただきました。

今答弁の中にもありましたように、日本遺産、文化財の観光資源として活用を目指し、文化庁が認定するということですが、今現在37件認定をされているそうです。先ほど言われたように、東京五輪開催までに、2020年まで100件を認定する方針であると言われております。

そこで再質問ですけど、もともとこういう日本遺産、世界遺産はいろいろ、この辺では荒尾もありますけど、日本遺産を登録するに当たっては、私の考えでは、昨年申請をしたかというのも市民も我々も知らなかったということで、こういう認定の申請は、

普通だったら、私の思うところによると、民間の協力だったり、市民の盛り上がりがあって、気運を高めて、本当は申請することによって、観光振興が着々と計画していくのかなと思いますので、その辺の見解をよければお尋ねしたいと思いますけど。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 日本遺産、昨年度の経緯はほとんど知られてないというふうなことなんですが、日本遺産として認定された場合の観光振興とまちづくりの見解ということでお答えをしてよろしいですか。

[城戸 淳君 「それはあとですね。」と呼ぶ]

○教育部長（伊子裕幸君） 実は、2年前にこの制度は始まりました。第1回目の認定のときに、熊本では、人吉・球磨地方が第1号ということで認定をされております。これを受けて、熊本県の県北地域も申請をしようということで、菊池川流域は装飾古墳が全国でも多く存在してますので、そういったところをアピールして、申請をしようということで始まっております。昨年もその申請に当たっては、新聞報道等もされておるんですけど、これが採択されなかったということで、若干その報道自体が小さかったのかなという感じをしております。この申請に当たって、どこで協議をされたかということ、市町村の文化財担当、それから観光部局、こちらのほうを中心になって申請書の作成をしておりますので、その辺の広がり少し足りなかったのかなというような感じはしております。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 答弁いただきました。

政府は外国人旅行者をふやして、日本遺産をアピールして地方に呼び込む構想で、こういうのを認定されてると思います。都道府県に1件ということで、先ほども言われましたように、熊本では、もう人吉が認定されております。

ちなみに、九州では、福岡県の太宰府市が「古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～」というストーリーで認定をされてます。

それと、長崎県では、対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町の「国境の島 壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」というストーリーで、これも認定されております。

あと1つ九州では、佐賀県、長崎県の「日本磁器のふるさと肥前～百花繚乱のやきもの散歩～」として、ストーリーでこれも認定されているということです。

人吉・球磨地域の10市町村の認定は「相良700年が生んだ保守と進取の文化～日本でもっとも豊かな隠れ里一人吉球磨～」ということでそういうものされております。

玉名、今度の申請は、菊池一族ですかね、菊池一族の反映が生んだ歴史を加えて、今も各所に米づくりの痕跡が残ることで、平地では、古代の区画制度の条里制ですね、あと山間部では棚田を今も潤す江戸時代からの井手、これは用水路ですね。海辺では干拓

のために築かれた石堤の樋門、それと沼地では、湿地の水分を抜く、暗渠排水の技術が開発をされているということです。

そこで質問ですけど、先ほどこれには規制がないということではいわれていますけど、新聞等にも載っていますけど、この条里制というこの左側にあります、新玉名駅周辺がまさしく条里制ということになっておりますけど、こういう中で、今ここは、なかなか開発が開業以来できていないんですけど、こういう開発に関する規制というのは、先ほど言われましたように、全くというほどないわけですよ、というのが地権者が新聞を見て私のところに電話されて「これどがんになるとね、遺産になったら。」という話をされますので、先ほど言いましたけど、再度質問したいと思います。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） この日本遺産については、今あるといたしますか、文化財を活用して、そしてストーリーをつくって発信していく。地域振興に役立てていくということが目的となっております。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） はい、わかりました。

今言われたように規制というのはなくて、ストーリーを外に伝えていくというのが、この趣旨というのもよくわかりましたので、このことに関しては3月21日、山鹿市の八千代座で日本遺産について、住民の理解を深めるフォーラムがっております。これは、このとき「認定後の地域活性化の可能性」というテーマで講演をされておりました。こういうのが1つの住民に対しての、盛り上がりをするのにもフォーラムというのは大事なのかなと思いますので、そういうのは、ぜひ、玉名市でもそういう機会があればフォーラムを開催していただければというふうに思います。

それでは次の2点目のまさしく先ほどこのフォーラムの中にもあるんですけど、2点目の認定後の観光振興やまちづくりの見解はどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 日本遺産として認定された場合の認定後の見解ということですよ。

日本遺産認定の申請に際しましては、認定後、日本遺産を活用して地域活性化を図るための日本遺産を通じた活性化計画をあわせて提出しております。この計画の中で、まず、認定推進協議会を改組して、4市町を初め、市町の観光協会や観光ガイドの会、商工会議所、商工会などの経済団体、地域づくり団体、そして、文化財保護団体などにも参加をしていただき、「菊池川流域日本遺産活用推進協議会」仮称でございますが、協議会を立ち上げる予定となっております。この実施体制のもとで、さまざまな観光振興と地域づくり事業に取り組んでいくこととしております。具体的な観光振興に係る事業

としましては、日本遺産ガイドの育成、旅行会社等を対象としたモニターツアー、外国人旅行者を対象とした動画やSNSによる情報発信、統一デザインによる観光客向けの多言語の案内板や説明板の設置などを計画しているところでございます。4月には審査結果が発表される予定ですが、認定されましたならば地域の皆さまに広く周知をさせていただきます。また、日本遺産活用事業の推進に加え、人材育成や景観形成など、広くまちづくりに生かすために、市民との協働の体制を構築し、皆さまの参加と協力をいただきながら取り組んでいくこととなります。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） よくわかりました。

それではちょっと再質問ですけど、ここには、要するに玉名に人を呼び込んで、交流人口ふやす材料として、日本遺産を活用するという事で思っております。また、先ほど言われましたように、それにはやっぱり観光ガイドとかなどの人材育成がやっぱり1番の鍵になってくるのかなと思います。今玉名でも観光協会を中心としてDMOが、今回も予算化をされております。そういうのとの兼ね合いもあると思いますが、DMOと日本遺産というならば、先ほどの人材育成も踏まえて、この辺はやっぱりリンクするところがあるのかなと思いますので、その辺はどういう感じになっているのかなと、なかなかDMOが周知されていないというか、今進んでいる状況でございますけど、この辺もよければDMOと日本遺産を連携した形の、要は人を呼び込むためのそれとの観光協会としては、ちゃんとした組織で、今度DMOのあれになりますので、その辺はどうなのかをちょっと、わかればいいですけど、どういう形が1番望ましいのかなと思いますけど、その辺をわかる範囲でよろしくお願いします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 先ほども答弁の中で申し上げましたが、この認定、仮に日本遺産に認定されましたら、仮称ですが、「菊池川流域日本遺産活用推進協議会」こちらのほうを菊池川流3市1町で、いろいろな団体を交えて取り組むこととしております。同じようにDMO事業についても、広域的に展開をされますので、そういったところと連携が取ればいいのかなというふうな、個人的な考えですけど、そういったふうに思っております。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） はい、ぜひ、しっかりと計画をして、認定されたあとは、民間も巻き込んでこれは進めていただきたいなと思います。

最後に3点目ですけど、進めるに当たっても、やっぱり市長の見解とかリーダーシップとか思いが市民に伝わらないとなかなかこの日本遺産についても認知度が低いかなと思いますので、最後に、日本遺産に対して、市長の思いといたしましうか、そこをよろ

しくお願いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 城戸議員の日本遺産の市長の思いはという質問にお答えいたします。

日本遺産は、教育部長からお答えをいたしましたように、菊池川流域の山鹿市、菊池市、それに玉名市と和水町の3市1町が、熊本県と認定推進協議会を設立いたしまして、専門部会を中心にストーリーと活用方策について検討を重ね、一丸となって日本遺産認定という目標に向かって目指してきたものでございます。玉名市にとりましては、米づくり2000年にわたる大地の記憶ということで、旧玉名干拓施設、そしてまた、高瀬船着場跡、高瀬御蔵跡といった関係する文化財保護を継承することだけでなく、次世代の玉名人の育成に資することに加えて、観光や農政など積極的に活用して、地域活性化を図る絶好の機会を得られるものだというふうに感じております。引き続き、玉名市と山鹿市、菊池市、和水町、そして熊本県がしっかりと広域連携協力を図りながら、まずは日本遺産の認定を得たいというふうに思っております。このことが3市1町のこれからの観光等々につながることで、我々もこの菊池川流域の行政の協働を図っていくことが大切じゃないかなというふうに思っております。さらに、市民、企業、団体、行政が一体となって次世代の育成、活性化策の実施に向けて頑張っていきたいというふうに思っておりますので、御理解、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 答弁いただきました。

日本遺産の認定後に関しては、やっぱりトップである市長のやる気といいたいまいしょうか、そこが1つの鍵になってくると思います。そこには恐らく、市民にも思いを伝えて、一番大事なのは、やはり職員のやる気を出させて、出していただいて、認定をしたあとにしっかりと計画をして、菊池市、山鹿市、和水町とも連携しながら、やはり人を呼び込む観光戦略の目玉と本当はしてほしいなど、せつかく日本遺産に認定されてから、何もないじゃ、これはいけないと思いますので、認定をされたあとは、しっかりと市長がリーダーシップをとっていただいて、計画をしていただきたいなと思います。

それでは、これは質問を終わります。2項目めのほうに移りたいと思います。

[5番 城戸 淳君 登壇]

○5番（城戸 淳君） それでは、2番目の、2項目めの市民会館建設についてです。

まず最初に、市民会館建設については、私は最後の最後まで反対という思いで今回、質問をさせていただきます。

今まで、私も何回も一般質問をさせていただきましたし、ほかの議員さんもこのこと

に対しては、質問をされております。少し、これまでの経緯といたしまして、ちょっと説明したいと思います。まず、市民会館は築50年経過をしております。老朽化が進んでいて、建てかえの意見が出ていました。そこで、平成23年に、玉名市民会館建設検討委員会が立ち上げられました。その中では、席数は大ホール800席、小ホール300席ということで、建設場所に関しては、当時、合併特例債が延長になり未定ということで、市長のほうに答申をされております。また、平成26年に、企画審議会において、候補地を現市民会館南側に拡張する案、それと市民広場公園案、それと新玉名駅周辺の3カ所を審議会の中で評価方法で点数づけをして、今の計画の市民広場公園に決定をされました。そして基本設計を経て、平成28年3月議会で実施設計費が賛成13、反対10で可決をしたところです。延べ床面積4,500平方メートル、事業費30億円を見込んでおられます。また、市民代表から同6月議会で市民会館建設位置の変更と、市民広場公園の存続を求める陳情が出されました。これも、不採択となりました。そして今回、建設費12億円の予算が計上をされております。また建設位置の反対の市民代表から、市民会館建設位置の見直しを求める請願もまた提出をされました。同時に、2月23日に、市民会館建設位置の見直しを求める署名4,674名分の署名を市長に提出されたところです。

そこで質問いたします。市民会館の整備基本計画の中に、「人を育むまちづくり」と書いてあることから、観光振興の中で、交流人口をふやすことやコンクールで金賞とった玉名女子高等学校吹奏楽部や専修大学玉名高等学校吹奏楽部があり、玉名としては、「音楽の都 玉名」という観点から、今の席数の計画は、本当に市長はこれでいいと思われているのか、質問をしたいと思います。

2点目からは、質問席で質問をいたします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 城戸議員の市民会館建設に関する質問にお答えいたします。

新しい市民会館の大ホールの座席数につきましては、平成23年度に玉名市民会館整備基本計画を策定する時点から、800席では少ないのではないかと、せっかく建設するならば、1,200席、1,500席を求めるといった意見がございまして、これまで議会の公共施設等建設特別委員会や一般質問でも説明をしてきたところでございます。また、市民会館ホールのような文化施設等市民の利用に供する施設につきましては、完成後の維持管理費と利用料収入の差、赤字分になりますけど、これも市民負担の大きい一般財源で補てんしていることも軽視できないものと認識をいたしております。議員も御承知おきと思いますが、全国的に公共施設等の財政負担の軽減や平準化が図られているように、総務大臣からすべての市町村に対して保有する公共施設の更新、統廃合、長寿命化

等を計画的に行なう、公共施設等総合管理計画の策定について要請があり、本市におきましては、昨年3月に策定が完了いたしております。計画の趣旨といたしましては、市の財政に悪影響を及ぼさないよう施設の集約化や廃止も含めながら、全体の保有量を抑制し、かつ施設利用者の安全・安心を確保するよう適切で、効率的な維持管理を進めていくものでございます。こういった維持管理に関する問題につきましては、検討当初の段階から、玉名市民会館建設検討委員会、委員の構成は、建築の専門家、J C、商店街、文化協会、音楽関係、利用団体など8名で、課題として十分検討をいたしております。委員会におかれましては大ホール1、200席に小ホール420席を併設している施設を視察され、管理運営に携わっている職員から生の声を聞かれております。さらに、玉名市民会館の利用団体と来場者を対象としたアンケート調査の結果も受け、安易に席数をふやすことよりも、市民にとって利用しやすく、来場者にとって快適性が向上する座席の幅や前後に余裕をもたせるなど、800席程度の大ホールとし、それに加えて、音楽に限らず、発表会や研修会、展示会、会議など、いろいろな利用展開が考えられる300席程度の小ホールを整備することが望ましいと、委員会からは、検討結果の報告をいただいているところでございます。このことは市民会館の基本計画が完了いたしましたちょうど1年前の2月に、主に区長の方々を対象として、中学校区ごとに6カ所の会場で開催いたしました公共施設等の建設に関する説明会でも同様に説明をいたしまして、一定の理解は得られたものと感じております。議員御指摘の800席では物足りない。観光振興につながらないのではないかと、音楽の都にふさわしくないのではないかとという声があることは十分聞いております。しかしながら、ただいま申し上げました検討委員会からの報告、維持管理費の問題、周辺市町村を含めた圏域の人口及びニーズ等を総合的に判断しますならば、市民会館の規模、いわば席数につきましては、この計画が適当であると結論づけ、既に実施計画まで進めてきたものでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 答弁いただきました。

今の答弁は、もう今まで何回も質問してきてますので、だいたい答弁としては一緒だろうと思います。

要するに、市民の、いつも言われる、市長が言われる市民に負担かけないということと言われておりますし、この席数に関しては、今、玉名地域で、この玉名女子高校さんと専修大学玉名高校さんが金賞を全国で取られたというのは、本当に重い、誇れることなんです、その先生あたりの話を聞くと、やはり今、定期演奏会があっております。この間、市長室のほうに署名を持っていったときも、なぜ定期演奏会を玉名市でされてないのかは、確認を取ってますかということをおっしゃったので、ちょっと聞きまし

たけど、玉名女子高校さんも専修大学玉名高校さんも一緒に言われるのは、「定期演奏会をするのは、大体、本当だったら2,000名程度の前でしたい。」と「それだけ我々の演奏は自信があります。」と「金賞をとったので、自信があります。」と言われます。「そのときいつも熊本の県立劇場でしかできない。」と、「音楽の都 玉名」と言われても、「本当に私は、玉名市でしたいのですけど、どうしても県立劇場になってしまう。」と。県立劇場が1,810席ありますので。その中で、昨年の震災のときに、定期演奏会がやはりできなかつたんですね、県立劇場だったから。そして崇城大学の市民会館でも、地震の影響でできなかつたと。熊本県では、あとは人吉市のカルチャーセンターか、荒尾市の文化センターしかない。1,000席以上あるのはですね、そこでやむなく定期演奏をしたということで、「本当だったら、玉名市でしたいですよ。」ということをおも先生も言われました。このことに関しては、いろんな利用者が音楽だけじゃなくて、いろいろな人もおられますけど、そういう声もあるわけですよ。だから、そこが300席、800席というよりも、私なら1つの1,200席をつくるのがいいのかなと。300席の利用頻度というの、特別委員会のときに言われましたけど、玉名市の今の大ホールは、利用率が24.17%ですよ、大ホールは。手前の会議室にいくと54%とか、利用率が今ありますけど。この間、特別委員会で視察に行かれたことも、私は行ってませんが、前回は公共施設だったんで。今回、行ってませんが。滋賀県の彦根市ですね。彦根プラザ、彦根文化プラザ。ここですかね、グランドホールが利用率65.2%、大ホールですね、ここは1,480席ありますけど、65.2%あります。そしてエコホールというのが346席で、ここは使用が75.1%ということになっております。これを見る限り確かに小ホールは利用頻度が高いなと思いますけど、今、玉名市の中では、もちろん横島公民館、天水公民館が今回できますし、市文化センターも恐らく改修の方向にいくんですかね、もうそろそろだと、そういうことで200席、300席あたりは、200席ぐらいはあるんですね、そしてあと1つ玉名市には、高瀬蔵というのがあるんですね、高瀬蔵。これは当時、中心市街地活性化の認定受けて、国の補助金を使ってTMOであればつくられたという高瀬蔵のホール、これが200席あります。ちょっと資料というのがあるんですけど、今度、高瀬蔵で6月ですね、6月24日、高瀬蔵で杉山清貴のアコースティックソロ演奏というのがあります。これ高瀬蔵であるんですね、そしてその前の6月18日には日向文化交流センターというところでもあります。この杉山清貴ですね。もちろん指定管理で公表されてる実施事業の企画ですけど、この日向市の文化センターも、これも小ホールなんですよ、小ホールでこれはあるんです。ここは200席です。高瀬蔵と一緒にですよ、高瀬蔵で6,000円で、それも日向市でも6,000円の入場券でされるそうです。そういうことを考えれば、玉名市も、例えば、横島だったり、公民館だったり、天水も今度できますし、玉

名中心の中には高瀬蔵という200名の、そういう音楽のできる施設もありますよね。そういうところもあるわけですよね、私は小ホールというのも皆さんの要望があるかもしれないんですけど、実際、高瀬蔵でもできるんですよね。そういうことであれば、小ホールを使わなくても、NPOに高瀬蔵を行政が圧迫しなくても、1,200席の1つの大ホールだけでもいいのかなと、ちょっと私はそう思いましたけど、このことに対して、市長は、高瀬蔵というのも御存じだと思いますけど、やはり小ホールは必要だと思われまつかね。よろしくお願ひいたします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 城戸議員の質問にお答えいたします。

高瀬蔵につきましても、利用が結構あつてるといふような状況でございますけども、ただステージとか等々考えますと、非常に使い勝手が限られるんじゃないかなというふうに思っておりますし、今回の市民会館に建設予定している300席というのは、そういう面では利用しやすいんじゃないかなというふうに思っております。どっちにいたしましても、利用の目的がそれぞれにあうところでやっていくということがいいんじゃないかというふうに思いますので、高瀬蔵につきましては、ステージが非常に小さいというふうなところで、利用できる人たちはそこでやるというふうなところでいいんじゃないかなというふうに思います。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 答弁いただきました。

先ほど日向の文化センター大ホールは、ちなみに1,631席あります。大ホールはですね。要は、指定管理で自主事業を結構多くされております。今、玉名の自主事業といいますと、自治振興公社が資料見ますと、3件ぐらい自主事業されていることですね。この間、特別委員会に行かれたところですかね。

〔「岸和田」と呼ぶ者あり〕

○5番（城戸 淳君） 岸和田市の浪切ホールですね、これが52事業されてるそうですね、これは指定管理で、ただ指定管理料を2億5,000万円ですかね、彦根市が1億7,000万円ということでございます。玉名市は今2,200万円。これが10倍違うということも市長もこの間言われましたけど。自主事業というのはもちろんそういう芸能関係とかを引き連れてくる、そこには恐らく交流人口がふえる、人が来る、そして温泉にも波及がある。例えば、商店街にも波及があると、そういうつながりがあって初めて費用対効果というのが出てくると思うんですね。それが指定管理料がものすごく高いということで、市長は、市民に負担をかけないということを常日ごろ言われておりますので、それはそれで市民が、それは判断することなのかなと思います。このことに関してはまだ、最後の署名についてのところでまた少し話をしたいと思います。

それでは、2番目に市民広場建設の利便性ということで、今、お祭り広場に計画をされています。市民広場公園は、もともと福祉センターを利用する多くの高齢者の駐車場や市民の憩いの場所として利用を実際されているところでございます。また、29年度には、介護予防の日常生活支援総合事業の実施のもとに、高齢者の拠点となる施設でございます。その隣接している駐車場が足りないときには、例えば、そこに建ったときには、現市民会館が駐車場100台ということでお聞きをしておりますけれども、そこから歩いてこないかと、120台ですかね、計画もされておりますけど、混むときはどうなのかと、本当に使い勝手がいいのかなというのがあります。市民広場公園は、もともと人と人のつながりを促すイベントとして、会場として利用されております。そしてこれは都市公園広場というかたちで掲示もされてますよね。都市公園というのは、やっぱり当時、あれをつくったときに、補助金をいただいて、あの公園できているわけですよね。そういうところがなくなるというのは、本当に空間の問題というか、憩いの場所というか、あそこに建てるのが恐らく皆さんは反対、市民の人が、私が知っている方は反対をしています。そういうのを私はからって、今、質問してるわけでございますけれども、建てるのはもちろん賛成なんです、建てる場所がなんであそこなんですかという話があるわけです。そういうことで、市長は、その市民広場公園というのは、大体あそこにあいている。土地も市の土地で費用もかからない。そして市民に負担をかけない。そういうことで、あそこを市民広場公園を合意されたのか、そこをいま一つ聞いていただいてよろしいですか。

○議長（永野忠弘君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 城戸議員につきましては、過去におきましても、場所の設定等々につきましても、いろいろ議論することもございます。最初申し上げましたように、場所につきましては、計画の段階では、いろんな所を計画をいたしまして、やったということで、今の現在位置、あるいは市民会館の南側、そしてそのほかにも新幹線の駅前等々も検討したという経緯がございまして、最終的ないろいろな制約ございまして、できなかつたというふうなことでございます。市民会館の南側の空き地につきましても、これも場所的には非常にいいというようなことで、検討した結果、地権者等々の交渉がなかなかいかなかったということでございましたけども、城戸議員もそこにも交渉されたというような経緯がございまして、よければというふうに思いましたけども、やはりできなかつたというふうな過去の経緯がございまして、最終的に、いろいろの制約をしながら、できるところを全部潰してみた結果、今のところが残ったというふうな状況でございまして、決してほかのところがあれば、私もそのことについては一つも今までの過去の経緯から見れば、問題ないというふうに思っておりますけども、場所を選定する中で除去方法でいきますと、最終的に今の現状が残ったというふうな状況でござい

すので、これは最終的に、これを進めていかなければという思いが強いというふうな状況で、最終的には基本設計の予算も計上する。そしてまた、去年は、実施設計の予算も計上するというので、順を追って、場所が去年の計上のときにも、この今の現状の市民広場での予算計上したということで進めてきたというような経緯がございますので、そういった経緯を踏まえて、早期に今の市民会館の耐震等々もございまして、去年の地震のときには天井が崩落して一時休止をするというふうな状況に怠ったということでございまして、1日も早く、やはり耐震という面から見る、危険性から見るという面から見て、早く建てなおしていかなければならないというふうな状況でございまして、まちづくり交付金等、あるいは合併特例債等を使いながら、合併特例債の期限でありますそういったものをめどに、今、今回の予算計上しているというふうな状況でございまして。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 答弁いただきました。

今、財源の問題も少し話されましたけど、30億円の中で、要は社会資本整備交付金、まちづくり交付金ですね、これが7億円か8億円、8億円ぐらいあるんですかね、そして、合併特例債。そして最後に、玉名市の持ち分としては7、8億円で、この市民会館ができるというふうに市長も言われていますよね。この間の市民の方のほとんどというか、人は、そういう財源の話まで知っている方もなかなかいらないのも事実です。ただ、そういう方は、もうほとんどが新玉名駅の3.2ヘクタールということもいつも言われます。ただ、これはもう人の考えによって、市民がどう考えるかが最後の市民の答えでございまして、私もその新玉名駅周辺として、市民の方は言われていますし、特例債が延びるといってもなかなか難しいと思います。ただ、今は市民会館単体ではなくて、例えば、道の駅とか、いろんなほかの施設も合体した形でつくればまた、補助金が少し上乗せがあるということも聞いておりますけど、それにしたっちゃ合併特例債ほど交付金の補助はないということですけど、それは考え方によって、市民がどう判断されるかも一つあると思いますけど、先ほど、私の考えでは、もちろん私も素人と一緒ですよ。新玉名駅周辺が確かにいいと思います。お金問題となるとやっぱり市民もなかなかどうなのかなと思いますけど、私が思うのは、お祭り広場はいかんということを皆さん言われることであれば、今の現地建てかえ、南側はもちろん地権者が交渉が難しいというのも私は何遍でも運んでますけど、難しいということがあります。ただ、東側ですね、これ。東側の用地に関しては、後ろ延ばす、あそこも要は農振も外れてますし、あそこを買えば、恐らく、開発行為、間が里道がありますので、開発行為の発生するし、恐らく調整池もつくらないかんというとも認識しております。その横

の、例えば、勤労者体育センター・弓道場も含めて改修すればできないことはないとは思っている。ただ、皆さん言われるのは「合併特例債は間に合うんですか。」ということと財源の問題というか、今の30億円ですね、30億円の中でできるんですかという、用地買収もありますので、そういう時間とお金の問題、ただこれは50年たつ施設ですよ。今、そこに建てれば、恐らく駐車場が将来、間違いなく足りなくなるということも明確なんです。ここで急げば、私は十分間に合うかなと思います。現地建てかえが障害があるのは、まずは一帯の事業認定が受けられないということは、5,000万円控除ができない、1,500万円控除になると、これは地権者ですね。そして開発行為の、先ほど言った、調整池が必要になると。そして、里道の要はつけかえもせないかなという問題もあります。その地権者に関しては、私も地元議員として、その所有者も知っておりますけど、その辺は精いっぱい早急にできる努力はしたいと思います。そういうことで、現地建てかえ、2年間閉館をしなければいけないということに、もちろんありますけど、その場合は、今、桃田公園が今度空調設備も入りますし、大学も、体育館もありますし、そういう意味では2年間は十分ほかの施設を使っても、大人数の行事はできるかなと思っております。そういうことで、私はそのもちろん新玉名駅がいいんですけど、私の考えは、そこでも間に合うんじゃないかと思っておりますけど、その辺は市長どう考えられますか。

○議長（永野忠弘君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） まず1点は、新幹線の駅前ということを言われますので、このことにつきましても検討した結果、3.2ヘクタールのところはいいなというようなところは、皆さん言われればいいなというような答えが出てくる可能性あるというふうに思います。ただし、そこをじゃあ、推し進めるということになりますと、まず、1点的には、まずバイパスをつくるときに、あのところにおきましては、文化財の発掘調査が大変長くかかったというような記憶がございますし、また、開発するというふうになりますと、文化財の発掘調査をまずやらなければならないというふうな状況じゃないかなというふうに思っております。そういった面と、もう1つは合併特例債が使えなくなるという点がございます。その2つを合わせただけでも、例えば、用地を買収するに当たっては、当時、新幹線の買収の価格でいたしますと、坪当たりの金額が大体6万円程度じゃなかったかなというふうに思います。ただ、文化財の発掘調査をするということになりますと、その3倍ぐらい金がかかるというような状況になりますので、その際、財源等々もやはり市民会館の建設にのしかかるというふうな状況もございます。そういったものでいきますと、やはり玉名市民の負担が、将来に負担が非常にのしかかるというふうな状況もございますので、新幹線の駅前につきましては、やはりそういった期間的な問題、財源的な問題で断念したという経緯がございますので、ここは一般的にあそこに

できればいいなというふうなことでは、私も賛同できますけども、進める中でやはり資金の問題、あるいは期間的な問題等々で断念せざるを得なかったというような状況でございますので、そういった点を理解していただければというふうに思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 現在地のことを質問したんですけど、現在地建てかえの。

○議長（永野忠弘君） 市長 高峯哲哉君。

○市長（高峯哲哉君） 今の現在地にというようなことでありますけども、この現在地につきましても検討いたしたというふうな状況でございます、そういったことを考えたときに、やはり現在地にすることによっては、やはり今の計画の設計図ということでは、場所的に入らないというふうな状況でございます。しかしながら、壊せば入るだろうというふうなこともございますけども、解体をする、建設をするというふうなこととなりますと、やはり3年程度の期間が必要になってくるんじゃないかなというふうに思われますので、この現在地に建てかえるということは、その時点では断念せざるを得なかったということございまして、その市民会館の今の市民広場に建てるということございまして、この市民広場をなくすということについては、やはり「こういった場所をなくさないでください。」というふうな御要望もございました。そういうことも関係上、今の市民会館の現在地を解体したあとで、市民広場的な形に持っていけば、市民の憩の場になるということも考えてやっているというふうな状況でございますので、今の現在地では建てかえができないということで結論を出したということでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 答弁いただきました。

現在地の建てかえということで、恐らく用地のほう、東側ですね、東側の用地の人たちには一切話は聞いてないと思いますけど、そういう計画段階で、もう要は開発行為だったり、事業認定が受けられなかったということで断念されたということですけども、平成30年12月にこのお祭り広場のところに完成するわけですけど、まだ余裕は、32年までできあがればいいということで、余裕は少し早めにあると思います。1カ月、2カ月、ちょっとずれるのかなとも聞いておりますけど、31年の最初のほうになるのかなということ聞いておりますけど、そういうことで、私はまだ十分に間に合うと思いますけど、その辺はもう議論しても、今ここでお勧めされないということ言われますのでいいとしまして、次のもう3番の署名運動について、ちょっと話をしたいと思いません。

2月23日に、市民の代表の方と私も、松本議員も、3人で市長室のほうに署名を出

しに行きましたけど、4,674人ですかね、市長に手渡したんですけど、この署名に関しては、率直には市長はどう思われましたか。

○議長（永野忠弘君） 市長 高崎哲哉君。

○市長（高崎哲哉君） 市民会館の位置の見直しを求める署名に関する質問にお答えをいたしたいと思います。

議員御質問の要望書をどう受けとめるかという点につきましては、まずその4,676名という数の重みというもの感じたというような状況でございます。また、同時期に議会に提出されました。請願書につきましても、議会の判断を受け、あわせて受けとめねばならない事項だというふうに思っております。ただ、署名の一覧を見ておきますと、1人で数人の名前を書いてある部分、そしてまた、家族の中でも代筆で書いてあるようなものと、そしてまた同一人による複数の署名があったというようなこと、幾つかの疑問点は持ったというのも正直な気持ちでございます。市民会館の建設につきましては、平成23年から検討を始めまして、合併特例債の延長により一時動かなかった時期がございますけれども、約6年かけて計画を進めてまいりました、今議会に提案いたしておりますとおり実施計画まで完了し、あとは建設に取りかかるばかりだといった段階まで進んでおります。計画を進める中で、もっとも悩まされました事柄が、建設位置の決定でございます。複数の候補地を掲げ、それぞれのメリット、デメリットを比較することにより、最終的に市民広場公園と決定をいたしましたところでございます。この段階になってもまだまださまざまな意見が出ている状況でございます。この件につきましては、市議会の公共施設等建設特別委員会や一般質問でも何度も議論を交わしました。そして、先ほども答弁いたしましたように、昨年2月、主に区長さん方を対象とした説明会を市内6カ所で開催し、意見を拝聴いたしました。その説明会を中でも、市民会館建設については、規模や事業費に関しての御意見はあったものの、建設場所への反対や否定的な意見などはなかったものと記憶をいたしております。ただその後、4月に地震が発生し、直後の6月議会に位置の変更と市民広場公園の存続を求める陳情が提出されました。最終的には不採択という結果になりましたが、その陳情があったが故に、その後の一般質問で備蓄品や備蓄倉庫をもっとふやすべきという意見や大規模災害時のマンホールトイレ設置などの意見が出されたものと理解しておりますし、それに対しましても前向きな答弁をしたところでもございます。よって、新しい市民会館には、小さいながらも救助物資などの仮置き場として、一時使用が可能なスペースを設けておりますし、隣接する福祉センターが避難所となり、トイレの問題が発生した場合でも解消が図れるものと思っております。また、市民会館には、これまでに備えていなかった授乳室や充実したトイレを整備する予定であり、バリアフリーも問題ない施設となりますので、福祉センターで不足するような事態が発生しても補うような対応が可能となりますし、駐車場台数

も大ホール解体後の跡地を整備することにより、約100台はふえるということになります。このようなことから要望書への対応につきましては、先ほど答弁いたしました建設場所や規模の問題、さらに最も重要と考えます財源の問題まで、総合的に判断した上で、事業を推進していますので、今の時点で即建設位置を考え直すということは申しませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、本議会に建設工事を予定、提出した理由について答弁をいたします。よかですか。

じゃあ、以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 今の要望に関しては、重く受けとめるけど、内容に疑問があるというふうな話もされております。内容の問題とは別に、こういう要望が上がるということに対して、まず何が1番ポイントなのかというと、私は、今回、この当初予算の市民会館建設費ですね、12億円上がっているのが、私は問題だと実は思っております。そういう反対がある中で、この予算を上げてらっしゃると。なぜ上げられたのか、ちょっとたぶん、先ほど何か言われてましたので、よろしくお願いします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 3月議会でなく、12月議会にはどのような提案の、考えられないかといった趣旨だというふうに思います。特に、債務負担行為として30年度までの2カ年で計上いたしておりますので、議員がそのように感じられるのもわからなくはないであります。決してそのような意図的ではなく、基本設計、実施設計と順を追って事業を進めた結果、建築工事に必要な2カ年が市長選前後になってしまうということでございます。特に老朽化が進み、対策が早く望まれている市民会館については、ここで先延ばしする理由がない、早急に対処すべきという単純かつ当然な理由でございます。今回の署名の提出及び議会の請願書の提出を受けて、また、城戸議員から一般質問もこうやって受ける中で、私からどうしてもこれだけは申しておきたい事項がございます。市民会館の建設につきましては、その規模や建設場所などさまざまな意見がある中で、常日ごろから申しております「市民目線」にのっとり、市民の経済的負担を可能な限り抑えるために、最小の経費で、最大の効果を得るということを重視してまいりました。合併特例債の適用期限内の完成と国からの補助金である社会資本整備総合交付金これはまちづくり交付金と言われておりますけども、これを活用して、これまで計画を進めてまいりました。現在は実施設計まで完了し、すぐにでも建設に取りかけられる状況でございますが、仮にこの時点で中断いたしますならば、それは今議会に上程いたします予算案が通過しなかったら、イコール市民広場公園の建設ができなかったらという仮定の議論になりますけども、まずこれまで支出いたしました設計費が約4,000

万円ほどございます。これも無駄になります。また、国からの交付金についても間違いなく受けられなくなります。最大で、いわば交付金というのは約8億円から8億数千万円ということになるだろうと思いますし、70%であれば約6億円弱ということになるかというふうに思います。これは総事業費の約30億円のうちの2割から3割というような状況になりまして、建設費に、交付を受けております970万円という返済も必要が生じてくるような状況でございます。しかも合併特例債を使うことで、市の負担は実質的に30億円のうちに8億円程度ですむ計算になるということは、もう以前から申し上げておるといような状況でございます。20億円以上という国からの援助が受けられなくなってしまいます。仮にそうなった場合、建設を待ち望んでいる市民の方々に対して、だれが、どのように説明し、責任を果たせるのであろうかというふうなことも考えております。ここはしっかり認識をしていただき、議員各位の慎重かつ賢明な御判断をいただきたいと切にお願いをいたしまして、私の市民会館建設に関する、私の答弁を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） ちょっと整理しますけど、この先ほど12億円のは今回出されたということは実施設計から昨年でしたと。ただ今回、選挙があるということで、やはり、この署名の中には、やっぱりあそこじゃいかんという方も結構まだまだいらっしゃるわけですね、そういう中で、先ほど私が言う前に言われましたけど、12月議会で本当によかじやなかかと、私は思います。ただ、今度市長が出られるかどうかわかりませんけんね、そこはわかりませんが、そのあとじっくり、まだ時間もありますので、予算を通していただければと思いますけど、今年は選挙の年ということと、1つ例に挙げてみますと、和水町が学校統合問題のときに、やはり選挙前だったでしょうか、造成を10億円ぐらいされましたですね、あのときにやはり反対の町長候補は、それを無駄づかいということで、選挙運動されて当選されて、そのあとあれが無駄になったと。あのときにやはり選挙後にそういう計画を上げとけば、別にそういう市民の負担は10億円もそういうのはなかったということを考えれば、玉名市も、そのここがもし通らなければ、いろいろ交付金の負担とかというのがありますけど、あれはまた再度設計し直せば交付金はまたもらえるということは国土交通省のほうからも聞いておりますけど、そういうことで、今回予算を上げた、そして今、政局がものすごく動いている状況もあるのかなと思う中で、果たしてこれは最終的には、この市民会館建設は、市民の付託を受けた方はそれなりにすると、例えば、また、高寄市長が出られて、当選されたらそのまま今の計画でいくと、例えば、違う候補が選挙期間中に、あそこで、私はあそこじゃいけませんということで、選挙運動されて、公約にされて、選挙とおったら、恐らく和水町

と一緒のような変更をせざるを得ないということになるということ考えればですね、私は12月議会に建設費を出したほうが、1番市民の負担にはならないと思うわけです。この市民会館建設費の今いろいろ議論があつて、候補地も決まった中で、なかなか市民は、そこは、先ほど区長会を集めていろいろ説明をされたという中で、なかなかあの場で意見も出なかったというのも聞いております。ただ、区長さん以外の人たちは、普通考えれば、あれだけ震災のときに、あれだけ車が来た中で、なんであそこ建てるんですかと、現地建てかえで間に合わないんですかという意見もあるわけですね、現地建てかえでも十分、私も間に合うと思います。そういう中で、政治的にこれはこういうのを建設に関して言うてはいけないという思うところもありますけれど、私は最終的には市民の付託を受けた方が、この市民会館建設に関してはすべきじゃないかなと思っております。どうでしょうか、市長。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 城戸議員の御質問にお答えいたします。

市民会館建設につきましては、6年前から建設の計画を立てながら、一つ一つ着実にということで、場所の選定につきましても大変ここは1番問題だったというふうに思いますけども、場所につきましても、いろんなところの検討を加えながら、最終的に、昨年の実施設計のときに決定をしたということでございます。これを政争の具にするということにつきましては、市民に対して本当に申しわけないことだろうというふうに思いますし、あくまでも玉名市の将来の中の1つの基本計画の中で進めるということで、私は進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 市長がそういうことで上げられたということを聞きますけど、これは市民が付託を受け、市民が決めることですし、もし違う候補が通った場合には、このことは、市長には責任はあると思います。結局、変更をせざるを得なくなることとなりますので。そして私が思うのは、この市民会館を早急につくってくるというのは、恐らく市民の方も一緒だと思いますけど、ただ要するにあの場所、「なんであの場所なんですか。」ということは、相当私の耳に入ってくるものだから、私もそこは背負って議員になっていますので、もうここは最後まで、私は反対する気持ちでありますし、もうこれは、上がった以上は、私は間違いなく否決して次の選挙後に、ちゃんとした形でこの市民会館はぴしゃっとしていただきたいなと思って、もうこれ以上、私も言っても一緒ですので、これで一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（永野忠弘君） 以上で、城戸 淳君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は、終了いたしました。  
明9日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。  
本日は、これにて散会いたします。

午後 4時25分 散会

第 3 号

3 月 9 日 (木)

## 平成29年第2回玉名市議会定例会会議録（第3号）

### 議事日程（第3号）

平成29年3月9日（木曜日）午前10時00分開議

#### 日程第1 一般質問

- 1 4番 徳村 登志郎 議員（無会派：公明党）
- 2 15番 前田 正治 議員（無会派：日本共産党）
- 3 13番 福嶋 譲治 議員（無会派）
- 4 1番 北本 将幸 議員（無会派）
- 5 8番 内田 靖信 議員（自友クラブ）

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

#### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

- 1 4番 徳村 登志郎 議員（無会派：公明党）
  - 1 安定的な水の供給を確保するための水道事業の現状と将来の見通しについて
    - (1) 水道施設の適切な資産管理を推進する上で欠かすことのできない水道台帳の整備状況はどうか
    - (2) 水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）について
  - 2 食品ロス削減に向けての取り組み推進について
    - (1) 学校や幼稚園、保育所などにおける給食や食育・環境教育などを通じた食品ロス削減のための啓発について
    - (2) 「3010（さんまるいちまる）運動」のような「飲食店で残さず食べる運動」や「持ち帰り運動」の展開など、市民、事業者が一体となった食品ロス削減に向けた取り組みについて
    - (3) 本市の災害備蓄食品を消費期限6カ月前などにフードバンク等への寄附等を検討してはどうか
  - 3 地域で取り組む「ひきこもり」社会復帰支援について
    - (1) 熊本県ひきこもり地域支援センターとの連携について
    - (2) ひきこもりの実態調査について
    - (3) 在宅にひきこもり者や精神障がい者等の課題を抱えた若者を「シルバーバンク事業」とリンクさせ、社会参加の機会としてはどうか

- 2 15番 前田 正治 議員（無会派：日本共産党）
- 1 入札問題の訴訟について
    - （1）玉名市敗訴で、市長及び執行部はどのような教訓を引き出したか
    - （2）規則・要綱・内規それぞれ制定して運用するに当たり、法令遵守について検討はなされているか
    - （3）提案してある市長給与の減額は賠償額に対して少ないと思うが、何を根拠として10%、3カ月としたのか
  - 2 国民健康保険に関して
    - （1）国民健康保険を県と市が共同運営によるメリット・デメリットは何か
    - （2）一般会計からの繰り入れは継続するか
    - （3）健診における玉名市の補助は継続するか
  - 3 公立保育所に関して
    - （1）公立保育所の民営化で、市民にはどのようなメリットがあるか
    - （2）平成29年度からは待機児童の解消が可能か
    - （3）一時預かり保育・休日保育の実施については可能か
- 3 13番 福嶋 譲治 議員（無会派）
- 1 農業委員会の支所での事務対応について
    - （1）現在、3支所では農業委員会事務はどのように対応されているか
    - （2）各支所での農業委員会事務はこのままの体制で行くのか、あとには本庁だけの対応になるのか
  - 2 防災行政無線の入札と市長の政治姿勢について
    - （1）入札の変更と疑義についての対応は
    - （2）「市長あいさつ」について問う
- 4 1番 北本 将幸 議員（無会派）
- 1 玉名市における予算編成について
    - （1）予算編成における基本的な考えについて
    - （2）各課からの予算要求の流れについて
    - （3）各課への予算配分の流れについて
    - （4）各事業への予算配分の優先順位について
    - （5）平成29年度予算における重点事業について
    - （6）平成29年度予算における主な新規事業について
  - 2 小学校統廃合に伴う跡地・施設の利活用について
    - （1）現小学校施設における地域住民等の利用率について

- (2) 小学校跡地・施設の維持管理費について
- (3) 地域コミュニティー拠点としての考えについて
- (4) 防災拠点施設としての考えについて
- (5) 跡地・施設利活用の検討体制について
- (6) 跡地・施設利活用の計画について

3 空き家対策・老朽危険家屋対策について

- (1) 空き家の実態調査及びデータベース構築について
- (2) 空き家数の推移、今後の見通しについて
- (3) 庁内推進会議及び空き家等対策協議会について
- (4) 空き家バンク制度による空き家の利活用について
- (5) 特定空き家・老朽危険家屋に対する対策について

5 8番 内田 靖信 議員（自友クラブ）

1 指名競争入札における損害賠償請求訴訟について

- (1) 賠償判決を受けての市長の見解は
- (2) 指名競争入札における業者指名の運用基準について
- (3) 損害賠償と市長給与減額条例について
- (4) 市民に対する責任の果たし方は十分か

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

出席議員（24名）

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋譲治君	14番	宮田知美君
15番	前田正治君	16番	作本幸男君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	永野忠弘君

\*\*\*\*\*

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	堀内政信君	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	平川伸治君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

+++++

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	上嶋晃君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	小山眞二君	健康福祉部長	村上隆之君
産業経済部長	吉永訓啓君	建設部長	磯谷章君
会計管理者	今田幸治君	企業局長	北本義博君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	伊子裕幸君	監査委員	坂口勝秀君
農業委員会会長	永田知博君		

\*\*\*\*\*

○議長（永野忠弘君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 一般質問

○議長（永野忠弘君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

4番 徳村登志郎君。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） 皆さん、おはようございます。4番、公明党の徳村登志郎でございます。

それでは通告に従い、一般質問させていただきます。

まずは、安定的な水の供給を確保するための水道事業の現状と将来の見通しについてお尋ねします。国では、回復の兆しを見せ始めた経済成長の恩恵を、地方や中小企業に着実に広げていくとして、成長と配分の好循環の実現のための生活密着型インフラ整備を推進しています。平成29年度水道施設整備予算案には、全国の自治体で、老朽化が進み、管路の更新が問題視されている水道施設の水質安全対策・耐震化対策として355億円が計上されています。これは前年度より20億円の増額であり、以前に増して水道管の修繕や改修を担う、地域の中小・小規模事業者に経済波及効果が及ぶことが期待されております。

そこで、玉名市の水道事業について2点お聞きします

1、水道施設の適切な資産管理を推進する上で欠かすことのできない水道台帳の整備状況はどうか。2、水道事業におけるアセットマネジメントについて。

以上、答弁を伺って再質問したいと思います。

○議長（永野忠弘君） 企業局長 北本義博君。

[企業局長 北本義博君 登壇]

○企業局長（北本義博君） おはようございます。

徳村議員の安定的な水の供給を確保するための水道事業の現状と将来の見通しについてお答えいたします。

まず、水道施設の適切な資産管理を推進する上で、欠かすことのできない水道台帳の整備状況はどうかについてでございますが、玉名市の水道事業の現状を御説明いたします。

全国的に水道事業を取り巻く環境は、高度経済成長期に、急速に整備された水道施設

に老朽化が進行し、大規模な更新期を迎えており、水道施設の計画的な更新は、全国の水道事業者共通の最も重要かつ喫緊の課題となっております。玉名市においても同様に、昭和36年に開始の東部簡易水道事業以来50年を迎えた施設もあり、老朽化が進んだ状況でございます。台帳整備関係につきましては、新規に布設、また、布設がえをした排水管及び布設等の取得資産には、年度ごとに取得年月日、資産名称、資産区分、耐用年数等をシステムに入力し、適切に管理し、また、管路、管路網図においても紙ベース台帳及びデータで整備し、保有している状況でございます。

次に、水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）についてでございますが、先ほど布設の現状について御説明いたしました。玉名市も耐用年数を超えた資産等もあり、大規模な更新時期を迎えつつあります。この状況の中で、スムーズな更新事業を進めるために、老朽化した水道施設を計画的に更新する計画、「玉名市アセットマネジメント」を外部委託し、平成29年度に策定する予定でございます。

最後に、玉名市の水道事業の将来の見通しでございますが、今後、アセットマネジメントの更新計画を財政計画に反映させ、中長期の経営戦略を策定する中で、水道料金見直し等も含め、さまざまな問題の検討を行ない、将来にわたり安心・安全で、安定した水の供給を図っていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

1の水道台帳の整備状況は、本市においては進んでいるようですが、日本の水インフラは、高度経済成長期の1970年代に急速に整備が進んだため、今後一気に老朽化の波が押し寄せてまいります。しかし、全国の管路更新率は0.76%であり、このままのペースでは、すべての更新をするまでに130年かかると言われております。

そこで3点ほど再質問をさせていただきます。

1つ、本市における管路更新率は何パーセントなのか。また、水質の安全を確保する上で早急な更新が必要な鉛管とアスベスト管の交換は終えているのか。2つ、残っているのであれば、どこにどれくらい。また、それらの更新状況はどうなっているのか。3つ、昨年の熊本地震では耐震化の必要性が表面化いたしました。管の継ぎ目に伸縮性を持たせる耐震化を今後どのように進めるのか。

以上の答弁をお願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 企業局長 北本義博君。

○企業局長（北本義博君） 徳村議員の再質問にお答えいたします。

まず、水道施設の更新率はどれくらいなのかということについてでございますが、水源地や配水池など水道施設につきましては、軽微な故障については順次更新を行なって

おり、管路につきましても漏水事故が多い管路を優先して更新工事を行なっているのが現状で、更新率は把握できておりませんが、大規模な更新につきましても、今後、中長期的な財政計画の中で更新を計画的に進めてまいりますので、本格的な更新はこれからになります。

次に、鉛管、アスベスト管の残存状況についてでございますが、鉛管は、当時給水の引き込み管として使用されておりましたが、市が管理する配水管の布設がえの際に、順次塩ビ管に更新し、鉛管は残っていないと考えます。また、アスベスト管につきましては、水道では石綿管と言いますが、当時配水管として使用されておりましたが、これもすでに更新が完了し、残っておりません。

次に、水道施設の耐震化の状況についてでございますが、平成29年度に施設などの耐震診断業務を予定しており、耐震化が必要な施設については布設の更新計画に合わせて、順次耐震化を実施していきたいと考えております。また、管路につきましても、新設及び布設がえをする際に、耐震性能を有する管で既に施工を行なっており、今後も水道施設及び管路の更新工事を行なう際には、耐震化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

管路の更新については、これからアセットマネジメントに基づいて、把握をして進めていかれるということで安心いたしました。

あと鉛管、アスベスト管が現在はもう残っていないということで、こちらのほうも安心したところであります。

また、耐震化については、昨年の熊本地震を受けてから表面化した問題でもあります。今後、ますます進めていっていただきたい部分でもございます。

以上のように、蛇口をひねれば当たり前のように利用できる水なんですが、このように具体的な現状が見えてくることによって、いかに継続的に、安定して、安心な水を供給することが重要なことなのかというのが判明したと思います。特に熊本地震における状況に照らしてみても、大規模災害時等において、断水が長期化し市民生活に甚大な影響を及ぼすおそれがあるのは明らかであります。

次に、2番のアセットマネジメントについてですが、公共事業におけるアセットマネジメントは、バブル崩壊後のひっ迫した財政状況の中、地方自治体が住民から申託された税金を適切かつ効率的に使用し、公共サービスの充実を図ることを目的としております。水道事業においては、このアセットマネジメントを実施せずに、料金引き上げを見送り続けた市町村の中には更新投資の余裕がないところもあると聞いております。水道事業の収支の悪化は、結果的にろ水事故の発生を招き、水の安定供給に支障を来すな

ど、住民生活の質の悪化をもたらします。

そこで再質問いたします。今後、本市におけるアセットマネジメントの結果に基づき、健全な水道事業の継続のために、水道料金をどのようにしていくのかお尋ねします。また、住民生活に直結する水の安定供給のためには、広域連携が必要と思われますが、広域連携に向けた市の取り組みもお尋ねいたします。

以上、2点よろしくお願いたします。

○議長（永野忠弘君） 企業局長 北本義博君。

○企業局長（北本義博君） 先ほど、アセットマネジメントにつきましては御説明いたしましたけど、そのほかに29年度で耐震診断も予定しております。それとは別に、それを総合的に取り入れました経営戦略を29年、30年の2カ年で策定することにしております。この経営戦略につきましては、長期財政シミュレーションでございしますが、投資資産及び財源資産の将来予測、経営健全化及び財源確保の具体的な方策をシミュレーションするもので、平成31年から40年までの10年間の経営戦略を策定するものでございます。この整備をした上で、その辺の料金改定が伴うかどうかは、そこで判断したいと思っておりますけど、今の段階では改定予定は出しておりません。この10カ年計画で、どのあたりで、その辺が必要になってくるかは検証していきたいと思っております。

それと広域的な水道施設の連携ということですが、これは市町村の行政区域を超えて水道事業を広域的に運営するということになるため、関係市町村の各水道事業体が、広域的な水道施設の連携の必要性について認識が一致しているかどうかが必要であると考えます。まずは玉名市としては、既存の水道施設の効率的な活用を図っていくことを優先して、近隣の市町村との連携まではまだ考えておりません。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

これから料金の改定というものは、現在は特に考えてらっしゃらないということですが、実際、今後水道事業が大変厳しい状況にどんどんなっていくというのは目に見えている状況ではございます。そういう中で、いち早くそういうものに対応できるような形で、また、市民にも周知していただく中で、必要であれば料金のほうも改定していくというところも必要かと思っております。国のほうでも通常国会で、今回も水道法の改正を目指しております。改正の主なポイントは、1つ、都道府県による広域連系の推進ですね。2つ、水道台帳の整備などの適切な資産管理の推進。3つ、持続可能な水道料金の設定。4、コンセッション方式の導入。5、指定給水装置工事事業者制度に、更新制を導入すること。答弁では、玉名市の現在の現場をお聞きしたわけですがけれども、今後水道事業が多く課題を抱えていることはよくわかると思っております。税金に依存せずに健全

かつ安定した事業運営を継続するためには、適正な水道料金収入を確保し続けることが必要だと思います。ぜひとも、後手にならないように、今後の運営をよろしく願いしたしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） 続きまして、食品ロス削減に向けての取り組み推進についてお尋ねします。

食べられる状態なのに捨てられる食品ロスは家庭やスーパー、ホテルやレストランなどあらゆるところで見受けられます。農林水産省によると、日本では年間2,797万トンの食品廃棄物が発生しており、このうちの632万トンが食品ロスと推計されています。既に先進的な自治体では、さまざまな食品ロス対策が行なわれてきております。長野県松本市において始まった宴会の食べ残しを減らすため、乾杯のあとの30分と終了後の10分は、自席で食事を楽しむ3010運動を皆さん御存じでしょうか。

「皆さん、これから乾杯しますが、その前に残さず食べよう3010運動について御説明します。」と、こんな感じの一言から3010運動に賛同した宴会は始まります。「乾杯のあとの30分間と、お開きの前の10分間は、自分の席について料理を楽しみ、「もったいない」を心がけ、食品ロス削減の取り組みに御協力ください。」と訴え、そしてまた宴会終了の10分前になると、幹事が立ち上がり、参加者に告げます。「間もなくお開きとなりますので、いま一度、御自分の席に戻り料理をお楽しみください。」と訴えます。つまり3010とは時間のことです。乾杯のあとの30分と、お開きの前の10分は、自分の席に戻り食べることに集中して、食品ロスをなくしようという運動です。松本市は、飲食店等から出る生ごみのうち約6割がお客さんの食べ残しという現状を改善すべく、市内の飲食店や宿泊施設に呼びかけ、「残さず食べよう！3010運動」を推進するコースターやポケットティッシュを配布。また、幹事さんに協力を求めて、宴会の始まりに運動の趣旨を説明してもらうようはたらきかけました。当初は理解を得ることが難しく、賛同する店も少なかったようですが、説明を重ねるうちに、少しずつ理解が得られ、今では100店舗を超える事業者が啓蒙活動に参加しているそうです。残さず食べようの趣旨も浸透し、平成25年度には、この運動に参加したお店で食べ残しを半分まで減らせたそうです。また、NPOの活動として消費期限が迫った食品を引き取り、生活困窮者へ無償提供するフードバンクが有名です。フードバンクとは、一方に余っている食べ物があ、他方で食べ物に困っている人がいて、それをつなぐ活動、食べ物の仲介役です。余っている食べ物を残っている支援者の方と、食べ物を必要とする受益者の方へとつなぐ役割を果たしております。また、国連は2030年までに世界全体の1人当たりの食品廃棄物を半減させる目標を採択しております。

そこで3点お尋ねします。1つ、学校や幼稚園、保育所などにおける給食や食育・環境教育などを通じた食品ロス削減のための啓発について。2、「3010（さんまるいちまる）運動」のような「飲食店で残さず食べる運動」や「持ち帰り運動」の展開など、市民、事業者が一体となった食品ロス削減に向けた取り組みについて。3、本市の災害備蓄食品を消費期限6カ月前などにフードバンク等へ寄附等を検討してはどうかという点についてお尋ねいたします。

以上、答弁お願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 徳村議員の学校や幼稚園、保育所などにおける給食や食育・環境教育などを通じた食品ロス削減のための啓発について、まず、学校給食の点からお答えをいたします。

学校給食につきましては、現在、玉名中央・岱明・天水学校給食センター、玉名町小学校、横島小学校の自校式、合わせて5つの調理場がございます。給食を提供する際は、まず、各小中学校から学年別、クラス別に翌月の給食予定数を各給食センター等に申し込みをしていただき、その後食数の変更が生じた学校からは、変更の連絡が入ります。この変更の連絡を受け、各給食センター等では、食材の増減を納入業者に連絡し、食材を購入しており、あらかじめ食品のロスがないよう給食を提供しております。また、各調理場では、毎日の給食の食べ残しについても残菜量を計算しており、年に2回ほど、各小中学校にグラフ等によって情報提供し、児童・生徒への意識向上と啓発を行っております。各小中学校においても、残菜を減らすために、嫌いな食材も食べられるようにバイキング方式で給食を楽しむ工夫や給食委員会活動の一環として、クラスの残菜量を測り、残菜が少ない学年、クラスには、メダルなどを上げている学校もあり、残菜の減量に努力しているところです。また、食育の一環として、食に対する興味、関心を高めるために、子どもたちが地域の方々の協力を得て、お米やサツマイモなど栽培している学校も多数あります。調理場においては、残菜量が多かった日のメニューの総量、味付、香、形態等を分析し、その後の調理の改善に生かしております。残菜量についてはほとんど残菜が出ない学校もありますが、年間の残菜率で平均1%前後ですが、夏場の残菜率が相対的に高い傾向にあります。また、各調理場では、学校給食法が示す学校給食実施基準に基づき、栄養士が給食の献立を作成しており、小中学生の体格差や地域の実態に応じ、学年ごとに量を調整して実施基準を満たす給食を提供しております。栄養士は将来にわたって子どもたちが健康に生活できるように、学校給食を活用して、食事や栄養に関する指導教育を行なうため、小中学校に出向き、食べることの意味や給食の趣旨、そして生きていく上での栄養素について知らせ、安全・安心な食材をみずから選

扱し、健康を維持、増進することができるように指導しております。学習の中で子どもたちから「残った給食はどうなるのか。」と、質問されることがあるそうで、そのときはお金を払って処理をしていることを伝え、持続可能な社会を構築するためにも、一人一人が食に感謝し、自分にできることとして、まず、自分の与えられた給食を残さないようにしようということの位置づけをしているところです。

このようなさまざまな取り組みにより、学校給食については、次の3つの目標をもって安全でおいしい給食を提供してまいります。1つ目に、学校給食は日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を養い、望ましい食習慣を養うこと。2つ目に、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神、並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。3つ目に、食生活が、食にかかわる人々のさまざまな活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んじる態度を養うこと。などを目標に、今後も食育を推進するとともに、児童・生徒にも食品ロス削減について、一層の啓発に努めていきたいと考えております。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

〔健康福祉部長 村上隆之君 登壇〕

○健康福祉部長（村上隆之君） 次に、保育所の食品ロス削減のための啓発についてお答えいたします。

保育所における給食の残菜量は各園からほとんどないと報告を受けております。保育所では紙芝居などにより食の大切さを伝え、野菜栽培体験による食への興味、関心を高め、クッキング体験による食の楽しさを実感させるなど、各園の食育計画に基づく実践が成果を上げているものと思われまます。また、食事の様子を調理員が見ることにより、保育士と連携しながら調理方法なども工夫しているとのことでありまます。

今後、食の大切さについて給食や食育を通して、園児の意識を高めていくとともに、給食だよりやレシピの配布などによる、家庭への支援を行なっていくことが、食品ロス削減につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 小山眞二君。

〔市民生活部長 小山眞二君 登壇〕

○市民生活部長（小山眞二君） 徳村議員の「3010（さんまるいちまる）運動」のような「飲食店で残さず食べる運動」や「持ち帰り運動」の展開など、市民、事業者が一体となった食品ロス削減に向けての取り組みの御質問についてお答えいたします。

先ほど、議員も御説明されましたように、現在は、食料が豊かになっている一方で、食べ残し、賞味期限切れなどに伴います食品の廃棄が、家庭や事業所から発生していま

す。食物の本来の価値を大切にする「もったいない」の心をもって、食べ残しや食品の廃棄を減らし、環境への負荷を軽減する運動の1つとして3010運動が、平成23年度に長野県松本市でスタートした運動でございます。会食や宴会などの開始から30分間は自分の席で料理を楽しみ、お開き前の10分間は自席で戻って、再度料理を楽しみ残さず食べるという運動でございますが、本市におきましては3010運動のような活動は具体的に行なってはおりませんが、幼児、児童、生徒たちに対しての食育教育の一環として、食べ物に感謝し、食べ物を残さないようにすることを学んでもらっています。また、環境への負荷の軽減につなげるために、ごみの分別やごみ減量化に努めていただくよう、広報たまなやごみ資源収集カレンダー及び市のホームページ等を活用して、市民や事業者によく周知しながら、御協力をお願いしているところでございます。しかしながら、本市内におけるホテル、旅館、飲食店などの事業所において、会食、宴会等での料理の食べ残しは当然あると思われれます。その食べ残しを少なくするためには3010運動の効果はあると思われれます。今後、時間をかけて市民、事業者等への意識啓発を推し進めていくことが、食品ロス削減となり、食品ごみの減量化につながっていくのではないかと考えます。今後、関係機関と協力しながら、検討していくことが必要であると認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） おはようございます。

徳村議員の災害備蓄食品を消費期限6カ月前などにフードバンク等への寄附等を検討してはどうかについての御質問にお答えいたします。

現在、災害発生時の食品備蓄と食料備蓄といたしましては、アルファーマイ3,200食、飲料水の500ミリリットルで約1万1,000本、カンパン400食、栄養補助食品約2,800食を本庁及び3支所に配置し、備蓄を行なっている状況でございます。また、食料備蓄につきましては、それぞれ消費期限がございますので、消費期限を迎える前に、市の総合防災訓練や消防団の訓練大会等を通じまして、参加者の皆さま方にお配りし、あわせて地域での備蓄啓発を図っているところでございます。今後は、徳村議員御指摘のとおり、食品ロス削減のため、消費期限前の食料備蓄品をフードバンクへの寄附、あるいは小中学校等の配付等について検討を行ない、防災意識の向上につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

まずは、1の学校や幼稚園、保育所などにおける給食や食育環境教育などを通じた食品ロス削減のについての啓発について答弁についてですが、学校給食では、しっかり残菜の減量等、また、教育等にも力を入れていらっしゃるという答弁がいただけて安心したところでございます。また、保育所等ではほとんど残菜も出ていないということで、うちの子ども今、幼稚園に通っておりますけれども、ほとんど残さずに食べているという報告をいつも園の先生からいただいております。その辺しっかり保育所、幼稚園等で工夫して、いかに残さずに食べさせているかという努力のたまものではないかなというふうに思っております。また、ここで園児の話になりますけれども、これも長野県の松本市での取り組みになります。園児を対象とした環境教育として、食べ物をつくってくれた人の感謝の心、資源の大切さを忘れない心を育むために、幼いころから環境に対する意識を高めることが大切であるということから、感受性豊かな園児を対象に、参加型の環境教育を実施されております。園児たちはごみとして捨てられたものはどうなるのか、また、分別したものは新しいものに生まれ変わることをパワーポイントなどを使ったクイズで学びあったり、あと、実際にごみ箱に入っているごみをチェックして、これを分別したり、また、おいしく飲んでリサイクルという歌とダンスがあるらしいんですけども、それをみんなで踊ったりしながら、楽しく園で学んでいるそうです。実際、その結果として園児たちの意識、行動変化も約5割の子どもたちに見られたそうです。また、その後その保護者の意識行動変化もそのうちの約4割に上っているそうです。このような結果からも、その効果は予想以上に大きいと思われまます。

それと2番目の3010運動のような飲食店で残さず食べる運動や持ち帰り運動の展開など、市民、事業者が一体となった食品ロス削減に向けた取り組みについての答弁に対してですが、非常に前向きが答弁をいただけて今後に期待したいと思いました。実際、食品ロスの全体から見れば、宴会のときに出る食べ残しは、たかが知れているかもしれませぬ。たとえ、それを減らせたとしても全体に与える影響は微々たるものでしょう。しかし、食べ残したあとに感じる罪悪感はとても大切で、「もったいない」の思いを家に持ち帰り、日々の暮らしに生かすことができると思います。実際、食品ロスのうちのおおよそ半分は一般家庭から出るものです。生ごみのうち約3割はまだ食べられるうちに捨てられているそうです。一人一人にもったいないの意識が芽生えれば、家庭での生ごみの削減が今よりもっと進むかもしれません。そのための気づきを提供するという意味で3010運動が果たす役割は大きいと言えるのではないのでしょうか。また、これから4月にかけて花見のシーズンがやってまいります。新年度には会社等で歓迎会を予定している方もいらっしゃるでしょう。自治体の声かけがなくても3010運動は、いつでも、だれでも、どこでもすぐに始められると思います。早速ですね、今、予定の宴会がある方は、3010運動を取り入れてみることを市民の皆さまにもお勧めしたい

と思います。このように一人一人の小さな思いや気づきこそ食品ロスを減らす大きな力になると思います。

3つ目の本市の災害備蓄食品を消費期限6カ月前などにフードバンク等への寄附等を検討してはどうかという点についての答弁に対してですが、こちらもフードバンクの活用に対する理解をいただけて、ありがたいと思っております。フードバンクを活用することは受益者、支援者だけでなく、行政にもメリットがあります。食べ残しなどによる食品廃棄の抑制を目指している行政にとって、食品廃棄物のリデュース、発生抑制に当たり、環境負荷低減の効果が期待されます。自治体が持っている賞味期限が迫った備蓄食料を入れかえる際、廃棄せず、資源に回せば行政自身で食品廃棄物のリデュースを実現できます。生活者が誤解しがちな賞味期限と消費期限の解釈や食品の保存方法などの啓発も行なうこともリデュースにつながると思います。

最後にまとめになりますが、今回答弁をいただいたとおり食品ロス削減は、多くの関係部署で取り組むべき、そして取り組める課題だと感じました。そして何より、市民一人一人の意識が、意識の変革が大切だと感じました。食品を買うときに奥にある新しい日付のものではなくて、すぐに食べるとわかっている場合は、わざと古い日付のものを選ぶという人がいるらしいです。その理由は、そうしないと、その食品はきっと捨てられてしまうからだそうです。なかなかできることではありませんが、食品ロスを考えるとき、私たちに必要なのは、こうした姿勢なのかもしれません。新鮮な物やきれいにそろった物を我先に選びとろうとするのではなく、ここにあるものに感謝し、それを回していこうという感覚、そしてとびきり新鮮でなくても、規格外でも、それを上手に生かしておいしく食べるための知恵を持つこと。いただきますと言うからには、食べ物の命を引き受けるくらいの気持ちが必要なのかもしれません。私たち自身が消費者から、生活者意識を変えていくことで、食品ロスの問題も解決に向かっていくのではないかと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番(徳村登志郎君) それでは、地域で取り組む「ひきこもり」社会復帰支援についてお尋ねいたします。

現役世代の不就労者、ひきこもりの増加は、地域の活性化を妨げるだけでなく、高齢家庭の負担となっております。地域で就労できずに、引きこもっている実態を調査し、支援策の実施が求められております。厚生労働省ではひきこもりを「さまざまな要因の結果として、社会的参加を回避し、原則的には6カ月以上にわたって、おおむね家庭にとどまり続けている状態」と定義し、それが約26万世帯に上ると推定しております。また、近年では、ひきこもりの高齢化が進んでいます。全国ひきこもり家族会連合会の

調べによると、ひきこもり始める年齢が横ばい傾向にあるものの、平均年齢は上昇傾向にあります。最近では一旦社会に出てから挫折したことで、ひきこもり状態になる人がふえ、高齢化に拍車をかけています。また、年齢が高くなるほど抱える家庭の負担は重くなり支援が難しくなってしまいます。問題はひきこもりを抱える親が既に高齢化しており、本来親の世代が年金を受給するなど、社会保障の恩恵を受けている世代のはずが、子どもが社会復帰できない、また、不労の状態が続き、果ては生活困窮に至る世帯となることが予想されています。そこで厚生労働省では、各県の郡市部にひきこもり地域支援センターを設置しています。ここでは主に、ひきこもりに特化した第1次相談窓口を設け、支援コーディネーター、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等が、ひきこもり状態にある本人、家庭からの電話、来所等による相談や家庭訪問を中心とした訪問支援を行なうことにより、早期に適切な機関につなぐことを事業内容としております。熊本県においては、熊本県ひきこもり地域支援センターと熊本市の熊本市ひきこもり支援センター「りんく」がそれに当たります。また、昨年4月に施行した生活困窮者自立支援法では、その目的について生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援を行なうための所要の措置を講じるとしております。

ここで、ひきこもり対策支援で一躍有名になった秋田県藤里町の例を紹介させていただきます。

秋田県藤里町は、白神山地のふもとに広がる、人口3,800人の町です。若者の多くは町から出ていき、65歳以上の高齢者が人口の4割を超えています。その藤里町が、ひきこもりの問題に気づいたのは、2006年。きっかけは、高齢者の介護予防に当たっていた介護福祉士が、お年寄りから受けた相談でした。家にひきこもっている若者がたくさんいるから、調べてほしいというのです。

そして藤里町では、平成23年にひきこもりの実態調査を独自で行ないました。15歳から55歳の町民1,293人のうち、113人が長期不労状態でひきこもっていることが判明しました。その割合は8.74%に上り、半数以上は40歳以上であることもわかり、ひきこもりの高齢化が明らかになりました。実態が明らかになった後、社会福祉協議会が事務を務めるシルバーバンク事業は、既存の福祉制度では応えられない地域住民のニーズに対応していましたが、そこに在宅のひきこもり者や精神障がい者等が登録するコミットバンクを立ち上げました。課題を抱えた若者がシルバーバンクに登録する高齢者と共同作業を行なうことで、世代を超えて支えあう地域づくりにつながることを目指し、高齢化の進む地元地域においてコミットバンクの必要性は着実に増加していると評価されております。地域の作業依頼に応えることでひきこもり者、不労者、障がい者等の社会参加の機会として、地域住民と共に支え合う地域づくりへ貢献す

ることができるように取り組んでもらえます。

以上を踏まえて、3点お聞きいたします。

1つ、熊本県ひきこもり地域支援センターとの連携について。2、ひきこもりの実態調査について。3、在宅ひきこもり者や精神障がい者等の課題を抱えた若者を「シルバーク事業」とリンクさせ、社会参加の機会としてはどうかについてお答えしてください。よろしくお願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長（村上隆之君） 徳村議員の地域で取り組むひきこもり社会復帰支援についての3点の御質問にお答えいたします。

まず、第1点目の熊本県ひきこもり地域支援センターとの連携についてでございますが、平成27年4月より生活困窮者自立支援法がスタートし、自立相談支援事業を行っております。経済的な問題で生活に困っている人、長く失業している人、ひきこもりやニートで悩んでいる人、働いた経験がなく、働くことに不安がある人などさまざまな生活の問題を抱えている人の相談業務をくらしサポート課で行っております。今年度につきましては、熊本県ひきこもり地域支援センターが毎年行っております有明保健所での出張相談の中で、御相談者である家族の方をくらしサポート課を通じて、生活困窮者自立支援事業の1つであります就業準備支援事業の委託先である松本学園へつなぎ、最終的には就労に結びついた方の実績が1件あり、そのほか相談等、連携を図りながら取り組んでいるところでございます。今後は専門の知識を有するスタッフを抱え、高いノウハウのある熊本県ひきこもり地域支援センターからの支援やアドバイスのもと、積極的かつ密接な連携を図り、1人でも多くの方が社会復帰につながる支援をしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

次に、2点目のひきこもりの実態調査についてお答えいたします。ひきこもりの実態調査は現在行っておりません。まだ把握できていないのが現状であります。くらしサポート課では受ける相談の中で、ひきこもりに関する相談は、平成27年度に15件、平成28年度は、この2月現在までに7件ございました。また、この相談の年代別件数は、平成27年度は10代の方が2件、20代の方が5件、30代の方が4件、40代の方が2件、50代の方が2件の計15件でございました。平成28年度は、30代の方が4件、40代の方が1件、50代の方が2件の計7件となっております。相談はひきこもり者の家族や親戚からの御相談であり、当事者との面談は困難な状況にあります。今後は、関係各課、関係機関、また、地域との連携、特に民生委員さんとの連携を強化し、相談者一人一人に寄り添った支援と状況に応じて適切な機関につないで対応をしてまいりたいと思っております。

次に、3点目の在宅にひきこもり者や精神障がい者等の課題を抱えた若者をシルバーバンク事業とリンクさせ社会参加の機会としてはどうかとの御質問、御提案についてお答えいたします。

議員御紹介の秋田県藤里町にシルバーに登録する高齢者とひきこもり者や精神障がい者等が登録するコミットバンクがあり、シルバーと共同作業を行なうことで、世代を超えた支え合う地域づくりにつながることを目指して成果を挙げておられます。本市といたしましては、このシルバーでの、直ちに社会参加については、今のところ考えておりませんが、それにかわるものとして、在宅ひきこもり者への支援といたしましては、御家族、親戚、地域、民生委員さんからの御相談を受け、生活困窮者自立支援制度の1つであります就労準備支援事業の委託先である松本学園へつなぎ、その専門委員によるカウンセリングを行なっていく中で、社会参加へ1歩でもつながることを目的として行っておりますので、そこに主眼をおいていきたいというふうに考えております。

次に、精神障がいのある方の支援につきましては、障害福祉サービスといたしまして、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型があり、その方の状態により利用していただいております。あくまでも働きたい人への支援となりますが、単に収入を得ることも重要でございますけれども、社会参加という意味での社会とつながることを目的としております。そのほか、JR玉名駅近くの玉名若者サポートステーションなどさまざまな支援、連携、サービスなどがございますので、個々の状況に応じて活用してまいりたいと思っております。また、ひきこもりは、児童期から青年期に発症する精神疾患との関係が深いものがあると言われておりますので、精神疾患が疑われるような場合は総合福祉課につないで対応支援を行なっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

今の答弁お聞きして、まだひきこもりの実態把握に関してはまだ、実際氷山の一角だなというのを私自身感じました。

3点について、玉名市の現状と考え方をお聞きいたしましたけれども、今回、私自身がひきこもりについて、藤里町の先ほど取り組みの事例を紹介しましたけれども、このひきこもりに対する認識自体も私自身大きく変わりました。実際、ここでやられている、藤里町でやられている取り組みは凄いいものだと思います。ただ、本当に大きな悩みは子どもさんのことで、仕事をしていないとか、社会とのかかわりが持てない、自分が将来いなくなったあとどうなるんだろうというお年寄りの声を、真剣に受けとめて、それをどうにかしなくてはいけないと行動された、特に行政のそういう勇気ある行動にこの取り組みのすごさがあるというふうに感じました。実際、答弁のとおり、玉名市の

実態を正確に把握されていない現状のようですけれども、1点、誤解されないようお願いしたい点は、藤里町は特別ひきこもりが多いような町だったというふうなとらえ方をされたとすれば、それは正しくないということです。多分、このように、丁寧に1戸1戸訪問をして、話を丁寧に聞いていくと、恐らくどんな地域でも同じような厳しい状況である方、また、困った状況である方はきっとたくさんおられると思います。そしてまた支援で大切なことは、この藤里町の事例から情報提供を粘り強く行ない丁寧にやっていくことだというふうに私も感じました。藤里町の調査では、ひきこもりの方の多くは、仕事に関する情報を強く求めてらっしゃるという事実があったそうです。参考になる大事なポイントは、やはりそこへの、その求めてらっしゃるところに情報提供を的確にやっていく、そういうところに尽きるんだというふうに思います。

それと、そしてまた次の大事な点と思うんですけれども、いきなり社会復帰することじゃなくて、ステップを踏んでいく、丁寧に1歩ずつやっていく、やっと外に出て、その中でいきなり正社員だとか、また難しい仕事ではなく、いろんな置かれた状況の中で、できることを少しずつやっていけるように、いろんな受け皿をつくっていくことが求められているように思います。玉名市においても松本学園だったですね、サポート等でそういう取り組みをなされているというふうな答弁をいただきましたけど、そういうものを広げていくことが大切だというふうに思っております。

一方、大体こういうひきこもりというと、基本的に社会のお荷物と思われることが多いと思うんですけれども、藤里町では、まさに彼らこそが地域の宝であり、彼らこそが地域を支えてくれる人たちなのだとすることを、みんなが信頼し、期待しておられるそうです。そういう人たちを信じるのが何よりも大切なことなんだなというふうに私自身感じさせていただきました。

最後になりますけれども、みんなで支えあう、信頼しあうことで、ひきこもりを地域の方と、ひきこもりを地域の力と変えていくこともできると思います。自分が期待されていると、期待されている、必要とされているということを実感できるような社会とするために、みんなの支えあいによって新しい知恵を使って、みんなで盛り上げていくというようなことに私自身も力を尽くしていきたいと思っております。

本日は、以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（永野忠弘君） 以上で、徳村登志郎君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。

午前10時58分 休憩

---

午前11時16分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に続き、会議を開き一般質問を行ないます。

15番 前田正治君。

[15番 前田正治君 登壇]

○15番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。

通告に沿って一般質問を行ないます。

1、入札問題の訴訟に関して。先般、玉名市が発注する公共工事の指名競争入札に関する裁判で、最高裁は玉名市の訴えを却下しました。福岡高裁判決が確定して、玉名市は損害賠償金、裁判費用など、合計約500万円を公金から支払わなければなりません。市長が行なった政策により、その損害賠償を税金から支払う結果になったわけがあります。この事件は、平成21年10月に行なわれました市長選挙以後のことです。選挙前までは、継続的に指名を受けて入札に参加していた建設業者が、選挙後突然、建設業者が居住する地区における公共工事の指名競争入札から排除されることになったものであります。選挙後の報復とも思われる政策について、裁判所が断罪した事件であります。昨年6月の臨時議会で、最高裁上告の議案について、市長は、一審と二審で違う判決が出たから、最高裁までいくということでありました。私は、福岡高裁判決で指摘があった2つの問題を挙げて上告に反対をしました。1つは、内規の非公開は、入札適正化法に違反していること。2つは、内規の運用によって経済性、価格の有利性が低下して、内規の運用目的に反していることであります。入札問題の訴訟に関して3点質問します。

玉名市敗訴で、市長及び執行部はどのような教訓を引き出したか。市長と部長から答弁を求めます。

2、規則・要綱・内規それぞれ制定をしてありますが、それを運用するに当たり、法令遵守について検討はなされているか。

3、提案してある市長給与の減給は、賠償金404万5,000円に対して少ないと思いますが、何を根拠として10%、3カ月の減額としたのか。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 市長 高崎哲哉君。

[市長 高崎哲哉君 登壇]

○市長（高崎哲哉君） 前田議員の質問にお答えをいたします。

玉名市が1市3町で合併し、新たな玉名市として行財政改革の必要性に迫られておりました当時、指名競争入札においても従来どおりのやり方では合併した意味がない、改革すべきところは改革していかなければならないという思いがございました。そこで合併して4年が経過し、合併前と変わらず1市3町、それぞれの指名のやり方を踏襲した入札制度のあり方を、新玉名市として、一体的に指名するあり方に変更したものでござ

います。しかしながら、最高裁の上告棄却によって、第2審の判決が確定し、こうした運用の見直しが直ちに不当とは言えないものの、これが結果であって、業者の指名回避につながるようなことはあってはならないとの判断がなされたところであり、その結果を真摯に受けとめ、今後十分な注意を払い、行政運営を行なっていかなければならないと考えているところでございます。

また、議員御質問の今回の判決に伴い、行政の長としての責任を取る意味で減額を行なうものでございますが、この額につきましては、明確な基準があるものではございません。しかし、本市の合併後の市長の減給事例や全国の自治体の長の減給事例を参考にしたものでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の質問についてお答えいたします。

指名競争入札に係る損害賠償請求事件においては、1審の熊本地裁では原告の主張が棄却されましたが、2審の福岡高裁では、控訴人の主張が一部認められたことで、玉名市としては、最終判断を最高裁に求めたところでありますけれども、その訴えが退けられたことは誠に遺憾に思います。が、しかしながら2審の福岡高裁の判決を真摯に受けとめ、国家賠償法に基づく損害賠償の責務を速やかに全うすることが、現在、玉名市に求められておりますので、粛々と実行するべきというふうに考えております。

今回の裁判を教訓として、指名競争入札に参加する業者の選定に当たっては、玉名市工事指名等審査会規則第6条の指名基準及び同条別表に掲げる運用基準に基づき、工事指名等審査会において公平・公正・慎重に審査することに努めていきたいと考えております。

ほかにも質問ありますけど、質問の順番で、また再度お答えいたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 前田議員御質問の2点目の御質問でございます。

規則・要綱・内規それぞれ制定して運用するに当たり、法令遵守について検討はなされているのかについて、私のほうから、まず、総論的なところお答えいたします。

規則等の設定後、運用を開始するまでの間で、法令順守について検討されているか、法令遵守のための最終確認を行なっているのかについてでございますけれども、本市といたしましては、規則等の制定、改廃を行なう過程で、関係法令との整合性について審査を行なっているところでございます。規則及び要綱の内規では、制定・改廃に当たっての審査の方法が違ってまいりますので、分けて説明をいたします。

まず、規則及び要項につきましては、所管課において必要性、効果、関係法令との整合性等を検討の上、原案を起案し、決済後法制執務を所管します総務課の審査を受けることとなります。総務課では、法記文などの形式、立法技術、条文の表現、用字、用語、配字等の形式審査や法令との整合性について審査を行なっております。

一方、内規につきましては、総務課の審査を経ずに、所管課のみの検討によって決済するものでございます。

なお、条例につきましては、総務課で審査後、内部組織であります玉名市例規審査委員会の審議を経たものについて、議案として整備し、議会に上程しているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 続きまして、内規の運用について法令に基づいて検討したかという御質問でございますけれども、いわゆる内規につきましては、工事指名等審査会規則に定める指名基準及び運用基準の中の市工事等に対する地理的条件をさらに具体的で統一した見解となるよう、明文化したものでございまして、工事指名等審査会の内部での取り決めという位置づけでございました。あくまで、工事指名等審査会規則に定めた、指名基準及び運用基準にのっとりた上での運用上の指針との認識であったところでありまして、法令に接触しないかの検討がなされたかについては、確認ができておりません。

今回の判決により、そのことが判明したことで、勉強不足の点は率直に反省をし、今後は担当職員も含め、十分検証をしたいというふうに考えております。

続きまして、私のほうから賠償金の額について御説明いたします。

今回の判決を受けまして、玉名市に賠償の責務が生じたことで、今議会に補正予算額として計上しております金額の内訳としましては、賠償金として330万6,671円及び遅延損害金として70万2,521円、訴訟費用として3万5,100円の合計の404万4,292円と、顧問弁護士への報奨金98万25円でございます。これはあくまで非控訴人玉名市への請求でございますので、市長個人としてではなく、玉名市の予算において充当するものでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 市長に質問いたします。

福岡高裁の判決では、市長は、ほかの地方自治体において、同種の基準を設けているかどうか調査してもおらず、このように述べてあります。ほかの自治体においても、こ

のような基準が存在するかどうか、高裁判決を受けてその後改めて調査をしたのかどうか、その点をお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） ただいま調査しているかということでございますけれども、調査してるか、してないか、という確認は取れておりません。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） いや、改めて調査したのかどうかで聞きよるとです。だけ  
ん、調査しとらんならしとらんでよかったですけど。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 何回も言いますが、調査してるかもわかりませんし、調査し  
てないかもわかりません。その確認が取れていないということでございます。

以上です

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 地元業者が1社の場合、当該業者をその校区の工事には  
指名しないという、そういう内規ですね。これは市長選挙後につくられたと、見直し  
をしたということですが、これは、選挙で自分を応援しなかった業者に対して、業者が  
居住する校区の工事指名から、その業者を排除するという報復ではありませんか。内規  
の運用が、選挙とは全く関係がないのかどうか、市長の答弁を求めます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 考え方としては、ないという考え方でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） ないということですね。はい、それでは、執行部にお尋ねし  
ます。

地元業者排除基準のこの運用適用で、今日までに、指名競争入札に参加できなかった  
業者が、そのほかにもあったのかどうか、あるのかどうか、その点ちょっと確認しま  
す。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 今の再質問でございますけれども、調べた限りではあつ  
ておりません。ただ、この業者さんについては、ほかの工事等については、全く指名が  
なかったということじゃなくて、ほかの地域、地域であったりとかについては、指名が  
あっております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） なんば言いよるですか、それは、この基準自体がその校区でというふうに指定してあるけん、ほかの校区では、当然、指名があつておつたというのは、それは私も知ってますよ。

ほかの業者は、指名競争入札で、こういった基準が適用されて、ほかのところもあつたのかという質問に対しては、恐らくないだろうということでありましてけれども、この業者だけだということですよ、それでよかったですよね。はい、じゃあですね、やっぱり、ほかにないというならば、裁判に訴えた業者だけが、地元業者排除基準が適用されており、選挙の報復とこれはもう言わざるを得ません。排除基準をつくった時点で、この業者が、そういった指名をされないということが、指名をこの業者が指名することにならないということが、容易に判断できたんじゃないんですか。この基準をつくった時点で。どぎゃんですか。これは狙い撃ちじゃないかなと思います。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 今の質問ですけども、決してその狙い撃ちということじゃありませんで、先ほど市長の答弁のほうからありましたけれども、合併後、4年が経過して、指名の方法というのを変更したというふうな段階の中での話でありまして、地域で、指名基準の中の、先ほど申しましたけれども、市工事等に対する地理的条件、この中で、1社の場合は必ず、その指名しないということじゃなくて、例えば、そこの地域、ほかの但し書きでですね、1社であっても入る、指名できるというふうなところ書いておりますので、決してそういったことはございません。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 但し書きでそういうこと書いてあるとも、結局、結果として指名に入らなかつたわけでしょ。だから、やっぱり訴訟に発展したんじゃないんですか。違いますか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 先ほども申しましたけれども、指名に入らなかつたというか、ほかのところに入っておつたわけですから、そういったこと先ほども申し上げました。その地域の指名には入らなかつた。その地域というか、その業者さんのおられる地域の指名には入らなかつたというふうなことではございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） ですから、その校区の、校区に1社しかない場合は入れないというような、指名で入れないというような基準をつくったから、この業者がはじかれた。しかし、そういった基準が該当する業者は、実はこの業者だけだつたということ

ですよ、今の話ばずっと集約すれば。ですから、私は、やっぱり選挙の報復の狙い撃ちじゃないかなというふうに思うわけです。

例規審査委員会委員長、副市長にお尋ねします。

規則・要綱・内規それぞれ制定して運用するに当たり、法令順守については、先ほどの答弁でありました。地方自治法第2条第16項では、地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならないと定めてあります。法治行政と言われるゆえんだと思います。役所の仕事にはすべて法的な根拠がついています。条例は制定に当たって議会で審議をされますが、規則・要綱・内規については、議会に提案されませんので、議員が審議することはなく、その内容も我々は把握できません。今回の訴訟で明らかになった地元業者排除基準が存在するという事など、議員は全く知りませんでした。ところが規則・要綱・内規の運用次第では、市民が不利益をこうむることになります。

副市長、内規の場合も、法令に違反しなかどうか、策定をしたら運用する前に、例規審査委員会にかかる必要があると思いますが、副市長の見解を聞きます。

○議長（永野忠弘君） 副市長 齊藤 誠君。

○副市長（齊藤 誠君） 今問題になっているのは、内規の存在ということでございますけれども、先ほど答弁もありましたように、これにつきましては、組織内の内部だけで運用する目的とした規則ということでございます。例規審査委員会につきましては、これは審査をいたしておりません。当然、規則・要綱、補助金に対しては交付要綱とか裁定します。これにつきましては例規には、審査にはかかりません。そういうことで、内規についても、当然、その審査会では審議いたしませんし、決裁もいたしておりません。以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） いやいや、先ほど、規則・要項については、法令順守について、先ほど答弁からは、検討がなされているのかなということを受けとめたわけですが、内規については所管課のみでやってるということで、法令遵守という意味からは、やっぱり詰めが甘かっじゃなかつかなと。その結果が、このようなことにつながってきたんじゃないかなと思うわけです。したがって、内規も、それは内規もいろいろあると思いますよ。内規次第では、やはりこういった訴訟に発展するという事もありますので、内規といえども、例規審査委員会に諮る必要があるんじゃないかなと。どうですか。そぎゃんふうに聞きよつとですけど。副市長、見解はどうでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 副市長 齊藤 誠君。

○副市長（齊藤 誠君） 先ほども申し上げましたとおり、内規というのは、組織内で適用する目的としたものでございますので、例規で諮るべき案件としては考えておりません。

ただ、その内容が、今回判決があるように、指名審査会の、そこから逸脱したものである、逸脱した内容、ちょっと済みませんね。ちょっと正しい文言を。判決の中では、この排除基準というのが、指名基準及び運用基準の枠内における運用上の指針ではなく、これらの基準とは独立した基準であるので、公表が義務づけられているような、高裁の判決でございました。ですから、こういうその内規を策定する中で、それから逸脱しているか、いないか、そこは十分今後審査して、審査というか、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 規則・要綱などの制定の根拠、これは法令であり、あるいは玉名市の条例であります。したがって条例を根拠とする規則・要綱は、これは基本的には法に触れないと、抵触しないと思われま。ところが、内規は違います。各担当課が業務を遂行する上で、つくるということですので、法令に照らして適性かという観点で欠落する、そういう危険性があります。まさに今度の地元排除基準内規がそうであったんじゃないですか。ならば事前に法令に違反しないかの厳しいチェックが必要だと、私は思うわけです。内規といえども正しくチェックするというのが、今回の1番の教訓じゃないかなというふうに思います。

ちょっと話を進めまして、総務部長にお尋ねします。

業務遂行の上で、法令遵守が徹底すれば、今回のような事件は発生しなかったはずだと、私は思います。起こしてはならない事件であります。昨年は税金の滞納整理における税務行政について訴えられた玉名市が負けて、損害賠償金を支払った事件もありました。合併して10年、職員が減り続ける中で、法令遵守という意識が、職員の中で希薄になっているのではないかと。新人職員は当然教育があると思いますが、節目節目の教育、あるいはその人事異動に伴う教育などが不足しているのではないかという思いがあります。部長の見解を求めます。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 前田議員の再質問にお答えをいたします。

確かに、法令に対する研修、あるいは法令執務に対する研修につきましては、平成22年度くらいまで、新規採用職員の中で法制執務等についての研修は行なっておりましたが、4年、5年くらい前だったと思いますけど、平成23年度にその法令遵守についての課長、管理職、課長対象にした研修を行なってきたところであります。確かに、職員のその辺の法令順守といいますか、コンプライアンスのための研修というのが、確かに必要であるかなというように思っておりますので、今後、そのようなところで実施をして、コンプライアンスの研修とか実施をしていければなということで考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 研修ば充実してください。

ちょっと賠償金の問題について移ります。

裁判で玉名市が負けて、賠償金404万5,000円が税金から支払われます。これは、市長の過失によって発生した費用であります。市長は、議会開会あいさつの中で、今も言われましたが、判決を真摯に受けとめると謝罪をされました。市長の責任が明白になった以上は、市長給与の減給については、最小限損害賠償金404万5,000円と同じ額を減らすということが、最もわかりやすい責任の取り方だと思います。10%、3カ月の減額で約40万円になるようですが、損害賠償金のわずか10分の1です。この程度で、判決を真摯に受けとめる、その市長の本気度が全く私は伝わってきません。市民も決して納得しません。提案してある給与の減額について、玉名市特別職報酬等審議会では、どのような答申があったのか。審議会での判断をお尋ねします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたします。

特別職の報酬等の審議会については、今回、開催は、開いてはおりません。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 大体、玉名市特別職報酬等審議会という、これはつくられてるというのは、そのもともとの目的はですよ。やっぱり特別職の報酬を上げたり、下げたりするときに、本当にこの上げ方、あるいは下げ方でよかつかということ、第三者に判断してもらおうと、そういう意味合いからこの審議会があると思います。

それで、諮問もしていないということは、この10%、3カ月の減給が果たして公正な額なのか、大きな疑問があります。判決を真摯に受けとめるというなら、まずは、報酬等審議会にかけて、市民の立場から、10%、3カ月減額が妥当なのかどうか、諮問をするべきではありませんか。市長の答弁を求めます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 何度でも申し上げますけども、この基準というものはございませんので、その今までの慣例、関連あるいは全国的などうか、全国の自治体の長の減給事例というものを参考にして、今、提案してるというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 基準がないからこそ、それが公正なのかと、妥当なのかということ、諮問すべきではないですか。大体、報酬審議会に諮りもしない、そういうことで、判決を真摯に受けとめるという謝罪の気持ち。これは全く伝わってきません。私

は、市長給与の10%、3カ月減額、損害賠償金のわずか10分の1、このような提案は、市民目線では到底容認できないと申し上げておきます。

次の質問に移ります。

[15番 前田正治君 登壇]

○15番（前田正治君） 2の国民健康保険に関して。

2018年4月から、国民健康保険は熊本県とそれぞれの市町村が共同で運営する国保の都道府県化が行なわれます。しかしながら、国保税を決定して、賦課徴収する保険証の発行、医療の給付、保険事業などは引き続き玉名市が行ない、国保の財政は熊本県が一括管理します。そして県は玉名市に納付金を割り当てて、玉名市が市民から徴収した国保税を県に納付する形で国保財政が運営される。そういう仕組みになっております。

国民健康保険に関して3点質問します。国民健康保険を、県と市が共同運営することによるメリット・デメリットは何があるのか。県と市が共同運営する目的は何なのか。2番、現在、玉名市では、国保会計に一般会計から基準外繰り入れを行なっています。国保が、都道府県化してからも、一般会計からの基準外繰り入れは継続するのかどうか。3番目、国保都道府県化後における市民の健康診断について玉名市の補助は継続するかどうか。

以上、お尋ねします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長（村上隆之君） 前田議員の国民健康保険に関して、3点の御質問にお答えいたします。

まず1点目、国民健康保険を県と市が共同運営することのメリット・デメリットは何かの御質問でございますが、お答えする前に少し県と市共同運営の概要を述べさせていただきます。

国民健康保険制度は、国民の皆さんがすべて保険に加入する保険の柱として、住民の方が安心して医療を受けることができるよう、その役割を果たしていきました。しかしながら、近年は、被保険者の高齢化や低所得化、人口減少などの構造的な社会変化に伴う収収の不足に対し、医療の高度化や国保被保険者全体に占める高齢者の増加により、支出の大部分を占める保険給付費は年々増大を続けており、国保の財政運営は全国的に危機的な状況となっております。このため平成27年5月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律を公布し、国保を初めとする医療保険制度の基盤の安定化を図ることを決定いたしました。

今回の改正は、国保制度始まって以来の大きな改革であり、平成30年度から都道府

県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保で制度を安定化させることが改正の中心となっております。一方、市町村は、地域住民と身近な関係の資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保健事業などの地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなっております。平成30年度から、熊本県と玉名市は、保険者として共同で国保運営を行ないませんが、財政運営の責任主体は県となるため、国保補助等の申請作業については、主に県が行ない、市の事務負担は若干軽減されるのではないかと考えられます。また、年度中に予期せぬ保険給付の増加が発生した場合、これまでは補正予算等による財源確保が必要でしたが、30年度からは、当該年度の納付金が途中で増加することはないので、年度中は給付に関する財源の心配はなくなる見込みでございます。

今回の国保制度の改正は主に、制度の運用や財政面にかかる点が大きく国保の被保険者の方々にとりましては、さほど大きなメリット・デメリットは生じないようでございます。メリットを強いて申しますと、これまで市町村単位であった高額療養費の多数回該当の計算が県単位となりますために、県内の転居であれば、当該の機会がふえ、該当の機会がふえ、自己負担額が軽減される可能性が高くなります。また、30年度からは、国の財政支援がさらに拡充される予定でございますので、一般会計からの赤字補てん、繰り入れの抑制、国保以外の市民の方々の負担を少しでも減らせるのではないかと考えているところでございます。とはいえ、30年度からの共同運営につきましては、まだ調整中の事柄も多く残っており、今後の協議が大変重要なものになってくると思っております。

デメリットにつきましては、現状では特段予測されませんが、これから1年間の協議の中で、デメリットが予想される場合には、市民の皆さまに極力御迷惑をおかけしないように、十分調整を行なってまいりたいと考えております。

次に、2点目の一般会計からの繰入金については、継続するかについての御質問にお答えします。平成30年度からの国民健康保険制度改正における財政運営責任の都道府県化に伴い、現在の一般会計繰入金はどうなるかということでございますが、赤字補てん分というふうな観点で申し上げますと、都道府県化においては、財政運営をどのように行なっているかが重要なポイントであります。まず県が県内市町村の医療給付費などの見込みを立てて、医療費水準、所得水準などを加味しながら市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定し、その納付金の額に応じた市町村ごとの標準保険料率を算定して各市町村に示されます。市町村はその示された基準標準保険料率を参考に、実際の保険料率を定めて賦課徴収を行ない、県が示す納付金を収めます。県が示す標準保険料率をそのまま市の国民健康保険税率と定めた場合、この赤字補てん分を補う形となるため、赤字補てん分に関しての一般会計繰入金は不要となりますが、その他の繰入金は残りま

すので、一般会計からの繰り入れは継続するものであります。しかしながら、現在、仮に示されている標準税率をそのまま玉名市の国保税に反映した場合、被保険者の負担増となることも考えられますので、赤字補てん分をすべて補う形での税率改正を行なうかどうかは、今後慎重に協議、検討を行なう予定でございます。また保険税の収納額が不足する場合はどうするかということでございますが、保険全体の収入が不足するという観点から申し上げますと、県が積み立てている基金の活用又は一般会計からの繰入金で補うことも考えなければならないと思っております。

国保の都道府県化について、今後のスケジュールといたしましては、本年8月ごろ国から納付金等の算定に向けた公費の考え方が提示され、それに基づき、県と市町村において納付金等に係る実質的な県と調整が行なわれます。10月ごろには、平成29年度仮係数が国から示され、県において30年度推計が提示され、12月末には確定係数により納付金標準保険料率が確定し、納付金等の通知がされる予定でございます。

以上のスケジュールと並行して、本市におきましても市議会の文教厚生委員会及び玉名市国民健康保険運営協議会において、御意見をいただきながら保険税率等について決定してまいりたいと考えております。

次に、3点目の健診における玉名市の補助は継続するかについての御質問にお答えします。特定健康診査を含んだ国保事業につきましては、平成30年度以降もこれまでどおり各市町村において実施することとされておりますので、引き続き受診補助は継続する予定でございます。保健事業につきましては、市民の健康保持の観点から医療費適正化を目的に実施いたしますが、保険者努力支援制度として納付金にも影響をしてくるものであり、効果的な取り組みが必要であると考えます。また、特定健診の受診率についてでございますが、法定の報告によりますと、平成24年度32.9%、平成25年度が33.4%、平成26年度が34%、平成27年度は36.5%と毎年少しずつ上昇しており、14市で比較しますと16番目に次ぐ状況であり、県の平均35.3%は上回っております。しかしながら、平成27年度の目標とする受診率50%に対しましては及ばない状況であり、集団検診の実施時期や検診内容、特定健診を推進するための実施体制等のさまざまな課題が存在すると思っております。特定保健指導の実施率につきましては、平成24年度34.2%、平成25年度47.4%、平成26年度70.1%、平成27年度72.4%と伸びてきており、県の平均指導率及び市の目標指導率45%大きく上回っております。本市の特定健診におきましては、受診率向上のための方策として個別健診を本年度より、玉名郡の医療機関にも拡大し、従来33カ所であったものが、46カ所の医療機関で受診可能としており、さらに平成29年度からは、人間ドック受診に対する補助対象を済生会熊本病院、日赤健康管理センターでのドック受診者にも拡大する予定といたしております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時04分 休憩

---

午後 1時01分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

前田正治君。

○15番（前田正治君） まず最初に、国保が都道府県化になってからという、そういった前提で、一般会計からの基準外繰り入れですね、これはちょっと都道府県化になっても、玉名市の判断で繰り入れることができるのかどうか。玉名市が30年からもずっと基準外繰り入れについては、継続しますよということなら、先のことでですけど、今の方針がそういった方針ならそれでよかったですけど、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

基準外の繰り入れにつきましての考え方でございますが、やはり県の調整といたしましては、まず県で定めた基準を市のほうに提示されまして、その額の部分を市から納めてくださいよというふうな形のまず方向性が出されます。ただ、1年目、2年目となると急激に納付金、税を高く設定しなければならない市町村も多く出てくるかと思えます。その場合に、国からの県に対する支援、国が市町村に向けての支援といたしますと、平成30年度から1,700億円の財政支援が国のほうからきます。そういったものを県のほうが調整交付金として市町村に配付するのか、もしくはプールして、その分を少し基金として積み立てていくのか、その方向性が今後検討されるわけでございます。ですから、もしも、その赤字に玉名市がなった場合に、一般会計から繰り入れるのか、その県がプールしている基金、そういったものを活用していくのか、その辺は平成30年度からの協議というふうになるかと思えます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 県がそういった基金を使って、それを活用するということがなれば、これは今の介護保険の制度と同じようなことで、次の税率改正の時期には、やっぱり当然、県から借りるとを返すことも含めた税率の改定ということになるかと思えます。したがって、やっぱり税が上がるということが考えられます。したがって、現在は、玉名市は、一般会計から基準外繰り入れをしていますが、これは市民の税金に対する、国保税に対する負担を緩和するという意味合いから基準外繰り入れ、税金を上げることを避けるために基準外繰り入れしてるわけですので、そういったことが、玉名

市の判断で都道府県化以後もできるのかどうかと、自治体の判断ででくつとかどうかと  
いうことをちょっと確認したいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

基金の繰り入れ自体につきましては、30年度以降もそれは自治体の考え方によっ  
て、一般会計からの繰り入れが必要であるというふうな判断すれば、当然、そういう方  
向で制度的には残るといふふうに思います。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 一般会計からの繰り入れは、制度的にはオッケーだと、です  
から、できるわけですよ、やろうと思えば。

ちょっと市長にお尋ねします。先ほど国民健康保険が、都道府県化になることによっ  
てメリット・デメリットはさほど、今のところは大きなものはないということでした。  
デメリットがある場合は、今後調整していくと、その市民に迷惑かからないように調整  
していくというような答弁でした。それでですね、市長にお尋ねしたいんですけど、3  
0年からいろいろ県が納付金とか標準税率とか標準的な給付の率とかですね、いろいろ  
示してくると思いますけど、どうしてもその税率改正、税金ば上げんとできんようにな  
るといふような状況になったらですよ。これはやっぱり市民からすれば大きなデメリッ  
トになると思うわけですよ。県と市がその今回みたいな共同運営する、その1つの目的  
ということで、国保基盤の安定化ということをさっき部長おっしゃいましたが、都道府  
県化することによって税金が上がることによって、国保基盤は安定するかも知れんけ  
ど、その国保基盤を支える市民の税金が上がるならですよ、やっぱり市民の暮らしは不  
安定になるですよ。理屈から言うと。したがって、市長に聞きたいんですけど、県が  
示してくるさまざまな指標によって、税を上げんといかんようになったような場合に  
は、基準外繰り入れについては、市長は、今までのように行なっていけるかどうか、  
その辺ちょっとお考えをお聞かせください。制度的には、それができるということす  
ので。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 今回の国保につきましては、県と共同経営という状況になる  
といふような状況でありますので、これから先のことにつきましては、決まってある分も  
ございますし、また、決まってない部分もございます。その中で、今現在、一般財源か  
らの繰り入れをしてるという状況がどうなるかというような御質問でありますけども、  
できる分だったらできますでしょうし、できない分だったらできないといふような、そ  
の時点になると、そういった答えも出てくるんじゃないかなといふふうに思いますので、  
今、現在できますとか、できませんとかというのは、言えるような状況ではございませ

るので、やはりその時点、一つ一つやはり決まっていく中で、着実に示していかないか  
んということで、先ほど部長が申しましたように、デメリットがある分についてはない  
ような努力をしましょうということでもありますけども、やはり、そのときの情勢、経済  
状況も財政状況も踏まえながら、総合的にやはり決断をしていかなければならないんじ  
ゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 今年は何年ですか、平成30年というのと、今年1年  
かけてそこら辺が検討されるということですので、やっぱり市民に対して、市民の税金  
が、私も国保なんですけど、やっぱりこれ以上上がるということは、やっぱりもう避け  
んとでけん。市長、自治体のトップとしてそこら辺はやっぱりしっかり考えていただ  
きたいというふうに思います。

次に、国民健康保険税を滞納すれば、国保の短期保険証と資格証明書発行がありま  
す。その発行状況を示してください。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

国保の短期証とそれから資格者証の発行の推移を平成24年度から申し上げたいと思  
います。

短期証は、平成24年度が827世帯、25年度が706世帯、平成26年度が65  
5世帯、27年度が846世帯、28年度が712世帯となっております。

資格者証の発行の推移でございますが、平成24年度が340世帯、25年度が36  
6世帯、平成26年度が354世帯、27年度が76世帯、28年度が70世帯となっ  
ております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 資格証明書が、この間ずっと減ってきたということは、これ  
は歓迎すべきことかなというふうに感じております。ただ、短期証については、減った  
り、ふえたりで、どっちかという横ばいかなと。したがって、滞納という点で考えま  
すと、そぎゃん、これも横ばい状況にあるのかなというふうに判断するわけでありま  
す。それで、資格証明書で病院にかかる場合には、病院窓口で本人がいったん10割、  
つまり全額負担しなければなりません。これは大変厳しいものであります。したがって  
発行に当たっては、機械的な運用を行なうことなく、特別の事情の有無の把握を適切に  
行なうというふうになっております。また、滞納者に弁明の機会を与え、弁明書の提出  
を求めています。

ちょっと部長にお聞きします。弁明書及び特別の事情に関する届書を提出しても、資格証明書の交付があり得るのか。あるいは、滞納者から2つの届書の提出があれば、資格証明書の発行が絶対ないのかどうか。その辺ちょっとお聞きします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

資格者証はつまり、10割の負担をしていかなければならない資格の証明書でございますが、その発行に関しまして、資格者証というのは滞納している方が、1年以上滞納している方に資格者証が発行されるわけですが、その資格者証を持ってその10割病院で払わなければなりませんので、そういう資格者証での持っておられる方が、弁明書とか、それからその理由書とかいうことを申し出て、短期証に変えるということがあるのかというふうな御質問であろうかと思えます。窓口のほうに来られまして、そういう方が、例えば、いろんな事由で収められなかった。そして、今現在も非常に収められない状況で、資格者証じゃなくて、普通の保険、もしくは短期証にかえてくれというふうな応分の理由がある方につきましては、その時点で判断をいたしまして、短期証あたりに切りかえてお出ししているという現状でございます。とにかくその届出書の内容を十分加味して今対応しているというふうな状況です。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） その届出書が、2つの届出書が出されれば、もう短期資格証明書にはなるということは全くないのかどうかということをやっと確認したいんですけど。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

その届出書が出まして、内容を検討し、資格者証から短期証に移行するということがあり得るということです。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） ですから、2つのそういった書類が提出されれば、資格証になるということは絶対なかつかなと、そういうふうには受けとめるんですけど。

資格証明書を交付するか、しないかの判断、これは及びその交付は玉名市国保税滞納対策事業実施要綱、こういうのがありますので、これによりますと保険年金課長が行なうようになっております。資格証明書は厳しいものでありますから、交付する、しないの判定、これは大変難しい判断が要求されるものと思います。公正な判断を確保するために、資格証明書交付審査会が設置してあります。ところが部長は、この審査会のメンバーに入っていないんじゃないかなと、やっぱりこの部門の統括者である部長が当然審査会に入るべきだと思いますが、その見解をお尋ねします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

資格証明書の交付審査会のメンバーが、現在、保険年金課長それから税務課長、保険年金の係長、納税対策室長、以上4名で、今、審査会があっております。しかし、現状的には担当者レベルで、今資格者証を出す年金、それから税務課のレベルで、内容的にはほとんど把握をいたして、その上席の両課長のほうに承認を得て、資格者証の交付を行なっているということでございます。その中に、私が、部長が入るべきではないかというふうなことであります。今後、この辺、他市等の状況も加味しながら、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 今言いました実施要綱ではですね、ずっと読んでいくと、保険年金課長がいろいろ交付するとか、そういった条文が出てくるわけですよ。ところが、被保険者証の返還請求通知書、こういうのがあるわけですけど、通知表や返還催告書、短期保険証や資格証明書などの交付通知書、これは市長名で発行してあるわけですよ、どうも整合性がないんじゃないかなと、そういうふうに思います。実施要綱の中で、その整合性を取るためにも、実施要綱の中で、「保険年金課長は」とある部分、そういうふうに記載してある部分は、やっぱりトップである「市長は」というふうに変更すべきだと思いますけど、この辺部長、どうでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） この要綱の内容につきまして、御指摘のとおり、保険年金課長というふうなところで判断をするというふうになっております。ここを市長と変更すべきということですが、この辺は御指摘があつて、これも実状的に、これも他市等のちょっと状況もいろいろ調べまして、検討してまいりたいというふうに考えております。確かに、市長名で通知は出すものの、その辺の内部の詳細な検討とかいったものをすべてどのレベルで判断して、市長名で出すかというふうなところも、きちっとした整備が必要だというふうに思いますので、すべてが市長にしたほうがいいのか、部長でとめた方がいいのか、課長でいいのか、この辺はもう少し検討させていただければというふうに思います。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） ぜひ検討してください。

次に移ります。国保税の滞納額、これは玉名市27年度の決算では6億4,000万円に達しています。こういう状況のもとで、この平成30年から国保が都道府県化になってから、熊本県が示してくる納付金の100%完納については、どういう対策を考えておられますか。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

税の完納というふうなことにつきましては、今玉名市において税の徴収率というのはある程度高い位置にあります。やはり今、社会的な現象の中で、所得が非常に低い人というのが、玉名市においても、全国的にも、高齢者の方等においては、非常に少ない方もおられます。完納に向けて、そういう人たちもすべて納めていただくように努力は図りますけれど、なかなか実状的に難しい人もございます。内部でその辺、税のほうとの協議を進めながら、できるだけ徴収率を上げるような努力をしたいというふうに考えております。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 今やっぱり徴収率ということが出ましたけど、徴収率を上げる努力というのは、この間ずっとされてきたと思います。それで納付金100%完納ということで、税金が上がらんならともかく、上がってからさらにそういった徴収強化がされると、やっぱり市民にとってはたまったもんじゃないと、そういう状況が出てくると思います。ですから、しっかりその辺も考えていただきたいというふうに思います。

次に、広報たまな3月号には、特定健診や保健師の役割が紹介してあり、市民の健康づくりに向けた取り組みがよくわかります。市民が心身ともに健康な状態で生活できる環境を整えるということは、これは自治体、玉名市の大きな役割であり、高齢化社会に向けてさらに充実強化されることが重要だと思います。先ほど健診率ということで、特定健診の受診率とか、健診率とか、保健指導の割合とか、そういったことでお示しいただきましたが、保健指導については、玉名市が掲げる目標からすれば上回ってずっといきよると、そういう状況が出ております。しかしながら、特定健診の受診率については目標からすると若干、届いとらんとかないという状況があります。

それで、健康指導については、やっぱりこれは何よりその保健師の役割が決定的であって、保健師の確保、マンパワーの確保ですね、これがやっぱり1番かなというふうに感じているところです。それで、受診率向上のためにも、やっぱり保健師の役割を今以上なんかできんとかないとか、やっぱり受診率がずっと、県下14市の中で6番目で、県平均よりも若干上回ってるんですけど、やっぱり今後の国保財政のことを考えると、やっぱり特定健診の受診率を引き上げる。そして、健康指導にも応じて、健康を維持していくというような流れが、やっぱり1番じゃないかなというふうに思っております。保健師の確保については、今どうでしょうか、十分でしょうか、あるいはその30年の都道府県化に向けて「いや、まだちょっとふやさんとでけんと思ってます。」とか、そこら辺の保健師の確保についての方針をちょっとお聞かせください。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

保健師の確保に関しましては、非常に健診等の、今健診の指導率といいますか、そっちのほうに関しましては、県下でもトップのほうの位置になっております。これは保健師の活躍があつてのことだというふうに思っております。

今、確保に関しまして、臨時の保健師あたりも探しながら一生懸命やっておりますが、保健師のその臨時で雇う保健師という方々が、今非常に少ないということで苦慮しておりますが、正職員として、今、充足しておるかというふうな観点で申しますと、今、他分野にわたる保健師の活躍する場というものが多くなっているのが現状でございますので、その点は加味しながら、やはり市民の人数に合わせた形で保健師、もしくはそれにかわる看護師とか、そういった資格を持った方の職員としての配置適性化というものを今後考えていかなければならない、というふうに思っております。そういった面で保健師に関しましては、障がいとか、子育てとか、そっちのほうにも非常に必要性が出てきておりますので、今後はふやしていければというふうには考えております。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 国保について、ちょっと最後の質問をします。

現在、行なわれております一般会計からの国保会計の基準外繰り入れについては、先ほど市長の答弁は、30年後だけんその時点にならないと、いろんな情勢の変化もあるからということで、30年以降も、私は絶対繰り入れをするというような答弁が欲しかったんですけど、そのそこまで踏み込んだ答弁はありませんでした。それもできんというニュアンスだったかと思えます。それで、一般会計からの基準外繰り入れは、言わずと知れた高すぎる国保税がさらに高くなるということを避けるために行なわれております。玉名市独自のものです。一般会計からの法定外繰り入れは、これは全国の市町村では3,856億円に達しているということです。政府は、市町村の国保会計支援のために、2015年度に1,700億円を投じましたが、この3,856億円の半分にも届いていない状況です。国保の都道府県化によって、一般会計からの基準外繰り入れがなくなれば、国保税の引き上げが浮上してきます。また、県が示してくる国保税の標準的な収納率や標準的な保険税率などが、玉名市の国保に大きな圧力となって、その影響が国保世帯にストレートに及ぶとなれば、市民生活が脅かされると、そういう心配があります。その結果、玉名市の国保会計はますます脆弱になってくると。そして、こういう状況は、玉名だけでなく、多くの市町村でも同様でありまして、国保会計は危機に直面していると言っても過言ではありません。国保を都道府県化することで、この危機が解消するという見通しもあります。国保会計の改善のためには、じゃあ何が必要なのかと。私は、国保に対する国庫負担割合。国庫負担割合ですね、この引き上げ。そして、貧困層やいわゆるその境界層と言われている、税金ば納めれば、その世帯の所得状

況が生活保護基準以下になるというような、境界層に対する国保税免除制度の確立などが何より重要だと考えます。全国知事会は、1兆円の国庫負担増を要求しております。これが実現すれば1人当たり3万円、4人家族で12万円の軽減になり、保険税の負担は、協会健保と同じ水準になりますと、こういうふうに説明をしております。危機に瀕する国保会計の改善について、今、何が必要なのかという点で、ちょっと部長の見解を求めます。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

1番やはり国保の制度の中で問題があるのは、先ほどから申し上げておりますように、非常に国民の皆保険制度でいちばん受け皿となる国保の会計というものは、高齢者が非常に多いということで、掛け金を納めない方が、低く掛け金を納めて、そして病院にかかる人が多いというふうな状況があり、その財源的なものとして、やはりもう限りある保険料としてはもう限度が近づいてきているというのは、議員と認識は一緒だと思っております。そして、やはり私も国庫のからの支援というものが不可欠だろうというふうに思っております。ただ、玉名市において6万7,000人の人口で、国保加入者が、そのうち2万人でございます。今、一般会計の繰り入れに関しまして、その差し引いた4万7,000人の人が、国保の皆さんのために負担をして一般会計から繰り入れを行なっているというふうな状況でございますので、これも、やはり長く続くというもおかしな形であります。ですから、その辺を考慮しますとやはり国の支援、そして県のやはり支援というものが非常に大きなものだというふうに私自身は考えて感じているところでございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） ならちょっと次の質問に移ります

[15番 前田正治君 登壇]

○15番（前田正治君） 次に、3、公立保育所に関して質問をいたします。

玉名市公立保育所のあり方検討委員会が平成28年10月の第1回から29年2月までに、5回開催してあります。5回の協議を重ねた結果、現在の7つある公立保育所の中で、玉名第1保育所のみを公立として、その他6保育所は、順次民営化すると、そういう方針が固まりました。

保育所に関して3点質問します。1、公立保育所の民営化で市民にはどのようなメリットがあるのか。2、平成29年度から、今年からですね、待機児童の解消が可能かどうか。3、29年度から一時預かり保育・休日保育の実施についてはどうなのか。

以上、お尋ねします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長（村上隆之君） 公立保育所に関する3点の御質問にお答えします。

まず、1点目の公立保育所の民営化で、市民にはどのようなメリットがあるのかというところでございますが、1つ目に、公立保育所の運営費は私立保育所と比較するとコスト高となっているため、民営化により財政負担の軽減が図られること。2つ目に私立保育所の施設整備に関しては、国庫補助金を活用することができ、整備に要する経費の確保が公立よりも容易であるため、整った保育環境の提供が可能であること。3つ目に、私立保育所の柔軟性や機動性を生かし、延長保育や一時保育など保育サービスの向上が見込まれること。4つ目に、民間保育所の運営費においては、毎年保育士の処遇改善が図られており、公立よりも保育士の確保が容易であること。保育所の確保により、待機児童の解消が図られることなどがございます。一方、民営化によるデメリットとしては保育士等が変わることによる児童や保護者への影響が懸念されておりますが、合同保育の実施や移管後のかかわりにより、その影響を最小限にとどめるよう努めております。これまで5園の民営化を実施しておりますが、民営化後のアンケートにおいては、95%以上の保護者から満足しているとの回答をいただいているところでございます。

次に、2点目の平成29年度からは待機児童の解消が可能かについてお答えします。

平成29年度は、私立保育所の改築により20名の定員増を図る予定ですが、平成29年度の保育所等の入所申し込み数は、昨年度比べ50名ほど増加しております。さらに入所児童の低年齢化により、多くの保育士の確保が必要となっている状況でございます。保育所入所に関しましては、ほとんどの方に入所決定通知を送付したところでございます。今現在は、保育所入所の優先順位が低い求職活動中の方も入所調整を行っており、はっきりとした待機児童数をお示しすることができませんけれども、平成28年度当初と同じ20名程度の待機児童が出ると推測しているところでございます。

今後の待機児童解消に向けた取り組みにつきましては、認定こども園の増築による定員増、幼稚園から認定こども園への移行による保育機能の充実を考えており、施設整備に対する保育所等整備事業補助金を本議会に予算計上しているところでございます。

次に、3点目の一時預かり保育、休日保育の実施につきましては可能かについてお答えします。まず一時預かり保育事業につきましては、現在、玉名市内7園で実施しております。この事業は、保育所を利用していない家庭において短時間の就労、日常生活の突発的な事情、社会参加などにより、家庭での保育が困難となる場合に子どもを保育所等で預かり、保育する事業となっており年々ニーズが高くなっている状況でございます。平成29年度には、民営化予定の滑石保育所及び睦合保育所においても実施する予定となっており、保護者ニーズの増加に対応できるものと考えております。

次に、休日保育につきましては、平成27年度まで民間保育所1園において実施して

いましたが、保育士の負担、保育士の確保、運営経費の面などさまざまな要因により現在は実施していない状況でございます。休日保育はニーズは少ないものの必要とされる事業であることから、公立保育所での実施を検討しているところでございますが、保育士の確保が早急な課題となっております。このことから、早急に民営化を進めるなど、職員の確保を確実なものとし、一刻も早い実施に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 公立保育所の民営化で、市民にはどのようなメリットがあるかという点で、さきほど運営費のこととか施設整備費のこととかいろいろ説明がありました。それで、そういった運営費とか、施設整備費とかですね、私は、こういったことも玉名市に、今公立には全くそういったのが来よらんとかということじゃなくて、一般財源化になったことによって、きちんと基準財政需要額に含まれてると、したがって、これは一般財源化になっても来てるんだというふうに、私は解釈しとるとですよ。ですから、民営化になっても、そういった運営費とか、施設整備費について困ることはないんじゃないかなというふうな思いをもってるんですけど、そこは違うんでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

公立の保育所に交付税の参入があっているかというふうな御質問ですが、交付税の算定につきましては、内容につきましては、非常にわかりにくい部分がございます。ただ、公立保育所に関する項目はありますので、交付税として参入はされております。ただ、その額が幾らになるのかという詳細な部分については、算定できないというふうな状況でございますので、ただ需要額、交付税の基準財政需要額の中で、公立保育所にこれだけの配分がありますよというのわかりますが、そのじゃあどれだけ交付されるのかというのかわからないということで、算定には入ってでいるというふうなことでございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） ですから、これだけ配分されますよという根拠があればですよ、やっぱりそれだけ来てるというふうに考えて、仕事進めていくというのがやり方じゃないかなと。実際これだけ配分されてますよという数字があっても、実際にこしこしか来てませんというならですね、それはやっぱり一般財源化されて、される前よりは私立保育園よりは運営費についての手当がすくのなるとばいなというのは、実際わかってんですけど、どうもそこら辺がですね、ちょっといまだにきちんと理解ができないところであります。

それはちょっといろいろ議論してもなかなか糸口が見つからないと思いますので、ただ、公立でも以前は、一般財源化される前は、補助金としてきちんと来よったのが、一般財源化される、されたことによって運営費に関する、あるいは施設整備費に関するようなことが全く来よらんかという、そうではないと、交付税の中に算入されるような仕組みができてるといことですよ。はい、そこはわかりました。

でですね、次に移ります。

検討委員会では、公立保育所のすばらしい役割が、いろいろ協議をしてありました。このような役割を発揮する公立保育所を玉名第1保育所の1カ所だけに集約していいのかと。現在、天水、横島には、公立保育所がありません。岱明には3つの公立保育所があります。公立の行政機関としての役割、これは検討委員会で、その辺もずっと協議をしてあってですね、すばらしいものがあります。その役割を十二分に生かすためには、1市3町合併した中で、少なくとも2カ所の公立が必要であると、私は思うわけです。公立保育所の廃止についてですね、市の職員組合とはどのような協議がなされているのか、その辺ちょっとお尋ねします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

市の職員組合との協議については行なっていない状況でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 当然、やっぱりこういった公立の保育所、公立の職場を廃止するという点では、職員組合との協議の対象になるとじゃなかですか。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

公立保育所を民営化することにより、職員が、職員の確保等の問題、やはり統合する、民営化するからその浮く職員がおるから、職員の組合との協議が必要ではなからうかというふうなことだろうと思います。今、担当課のほうとしては、その職員が今おる、保育所がおる年齢層をずっとしながら、年次的に統合計画もこういうふうな形でやると、職員がその体制、今の体制のまま移行できるというふうな計画もつくっておりますので、その計画の中でやると、職員が一般職のほうに移行しないのでできますので、協議の必要は、今のところないというふうなところで判断をしておるところでございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 私はですね、こういった場合は、やっぱり協議をせんといかんじゃないかなというふうに思うわけです。それで、訴訟は起きらんかもしれんですけど、せつかく顧問弁護士もおんなはるとだけですね、その辺についても1回ちょっと

「どがんでしょうか。」というふうなお尋ねはしてよかじゃなかつかなど。私はやっぱり協議をして、組合との、なんというか、協議をして、組合からも理解をしてもらうとかですね、そういったやっぱり段取りを踏まえていくのが正当なやり方じゃないかなというふうに思ってます。

次の質問ですけど、休日保育の実施はできないと。また、待機児童の解消も残念ながらできんと。それらの1番大きな課題は、保育士の確保ができないということですけど、保育士が、仮にですよ、保育士が採用確保できれば、採用されれば、待機児童は解消されるのか、どうでしょうか。休日保育はできるとかどうか。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

休日保育とそれから20名の待機児童の解消につきましては、公立保育所でそれだけ保育士が確保できれば解消でき、解消できるというふうには思っております。まだ、定数等もギリギリ充足しているところと、まだあきがあるところもございますので保育士の確保ができれば可能だというふうに思っております。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 公立保育所で保育士の確保ができない問題、これは、私は保育に対する市の責任が十分果たせていない結果ではないかなど。その担当課ではなくて、いろんな財政面からですね、そぎゃんふうに思います。それで、保育士の労働条件をほかの市町村、他市町より、さらによくすれば保育士は集まってくるとじゃないかなど。募集に対して応募してくるんじゃないかなど、そういう思いがあります。公立保育所の保育士処遇改善への取り組みがちょっとやっぱり不足してるんじゃないかなど。保育士正規職員採用や臨時保育士の賃金アップや交通費に見合う手当の支給、有給休暇などの改善、これはやっぱり今緊急に取り組む必要があると思いますが、執行部の見解をお尋ねします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

公立の保育所につきましては、平成28年度当初、処遇改善といたしまして、かなりの改善を行なったところですよ。休暇につきましても、十分ある方向での改善を、これは財政当局のほうといたしましても、理解をしていただいて改善ができたというふうに思っております。私立保育所の臨時職員の方と遜色ない形での賃金の改定がなされたというふうに思っております。ただ、公立保育所の保育士に関しましては、やはりあくまでも現段階では臨時職員としての任用しか図れない状況でございます。なかなかいないというふうに言いますのは、やはり民間保育所につきましては、正職といいますか、そちらの比率が多くなっておりますので、やはり正職のほうに向くのかなというふうな観点

で、公立のほう臨時職員としては、やはり避けられる傾向にあるというふうなことで、今、苦慮している状況でございます。

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

○15番（前田正治君） 大体、待機児童をそうやってつくるといふこと自体が、これは、私はやっぱり市として、保育に対する責任ある市として、非常に恥ずかしいことだと、同じ税金ば払うつとるとにですね、申し込んでも入られんと。ですから、やっぱり待機児童の問題というの、やっぱり全国的に大変大きな問題になっているわけです。その改善するためには、やっぱり保育士の確保が大事だということで、処遇改善を急いでほしいと、緊急に取り組む必要があると申しあげましたら、改善もしたと。ところが、それでも集まらんと、正職員の比率が、やっぱり公立はどうしても臨時職員が多いから、なかなか臨時職員には、きてがないということだと思いますが。民営化によって公立保育所の保育士の正職員化を高めるというそういった方向性があると思いますが、やっぱり今の状態を考えるならば、その正職員の採用も、もちろん臨時保育士もですね、さらにさらに、やっぱり改善ばするといふことが、今保育に対する市の責任の取り方じゃないかなといふふうに思います。公立保育所が7つあるのが、1つになるという問題もですね、議会の中ではほとんど議論されとらんからですね、私は、いっちょに残ると、いっちょしか残さんといふこと自体が、それはちょっと余りよくない状況だなといふふうに感じております。それで、公立保育所のあり方検討委員会では、公立保育所の非常にいい面というのがいっぱい議論されておりますので、そういういい面が、1つじゃなくて、2つ、3つ、できれば7つが、そういう状況がですね、はっきりできますように、財政の面があるといふことが、またその背景にはありますけど、財政も、結局、首長が予算編成する上で、どこに力を入れて予算を組むかといふようなことも反映してくるかと思っておりますので、未来を担う子どもたちの将来をやっぱりしっかりつくっていくと、そういうところにさらに力を入れていただきたいということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、前田正治君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。

午後 1時58分 休憩

---

午後 2時16分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に続き、会議を開き一般質問を行ないます。

13番 福嶋讓治君。

[13番 福嶋讓治君 登壇]

○13番（福嶋讓治君） 無会派の福嶋です。

傍聴席の皆さん、本日は御苦勞さまでございます。前田議員の熱心な質問で楽しめたかと思えます。我々、無党派も1人ふえまして9人になりまして、自由で明るい無党派室になっております。

本日は、農業委員会に対する質問をしております。委員長、永田農業委員長には御足勞いただきまして、ありがとうございます。2つほど、2項目ほど大きく質問を用意しております。

まず、農業委員会の支所での事務対応についてということで質問しております。本当に農業委員会の皆さん、委員の皆さん、委員長初め、委員の皆さんは、耕作放棄地の調査とか日ごろの土地の移動、そういうことで一生懸命頑張っておられます。そういう中での質問ですので、よろしくお願いいたします。

企業誘致が思うように進まない状況の中で、玉名市におきましては農業は1番の中核をなす産業だと認識しております。農家戸数は2015年の農業センサスの結果によりますと、3,527戸になっており、玉名市全体の世帯数、約2万7,000戸のうち、ほぼ13%を占めております。この13%の農家で、他の地域に類を見ない、多種多様な品目が栽培されております。JAたまなの総会資料の販売事業の実績を見ますと、米、麦、大豆はもちろんのこと、全国的にも知名度の高いトマト、ミニトマト、いちご、かんきつなど、果樹では10品目以上、園芸部門では、17品目以上が生産・販売されております。トータルで192億円を超える販売額となっております。これはJAたまなを通した共販だけの金額でありますから、共販外の皆さんのを含めたら倍近くなる金額じゃないかと想像しております。このような農業環境の中で、農業委員会が果たす役割は非常に重要で、多大なものがあると認識しております。合併はしましたものの、各地域それぞれ特徴のある農業形態がありまして、合併当初各総合支所で委員会事務がなされておりました。

そこで質問なんですけども、まず1つ目、現在、3支所では、農業委員会事務はどのように対応されているのか。

次に、各支所での農業委員会事務は、このままの体制でいくのか、それとも後には、本庁のみ対応になるのか質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 農業委員会会長 永田知博君。

〔農業委員会会長 永田知博君 登壇〕

○農業委員会会長（永田知博君） こんにちは。

ただいま、福島議員の現在3支所では農業委員会事務はどのように対応されているのかについてお答えをいたします。

現在の支所の窓口については、平成27年度よりそれぞれ曜日を定め、週に2日定期窓口を開設いたしまして、再任用職員2名のローテーションで対応をしております。岱

明支所については、火曜日と金曜日、横島支所については、火曜日と木曜日、天水支所においては、木曜日と金曜日となっております。

次に、事務内容につきましては、農地法3条による所有権移転、賃貸借権設定、使用貸借権設定、申請受付、農業経営基盤強化促進法第18条による所有権移転、賃貸借権設定、使用貸借権設定の申請受付、農地法13条による解約の申請受付、農業者年金現況届の受付、さらには各種農地の相談事務を行っております。また、それぞれの申請件数につきましては、農地法3条の申請は、平成27年度で、総件数が190件、本庁が165件、割合にいたしまして、86.8%、岱明支所5件で2.6%、横島支所におきましては、6件で3.2%、天水支所14件で7.4%。

次に、基盤強化法の申請件数につきましては、同じく平成27年度で、総件数が1,046件で、本庁613件、割合にいたしまして58.6%、岱明支所114件で10.9%、横島支所94件で9.0%、天水支所225件で21.5%。

次に、解約の申請件数につきましては、同じく平成27年度で、総件数が385件、本庁301件、割合にいたしまして78.2%、岱明支所22件で5.7%、横島支所38件で9.9%、天水支所におきましては、24件で6.2%となっております。

2番目の各支所での農業委員会事務はこのままの体制でいくのか、あとは本庁だけの対応になるのかのお尋ねにお答えいたします。

現在、3支所を巡回しております職員は再任用職員であり、再任用職員の任期につきましては、毎年翌年度の希望を伺い、1年単位で最長5年まで更新可能となっております。したがって、再任用で現体制が続くまでは、現在の体制を維持し、その後の方向性につきましては、別の再任用職員で、あるいは非常勤職員、現状を維持するのか、例えば、支所を横島に集約するのか、あるいは将来的には、本庁一本にするのかなど、現場での支所の業務利用の精査、農業者の利便性等を今後、農業委員会総会で話し合い、関係部署とも協議の上決定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 会長に答弁いただきました。

事務のいろんな結果を見ますと、やっぱり本庁が圧倒的に数字的に多いのは多いようでございます。今までの現在のこと、今までのことはともかく、会長は農業委員としてなるべく農業者の利便性については、思いは強いと考えております。ここで、きょうの質問につきましては、農業委員会会長に答弁をいただきましたけれども、これからの質問は、その庁内に、機構改革に類する質問でありますので、あとは市長と企画部のほうに答弁お願いしたいと思っております。

玉名市の農業者の高齢化が非常に進んでおりまして、市民目線、市民にやさしい行政

を考えたときに、支所に事務機能を残すべきであると考えております。私としては思いが強くあります。現在の状態を見ますと、いろんな担当の人たちにも聞いてきました。天水は連続で木金とあります。岱明、横島は間があいております。非常に岱明あたりに行くとかわりにくいとおっしゃる方も多いと聞いております。それに、この農業委員会を訪れる方にしましてみますと、特に天水、私は天水のことを特に思うわけでありまして、地下足袋がけで、作業着ですんなり地元にあるときは入れたわけです。ただ、これが本庁に出かけなければならないとなると、ちょっともう着替えて出かけなければ、構えて出かけなければいけないということで、支所に、今の状態、最低今の状態、それよりも3日程度常駐していただくならばというそういう要望が強くあります。経費の節減と農業者の利便性を、どちらを優先させるかと、市民の利便性をどちらを優先させるかということになるかと思えます。ただいまの担当をされてる職員は、正規職員ではなく、再任用の職員でございます。非常にベテランで、詳しくて訪れる農業者としては非常に助かってるのかなと思えます。再任用の費用でございますけど、経費でございますけど、正規職員の皆さんの給与から、給料からしますと、非常に節約できてるんじゃないかと思っております。もともとは、各支所2人で農業委員会事務対応をされておりました。その後分室として1人で対応されて、それから現在の状態となっております。農業委員会の利用は、市中心部より周辺部、特に、天水、横島地区での利用は多いと聞いております。利用が多い地区には、委員会を、委員会事務を常駐すべきと考えます。農業者の大多数が、支所の常駐を望んでおります。農業者の声なき声を読み取っていただきたいと思えます。市長どういふふうにお考えか、市長の見解をお願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 福嶋議員の質問にお答えいたします。

農業委員会の支所につきましては、今までいろいろと研究をしながら、今の現在に至っているというふうな状況でございます。それから私たち行政にかけられますのは、やはり効率的な運営等々を考えていかなければならない。そしてまた、そこを利用している皆さん方のことも考えていかなければならない、両面を考えながら最適な状況を目指してやっているというふうな状況でございますので、農業委員会のあり方につきましては、今後、やはり相談件数とか、申請件数とか、そういった実績等も踏まえながら、最適な状況を踏まえて、決めていかなければならないなというふうに思っておりますので、残すとか、残さないとかというようなことよりも、そういった実状の状況を踏まえながら、決定していくのが最善でなかろうかなというふうに思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 市長より答弁いただきました。

この打ち合わせのときに、企画のほうから、これは強い農業委員からの要望でこれが残ったというような話をいただきました。それからまた、これからの状況は、そういった状況であれば皆さんの意見を聞きながらという話もいただきました。本当に農業が、玉名市の中核となす産業であるならば、これから非常にその辺のことも考えていただいて、私としましては常駐をお願いしまして、次の質問に移りたいと思います。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

○13番（福嶋譲治君） 2番目に、防災行政無線の入札と市長の政治姿勢についてということで質問しております。

まず、入札の変更と疑義についての対応はということで、防災行政無線施設整備工事の入札取りやめについて質問いたします。去る2月17日に予定されていた防災行政無線整備工事の一般競争入札が、直前になって取りやめになりました。今議会、開会日の全員協議会において、プロポーザル方式により契約相手を決定するとの説明がありました。ここで、今回の経緯について説明を求めます。

次に、市長が述べられた招集日のあいさつについて、順を追って質問いたします。

8点ほど、8項目ほど質問いたします。

1番目、まず冒頭、損害賠償請求事件が結審したことについて触れられました。本件は、福岡高裁で敗訴したことに伴い、最高裁に上告した事件であります。市長は、2審の福岡高裁における訴えの一部認められたとか、運用の見直しが直ちに不当とは言えないなどと敗訴の内容を不透明にというか、ぼかすような発言をされておりますが、最高裁において上告を棄却、上告審として受理しないという、まさに門前払いの決定がなされております。6月2日の臨時議会で、熊本地裁、福岡高裁判決の経緯から、最高裁への上告に対して、私を含め3人の議員が反対討論をしております。また、賛成討論も当然ありました。私どもとしましては、棄却は十分想定できたからでありまして、その結果、その中で13対10の議決で上告が決定されました。その上での棄却であります。市長はどう考えられるのか。給与の減額を提案されておりますが、市民の税金を無駄づかいするという点で10%減の3カ月というのは納得できるものではありません。見解を問います。

2番目、平成29年度玉名市一般会計予算は、対前年度比7.6%増の355億4,900万円となり、5年連続のプラス編成で、過去最大の予算規模であります。市長は常々「市民に負担を残さない。」と座右の銘のように言われておりますが、どういことなんでしょうか。大盤振る舞いに私には見えます。日ごろの言葉、考えての整合性がないように思いますがどうでしょうか。平成28年3月に出された、玉名市公共施設長期整備計画を見ますと、28年度から67年度までの40年間で計画されております。

その中で、29年、30年度だけが突出しております。この資料の説明のときにも、私は疑問を投げかけております。「こういう計画でいいのか。」と。市長はどう考えておられるのか問います。

3番目、経済産業の分野で市長は、農業が玉名市の基幹産業であることをきのうの答弁でも強調されておりますし、そういうふうに述べられております。後継者不足、農業従事者の高齢化や鳥獣被害の増加、また、耕作放棄地の拡大など農業を取り巻く環境には問題が山積しております。当初予算が過去最大規模で提案されている中、農林水産業費は7.7%減の予算計上となっております。非常に疑問に感じるところであります。市長の見解を問います。

4番目、サッカー場建設につきましては、先の議会で否決されたばかりの中、今議会でも提案されております。前議会での否決は、検討不十分であり、もっとじっくり検討すべきとの意味合いであると認識しております。二元代表制を無視した議会軽視ではないかと感じております。市長は、冒頭のあいさつで、市長あいさつの中で、市外から競技者等を招くことで地域活性化と競技スポーツの振興を図ると述べられております。ただ、私、委員長務めさせてもらっております公共施設等建設特別委員会で議論された中で、そういうことも十分議論がなされたわけですがけれども、執行部のほうからは、今期、今回提案するサッカー場は、外部から多くを呼び込むというより、多少学校競技とかそういうのはやるということでしたけれども、多くを呼び込むというより、市民中心のサッカー場であると説明がなされました。市長が、今回述べられていることとはちょっと整合性がないと感じております。見解を問います。

5番目、市民会館に対しては、計画の場所に対する反対の署名がごく短期間の間に4,670名余り集められ、市長に提出されております。これはきのう、城戸議員からの説明質問がありました。このことは、重く受けとめられるべきであると思います。先日、特別委員会の行政視察研修でも、800席のホールでは、イベントも限られてペイできる事業はできないだろうという意見がどこの研修先でも聞かれました。きのう城戸議員からもありましたけれども、玉名女子高校、専修大学玉名高校のコンサートが開かれない理由というのは、先に同僚議員が直接聞きに行かれて、きのう城戸議員が言われたような理由であります。せめて1,200席ないとできないということだそうです。このことについて答弁をお願いします。

6番目、定住化促進の対策に対して言及されております。住宅取得、住宅リフォーム、新幹線通勤定期券の補助などで、定住人口の増加を図ってきたと述べられました。ところが実際、毎年400から500人の人口の減少はほとんど変わっておりません。無意味とまでは言いませんが、これらの対策が機能していないと言わざるを得ません。市では合併直後に、3地区だったと記憶しておりますが、定住ゾーンを定めたと記憶し

ております。そこに対して何ら具体的な対策がなされていないのではないのでしょうか。市長の見解を伺います。

7番目、学校規模適正化事業につきましては、現在、玉陵校区の整備が進められております。ここに来て、地元の方々から進め方に対して疑問や不満の声が聞こえております。粛々と進むべきではあるのかもしれませんが、計画から今日まで拙速過ぎたのではないかと考えます。つい臨時議会でしたか、排水対策のため1億5,000万円程度の追加予算が出されました。今度また6,000万円のプレハブ建設が予定されているというようなことを聞いております。そのことについてはいかがでしょうか。残る地域の適正化事業に関しましては、地域の特徴なども考慮して進めるべきで、すべて画一的である必要はないと思いますが、市長の見解はいかがでしょうか。

8番目、玉名版DMO構築事業についてでありますけれども、これは、玉名観光協会が中心となって、玉名のグローバルな観光振興に向けて頑張っておられるところです。商工観光課も一体となって頑張っておられると感じております。この件につきましては、2,500万円の予算が提案されています。市長はこのDMO構築事業に関してどのような認識をされているのか、また、どのような方向性を考えておられるのか、見解を伺います。

以上、答弁をいただいてからまた質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 福嶋議員の入札の変更と疑義についての対応についてのお答えをいたします。

現在、旧市町単位で運用を行なっております防災行政無線について、玉名市全体で統合し、あわせてアナログ方式からデジタル方式に整備するため、総合評価落札方式による条件つき一般競争入札の公告を本年1月24日に行ないました。しかしながら、2月2日に防災無線機器メーカー5社が独占禁止法違反による公正取引委員会から排除措置命令を受けたことにより、本市といたしましても、2月6日付で指名停止の措置を取ったところでございます。結果といたしまして、参加申込みをされた8社のうち1社が指名停止となり、3社が申し込みを辞退。残る4社により2月17日に改札を予定しておりました。しかしながら、工事の仕様書について疑義を申し出た業者から仕様書の内容が特定の業者の仕様と隔たっているというような御指摘を受け、仕様書の見直しをする中で、このまま入札を続行するのは得策でないと判断して入札を取りやめたところでございます。仕様書は、本市で現在運用いたしております機器の性能を低下させることのないよう設計業者とも十分協議を重ねて策定したものでございますが、防災行政無線という特殊な工事であり、機器の使用も含めた技術提案を求めるプロポーザル方式により

契約の相手方を決定する方向で、現在、担当課で検討を行なっているところでございます。

それから、市長あいさつについての御質問にお答えをいたします。

8項目言われましたかね。

[福嶋譲治君 「はい。」と呼ぶ]

[市長 高崙哲哉君 「9項目ありましたけども、とりつぎしょうか。」と呼ぶ]

[福嶋譲治君 「1つ多分、道路の分が抜いとるとじゃないかな。道路の分はもうちょっとあえて私がする必要はないかなと思って。」と呼ぶ]

[市長 高崙哲哉君 「それも言いましょうか。」と呼ぶ]

[福嶋譲治君 「はい、どうぞ。」と呼ぶ]

[市長 高崙哲哉君 「それも言いますと、10項目になりますけど、今言われたのは。」と呼ぶ]

[福嶋譲治君 「10項目、9項目と思ったけどな。答弁をいただきます。」と呼ぶ]

[市長 高崙哲哉君 「じゃあ、すべてお答えいたします。質問の要旨に基づいてやりますので。」と呼ぶ]

○市長（高崙哲哉君） 2審の福岡高裁における訴えの一部ということで質問がございましたので、このことについてお答えをいたします。

2審の福岡高裁では、相手方求めました。1,446万9,987円の賠償金に対しまして、判決は330万6,671円の賠償が相当という認定がされておりますので、全面的な敗訴ではないという意味合いで、一部という認識でございます。

2つ目に、費用について全額払うべきではないかというふうな質問でございますけども、今回の判決に伴い、行政の長としての責任を取る意味で、減額を行なうものでございますが、その額については、明確な基準があるものではございません。先ほど申しましたとおりでございます。本市の合併後の市長の減給事例や全国の自治体の長の減給事例を参考にしたものでございます。

次に、市民に負担をかけないという常々私が申し上げております状況のことを言われたというふうに思いますけども、本市はこれまで行政改革大綱に基づき、行財政改革に取り組み、財政健全化に努めてきたところでございますが、社会保障関係費の増大という高い水準で推移をいたします公債費に加え、今後は老朽化した公共施設、インフラ等の更新に多額の経費が必要になってまいります。その一方で、平成28年度から普通交付税に加算されている合併算定外の縮減期間に入っており、平成33年度にはそれがなくなるため、今後さらに厳しい財政運営を強いられる可能性があることは十分認識をいたしております。このような状況の中、平成29年度の当初予算案は、前年度に比べま

して、7.6%の増額となっておりますが、これは市民会館建設事業や少子化の中、子どもたちにとって望ましい教育環境を整える学校規模適正化事業、そして社会資本整備交付金を活用した道路整備事業など、公共施設及びインフラ整備にかかわる予算がふえたことが主な要因であり、市民生活に直結した必要性の高い優先的的事业でございます。また、事業を進める上で、国や県からの補助金や財政的に有利な合併特例債を有効に活用し、市民に過度の負担とならないよう、健全な財政の運営について引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、農業予算がマイナス7.7%になっているということについてお答えいたします。主なものにつきましては、強い農業づくり交付金で、認定農業者3戸以上で取り組む生産技術高度化施設、これは低コスト耐候性ハウスでございますが、これに取り組む農業者数及びハウス設置面積の減少により、補助金ベースで1億1,331万1,000円の減額となっているという状況でございます。農地中間管理事業による農地の集積の補助金、経営転換協力金、耕作者集積協力金及び地域集積協力金で、前年度は3地区で法人化するための予算を要求して、要求を行なってまいりましたが、今年は1地区の予算要求しかないというため、2億556万円の減額の合計3億1,367万1,000円となっているところがマイナスの主な原因でございます。

次に、サッカー場建設につきましては、特別委員会と議会開会時のあいさつの整合性についてお答えいたします。公共施設等建設特別委員会において、サッカー場の利用者は、市民が利用するためのサッカー場として整備し、建設規模はグラウンド2面で2面とも人工芝及び照明設備、これはナイターでございますけども、この設置を予定いたしておきまして、サッカーのみならず、グラウンドゴルフやラグビー等の種目を行なうことができ、サッカー協会からは2面もあれば対外試合ができるということで、市においても対外試合の誘致を行なっていきたいと、担当部署から聞いております。そのため、私といたしましては、この対外試合をするための選手やその関係者等を玉名市に呼ぶことによって、市外から競技者を招くということで、地域活性化と競技スポーツの振興を図るという意味であいさつをしたところでございまして、このサッカー場につきましては、市民の皆さんの、特に小学校、中学校、生徒、児童につきましては、一番多いスポーツじゃないかと思えますし、非常に要求度も高いということでもあります。また、熊本県下においても公的なサッカー場がないところは、14市のうち玉名市だけというふうな状況でございますので、市民の要望度は非常に強いということでございますので、これもあわせて皆さんの御協力を得て、建設をしたいという気持ちでございます。

次に、市民会館の建てかえに関することについてお答えをいたします。市民会館の建設につきましては、粛々と進めてきております。これはもう6年前からの建設を進めているというような状況でございまして、その規模につきましては、平成23年度に策定

いたしました基本計画に沿った形で、826席の大ホールに、300席の小ホールを併設したものとなっております。また、建設場所については、複数の候補地を比較検討することにより、合併特例債の適用期限内に建設が可能で、市民負担が最も少なくすむ市民広場公園と決定し、現在では実施設計まで終わり、これからは29年度からの2年間で建設工事を行なう段階となっております、今議会に予算を計上をいたしている状況でございます。議員御質問の市民広場に建設せず、現在の大ホールの修理に間に合うのではないかとといった質問でもございますけども、これにお答えをいたします。これは800席程度であるならば小ホールも併設せず、現在の大ホールを耐震補強なり施して、いわゆる大規模改修で構わないというのではないかとといった趣旨と理解をいたしますが、建てかえか、改修かといった件につきましては、平成23年度の基本計画策定段階で議論されており、建てかえに決定した経緯でございます。また、この耐震補強することによってもかなりの金がかかるというふうな状況でございますけども、よその自治体においては、耐震補強をやったというふうな実態もございまして、かなりのお金をかけながらやっておりますけども、これはこれからの状況の中で2年、3年後ぐらいからは修理等々にも相当のお金がかかるということでもあります。新しく建設するということになることや20年、30年は補修等々がほとんどないというふうな状況も、この建てかえというような状況になった1つの理由じゃないかなというふうに思っております。検討委員会の委員には、建築の専門家にも参加をいたしていただいております。現在の事務方所管課においては確認をいたしましても、建築基準法が適正改正される前に建てられた施設であるため、まず、耐震補強で耐震性能を確保しなければならず、それに加えて、現在のハートビル法やユニバーサルデザインへの指針に沿ったものを付加し、かつ音響性能なども利用者の要望を満たすものと仕上げることは非常に困難であり、その実現性は限りなく低く、さらに敷地に限りがあるため、特に楽屋など舞台裏の充実も図れないことになってしまうという報告を受けているところでございます。昨日も申し上げましたように、この市民会館建設につきましては、6年前から検討を加えながら、粛々と計画を進め、一昨年度は基本計画、昨年度は実施計画の予算も計上いたしまして、これを進めているというふうな状況でございます。ここの市民広場につけかえるということで予算的には約30億円の予算を計上しておりますけども、この場においてできることは、まちづくり交付金が使えということで、約、最高に見積もれば8億円程度、そしてまた、合併特例債を使えるということ、そしてこの場所に使うことによって、最終的には30億円の市民会館を大体8億円程度で、自分とこの財源でできるんじゃないかなというような計算もいたしているというふうな状況でございまして、ほかのところもいろいろと検討した結果、最終的にこの場所に決まったというふうな経緯がございますので、その辺も充分理解していただければ大変ありがたいなというふうに思います。

先ほどは、砂天神踏切の改修を208号線まで整備する必要があるのではないかと  
いうふうなことは聞いておりませんでしたけれども、お答えをしたいと思います。市道小  
浜繁根木線道路改良事業につきましては、道路延長442メートルの区間を拡幅し、安  
全かつ円滑な通行を確保するため、平成29年度の完成を目指し整備を進めているもの  
でございます。小浜繁根木線から国道208号線までの整備につきましては、道路拡幅  
により交通量が増加することも予想されますので、今後の状況の変化を注視しながら対  
応を検討してまいりたいと考えております。

次に、定住の促進に関する質問にお答えいたします。定住人口の増加を図るため、  
平成23年度から実施している。定住促進補助事業につきましては、住宅の取得やリフ  
ォーム、新幹線通勤定期券に補助した、結果これまでに243件の769人の人が新た  
に玉名市に移り住んでいただいた実績がございます。さらに今年度からは市内業者に請  
負させた場合につきましては、補助額を上乗せするような住宅取得補助金の要件を変え、  
第2次定住促進事業補助金事業を実施してまいります。そして、従来からの都市住民を  
対象とした住宅相談会の参加や空き家バンク制度、おためし暮らし住宅の事業を積極的  
に展開しながら、第2次定住促進補助金で定住希望者の背中を後押しして、定住人口の  
増加を図りたいと考えております。

小中一環が画一的じゃないかという御質問にお答えをいたします。教育の機会均等や  
子どもにとって望ましい教育環境の創出という点から、玉名市学校規模配置適正化基本  
計画で示しました1学年、2学級ないし3学級という望まれる学校の規模と玉名市小中  
一貫教育推進計画で示しました各中学校での小学校、中学校の9年間を見通した教育を  
進めることにより、さらには既存の中学校区という地域特性を考慮すると現計画でお示  
しをしております1中学校校区内に1小学校を配置することが適当であるというふうに  
考えておきます。

次に、玉名版DMOの構築事業についてどのように考え、どのくらいの認識かについ  
てお答えをいたします。国が観光立国を目指しておりますその具体的事業の実現手段の  
柱として、各地域における日本版DMOの構築を推進をいたしております。本市といた  
しましても、観光地域づくりによる他地区との差別化を図り、選ばれる玉名を目指すた  
めにも観光協会を母体とした玉名版DMOの構築を着実に進めてまいりたいと考えてお  
るところでございます。

私の所信表明を再度またこのような機会でご提供いただきましたことにお礼を申し上  
げて、答弁いたします。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 福嶋讓治君。

○13番（福嶋讓治君） ちょっと、私が省きました分まで答弁をいただきましてあり

がとうございました。

一つ一つ、また質問すること、しないところありますけれど、まず一つ一つしていきたいと思います。

まず、防災無線の入札変更についてでありますけれども、変更がまず何をもって得策でないと判断され、得策でないという答弁をなされましたけれども、判断なのかということ、前もって議員には、官製談合との情報が流されまして、市内の一部にも少なからずそういう情報の文章が配布されたと聞いております。今までこの入札予定の入札につきまして何ら不正、後ろめたさがないのであれば入札を取りやめる必要はないのではないかというのが私の思いであります。当然ないと思っておりますので、なぜ取りやめられたのかなと、そういう感じを受けております。それが直前に情報どおりの変更がなされたことに疑問を感じるわけです。市長に、このことについて、また、答弁をお願いいたします。市長は情報が流されたことに対して、何ら対応はなされないのか、この変更が対応なのか、質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 防災無線の質問に答えいたします。

いろいろ言われましたけれども、私にとりましては、まったく心配されるようなことはないというふうにお答えをいたします。

それからこの入札を取り消しました、変更いたしました理由につきましては、先ほど言ったとおりでございますので、そのとおりというふうに理解していただければと思います。

○議長（永野忠弘君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） はい、わかりました。

その辺のことは、私は、もう専門的なことはわかりませんが、ただ、私どもに届いた情報が、余りにも書いてあるのが設計図まで同じのが送られてきましたので、「ああ、そうなのかな。」と思った次第です。市長がおっしゃるならば、そうだと思って受けとめておきます。担当からも説明がありましたので、本当に詳しい内容は、私どもはわかりませんが、そのように受けとめておきます。

次に、裁判の問題ですけれども、実は、この1月20日に最高裁での棄却ということがFAXで流されてきました。その前の、この6月2日の招集のときに、議会のときに、私どもは結果を見て、反対という討論をしたわけですけれども、内規、このことについては、前田議員が非常に詳しく質問されましたので、それほど詳しく私は質問できませんのであれですけれども、ただ裁判の判決の中で、社会通念上著しく妥当性を欠くもの。また、上記公表義務、内規のことですけれども、上記公表義務に反し、公正性及び透明化確保の要請にも違背するものとする。と、はっきりと書いてあります。その辺は

真摯に受けとめるべきだということで、反対討論をしておりますけれども、やっぱり真摯に受けとめますということですのでけれども、どうも私どもの受け取り方としては、本当に真摯に受けとめられているのかなど。福岡高裁の判断は、工事の指名を排除したのは裁量権を逸脱又は濫用したものであり、高峯市長には少なくとも過失による違法行為があったと、違法行為があったと判断をされております。それを上告された中で、最高裁は、これは本件を上告審として受理しない。これはもう最高裁の決定で十分なんだという判断が下されております。

それから市長がこの10%の給与の減額ということで、このことに対する何と言いますか、自分の判断をされてもおりますけれども、相手方は廃業されているわけですよ。廃業されて人生がもうそこから、やっぱり大きく変わられているわけです。そのことについては何か考えはあるのか、今私が申し述べたことに対して、答弁をお願いします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高峯哲哉君。

○市長（高峯哲哉君） 今回の裁判につきましては、上告する前に議会に提案をいたしたというふうな経過がございます。1審では、全面勝訴というふうな状況でございましたし、2審では、高裁では一部敗訴というふうな状況でございましたので、これは1審、2審、3審というような場所がございますので、やはり1審の全面勝訴を覆されたということでもありますならば、やはり3審の最高裁にもっていくというのは普通的手段じゃないかなというふうに思って議会にも提案したというふうな状況でございますので、その結果、完全なる違法ということではなくて、やはり見解の相違もございましたでしょうし、裁判所の決定が下りたということですので、そのことについては真摯に受けとめなければならないということで、私もそういった答弁をしたというふうな状況でございますので、受けとめないということではございませんので、あくまでも真摯に受けとめたというふうな状況でございます。

そして減額につきましては、先ほどの質問で述べたように、今回提案してるというふうな状況でございますので、その辺を御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） これを見解が違うというふうなことをおっしゃいまして、私がこれを次から次と質問しても永遠と続くかもしれませんので、長くはやりませんけれども、見解の相違とおっしゃいましたけれども、最高裁の判断、福岡高裁での判断は、違法行為があったと、少なくとも過失による違法行為があったと判断されてるわけですよ。それが上告して棄却されてるわけです。審議されてるわけじゃないんです。もう十分内容を見たら、もうこれは審議に値しないということで決定してるわけです。今市長がおっしゃいましたようなことを、賛成された議員が3名ほど、似たような賛成討論を

されております。上告の賛成討論されております。私は、非常に疑問に思う、その受け取り方の違いというふうなことは、非常に疑問に思います。これはもう私は、そう受け取ったということですので、次の質問に、再質問にいきます。

予算の問題ですけれども、次の質問続けてよろしいですか。

○議長（永野忠弘君） はい、どうぞ。

○13番（福嶋譲治君） この最初の質問の中で述べました、これ玉名市公共施設長期整備計画というのは議員の皆さんに配ってあると思いますけれども、この1ページに、長期整備計画というのがありまして、先ほど申し述べましたとおり、29年に50億円を超える整備予算が立ててあります。30年に40億円にならんとする予算があります。あとは14、5億円のところをずっと67年まであります。私は、この前に質問したと言いましたけれども、そのときも言ったですけれども、当然、答弁としては「合併特例債を使わないかん。」そういう答弁が返ってくるだろうということでした。全くそのとおりでした。それでも特例債でなんもかんもせなんとでしょうか。こんなに突出した計画が、普通家庭でもなされないんじゃないかと、そういう意味で質問しております。非常になんか後世に負担を残さないとおっしゃる市長の、高寄市長の計画の割にはちょっとこの辺に疑問を感じて質問したわけです。答弁はいいです。

[市長 高寄哲哉君 「いや、答弁をさせてくださいよ。」と呼ぶ]

[福嶋譲治君 「はい、どうぞじゃ。」と呼ぶ]

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 50億円の投資が突出してというふうなことを言われますけれども、先ほど言いましたように、合併をいたしました関係上、合併特例債を約270億円程度玉名市としては使われるというふうな状況でございます。こういった関係でこの庁舎も、やはり積極的に投資ができたんじゃないかなというふうに思っておりますし、合併して、今、12年目に入りますけれども、この11年間におきましては、大体投資的な経費は年間40億円程度投資をしてきているという中で、こういった庁舎をつくるとか、いろんな所を特別にやるときには、少しずつの突出的な予算はあるだろうというふうに思っておりますけれども、この合併をして11年間、約10年間の合併特例債を期限が伸びましたけれども、合併特例債につきましては、32年まで使えることができます。この間に、特例としていたしまして、普通の合併算定替の、以前でございましたら、20億円今まで余分にこの合併したところに、交付税が加算されてきたというような状況でございますけれども、今から、今年からでありますけれども、5年間かけて13億円の交付税が少なくなってくるという事実もございます。ということでございますので、やっぱり合併特例債というのは、やはり1番有効な財源でございますので、これをやはり使うということが当たり前のことでございますので、95%の起債が組めて、しかも7

0%の交付税に参入されるという、これは私たちにとりまして、本当にありがたい債権を組むことができるというふうなことでございますので、こういったものを踏まえながらやっていきながら、そして皆さんも、この前も議会で言われましたように、「余り貯金するな。」というようなことを言われましたけども、私の時代でも、やはり今でも基金も相当に積み上げたというふうな状況でございますので、約、この合併後に50億円の基金も積み上げたというふうなことで、これはこれから合併算定替がなされる13億円が32年、32年なのかな、33年からは13億円、毎年の交付税として少なくなってくるのそういうことも予測しながら、将来に向けて、将来の皆さん方が安心して暮らせるような財政運営をやってるというのは現実でございますので、もうこの辺も十分にお酌み取りいただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 今回の議会で、玉名市長は非常に積極的に答弁をしていただいております。非常に嬉しく思います。今までとは全然違うなど、今まで私どもが質問しましても、それは総合的に考えてと、それくらいで終わっていた答弁が、具体的に真摯に、それこそ真摯にいう感じだと思いますけれども、答弁いただいているのは非常に嬉しく感じております

〔中尾嘉男君 「当たり前のこったい、そら。」と呼ぶ〕

○13番（福嶋譲治君） 次に、最後にトータルで、また、私も考えを述べますけども、今どれだったかな、農業予算についての答弁は、もう非常にわかりました。ただ、まだ排水対策等々講じていけば、施設園芸に転換できて、収益の増大が見込める水田等々多々あります。そういうことに対しては、積極的に予算の投入をしていただければと思っております。

それから、鳥獣被害、これは積極的に一部対策をなされておりますので、ありがたいことなんですけれども、本当に想像以上に、特にイノシシがふえております。その辺の対策ももっともう少し積極的にお願いできればと思っております。

次に、サッカー場ですけれども、市長はもうこのサッカー場については、公約ということで、私の受けとめ方としては、強引に進められているような感じがするんですけども、議会等々の議論も踏まえて、もう少し柔軟な対応がしてほしいと思っております。

市民会館に対しましては、これはトータルで感じることでございますけども、全体ビジョンのない中での建設計画で、あいてる場所がある、合併特例債があるから、そこに急いで建てよう、市長が言われる費用的なこと、非常にお金を安くあげる、早くしようというふうに、私には受けとめられます。そういうことで答弁されておりますし、進められておりますけれども、逆に長い将来で、玉名の発展を考えたときに、私どもは玉名の発展を

考えたときに、どこに何を置いて、どういうビジョンをして、ということが常々ほしいと言っております。その辺が、私どもに物足りなさを感じております。

6番目の定住化促進の対策に関しましては、もうずいぶん前になりますけれども、定住化ゾーンの中で、分譲地を計画したらどうだろうかという提案をしましたところが、市長は、「俺にでけんこつば言う。」と言って答弁に立たれました。私は、一番簡単で、人を住ませるのに一番いい方法じゃないかなと考えております。つい先日、玉陵校区のほうから、ちょっと会ってほしいという話がありまして、何人かの人と会いました。そこで月瀬地区のちょっと小高い丘、里山のあたりを、もう月瀬地区というのは、今いちばん合併、小学校の合併事業の中心になって進められてきたわけですがけれども、新幹線駅は近い、それと、高速も近い、そういう中であのちょっと小高い里山に分譲地でも20区画ぐらい準備したら、すぐ埋まるんじゃないかというような話をしましたら、その方々も皆さん口をそろえて「全くそのとおりだ。」と、あのちょっと里山のお宮のところ上まで開いたら、すごく景観がよくて、こんなすばらしいところはないと思ったというようなことをおっしゃいました。そういう意味で対策がなされていない。目先の新幹線のあれですね。新幹線通勤定期券の補助などをされて、定住化を進めようとされて、これはもう悪いことじゃない、いいことだと思っております。それでも本当の定住化につながらないというのは、博多まで行くのに、この玉名よりももっと久留米とか、久留米の手前のなんですか、船小屋とか、ここを選ぶより、新しく来た人はあそこを選ぶんですよ。だから、それで大きな定住化の力にはなれないというような感じを、私は持っております。そういう意味での対策が希薄なんじゃないかなという質問をいたしました。

学校規模適正化につきまして、先ほどちょっとこれは通告しておりませんでしたけれども、ついおとといぐらい、きのうだったですか、聞きました。6,000万円のプレハブ建設が予定されているというのは、答弁できますか。担当のほうで。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 明日の追加で提案をしたいというふうに考えておりましたが、玉陵中学校改修に伴うプレハブのリース料でございます。

○議長（永野忠弘君） 福嶋讓治君。

○13番（福嶋讓治君） 前にも申しましたけれども、排水対策の1億5,000万円これにしても、最初の統廃合の計画の中で、論ずべき問題じゃなかったか、今回もしされるならば、それも同様に最初の計画の中で十分論じなければいけない問題じゃなかったかということで、ここで申し上げます。答弁はまた、予算が提案されたときに質問しますので、よろしいです。

玉名版DMO構築事業につきましては、私も何回か会議に参加しておりましたので、

非常に大きく玉名を伸ばすのに、ぜひ成功してほしいなど、大きな成果を上げられるように期待しております。精いっぱい頑張っておられるようですので、その辺は、市長もバックアップをよろしく願いいたします。

全体的には、もう少し前から私は、何回も言ってるんですけどビジョンを、大きなビジョンを持って、玉名の市長が玉名をどうしたいんだというようなビジョンを出していただければ、本当にこうみんなで、一緒になって玉名をつくり上げていけると思ったんですけども、なかなか部門、部門でずっと、単発、単発で出していただきますので、出されますので、どうしても意見が合うところ、合わないところ。合わないところ、合わないところと出てきております。

一通り答弁いただきました。私の質問は、これで終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、福嶋譲治君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。

午後 3時23分 休憩

---

午後 3時41分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に続き会議を開き、一般質問を行ないます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

1番 北本将幸君。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） こんにちは。1番議員の無会派、北本将幸です。

早速ですが、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、玉名市における予算編成についてお伺いします。今議会には、平成29年度の新年度予算が計上され、予算額は過去最高の355億4,900万円が計上されております。予算編成では、これから1年の計画を実行していく上で、どのように財源を確保し、限られた予算をどのようにして使用するか、どういう重点事業に投資していくかが課題となります。しかし、地方自治体においては、今後も少子高齢化が進み、人口減少はますます進んでいくことが予想されます。それに伴い、市民税などの自主財源は減少し、地方財政はさらに厳しい状況に置かれていきます。そのような中でどのようにして行政サービスを行ない、市民サービスの向上につなげていくのか、だれもが暮らしやすい玉名をつくっていくのか考えなければいけません。そのためにも、市長をトップとして行政職員の方々が知恵を振り絞り、さまざまな事業に取り組み、住民サービスの向上につなげていくことが必要になります。そこで、玉名市の予算編成について6点お伺いします。1、予算編成における基本的な考えについて。2、各課からの予算要求の流れについて。3、各課への予算配分の流れについて。4、各事業への予算配分の優

先順位について。5、平成29年度予算における重点事業について。6、平成29年度予算における主な新規事業について。

以上、6点質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 北本議員の玉名市における予算編成についてお答えいたします。

まず、予算編成における基本的な考えについてお答えいたします。本市は、これまで行政改革大綱に基づき、行財政改革に取り組み、財政健全化に努めてまいりました。しかしながら、人口減少社会による社会保障経費が増大し、今後は老朽化した公共施設の更新に多額の経費が必要になってまいります。このような中、平成29年度の予算編成は、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するため、引き続き市税などの自主財源の確保を図り、事務事業の徹底した見直しを行なうとともに、市長公約を取りまとめた「輝け玉名「戦略21」」の最終年度として、それに掲げた取り組みを着実に推進するため「輝け玉名「戦略21」」のスローガンであります。「市民が輝き、都市が輝き、夢が広がる玉名」の実現に向けた取り組みを着実に進めるという考えのもと予算編成を行なったところでございます。

次に、予算要求から予算配分までの流れについて当初予算編成事務をもとに御説明いたします。毎年10月中旬に財政課より当初予算編成方針が示され、それをもとに11月下旬までに、担当課は予算要求を行ないます。12月に入り、財政課において各課から提出された要求内容についてのヒアリングを実施し、年明けすぐに財政課で査定案をまとめたものについて、副市長・総務部長査定、市長査定を経て、内示を行ないます。その後、復活要求査定を経て、1月末に翌年度の当初予算案が決定し、議会の議決を経たあとに、各課へ配分するという流れになっております。

次に、各事業の予算配分の優先順位の考え方についてお答えをいたします。厳しい財政状況のもと限られた財源を有効に活用するため、新市建設計画、実施計画などの計画に基づいていること、さらに市長公約に掲げていること、そして事業に必要性、緊急性が備わっていること、これらを考慮しながら、優先度の高い事業を選択し、配分を行なっております。人件費、扶助費、公債費の義務的経費につきましては、査定による削減はできませんので、投資的経費の削減やその他経費となる事務費、補助費等を精査し、歳出額を抑制することとなります。しかしながら、老朽化した公共施設及びインフラの更新費用の増大により、思うような削減ができない状況でございます。

次に、平成29年度における重点事業についてお答えいたします。「輝け玉名「戦略21」」には行政経営、暮らし、経済産業、人づくり、安心・安全、まちづくりの6つ

の分野でそれぞれ施策を掲げており、特に早急に取り組むべきものとして、定住促進事業、農業インフラ整備などに引き続き取り組むとともに、市民会館建設や生活道路の整備など「輝け玉名「戦略21」」の具体化に向けた事業と市民生活に直結した事業に重点を置いております。

最後に、平成29年度予算における主な新規事業についてお答えいたします。新年度の新規事業といたしましては、防災体制の確立と災害発生時の各種マニュアルを整備し、防災意識の向上を図るための市地域防災計画書等策定業務、地域活性化と競技スポーツの振興を目的としましたサッカー場建設基本設計業務、オリンピックを招いての実技教室や講演会を行ない、オリンピックキャンプを誘致する活動を展開していくための国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進事業などを新たな事業として計上いたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

今答弁でもありましたし、開会日の市長のあいさつでもありましたように、今回の予算編成は、市長の公約である「輝け玉名「戦略21」」の最終年度であり、その実行予算として、主に編制されたとのことでした。ということは、市長が玉名市を今後将来どのようなまちにしていきたいかという市長の描くビジョンに向けて、重点的に予算編成が行なわれたのではないかと思います。そこで、市長にお伺いしたいのですが、今年度の予算編成における市長のお考え、政治姿勢について改めてお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 北本議員の質問にお答えをいたします。

平成29年度の当初予算案は、私の公約に掲げました取り組み等を着実に推進するため「輝け玉名「戦略21」」を実行予算として予算編成を行なったところでございます。

「輝け玉名「戦略21」」のスローガンであります。「市民が輝き、都市が輝き、夢が広がる玉名」の実現に向け、行政経営、くらし、経済産業、人づくり、安心・安全、まちづくりの6つの分野において掲げた政策の中で、市民に取りまして必要性や緊急性を考慮した優先度の高い政策に重点を置いて取り組むことといたしております。例えば、現在の玉名市民会館は、昭和42年3月の開館で、これまで多くの市民に御利用いただいておりますけれども、バリアフリー対策の不足とか、舞台裏の狭さなど多くの不便を抱え、さらに耐震性不足や音響施設等の老朽化も著しく、建てかえを含む整備の必要性が求められていました。新しい市民会館建設につきましては、28年度に実施設計を終え、29年度は建設工事に着手し、2年後の完成を目指しております。さまざまな文化活動の中核施設としてこれまで以上に市民の皆さまに御利用いただきまして、感性豊か

な人間形成とまちづくり、文化レベルの向上に寄与していくものと考えております。

また、サッカー場建設事業は、サッカー場建設に対する建議を踏まえて、競技人口としては、スポーツ競技の中でもトップクラスにあるサッカー場を施設の利用率向上を図るため、ラグビー、グラウンドゴルフなど競技でも利用できるようなグラウンドとして整備する計画をまとめ、建設につきましても、公共施設等建設特別委員会等の意見を踏まえながら、早期に利用者の要望に応えられるよう建設の検討を行ない、予算を計上いたしたところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 市長の考えについては、ほかの議員さんたちもたくさん質問されてますので、「市民が輝き、都市が輝き、夢が広がる玉名」の実現を目指していくことですが、予算の編成、また、予算の執行というのは、二元代表制において、市民からの付託を受けた市長にだけ認められている権限でありますから、予算には当然のことながら、その執行権のある市長の考え、思いが強く反映されると思います。しかし、さまざまな事業を行なっていくに当たって、玉名市には市長の公約以外にもたくさんの計画があります。その中でも核となるものが玉名市総合計画であります。これに関しては、前回の一般質問でも質問させていただきました。しかも、今年度は第1次総合計画、10年間の見直しがされ、今後10年の計画である第2次玉名市総合計画のスタートの年でもあります。私の個人的な意見かもしれませんが、予算編成においては、まずはこの玉名市総合計画をもとに編成され、さらに重点的な事業として、市長の公約を盛り込んでいくというような形がいいのではないかと思います。そうすることで政治的な流れに左右されることなく、基本的な部分では、玉名市活性化が常に前進していきます。さらにそれに上乗せで公約に掲げてある主な新規事業や重点事業を進めていくことにより、さらに玉名市活性化につながっていくのではないかと思います。そのためには、総合計画自体の位置づけがもっと強化される必要がありますし、内容自体もしっかり将来の玉名市が目指すべき姿を明確に示すものであることが前提となりますが、前回の一般質問ではそういう計画が作れるような体制づくりを強化していただきたいと思って前回質問させていただきました。いずれにせよ行政運営を行なう上でさまざまな意見はありますし、しかし、だれもが玉名市活性化を目指し、住みよいまちになることを目指し望んでいるわけであり、それを実現するための玉名市総合計画であると思います。だからまずはそこが基本になったほうがいいのではないかと思いますので、そこで再質問ですが、この予算編成においてこの玉名市の最上位計画である玉名市総合計画の位置づけとしてはどのような見解なのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 北本議員の再質問にお答えをいたします。

玉名市総合計画は、市のまちづくりや行政運営を計画的に行なうための最も基本的な最上位の計画であり、予算編成においての基本指針となるものと位置づけをしているのでございます。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはりこの総合計画を基本として、予算編成を行なって、それに対して、市長の公約を肉づけしていくというような部分で進めていったほうがいいのではないかと思います。この総合計画というのは、地方分権が進められる中で法改正が行なわれ、市町村において策定する法的な義務はなくなったわけですけど、玉名市では策定して、今後も策定して今年第2次の計画がスタートするわけで、その中にはさまざまな事業が盛り込まれていると思います。その事業を着々と実行できるような予算編成というのをしっかり行なっていただきたいと思います。

まず最初に、2点ほど、全体的なことに対して質問させていただきましたが、予算を編成していく上で、柱といたしますか、そういう部分はしっかり持って予算編成を行なっていったほうがいいと思います。そうすることで、市民の方に対して事業の評価とか進捗状況とかを示しやすくなっていくのではないかなと思います。

ちょっともう少し具体的なことについて質問していこうと思うのですが、そもそも予算編成を行なう上で考えることは大きく分けると2つあると思います。1つ目は、どのようにして財源を確保していくかということ。2つ目は、それを市民サービス向上のために、どう使用していくかだと思います。しかし私自身もそうですが、予算審議においては、意外とどう使うかという歳出のほうばかりに目がいってしまいます。しかし、まず大事なことが必要な財源をいかに確保していくかだと思います。そこで1点再質問ですが。玉名市において、この歳入増加につながる政策としては、どのようなことをお考えか、市の見解をお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 北本議員の再質問にお答えをいたします。

歳入増加のためには自主財源の一層の確保、それと、充実を図る必要があると考えております。ただいま市税徴収率の向上、あるいは使用料及び手数料の適正化、市有財産の売却等について積極的に推進していく考えでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） この歳入増加につなげるためには、その市税というのを増加していけないといけないと思いますけど、今、玉名市でも何個か取り組んでいるとのことですが、この市民税などの自主財源をどう確保していくかというのが課題になってくる

と思いますけど、そこでもう1点質問ですけど、その自主財源のうち、市民税、法人税、固定資産税、この3つの税収をふやすためにどういう施策を行なっているのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えをいたします。

市民税、法人市民税、あるいは固定資産税の増収につながるような施策といたしましては、定住促進事業及び企業誘致の促進事業とかがございます。市の人口及び市所在の企業がふえるということで、税収の増加につながると考えているところであります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 今答弁いただきましたけど、その市民税とか固定資産税ふやすには、人口増加に対する取り組みや企業誘致に対する取り組みが考えられ、今玉名市としても対策をとられていると思います。今年度の予算においてですけど、その市税の収入は、前年度比にして約1億7,800万円、比率にして2.7%の増額と見込んでおられ、その中でも個人市民税は予算額で9,380万円、約1億円の伸びを見込んでおられます。しかし、玉名市の現在の傾向からみて、人口の増加分は恐らくないのではないかと思いますけど、所得の伸びがこれくらいあると予想されてのことなのか質問したいんですけど、この今回の予算における市税の増加要因として考えられるのは何なのかというのと、また、玉名市の自主財源の今後の傾向は、今後の見通しについてあわせてお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

市税の増加につきましては、天候不良により減少していた農業所得の増加が見込まれるということ。それと、景気の回復傾向に伴い、企業の設備投資が増加したことなどが主な要因でございます。

自主財源の傾向と今後の見通しにつきましては、決算状況を見ますと、自主財源が歳入に占める割合が例年3割程度で推移をしておりますが、少子高齢化で人口減少がこのまま進んでまいりますと大幅な増加というのは見込めないんじゃないかなと、考えているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

今市民税の増加は農家の方の収入がふえたということで、よかったと思います。今後も農業のほうについては、力を入れていかれると思いますので、さらに収入がもっとも

つとふえるように取り組んでいただけたらいいかなと思います。

自主財源のほうについてですが、自主財源は3割ぐらいで、今後も低下していくとのことですけど、やはりこの自主財源をいかに確保していくかというのを今後もやっぱり考えていかなければいけないんじゃないかなと思います。今後も重点的に力を入れて進めていただきたいと思います。

この歳入増加の取り組みとしては、この自主財源をふやす以外にも補助事業などを活用することも想定されると思います。今年度も全小中学校の空調整備においても補助事業を活用することにより整備されます。このように、あらゆる補助事業を活用しながら、市民サービスの向上につなげていくことも重要だと思いますが、そこでもう1つ質問ですけど、現在、玉名市において、この国や県などの補助事業の実施状況はどのような状況なのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたします。

本市における補助事業の実施につきましては、予算編成方針において事業を進める上で有効な補助金の財源について積極的に活用するよう周知を行なっており、所管課におきましても該当する補助事業がある場合は事業申請を行なっているところでございます。今後も国、県の動向を注視し、本市にとって有利な財源措置がある場合は積極的に活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはり、そういう補助事業をいかに取ってくるかというのにも、もっともつと力を入れていかないといけないのかなと思います。しかも、現在、国は地方創成として「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を進められ、予算的にも1兆円もの予算を確保して、地方活性化に力を入れています。いかにこういう補助を活用して事業を行なっていくかというのを考えていかなければいけないと思います。さらにこういう補助事業を活用するに当たっては、全国的にも先駆けとなるようなモデル事業などにも積極的に取り組んでいくことが必要だと思います。モデル事業であれば補助率が100%とかもらえる事業も少なくはないと思います。そこで、もう1点質問ですけど、その全国的に先駆けて行なわれるモデル事業への取り組み状況としてはどうお考えかというのと、また現状で今実際、玉名市がそういうモデル事業に取り組んでおられるのか、具体例があればあわせてお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおりモデル事業につきましては、本市の施策を進めていく上でより高

い成果が得られる、あるいは効果が上がるといった内容であれば積極的に取り組むべきと考えているところでございます。また、本市において取り組んでいる事業を申し上げますと、暗渠整備による排水効果を高め耕作環境を改善いたします水田汎用化緊急支援モデル事業。また、平成27年度から29年度まで小中一貫教育推進事業といたしまして、小中学校間の円滑な接続のための「エンジョイ・イングリッシュ」や「玉名学」などに取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

そういうモデル事業的なものは、多分たくさん考えていけばあると思うし、国がこういうのに補助つきますよというのが常に出されてくると思うんで、そういうところにもアンテナしっかり張りながら、玉名市として重点的に取り組んでいくというようなそういうモデル事業がバンバンできるような体制もとっていただきたいと思います。

このように、予算においては財源をどう確保していくかですが、ここを考えないで歳出のほうばかりに目がいってしまうと経費の削減ばかりが先走ってしまい、新たな事業ができなかったり、事業自体も縮小され結果的に思うような効果が得られなかったりと行政運営自体が後退してしまうことにつながりかねないと思います。よって、まずはこの歳入増加につながる取り組みに、今まで以上に力を注いでいただきたいと思います。

次に、歳出のほうですが、答弁では、公共施設の老朽化やインフラ整備などがあって思うような削減はできていない現状だとの答弁でした。このような中でも各事業をしっかり検証して、有効性を判断しながら歳出の抑制にも取り組んでいく必要があると思いますが、そこで再質問ですけど、先ほど答弁の中で、事務事業の徹底した見直しとありましたけど、今年度の予算編成において、具体的にどのような事業が見直されたのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたします。

事務事業評価につきましては、事業担当課が所管するすべての事務事業について拡充して継続、現状のまま継続、執行方法の改善、民間の活用を検討、あるいは休止・廃止を検討などの見直し方針が示されております。各課の予算はその評価結果を踏まえて要求をされ、査定においても整合性を確認しております。つまり、すべての事務事業が見直し対象となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） ということは、今回、なくなった事業も何個かあるし、という

ことですよね。具体的なのも何個かあるということですよ。そういう歳出の事業を見直して、削減に取り組んで、その削減した分で新たな事業に取り組むということも必要なんで、しっかりこの事業の見直しというのはしていただきたいと思います。

次に、2番目と3番でお聞きした予算要求の流れと予算配分の流れについてですが、答弁によると10月に当初予算編成方針が出され、それに伴い予算要求が行なわれていくわけですが、今言われたように、予算編成を行なうに当たっては、まず前年度の事業評価がされると思います。恐らくPDC Aサイクルに基づいて行なわれるのではないかと思います。10月に予算編成方針を定めているということは玉名市が実施しているその事務事業評価というのは、恐らく10月の時点ではまだそんな全部されていないと思うのですが、これではしっかり前年度事業の検証が生かされていないで、PDC Aサイクルに伴わず予算編成方針が出されて予算編成がされていくと思うのですが、市長はこの10月に予算編成方針を出される時はどういうのに基づいて予算編成されるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 北本議員の質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり予算編成におきましては、前年度の予算を検証いたしまして、次年度に続けていくということが重要だということは私も十分認識をいたしているところでございます。当初予算編成方針につきましては、8月下旬に総務省が公表いたしました地方財政収支の仮資産及び本市の実施計画等を踏まえ、昨年10月14日に職員に通達をいたしているところでございます。また、事務事業につきましても、10月7日の行政改革推進本部会議の最終評価を予算要求に的確に反映させるよう周知をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 今の答弁によると、しっかりその事業評価もされた上で方針出されているということなんで、しっかり検証して方針を出されて、それに予算づけを今後もしていただきたいと思います。各課からの要求ですけど、ヒアリング等行なって、その要求聞いてるということですけど、やはり各課から上がってくる要求というのは、直接1番市民に近いところでサービスをされたり、事業されたりして、こういう事業が必要だと思って予算要求をされてるわけですから、そのヒアリングというのはどの程度で行なわれているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたします。

各課からの要求された内容につきましては、その要求の根拠が先ほど申し上げました、

市長公約事業であるか、あるいは新市建設計画に位置づけられたものであるか、あるいは事務事業評価を反映した要求内容であるかといった部分に着目してヒアリング査定を実施しております。課によって事務量が違いますので、課ごとのヒアリング時間にはばらつきがございますけれども、ヒアリングに要する期間としましては、12月の初めから12月下旬までとなっているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはりその各課から要求される予算というのは、恐らく必要な予算だと思うのでヒアリングというのもしっかりと、ただ1回聞いて終わりとかじゃなくて、しっかりと聞いた上で、その予算にするのか、しないのかというような判断をとっていただきたいと思います。また復活要求というシステムもあるようなので、そういうのでしっかりと必要な予算は吸い上げていくというような体制を今後もとっていただきたいと思います。

こういう庁内からの予算要求もあると思うんですけど、それ以外に市民からの要望や陳情などが上がってくると思います。そのほかにも「市長と語ろう座談会」のような市民から直接意見を聞く機会もあると思いますが、そのいろんな市民からの直接上がってくる要望については、どのような視点で受けとめて予算に反映させていくお考えなのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたします。

座談会などにおいて、校区の将来に向けての課題とか要求を多くいただいているところではございます。各種の市民の要望につきましては、所管課において状況を確認し、緊急性の高いものから予算に応じて順次対応しているところでございます。しかしながら、限られた予算でございますので、要望すべてを単年度で対応するということはできませんが、なるべく多くの要望に応えられるように取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） あらゆる市民ニーズがあると思います。それにすべて応えるのは恐らく無理だと思いますけど、その予算編成する上で庁内だけで解決していくんじゃなくて、そういう市民からの意見も含め、また、私たち議会からいろいろ提言されることもあると思いますが、そういうのも含めて、総合的に判断して進めていただきたいと思います。

4番目の各種事業への予算配分の優先順位についてですけど、優先順位については、新市建設計画や市長の公約、実施計画などに盛り込まれていることを考慮して進められ

ているとのことでした。先ほどヒアリングも行なって、必要か、必要じゃないかというのを判断されて進められると思います。そこでしっかり査定して進めて歳出削減に取り組んでいかれると思いますけど、その歳出の削減に対する取り組みとしては、具体的にはどういうことに実施されているのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたします。

人件費や内部管理経費を削減するために、指定管理者制度やアウトソーシングの推進、保育所等の民営化などを実施しております。また、各種協議会等への負担金補助金につきましても、決算状況や活動状況を踏まえた見直しを随時実施しているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 歳出削減については取り組まれていると思いますが、あんまり歳出とって人件費削りすぎたり、何でもかんでも民間委託したりしてしまうとその公的な部分の役割というのが薄れてしまう部分もあると思うので、その辺はしっかりバランスとりながら進めていただきたいと思います。

5番目の平成29年度における重点事業についてですが、重点項目として行政経営や暮らし、人づくりなどの6分野に分けて取り組まれているとのことですが、その中で特に人づくり、安心・安全、まちづくりの3点について、具体的にどのような重点政策に取り組み、どのような玉名市を目指していくのか、市長としての考えをちょっと改めてお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 北本議員の質問にお答えいたします。

まず人づくりについてでございますが、サッカー場建設や市民会館建設に組み、多くの市民に御利用いただき、競技スポーツの振興や文化レベルの向上と豊かな人間性を育む地域社会を目指しております。

次に安心・安全におきましては、市民の生命財産を災害から守り、防災意識の向上と迅速な情報伝達を図るため、市地域防災計画書の策定や防災行政無線デジタル化に組み、安心で安全な地域社会を実現してまいります。

次に、まちづくりにおきましては、岱明玉名線道路新設改良事業など、道路整備について早期に供用開始に向け、引き続き事業を推進してまいります。また、定住促進事業につきましては、転入者を対象に、住宅取得、リフォームなどに補助を続けるほか、定住相談会への参加や移住に向けたおためし暮らし事業を継続して、転入者の増加を図り、住みよいまちづくりを目指してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 今後もしっかりまちづくりをイメージしながら進めていただきたいと思います。

6点目の新規事業についてですが、時代の変化に沿いながら、暮らしやすいまち、地域活性化を目指していくためには、あらゆる新しい事業に取り組んでいくことも必要だと思います。今回、サッカー場建設や国際スポーツキャンプ等誘致推進事業や防災計画の作成など予定されていると思います。こういう新しい事業にどんどん、どんどん取り組んでいくことも必要だと思いますけど、この今回の予算編成において、この新規事業の割合としてはどれくらいあるのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

予算総額に占める新規事業の割合でございますけれども、先ほど申し上げました事業のほかに、玉名平野北西部土地利用検討事業、あるいは玉名第1保育所整備基本構想策定支援事業など、28事業で約20億5,000万円でございます。平成29年度の一般会計当初予算総額355億4,900万円の約5.8%でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはり時代というのは変わっていくと思うんで、新たな事業にいかにかどう取り組んでいくのかというので、今回28事業で20億円ぐらい予算をかけて取り組んでいかれるということなので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

予算編成について質問させていただきましたが、今年度の予算編成というのは本当に重要だと思います。理由としては、先ほどから申しているように第2次玉名市総合計画、10年間のスタートの年であるということ。さらには、市長の公約「輝け玉名「戦略21」」の4年目の最終年度であることが挙げられます。10年の検証がされ、市長の4年間の公約が集結されて予算編成が行なわれたわけです。今後も毎年この予算編成は行なわれていくわけですが、各事業しっかり評価しながらどのようにして財源を確保していき、その限られた予算をどのように使用していくのか、行政職員の方たちだけでなく、議会も含め、市民全体で一丸となって考えていかなければいけないと思います。検証する中で終了する事業もあれば、連続性の中で継続するものもあります。また、新たにスタートする事業もあると思います。市民ニーズは日々益々増大しています。今の玉名市には何が必要とされているのか、どういう対策が必要なのか、どういう仕組みづくりが必要なのか考えていかなければいけません。箱物建設も必要ですが、ハード面だ

けでなく、財源が厳しいからこそソフト面のさらなる強化、玉名の歴史や景観、特産物などの地域資源をどう生かして、どんなことができるのか、行政としてどのようなまちをつくっていくかというような明確なビジョンを持って今後も進めていただきたいと思えます。

それでは、次の質問に移ります。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） 次に、小学校統廃合に伴う跡地・施設の利活用についてお伺いたします。現在、玉陵小学校の建設が行なわれ、来年度の開校に向けて準備が進められています。新小学校の開校に伴い、現在ある6小学校は廃校になるわけですが、この学校の廃校において地域住民が懸念されることの1つとしては、地域コミュニティがなくなってしまうのではないかとということが挙げられます。学校統合にて、各地域のコミュニティが失われないような対策をとることはもちろんのこと、新学校建設において、地域全体が活性化していくようにしなければいけません。各地域の子ども会、老人会、婦人会などの組織をきちんと継承できる玉稜校区での新たな組織をつくっていくことが必要です。また、その一方で、地域の核であった学校の跡地をどのように利用していくかも検討課題であります。閉校後の施設利用において意見交換を進め、どのように利用していくのか、また、維持していくのか、今まで学校が担ってきた防災拠点などとしての役割をどうしていくかなど、しっかり対策を立てる必要があります。また、現在毎日のように報道されていますが、学校建設地の土地に関する問題が報道されています。玉稜校区における学校施設・土地は、市にとって、ましてや市民にとって貴重な財産であります。その財産を最大限にどう生かしていくのか、しっかり考えていかなければなりません。

そこで、玉名市における小学校統廃合における跡地・施設の活用について6点質問いたします。1、現小学校施設における地域住民等の利用率について。2、小学校跡地・施設の維持管理費について。3、地域コミュニティ拠点としての考えについて。4、防災拠点施設としての考えについて。5、跡地・施設利活用の検討体制について。6、跡地・施設利活用の計画について

以上、6点質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 北本議員の小学校統廃合に伴う跡地施設の利活用についての御質問にお答えいたします。

まず1つ目の現小学校における地域住民等の利用率はですが、平成30年4月に統合される玉陵中学校区内の6つの小学校、梅林小学校、月瀬小学校、玉名小学校、石貫小

学校、三ツ川小学校及び小田小学校において、地域住民の方々が利用されている学校施設としては、主に体育館、グラウンド及び校舎内にある地域会議室がございます。利用率につきましては、率として計算することが困難でありますので、利用件数でお示いたします。平成27年度実績で、梅林小学校体育館は288件、グラウンド12件、また、学校行事やPTA活動での利用を除いた地域会議室の利用は40件でございました。同様に月瀬小学校は、体育館0件、グラウンド2件、地域会議室0件、玉名小学校は、体育館3件、グラウンド2件、地域会議室12件、石貫小学校は、体育館106件、グラウンド200件、地域会議室は14件、三ツ川小学校は、体育館10件、グラウンド69件、地域会議室9件、小田小学校は、体育館165件、グラウンド6件、地域会議室は20件という状況でございました。

次に、小学校跡地・施設の維持管理費についてお答えします。体育館、グラウンド、地域会議室については統合後引き続き地域でも利用したいとの要望もあります。現在、玉陵中学校区の地域や学校の代表の方々と組織されている新しい学校づくり委員会の保存継承跡地利用部会での検討とともに、市役所関係各課で組織する学校再編に係る地域活性化対策検討会議で具体的な跡地利活用の検討を行っております。市としましては、平成30年4月から最長3年間、水道代、電気代などの維持管理費は教育委員会で対応し、清掃などの維持管理費につきましては、玉名市内の外溝公園や河川緑地などの公園清掃業務を考慮しまして、地域の方々にお願いをしたいと考えております。

3つ目の地域コミュニティ拠点としての考えについてお答えします。玉陵中学校区の小学校は平成30年4月統合しますが、各小学校区にある支館活動はそのまま継続されます。しかしながら、小学校の跡地の利用が決まった場合は、支館運営会議などで利用されていた校舎内の地域会議室などが今までどおりには利用できない場合もございます。その場合には、玉陵中学校体育館内にごじます会議室、あるいは玉陵小学校内に地域の方々に利用していただくための外から出入りができる会議室も計画しておりますので、これらの施設を有効に活用していただきたいと思っております。

4つ目の防災拠点としての考え方についてですが、現在、すべての小学校を避難所として指定しているところでございますが、玉陵中学校区内の6小学校については、その跡地の利活用方法によっては、学校施設でなくなることもございます。つきましては、今後、避難所等の担当課でもある防災安全課と連携をしながら、各校区の防災拠点施設の検討を行なってまいりたいと考えております。

5つ目の跡地施設利活用の検討体制についてお答えします。現在、地域や学校の代表者で組織されている玉陵中学校区新しい学校づくり委員会の保存・継承跡地利用部会で各小学校の跡地について検討いただいているところです。しかしながら、6小学校を取り巻く環境や状況がそれぞれ違うため、部会の検討よりも校区単位で検討を行ないたい

という御要望があり、各校区に出向いてその校区の方々と跡地の利活用について具体的な検討を行なっているところでございます。あわせて、市内でも小学校の跡地の利活用や地域活性化など、総合的かつ全庁的に取り組む必要があると考え、学校再編に係る地域活性化対策検討会議を関係各課22課で組織しているところです。地域及び行政が連携してこの小学校跡地利用について、共に検討してまいりたいと思います。

6つ目の跡地施設利用利活用の計画についてお答えします。議員も御承知のとおり、市の公共施設につきましては、その方針として、玉名市公共施設適正配置計画が策定されております。この計画を基本としながら、校区単位で話し合いを重ね、小学校の跡地の利活用について計画していきたいと思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

まず1つ目の利用率についてですが、全く使ってないところもあるし、梅林などは体育館288件で、ほぼ毎日と言っていいぐらい使われてるんじゃないかなと思います。100件を越えるところ、体育館で100件超えるところが石貫と小田、100件超えてるんですが、今現在3年間は市が施設の管理、維持管理費はみるとのことですが、今現在、使ってる人たちがいるわけで、土地が何になるにせよ、このちゃんとこの3年間で代がえ案というか、こういうこの人たちがちゃんとこの活動を継続できるように、しっかりと話し合いをもって進めていただきたいと思います。

3つ目の地域コミュニティの拠点としての考えも、新しくできた小学校や今ある玉陵中学校などの部屋を使ってやっていってもらおうというような考えのようですが、いろいろな事業をされたりして思うんですけど、その各地で行なわれている事業というのも、しっかり継続できるような体制というのは、これは話し合っていくしかないと思うんで、しっかり話し合いをもって進めていただきたいと思います。

4点目の防災施設としての考えについてですが、今現在すべての小学校が避難所になっているとのことで、このように学校は防災拠点としての役割を担ってきたと思います。今回、地震も経験し、改めて防災拠点の重さも痛感し、市民の方たちの防災に対する意識というのはかなり高まっていると思います。学校が現実としてなくなって、別のものに利活用されていったとすると、今現在避難所になってるわけですから、市としては、その小学校単位でちゃんと別の防災拠点というのをちゃんとつくるといえるのか、指定するという考えなのか、ちょっと1点お伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 現在の小学校、避難所として指定されておりますが、もし仮にということですが、その小学校が避難所として使えない場合、こちらについては、担

当の防災安全課のほうと協議ということになると思いますけど、新たな拠点が必要になるというふうに考えております。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 今部長から答弁あったように、ちゃんとした拠点はつくっていただきたいと思います。防災のほうとしっかり話し合われて対応していただきたいと思います。

5点目の検討体制についてですが、現在学校づくり委員会で話が進められ、主の中での保存継承跡地利用部会でしたかね、それで話されていると思います。そこに行政のほうも入って、しっかり意見を聞いている段階だと思います。庁内においても22課ですかね、協議体制をつくられて検討体制はしっかりしているんじゃないかと思いますが、その検討体制で、今度、計画を進めていくと思いますけど、恐らく今後、市としては、学校配置適正化計画を進められていくと思います。そうすると、今後もこの跡地活用とゆうの問題は常に発生していきます。そのような状況を踏まえ、今後の学校跡地活用についての指針とするためにも、玉名市としてはどういう利活用を考えて、どういう利活用の進め方をするとかいうような、学校跡地利活用の基本方針と言いますか、考え方というのを示すのも必要だと思いますけど、そういう基本方針というのについてはどうお考えか、1点お伺いします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 市としての跡地の利用に関する基本方針を示したほうがよいのではないかということですが、先ほども答弁しましたように、市の基本的な方針である玉名市公共施設適正配置計画に基づき、跡地の利活用については検討していきたいと考えています。その際には、地域の方々と、公共施設としての利用や民間活用など多角的にその利用方法を協議してまいりたいと思います。また、小学校が現在担っております学校施設以外の役割、例えば、防災拠点や投票所といった機能については、庁内で組織している学校再編に係る地域活性化対策検討会議の中で、関係各課と連携しながら、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 市としてどういう考え方で進めていくのかというのはちゃんと示しながら進めていただきたいと思います。今後、具体的にこの利活用を進められていく上で、もしかしたら学校の1部屋だけ貸してくれというような意見も出てくるかもしれないと思いますが、そういう学校の1室だけ貸すとかいうような利用の仕方についてはどうお考えかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 校舎等の一部のみを貸与又は譲渡するののかというような御質問かと思いますが、小学校の跡地の効率的、友好的な利活用方法を考慮すれば、小学校の校舎等の一部を貸与あるいは譲渡という方法は現在のところ考えておりません。それぞれの小学校の校舎や体育館などの施設の状況に応じた利活用や解体など、さまざまな検討を行ない跡地一帯での貸与あるいは譲渡等を行なっていきたいと考えております。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） その、今一帯というのは、もしかしたら校舎だけ使いたいか、体育館だけ使いたかというようなものには、そういう対応はどうかね。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 学校全体を一体として考えるのか、校舎、体育館、グラウンドを一体として、個別に考えるかということだと思いますが、1番効率的な考え方としては、その学校敷地全体を考えたが一番いいというふうには考えておりますが、いろいろな活用の仕方としては、校舎部分、体育館部分というようなことも考えられないことではないと思います。ただ、校舎の一部を貸すとかというのはちょっと今考えてないところです。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

恐らく地元の住民の方たちからも今後いろんな意見が出てくると思いますので、民間が使ったり、公共施設として使ったり、いろんな使い方があると思うので、そういう意見をしっかり聞いて進めていただきたいと思います。

学校跡地の利活用について質問させていただきましたが、玉名市ではこの学校配置適正化計画のもと、今後も統廃合が進められるのではないかと思います。統廃合により、地域住民は今まで当たり前であった地域の学校がなくなり、また、それをどう活用していくのかという課題に直面していると思います。学校がなくなってしまうことで、地域が衰退してしまうおそれがあることも、恐らく認識されていると思います。しかし、実際それがどういうものなのか、今後、時間の経過とともに見えてくる課題もたくさんあると思います。学校が担っていた役割というものを改めて地域で考えるとともに、その代わりになる建物が地域内に存在する、しないにかかわらず、今までの地域としての取り組みや活動、地域内の組織をしっかりと継承できる体制を構築し、跡地利用においては、地域住民の意見をしっかり聞いて、総合的に判断し、対応していくことが重要だと思います。

そこで最後にちょっと部長に1点だけお伺いしたいんですが、現在、今、玉陵小学校の建設が進められています。その中で、跡地利用も含め、前回の議会で上がってきた、排水の問題など、先ほど、福嶋議員のほうからもあったそのプレハブの問題であるにせ

よ、もしかしたら次々、今問題が出てきていると思います。初めからこのような問題が出てこないような計画を立てておく必要があったと思いますが、今現在、開校に向けてスタートしてるわけですから、課題を1つずつクリアしていく必要があります。この玉陵校区での統合というのは、玉名市におけるモデル的、モデル地区でもあり、今、課題に直面して、いろいろ解決しながら進めていると思います。今後、玉名市で統廃合を進めていくのはこの玉陵校区での課題やいい面、悪い面いろいろあると思いますけど、そういうのを十分検証してからでもいいのではないかと思います、この学校配置適正化のこの統合の計画については、改めてどうお考えか、そのまま進めていくのか、しっかりあそこを考えるのか、ちょっともう1点だけお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 教育委員会としては、学校規模適正化配置計画に基づいて進めております。ただ、これを地域の方々の理解を図りながら進めていくということで考えておりますので、玉陵小学校の開校というのが1つのモデルとなって、そしてそれが実績となるということは大きなことだと考えております。そういったところも含めて地域への説明、意見交換、こういったところは計画どおり進めてまいりたいと考えております。

○1番（北本将幸君） 次の質問にいきます。

○議長（永野忠弘君） はい。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） 次に、3点目の空き家対策・老朽危険家屋対策について質問させていただきます。

この質問は、平成27年度の6月議会においても質問させていただきましたが、それからの進捗状況など把握するために再度質問させていただきます。空き家は人口減少や核家族化、建物の老朽化などさまざまな問題を背景に、現在、全国でおおよそ820万戸にふえ全体の13.5%が空き家となっているのが現状です。今後の人口減少によってその数はますます増加していくことが避けられそうにありません。玉名市におきましても恐らく空き家数は増加していくものと思われまます。空き家の増加に伴い、各自治体では倒壊のおそれがある空き家が防犯、防災、景観の面で、地域に与える影響が問題となっています。空き家対策は、現在どの自治体においても対応を迫られている課題であります。国の法整備に伴い、玉名市でも空き家等対策の推進に関する条例が制定され対策が進められていると思います。そこで進捗状況・現状について質問いたします。

1、空き家等の実態調査及びデータベース構築について。2、空き家数の推移、今後の見通しについて。3、庁内推進会議及び空き家等対策協議会について。4、空き家バンク制度による空き家の利活用について。5、特定空き家・老朽危険家屋に対する対策

について。

以上5点質問いたします

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 北本議員の空き家対策・老朽危険家屋対策についての質問にお答えをいたします。

5点御質問がございましたが、1点目、2点目、3点目と5点目につきまして、私のほうからお答えをいたします。

本市の空き家対策につきましては、平成28年7月27日に、玉名市空き家等実態調査及び対策計画策定業務の委託契約を締結し、空き家等実態調査、空き家等情報管理システム構築、空き家等対策計画策定の3点を中心に作業を進めております。

まず、1点目の空き家等実態調査につきましては、市が保有する水道情報のうち、水道閉栓情報と量水器位置情報により、おおむね1年以上使用がない空き家候補の抽出を行ないました。その後、空き家候補場所を示した図面を258行政区の区長さんに配付し、各行政区にて把握している空き家の情報を提供していただきました。以上の情報に基づき、空き家候補を特定し、平成28年11月から12月までの約2カ月間にわたって道路上からの外観目視による現地実態調査を実施した結果、1,657件の空き家を特定するに至りました。現在は、固定資産税家屋課税情報等をもとに、それぞれの空き家所有者又は管理者の特定作業を行ない、今後の利活用等についての意向調査を実施しているところでございます。また、データベース構築につきましては、地図データの整備、各種機能の開発作業が順次進められており、テストデータによる操作テストまで行なっております。今後は、現地実態調査及び意向調査結果の入力作業を行ない、それぞれの空き家の老朽度や所有者情報など詳細なデータを管理できるシステムを整備してまいります。

次に、2点目の空き家数の推移、今後の見通しについての質問にお答えをいたします。国の住宅、土地統計調査のデータをもとに、空き家戸数の推移を見ますと、平成20年は12.8%、平成25年は13.7%と年々増加しており、今後もその傾向は続くものと予想されます。このような状況が懸念されるため、空き家の実態や生活環境への影響等について現状把握及び適切な対策を検討していく必要がございます。今後は空き家対策の柱でもあります利活用予防への強化を図り、空き家の増加を抑制できればと考えております。

次に、3点目の庁内推進会議及び空き家等対策協議会についてでございますが、庁内推進会議につきましては、関係課11課の構成によって、今年度は2回開催しており、各課の空き家への現在の取り込みや今後の施策などについて協議しております。また、

空き家等対策協議会につきましては、法務、建設、関係者など、委員12名で構成されており、平成28年8月25日に第1回会議、平成29年2月24日に第2回会議を開催いたしました。調査の途中段階ということもあり、会議の内容は経過報告などが主でありましたが、平成29年4月に予定をしております次回開催の会議では、玉名市空き家等対策計画案や特定空き家認定基準など具体的な内容について協議を行なう予定でございます。

5点目の特定空き家老朽危険家屋に対する対策についてでございますが、先ほども申し上げましたように、玉名市空き家等実態調査の委託を現在実施しており、その中で老朽度に応じて4段階にランク分けして調査を行なっております。今後は空き家等対策協議会の中で特定空き家への認定基準や老朽危険家屋に対する具体的な対策等を協議検討してまいります。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 議員4番目の御質問の空き家バンク制度による空き家の利活用についてお答えをいたします。

本市の空き家バンク制度は、空き家の有効活用を図り、もって定住と地域の活性化を推進するということを目的として、平成22年12月に実施要項を整備しております。今日では、空き家バンク制度は全国の自治体に取り組みが広がって、細かな部分では運用は異なっていますが、おおむね自治体が所有者の申請に基づき、空き家を登録し、同様に登録した移住希望者等に紹介する制度というふうになっております。本市では不動産事業者が媒介していない物件を登録の対象としており、賃貸や売買に至った場合の契約事務については、市は関与をせず、一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会の玉名支部に依頼をしております。

実績につきましては、これまでに物件の登録が15件、利用者の登録が72件ございます。そして15件の登録物件のうち4件で賃貸契約が成立をし、7件が登録を取り消したため、現在の登録物件は売買希望の4件となっております。このように登録件数が少ないのが課題であると認識を持っており、その対策として、平成24年度に空き家家財道具等整理事業補助金を、また、本年度からは第2次定住促進事業の中に空き家取得補助金と第2次住宅リフォーム補助金を創設をしまして、移住者の空き家バンク活用促進を図っているところでございます。

なお、移住・定住政策の柱として、また、空き家の有効活用策として、空き家バンク制度をより一層活用されるよう積極的な広報に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

1つ目の実態調査データベースの構築については、今委託されて着々と対策というか、データベースの構築が進んでいるのだなと感じました。その中で、玉名市では現在1,657件の空き家が確認されたわけですが、現在、なんか意向調査をされているとのことですが、この意向調査というのは、どういう意向調査をされているのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

現在行なっております意向調査の内容でございますけれども、対象住宅の概要、維持管理、今後の利活用などについて調査をいたしております。

まず概要につきましては、建設時期や空き家になってからの年数など、維持管理につきましては、管理者、管理頻度など、今後の利活用につきましては、利活用の内容や困っていることなどをお答えしていただいております、また空き家バンクへの登録の意思についても確認をしております。今後は、この調査内容を踏まえて、空き家対策に反映をさせてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 所有者の方たちの今後空き家をどうしていくのかとかその家の現状というのを調査されてるとのことですが、まずこのデータベースというのが基礎になると思うので、現在進められているので、このまま進めて、しっかりとしたデータベースができるようにしていただきたいと思っております。

2番目の空き家数の推移ですが、答弁でもありましたように、私も恐らく増加していきたくらうと思っております。その中で、いかに対策をうっていくかだと思っておりますが、答弁の中にもありましたように、空き家の予防も対策の1つだと考えられますが、玉名市として、その予防についての対策は、どのようなことを考えておられるのかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

予防対策といたしましては、居住している段階から空き家にならないように、所有者へ意識づけを行なう必要がございます。そこで関係機関と連携を図りながら、市民や空き家の所有者等へ適切に管理されていない空き家が引き起こす問題、あるいは周囲に与える影響などを周知し、住宅の維持管理や相続の方法などの情報提供を行なうことを検討してまいります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） その予防についてももしっかり取り組んでいただきたいと思いません。

3つ目の庁内会議についてですが、庁内での会議が2回、空き家対策協議会も2回開催されたとのことでした。現在は、今の取り組み状況の説明が主だったとのことですが、今後、具体的な協議を進められると思いますけど、これだけ1,600件もの空き家が現状としてあるわけで、さらに今後、この数もふえていくと思うので、ここの協議会でしっかりと対策をとれるように話を進めていただきたいと思えます。

4点目の空き家バンク制度による空き家の利活用についてですが、この空き家バンク制度については、今まで何回か質問させていただきましたが、今現在、平成22年でしたかね、から実施されて、登録が15件、契約まで至ったのが4件となかなか思うような効果が出ていないのではないかと思います。しかも、現在は7件が登録取り消されて、登録数が4件ということですが、この7件登録が取り消しがあったとありますけど、この取り消された要因としてはどのようなことがあるのか、回答できればお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 今議員の御質問ですけども、空き家バンクの登録が取り消された7件の要因についてでございますけども、空き家バンクによらず、売り先、貸し先が見つかったり、また、親戚等が住むことになったためであるとか、不動産業者の仲介や売買い物件に変更したであるとか、家屋が老朽化して取り壊すことになったなどが主な理由でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 親戚が住んだりというの以外に、別の不動産屋にかわられたという理由があるとのことですが、恐らくこの玉名市の空き家バンクに登録しててもなかなか話が進まないというのがあって、そういう違うところにかかれたんじゃないかなと思うんで、もっともっと活性化していかないといけないと思うんですけど、以前の一般質問で、この空き家バンクの登録数増加への取り組みに対して答弁いただいたのが、NPOの活用や民間事業の活用、また、空き家の登録、紹介等のために職員を活用して登録数をふやしていきたい、そういう取り組みも検討していきたいとの回答があったんですが、この登録数増加への取り組みとして、市としてどういうふうにお考えかお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 再質問でございますけども、今議員がおっしゃった、

以前答弁いたしましたことについては、まだ取り組みがなされておられません。ただ、今後の空き家バンク登録数増加の取り組みの考え方でございますけども、今年度、防災安全課で実施をしている空き家所有者アンケート、玉名市住宅の利活用に関する意向調査におきまして、一緒に空き家バンク制度のチラシを同封をいたしまして、それを見た方から、9件の問い合わせがありました。そのうち3件で登録に向けた検討を今行なっているとございます。

今後このアンケートにおいて、空き家バンクに関し、登録したいであるとか、興味があるというふうな回答された方に対して、登録に向けて積極的なアプローチをしてまいりたいというふうに考えております。

それから空き家バンク制度の活用に向けた広報活動についてでございますけども、定住相談会における情報提供のほか、玉東町、和水町、南関町で形成をしております定住自立圏に関する取り組みとして、空き家バンク登録物件を1市3町共同で情報発信する取り組みを、平成29年度に始める予定としております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） その答弁でもありましたけど、まずはその登録数をふやす取り組みをして、さらに今1市3町で取り組んでいると、取り組むようになったとの答弁もありましたけど、登録数をふやした上で、さらには市外に対してこういう空き家がありますけど、玉名市に来て住みませんかというようなアピールというか、広報活動に力を入れていかなければいけないと思います。その登録数の増加によってもそのチラシを入れたら9件ぐらい来た。3件ぐらいが今登録に向かっているということなんで、やっぱりなんでもこっち側からやっぱり市民のほうに直接向かっていって対応していくと、この登録数であり、その利用というのはどんどんふえていくんじゃないかと思います。補助金など整備されていますけど、ただ単にこういう補助金などを整備するのではなく、空き家の所有者に対して市の状況や利活用に協力していただきたいというような思いを直接伝えていくことで、登録数はふえていくと思います。この市外に対しても、玉名で暮らしてみませんかというようなアピールをもっともってしていくことが必要だと思います。単にホームページに載せたり、型どおりの取り組みだとなかなか効果が出ないんじゃないかと思います。一步踏み込んだ取り組みが必要になってくるのではないかと思います。空き家の売買や賃貸契約だけでなく、空き家を利活用したレストランやコミュニティー施設としての活用、農業体験などの付加価値をつけた取り組みなども含め総合的な利活用方法を広報していくことが必要じゃないかなと思います。

今回、この空き家バンク、質問、何回かして、全国的にどういう取り組みがされているのかなというのを自分的にいろいろ調べたんですけど、その中で1つ紹介したいんで

すけど、この兵庫県の上川町というところの取り組みなんですけど、この空き家再生プロジェクトというのをされてるんですけど、これ1ページ目あけて、ちょっと読んでみると、「空き家が生まれ変わる町。兵庫県で1番人口の少ない町、上川町。豊かな自然と利便性に恵まれていながらも人口減少に伴い、近年は空き家が目立つようになってしまいました。このままではあかん、空き家を活用して人が集う町にしよう。そんな思いで始まった上川町の空き家再生プロジェクト。2006年には、空き家バンクが誕生。その後、地元職人に学ぶ空き家再生ワークショップや物件見学ツアーなど、さまざまな取り組みを重ね、空き家バンク経由での成約は県下トップクラスの約100件を数えるまでになりました。外から吹き込まれた風は、町並みも変えていきます。地元住民の協力のもと、空き家を活用した個性豊かな交流施設やお店が次々に誕生し、今では、観光スポットとなっています。」と1ページに書いてあります。その次見ていくと11軒、カフェとかレストランが紹介してあるんですけど、これ全部空き家を利活用してされたものだそうです。1番最後のところに、「上川町の空き家に興味はございませんか。町内の空き家、空き施設を改修、再生し、交流施設やギャラリー、福祉施設、IT関連事業所、シェアオフィスなどに活用されたい方に対してサポートいたします。」と、このこういう取り組みをされています。こういう外に対してアピールしていくことによって、どんどん中の利用も膨らんでいくんじゃないかなと思います。この町、なんでこんなに100軒も空き家が活用されて、よっぽど何かいいところなんじゃないかなと思って、もっといろいろ調べたんですけど、この上川町くらしサポートブックといって若者向けに定住促進で出されているんですけど、この1ページ目めくると移住者の声が紹介してあるんですけど、その下、真ん中に上川町が選ばれている理由が5点あげてあります。これ見てみると、1番、地域の人があったかい、穏やかでおおらかな気質があり、新しくやって来る人を歓迎する雰囲気があります。恐らく、玉名市の人、みんなあったかいと思います。2つ目、豊かな環境と自然の恵み。生活に不可欠な水と空気が澄みわたっており、お米や野菜がおいしい。玉名のお米もおいしいですし、トマトを初め、野菜などたくさんあると思います。3つ目、都会と田舎のいいとこ取り。姫路まで40分、大阪、神戸、阪神間まで1時間半圏内とアクセスに恵まれています。玉名市も新玉名駅新幹線もできて、福岡、熊本と政令指定都市まですぐ行けるという立地条件を見ても、ほとんど変わりません。4番、この自然の中でのびのび教育。都心部では得られない自然を生かした教育と書かれています。これも恐らく玉名市でできると思います。5番目の安心で健やかな暮らし。地域一帯の医療担う公立病院を中心に、医療、保険、福祉が充実しています。と書いてありますけど、恐らく玉名市も新しい新病院で、中央病院がつけられ、ますます医療は充実していくと思います。

こう見てみると、5点あげてあるけど、玉名市でも全部、何ら遜色なくできることだ

と思います。違うのは、やはりこういうのをつくって、対外にアピールしていくという  
ような一歩入り込んだ取り組みが、やっぱり違うんじゃないかなと思います。これをす  
ることによって、結果的に100軒の空き家を利用するものと4件しか利用できないと  
いう差が出てくるんじゃないかなと思うんで、さらにこの1歩踏み込んで市民のほうに  
寄り添って、対策を進めていけばこの空き家バンクというのはものすごい力を発揮する  
事業ではないかなと思います。

5点目の特定空き家、老朽危険家屋に対する取り組みですけど、答弁で4段階に分け  
て調査されているとのことですが、この4段階というのはどのようなランク分けなのか  
お伺いしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

空き家等実態調査におきましては、20名近くの調査員が、その業務を行なうことと  
なっておりましたので、事前にトライアル調査を行ない、調査委員による判定基準の統  
一性を図っております。その結果を踏まえまして、老朽度判定を実施しており、Aラン  
クがそのまま利活用できる状態。Bランクが利活用するには一部修繕を要する状態。C  
ランクが利活用するには大規模な修繕を要する状態。Dランクが利活用不可能な廃屋と  
4段階にランク分を行ないました。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 空き家対策進められる中で、ランク分けされて、恐らく除却な  
ど、今後必要になってくるのも想定されます。除却を行なう上では、やはり行政代執行  
などの強制的手段はなるべくとらないで進めていくのが理想ではないかと思います。先  
月、1月に個人的に東京の足立区に視察に行かせてもらったんですけど、足立区では、  
平成23年から老朽危険家屋に対する取り組みをとられ、空き家だけに限らず人が住ん  
でおられても危険な所に対しては、その除却を進めていく、補助金を出してですね。そ  
ういう事業に取り組み、今まで100数十件ぐらいの除却、危険家屋の除却を進めら  
れていました。その中でもほとんど行政代執行というのは行なわれていないで、所有者  
の方と住んでいる人がいれば話し合いを持ちながら除却してもらって、更地になった土  
地はまた新しい家ができたりと、一定の効果があっていました。こういう除却を進めて  
いく上でも、しっかり市民に寄り添って今後も進めていただきたいと思います。

今回、予算編成、学校跡地の利活用、空き家対策と3点について質問させていただきました。

予算編成は玉名市の1年間の事業を計画するもので、それは次年度にもつながってい  
きます。その積み重ねで、将来の玉名市が形成されていきます。本当に行政運営におい

て、最も重要な部分の1つであります。市長初め、執行部のみなさんは予算を最大限に生かすため、ハード面、ソフト面の事業を行ない、玉名市の目指すべき将来像に向かって進めておられると思います。私が議員になって、ハード面においては、新庁舎の建設、旧庁舎の解体、岱明支所の図書館、有明広域組合の事務所としての利活用、横島町体育館の建設、そのほかに、現在進行中ですが、玉陵小学校の建設、玉名町小学校の改築、天水支所の改築、それに伴う交通インフラの整備など、さまざまな事業が行なわれてきました。さらに今議会には市民会館の建設、サッカー場の建設に関する予算が計上されています。ハード面の整備を予算化し、実行していくに当たって重要なことは、将来的デザインを明確に持ちながら、いかに進めていけるかだと思います。

まちづくりにおいては、公共施設の集約化等によるコンパクトシティーの形成という考えもあります。集約化にはあらゆる施設が近隣にあることで利便性が向上し、効率的な交通網が築けるなど、メリットもありますが、集約化により逆に周りが衰退してしまうのではないかという懸念もあります。昨年、総務省から発表された地域活性化政策の効果に関する調査では、中心市街地活性化法に基づく44の基本計画を調べたところ、それぞれの市が定めた活性化に関する目標を達成できた計画はゼロだったとの勧告が出されました。やはり中心地だけに力を入れ過ぎても、市全体の発展にはつながらない可能性があります。玉名市では、都市計画マスタープランにおいて、新庁舎周辺を中心拠点とし、岱明、横島、天水支所を地域拠点とし、玉名駅新玉名駅が交通拠点とされまちづくりを計画しておられます。今後はその核となる個々の拠点づくり、拠点をそれぞれどういう目的イメージを持って発展させていくのか、そこをしっかりと考えていく必要があります。結果的にその拠点が結びつき、玉名市として総合的に活性化した町ができていくと思います。その実現には、将来を見据えて、多額の費用を投資することもあるでしょう。恐らく今後の玉名市でいえば、新玉名駅周辺の開発がそれに当たると思います。新病院も建設される予定ですので、それを中心にどうまちづくりを進めていくか、多額の費用を費やしてでも市が主導して進めていただきたいと思います。また、それとは逆に、予算的に抑えなければならないところも出てくると思います。玉名市で言えば、そこは現在改修など維持管理費がのしかかってきている公共施設の適正化ではないかと思います。地方自治体においては、今後も厳しい財政状況は続いていくと思われま。財源が豊富であれば予算負担をそこまで考えないで、たくさんによりよい施設をつくったり道路を整備したりできると思います。しかしながら、現実的にはそうではありません。平成17年に玉名市が合併し、そのときは7万2,000人いた人口が、現在約10年間で6万7,000人まで減りました。しかし世帯数はその間に3,500世帯ぐらいふえています。これを見ても空き家対策に力を入れる必要があると思います。今度、第2次総合計画による計画では、国勢調査をもとにした人口動向では、30年後の

平成57年には1番厳しい予想では4万7,000人まで人口が減るのではないかと予想されているものもあります。さまざまな箱物事業を行なっていく上で、建設費はもちろん維持管理費にも莫大な費用が必要になることも考えなければいけません。維持管理費、費用対効果も含め、そこまで踏み込んだ上で市民にもきちんと説明し、判断していくことが重要になると思います。今後も庁舎跡地の利活用、岱明町公民館の建設、学校統廃合に伴う跡地の利活用など、さまざまなハード面での事業があると思います。が、一方で、玉名市では、保育士不足による待機児童の発生や学童保育の問題、小学校部活動問題などソフト面での充実も同時に必要であります。限られた予算をどのように生かし、玉名市のまちづくりとしての構想をしっかりと持ちながら、今後も予算編成を行なっていただきたいと要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 以上で、北本将幸君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。

午後 5時23分 休憩

---

午後 5時36分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

8番 内田靖信君。

[8番 内田靖信君 登壇]

○8番（内田靖信君） 本日のトリになりました。8番、自友クラブの内田でございます。

指名競争入札における損害賠償請求の訴訟について一般質問をとり行ないたいと思います。

先ごろのこと平成21年11月高寄市長就任以来、この公共事業の入札予定について市長は、公平・公正を旨とし、財源の効率的活用と適正価格、また、良識な工事さらに地場産業育成の観点から建設業は、地域の雇用を確保し、さらに地場産業の中核として持続的に発展をさせていかなければならない旨の思い、あるいは考えを申されておりました。しかし、就任以来、この入札行政の運用につきましては、市長の思いに反し、議会や関係者の方々から、さまざまな問題点や課題が提起をされてきたところでございます。それぞれに例を挙げてみますと、まず、高寄市長就任前から広報たまなにより広く市民や関係者に公開しておりました各種入札結果を、数カ月間公開せず当時の議会からも厳しい指摘を受け、その後入札結果を広報たまなに公開し、現在に至っております。

情報公開は、近代的自治体運営の基本でもあります。また福岡高裁の判決文にもあり

ますように、市長に就任された平成21年11月から平成22年7月ごろまで半年以上にわたり入札制度改革のための試みの一環として指名審査会が開催されておりませんでした。この指名審査会の設置の経緯は、度重なる各地方公共団体における入札行政に係る不祥事が多発し、国民、市民から厳しい批判や行政に対する不信感を招いたことから、国、県指導のもとに地方自治体の入札行政の改善し、適正化する1つの方法として各市町村が制定し、設置をしてきたところでございます。

当時玉名市を除く熊本県下の13市すべて設置運用したにもかかわらず、玉名市においては、高寄市長就任後、半年以上もこの指名審査会が運用されず入札行政がとり行なわれたこととなります。このように不可解な指名審査会の件につきましても、当時の議会から指摘があり、平成22年8月からは改めてこの運用がなされてきたところでございます。

次に、不適切な入札行政の事案としまして、梅林地区の大麻記念館改修事業につきましても、その事業に係る予定価格を設定することもなく、財務規則上で定め、随意契約の限度額130万円を大幅に上回る514万5,000円の工事請負契約が指名競争入札にもよらず、随意契約によってとり行なわれてきたところでございます。この件については、当時の議会答弁において、当時の監査委員は財政規律に違反しているとして、口頭により適正な入札事務を行なうよう執行部に指摘したとあります。このようなことから、この事業が執行された平成21年度玉名市一般会計決算は、当時の議会で不認定となり、この随意契約の問題が不認定の一つの大きな要因ともなったところでございます。この随意契約につきましても、議会等からも厳しい批判や指摘を受け、玉名市財務規則を一部改正し、随意契約ガイドラインが策定され、現在そのガイドラインにより運用がなされているところでございます。また、今回の3月定例会におきましても、先般の一般質問でなされましたように、玉名市防災行政無線設備工事の入札につきましても、某新聞による玉名市長の官製談合ではないかとの報道もあり、その新聞で指摘があった仕様書の質問が多数あったため、2月17日の条件付一般競争入札を中止し、次回はその新聞でも提案しておりましたプロポーザル方式により実施するとしており、入札行政に対する市民の不信感は、私は高まっているものと察しております。

今回の損害賠償請求訴訟にかかわる事案についても、高寄市長就任以来、玉名市の入札行政契約事務等については、先ほど来申し上げましたように、その時々玉名市議会や関係者の方々から問題点や課題点が指摘されてきたものであり、その延長線上によるものと私は考えております。市長は、かつて誠実な政治、市民本位の政治を大きな柱として市政運営に全力で当たり、市民目線に立った市政運営に当たると申されており、質の高い地方自治体を目指すと申されております。しかし、今回の判決文において述べられている行政運営は、市長の理念とはほど遠く相反するものと私は受けとめておりま

す。

そこで伺います。まず、第1点目に、今回の賠償確定の判決を受け、市長はみずから入札行政運営についてどのような見解をお持ちになっているのかを伺います。

2点目に、今回の訴訟で、1つの争点となった指名審査会基準内規については、今後どのように取り扱われる予定でおられるのか伺います。

3点目に、今定例会において平成28年度玉名市一般会計補正予算（第10号）により、報償費として91万8,000円、賠償金として404万5,000円、合計502万6,000円の予算が計上され、また、玉名市長の給料の特例に関する条例が提案されておりますが、それぞれの内容、内訳を伺います。

4点目に、玉名市長は、今回の賠償判決を受け、市民に対する責任のとり方、果たし方は十分なものであったのか、十分なものと考えられているのか伺います。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 内田議員の質問にお答えいたします。

朝の前田議員の質問の答弁と重なるかというふうに思いますけども、お答えをいたします。

玉名市が1市3町で合併をし、新たな玉名市として行財政改革の必要性に迫られておりました当時、指名競争入札においても従来どおりのやり方では合併した意味がない。改革すべきところは改革していかなければならないという思いでございました。そこで合併して4年が経過し、合併前と変わらず1市3町それぞれの指名のやり方を踏襲した入札制度のあり方を、新玉名市として一体的に指名するあり方に変更したものでございます。

しかしながら、最高裁の上告棄却によって第2審の判決が確定し、こうした運用の見方が、直ちに不当とは言えないものの、これが結果として業者指名回避に繋がるようなことはあってはならないとの判断がなされたところであり、この結果を真摯に受けとめ、今後十分な注意を払い、行政運営を行なっていかなければならないものと考えているところでございます。

次に、市民に対する責任の果たし方ということでもありますけども、今回の判決に伴い、行政の長としての責任を取る意味で、減額を行なうものでございますが、その額については、明確な基準があるものではございませんので、本市の合併後の市長の減給事例や全国の自治体の長の減給事例を参考にしたものでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の指名競争入札における業者指名の運用基準についての御質問にお答えをいたします。

指名競争業者の選定につきましては、玉名市工事指名等審査会規則第6条に規定する指名基準及び同条別表に掲げる運用基準に基づいて設定をしておりますが、運用基準の第6項の市工事等に対する地理的条件をさらに具体的で統一した見解となるように明文化したものを内規として取り決めておりました。この内規は、市町合併後も旧市町単位で指名業者を選定してきた地元業者優先の指名のやり方を合併後4年の経過を期に、新玉名市として一体的に指名する方法に変更するためのもので、平成22年8月24日開催の工事指名等審査会において、玉名市における地理的条件と指名のあり方として定められました。

しかしながら、今回の判決確定により、この内規について、少なからず違法性があると判断されたことを受けまして、平成29年2月6日開催の工事指名等審査会において廃止に至っておりますので、今後はこのような運用は行わず、さらなる公平、公正な指名審査に努めてまいり所存でございます。

続きまして、損害賠償額の総額をお答えをいたします。今回の判決を受けて、玉名市に賠償の責務が生じたことで、今議会に補正予算として計上しております。金額としましては、賠償金等の合計額で404万4,292円と顧問弁護士への報奨金98万25円でございます。その他、裁判に要した費用としましては、1審の際の弁護士委託料、着手金でございますけれども、85万4,173円、2審の福岡高裁への旅費・交通費として8万7,780円を既に支払っておりますので、総額といたしましては596万6,270円でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員御質問の損害賠償と市長給与減額条例についての中で、市長給与減額条例の部分の金額についてお答えをいたします。

給料の4月から6月までの3カ月間を100分の10減額いたしますと26万4,000円、期末手当が15万6,860円の合計で42万860円が減額の金額となります。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 市長の答弁で合併後の入札改革をという思いがあったからこういう基準内規をつくってとり始めたということで、結局、結果的には、賠償責任を負うようになったわけでございます。

答弁では、この運用基準の内規、これをもう2月9日に廃止にされたという答弁でございました。これは当然の措置でありまして、この内規が今回の事案の一つの大きな要因になったものでありまして、裁判所自体もこれは違法性の高いものと認めております。この指名審査会基準内規の作成、これは市長。市長を発案、あるいは市長発言によって当時とり行なわれたのかお尋ねを申し上げたいと存じます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 改革について進めるというふうなことでございますので、その内容については、記憶がございません。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） もちろん内容云々ということではございません。この内規等々を発議、あるいは発案されたのは、これは市長が発案されて部下に指示をして、このような内規の制定に至ったのか。そこのところをお尋ねしておるところでございます。御答弁をいただきたいと存じます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 当時改革を進めるということは、すべての面において改革を進めるというふうなことでございましたし、この入札等々につきましても、いろんな意見がございましたので、そういったものを進める中で、これら1つが入札の改革につながったというふうに思います。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 入札に、改革に果たしてつながったのか、こういう賠償責任を命じられる形になったのか、これはものの見方でしょう。それにしましても判決では、やはり明らかにこれは市長主導で行なわれたと判決では述べておるようです。結局はこの内規の制定そのものが、やはり市長の発議こういう形で理解してよございませうか、お尋ねを申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 私は改革を進めるということ、進めておるというふうなことはすべての中で改革を進めていたというふうな状況でございますので、最終的なこの改革ができあがったときの責任は私にあるかというふうに思いますけど、その中の過程については、私はその中の改革を進める中での言葉としては一言も発してないというふうな状況でございます。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） はい、わかりました。私は、今もって一つ理解しがたい事柄がございます。判決文を読みますと、「市長は、人事案件で副市長人事が否決されたために、賛成を獲得するために工作する動機があり、これに反対した控訴人のみが排除

されたがものである。」としております。そこで伺いたいと存じますが、副市長選任の権限はどの機関にあるとお考えなのか伺いたいと存じます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） もう一回質問をお願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 裁判の判決の中で、「市長は人事案件で、副市長人事が否決されたため、賛成を獲得するために工作する動機があり、これに反対した控訴人のみが排除されたものである。」と、まずこのように述べております。そこで、副市長選任の権限はどの機関にあるのかをまずお尋ねをしたところでございます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） この問題と副市長の選任の問題とは全く関係ないことでございますので、だれがそういうふうにしたのかわかりませんが、副市長の選任問題とこの入札の改革の問題は全く別問題でございます。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 私が申し上げているのは、これはもう判決文にそのような表現がなされておりますものですから、どうしても理解ができないというところで、お尋ねをしたところです。

それでは次に移ります。市長は3月定例会の所信表明で確定した判決を受けて真摯に受けとめていると申されて、また、先ほども申されたところでございます。今回の事案の指名外しにより、経営をされていた控訴人の会社は経営上の理由から廃業されたものと察しております。経営者であった控訴人はもとより、この会社には相当数の従業員が日々汗を流しており、それぞれの家庭を築き生活を営んでいたものと察しております。市長の裁量権の乱用により、結果として控訴人の会社は廃業となり、それに伴い、多くの従業員は失業をされたこととなります。それぞれの家庭は、高齢者の方々も、また、幼児やあるいは学業途中の方々も生活をされているされていましてでしょう。その方々の落胆と将来に対する不安ははかり知れないものがあつたと、私は考えております。本来雇用の創造やその確保が、これはアメリカ大統領選挙の結果でも見られますように、玉名市においても市長の職務の中でも雇用の確保、雇用の創設、これは最も重要な職務の1つでありながら、今回の事案によって経営者はもとより、従業員の方々やその御家族の方々には塗炭の苦しみや多くの不安を与えたことになる、私は考えておりますが、市長はこの点についてどのような思いを持っておられるのか、お尋ねしたいと存じます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） このことと廃業についての因果関係につきましては、私のコメ

ントするところではないというふうに思います。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） そうでしょうか。私は、これは市長の今回の裁判にもありますように、これが1つの大きな要因で廃業されたならば、その従業員の方々、あるいは御家族の方々まで思いをはせるのが、私は市長としては当然の立場、あるいは職務ではなかろうかと思っております。市長の裁量権によりまして、こういうように市井の方々の生活をも困難な状態に陥れたことについての重大な責任を、私は免れることはできないと、そのように考えております。

市長の給与減額条例案により削減案が給料、期末手当を含めて42万860円との報告がっております。一方、敗訴に伴う賠償金が404万4,292円、顧問弁護士への報奨金98万25円、1審の弁護士費用85万4,173円、2審の福岡高裁への旅費・交通費等が8万7,780円で、この裁判にかかった諸費用が596万6,270円となっております。市長の給与減額を差し引きますと554万5,410円の差額となっております。

市長に伺います。判決文によりまして、「市長選挙後、法律上公表義務がありながら、公表されず、かつ合理的根拠が認められず、他に類を確認できない地元業者排除基準により、突然同地区の工事の指名競争入札から全面的に排除されたものであり、しかも落札率から見ると、本件選挙後経済性確保の効果は生じていないと判決では断じております。控訴人に対する指名回避措置は極めて不合理で、社会通念上著しく不当性を欠くものであり、高寄市長は、入札参加者の指名についての裁量権を逸脱又は乱用したというべきである。」と述べております。途中は省略しますが、最後に「同市長には、少なくとも過失があったというべきである。」と高裁は判じております。

この判決文からしますと、市長みずから裁量権を乱用したことになり、私は今回の賠償責任の取り方、果たし方としては、私は先ほどの条例改正案の内容では不十分だと考えております。市長給与を約42万削減された。また、敗訴に伴うその他の諸経費が約596万円で、その差額が554万円となります。要するに、現在の市長の給与削減条例をもってしても、玉名市の一般財源、いわゆる玉名市民の血税が市長の過失により使用されることとなります。私はこのことから市長の責任は果たし方としては、不十分で納得がいくものではございません。市長は今回提案をされております給与減額条例でその責任の果たし方は十分と考えられているのか伺いたいと存じます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 何度も申しますように、今回の判決に伴いまして、行政の長としての責任をとるという意味で、減額を行なうということでございますので、その額につきましても、これは基準があるわけでもなんでもございませんので、本市の今までの

市長の減額事項とか全国の自治体の事例とかというものを参考にしたものでございます。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 過去の玉名市の事例から3月、10分の1の減給を、あるいはまた、全国の自治体の減給条例を参考にしたと、この参考された事件等々について、具体的にはどういう市町村のこの責任のとり方の減給条例を参考にされたのか伺いたいと存じます。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

まず、合併後の市長の減給事例ということで、市長申し上げましたけれども、合併後市長の減給事例としましては、3件の事例がっております。平成19年に職員の横領での免職による1割減給、1月。それと平成21年に、これも横領での免職でございましたが、その数カ月前に、窃盗未遂などでの免職がありましたので、そのような度重なる職員の不祥事により、3割減給が3月っております。それと平成25年下水道料金賦課漏れによります1割減給1月という過去の事例がっておりますのが、合併後の市長の減給事例でございます。

あと、全国の自治体の長の減給事例につきましては、インターネットとかで全国的事例とかについても、ちょっと調べはしましたけれども、裁判の結果に基づく首長のそういう対応事例というのは見当たりませんでした。首長の減給の事例といたしましては、例えば、職員による交付金の申請漏れとか、工事費の未払い、横領などの事例があり、減給の率とか、期間などは非常にまちまちでございました。その中で1割減給というのが、1割減給で1月から3月というのが、そういう事例が1番多かったというようなことでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 紹介がございましたように、横領等々の事件に絡んだ、減給条例、これはもう3カ月10分の1というのが一般的にも妥当な線だろうと思っております。しかし、今回の件は、先ほども申しましたように、市長のこの減給条例の3月10分の1を勘案しましても、四百数十万円を玉名市民の血税で賄わなくてはならんという形になります。果たしてそれが今までの例のおっしゃいましたような例と同等に扱っていい案件なのか、どうなのか、私は、これは先ほど来申し上げましたように、市民の方々にも、多くの不安を与えた。あるいは生活上の基盤が崩れる方もいらっしゃいますし、それと同時に、またさらに、玉名市に財政に悪影響を及ぼす、こういうことを考えるならば、現在提案されております3月10分の1というのは軽すぎるというふうな思いを持っております。この点について、私は先ほど来、市長がおっしゃいましたの

で、市長はこれで十分というふうを考えておられるわけでしょうから。

それでは、この血税を最終的には賠償金に充てざるを得んということについては、これは市長、この件については、これは適当、適切なのであるかということをお尋ねしたいと存じます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） すべて税金につきまして適正か適正じゃないかということは、その都度その都度判断をしていかなければならない部分でありまして、公共事業等々も含めまして、すべてが判断して決められるものでございませぬけども、そういった時々々の状況、あるいはいろいろなものと比べるとかいうふうな形で決定をしていくというふうな状況でございまして、適正か適正でないかというのは、そのとき、そのときのそういう状況、そしてまた、議会でそういったものを決めていくというのが正しいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは市長に伺います。

今回の事案で約554万円の血税を賠償金やその他の裁判費用に充てることとなりますが、この件について玉名市民の方々は納得がいくというふうにお思いでしょうか、お尋ねをしたいと存じます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 裁判の結果でございまして、納得いくとか、いかないとか、判断は、私はまったくわかりませぬけども、最終的に、この裁判の結果で出た答えについて、それを履行するというのは当然のこととございませぬし、今回、そういったことで予算の案を上程してるというふうな状況でございませぬ。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 賠償金の予算については、もうこれは当然判決が示したとおりのべきですが、私は、この賠償金の金額と市長の給与条例の減額の関連性をお訪ねしておりまして、これだけの自己財源をこの賠償金に充てなくてはならんことについて玉名市民は納得いくのだろうかというふうな危惧を持っております。これはもう市長が日ごろから市民目線と言われておりますが、私はこの給与条例の減額案では、玉名市の納得が到底得られるものではなかろうと考えております。

それでは、先に前田議員からもちょっと議論がございましたが、この条例が特別職の報酬等の審議会がございませぬ、これの答申を得ることなく条例案が提案をされておるといふこと、この理解の仕方はこれで総務部長、よございませぬか。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたしますが、特別職の報酬等の審議会等につきましては、確かに今回の減額等については、諮問といたしますか、そういう開いてはいないというふうな状況でございます。

今までも過去、幾つか減額とかございましたけれども、それについても今まではちょっと開いていなかったというふうな状況でございます。ですから、今回もちょっと開いていないというふうなことであります。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） これは、私の思い違いなのかわかりませんが、報酬等審議会の答申をなく、減給条例の提案をなされておりますが、自治省の通達によりますと、これは私の勘違いかもしれません。ぜひ確認をしていただきたいと思いますが、これは瑕疵ある事実当たりはしないかという記憶を持っております。この点について、総務部長、あるいは副市長、確認の方をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 再質問にお答えいたします。

瑕疵があるかどうかというのは、ちょっとそのために報酬等審議会を開かなければならないかどうかというのは、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 私の記憶違いかもしれませんが、私の記憶の一部にどうも審議会等の答申を省いて、議会に議案として提案した場合は、これは瑕疵のある事実当たるといような遠い昔の思いもありましたものですから、再確認をしたところでございます。

それでは、現在も減給条例のことにつきましては、とうとうと申し上げております。現在3カ月10分の1を減給するとして、約42万円の市長給与の減給条例案が、3月議会に上程をされております。私は、この条例案による責任のとり方、あるいは果たし方はあまりにも不十分ではないかと考えております。少なくとも、これはもう先ほど前田議員も同じ思いで発言をされておりますが、少なくとも賠償金に相当する減給条例の提案が必要と考えておまして、現在上程されている減給条例案を取り下げて、改めて賠償額同等の減給条例を提案される考えはないのか、市長に伺いたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 今回提案を申し上げますので、これで提案したいというふうに思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは市長の考えとしては、この3月10分の1、自分の責任のとり方は十分に果たせるとそういう思いというふうに理解して、前に進みたいと思います。

今回の事案は本来あってはならない、判決文によりますと、副市長の選任に絡んでの基準内規による指名外しが原因というふうになっております。これは余りにも乱暴なとも思える政治行政運営でありまして、市長が申される市民目線とは、私はほど遠いものと考えております。ある政治家の教訓の言葉としまして、「政治、あるいは行政は小魚を煮るがごとく丁寧にやりなさい。」と述べられております。平成29年度当初予算においても、市民会館建設事業やサッカー場建設事業を初めとします大型公共事業が相次いで予定をされております。今回の事案のようなことが二度と起こらないよう、各種法令に従い、入札行政が適切に、あるいは適正に行なわれるよう強く要望いたします。

最後になりますが、入札行政あるいは契約事務について、今後どのような方針、考え方をもって執行されるのかを伺って、私の一般質問といたします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 入札行政につきましては、今までどおり、そしてまた改正するところは改正しながらやっていきたいというふうに思います。

以上です。

○8番（内田靖信君） 以上です。

○議長（永野忠弘君） 以上で、内田靖信君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は、終了いたしました。

明10日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 6時13分 散会

第 4 号

3月10日 (金)

## 平成29年第2回玉名市議会定例会会議録（第4号）

### 議事日程（第4号）

平成29年3月10日（金曜日）午前10時00分開議

#### 開 議 宣 告

#### 日程第1 一般質問

- 1 18番 高村 四郎 議員（自友クラブ）
- 2 10番 田中 英雄 議員（市民クラブ）
- 3 6番 西川 裕文 議員（新生クラブ）
- 4 19番 中尾 嘉男 議員（無会派）
- 5 9番 江田 計司 議員（無会派）

#### 日程第2 市長提出議案審議（質疑・討論・採決）

（議第2号 先議）

#### 日程第3 議案及び請願・陳情の委員会付託

#### 散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

#### 開 議 宣 告

#### 日程第1 一般質問

- 1 18番 高村 四郎 議員（自友クラブ）
  - 1 玉陵中学校区学校再編に伴う諸問題について
    - （1）廃校となる6小学校（梅林・月瀬・玉名・石貫・三ツ川・小田）の跡地利用計画について
    - （2）スクールバスの送迎のあり方と運営について
    - （3）廃校に伴う記念事業と負担金について
  - 2 玉名市内の市道、県道及び国道の管理について
    - （1）道路の舗装や白線の傷んだ箇所の保守点検とその対応策は
  - 3 玉名市の有害鳥獣被害の現状と対策について
    - （1）麦畑のカモ被害と捕獲・駆除対策について
    - （2）カラス駆除と捕獲方法に対する補助金の対応について
    - （3）イノシシ被害の状況と捕獲数及び捕獲に対する補助金の額について
- 2 10番 田中 英雄 議員（市民クラブ）
  - 1 新年度予算について
    - （1）市税の増収の内訳は

- (2) 玉名市の人口の増減の見込みは
    - (3) 入札のあり方について
  - 2 旧庁舎跡地有効利用計画について
    - (1) 子どもたちの遊び場等をつくってはどうか。例えば、フットサルコート、バッティングセンター（硬式野球）、ボルダリングジム、スケートボード場、壁打ちテニスコートなどはいかがか
  - 3 男女共同参画センターの開設について
    - (1) 第1次玉名市総合計画（平成19～28年度）にあった男女共同参画センター開設の施策は達成できなかったが、第2次玉名市総合計画（平成29～38年度）ではどう対応するのか
- 3 6番 西川 裕文 議員（新生クラブ）
  - 1 英語教育について
    - (1) 「エンジョイ・イングリッシュ」（玉名市独自の英語教育）の現状について
    - (2) 小学校の英語教育の今後について
    - (3) ALT（外国語指導助手）による幼稚園や保育所における体験教育の必要性について
  - 2 平成28年末に発生した鳥インフルエンザについて
    - (1) 年末年始の市職員の対応はどうだったか
    - (2) 玉名市内の養鶏農家の経営への影響は具体的にどうだったか
    - (3) カモ等の渡り鳥に対応するため、池の網張りを行なうことが必要ではないか
  - 3 損害賠償に対する市長の責任について
- 4 19番 中尾 嘉男 議員（無会派）
  - 1 防災公園について
    - (1) 防災公園は市内にあるのか。また、車中泊等、車の乗り入れができる避難場所はどこにあるのか
    - (2) 災害に対応した公園等の整備について
  - 2 上水道整備について
    - (1) 工事实績について
    - (2) 未整備地区の上水道整備について
- 5 9番 江田 計司 議員（無会派）
  - 1 通学路の安全性は大丈夫か
  - 2 岱明町公民館建設について

3 市発注の入札に絡む訴訟の件について

(1) 入札の指名のあり方について

日程第2 市長提出議案審議（質疑・討論・採決）

（議第2号 先議）

日程第3 市長提出追加議案上程

議第34号 平成29年度玉名市一般会計補正予算（第1号）

議第35号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第36号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案及び請願・陳情の委員会付託

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

出席議員（24名）

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋譲治君	14番	宮田知美君
15番	前田正治君	16番	作本幸男君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	永野忠弘君

\*\*\*\*\*

欠席議員（なし）

\*\*\*\*\*

事務局職員出席者

事務局長	堀内政信君	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	平川伸治君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

+++++

説明のため出席した者

市長	高 崙 哲 哉 君	副市長	斉 藤 誠 君
総務部長	上 嶋 晃 君	企画経営部長	原 口 和 義 君
市民生活部長	小 山 眞 二 君	健康福祉部長	村 上 隆 之 君
産業経済部長	吉 永 訓 啓 君	建設部長	磯 谷 章 君
会計管理者	今 田 幸 治 君	企業局長	北 本 義 博 君
教育委員長	桑 本 隆 則 君	教 育 長	池 田 誠 一 君
教育部長	伊 子 裕 幸 君	監 査 委 員	坂 口 勝 秀 君

\*\*\*\*\*

○議長（永野忠弘君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

明日3月11日を持ちまして、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらしました東日本大震災の発生から6年を迎えます。この地震でとうとい命を奪われた多くの方々の無念の思いと最愛の御家族を失われた御遺族の皆さまのお気持ちを思うと、今なお、哀惜の念にたえません。政府は明日、国立劇場において、文仁親王妃両殿下御臨席のもとに各界代表の参加を得て、東日本大震災6周年追悼式をとり行なうこととしております。

また、明日は被災地である岩手県、宮城県、福島県の各県の多くの自治体を初め、列島の各地で鎮魂の祈りを込めた追悼式典が行なわれるほか、地震発生時刻であります午後2時46分には国民を上げて、それぞれの場所で黙祷を捧げられる予定であります。玉名市議会といたしましては、明日は休会でありますことから、本日ここに東日本大震災における弔意を表明することとし、議場において全員で1分間の黙祷を捧げ追悼の意を表したいと存じます。

あわせて申し上げます。

来月14日を持ちまして、九州地方の広い範囲に甚大な被害をもたらしました平成28年熊本地震の発生から1年の節目を迎えます。この熊本県において震災により不幸にして多くのとうとい命が犠牲となりましたことは、誠に痛恨の極みであります。残された御遺族の悲しみに思いをいたすと、やはり哀惜の念にたえません。来る4月14日、県は熊本県庁において市町村長、国、県議会議員、国会議員、遺族代表関係機関の参列のもと、熊本地震犠牲者追悼式をとり行なうこととしております。

また、4月中旬には企業や各団体でも犠牲になられた方々への追悼や復興に向けた決意を新たにするための行事が数多く開催される予定であります。玉名市議会といたしましては、来月14日が閉会中でありますことから、あわせて本日ここに熊本地震における弔意を表明することとし、同じく黙祷を捧げ追悼の意を表したいと存じます。

それでは、東日本大震災及び熊本地震の両震災により犠牲となられたすべての方々に對し、謹んで哀悼の意を捧げますとともに、衷心より御冥福をお祈りし黙祷いたします。

全員、御起立願います。

[全員 起立]

○議長（永野忠弘君） 黙祷。

[全員 黙祷]

○議長（永野忠弘君） 黙祷を終わります。

着席、願います。

[全員 着席]

○議長（永野忠弘君） 市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 皆さん、おはようございます。

本日の議会一般質問に先立ちまして議長のお許しを得、発言の時間を賜りましたことに対し、議員各位、深く感謝申し上げます。

あの未曾有の被害をもたらしました東日本大震災の発生から明日で6年を迎えます。そして、昨年発生した熊本県及び大分県に大きな傷跡を残した熊本地震からもうすぐ1年を迎えようとしています。警察庁のまとめによりますと、東日本大震災におきましては、平成28年12月9日現在、死者1万5,893名、そして今なお2,556名にものぼる方々の行方がわからない状況でございます。また、熊本地震におきましては、直接死50名と震災関連死を合わせて201名の方が亡くなっております。さらには、これらの震災の影響で多くの方々がいまだ避難生活を余儀なくされておられます。ここに改めて、亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災されたすべての方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。普段と変わらぬ日々を暮らす私たちにとりましては、被災された皆さまが健康な心身を取り戻していただくとともに、一刻も早い安定した生活基盤の立て直しを願わずにはられません。

行政といたしましては、この震災で得た教訓を防災対策に生かすこと、生かしていくことが、とうとい命を落とされた犠牲者の鎮魂につながるものと信じております。いましばらくは寒い日が続きますが、やがて暖かな春がまいります。被災地の皆さまには夢と希望が持て、健康と幸せを取り戻せる日が一刻も早く訪れますことを心よりお祈り申し上げます、あいさついたします。

本日は貴重な時間を賜り、ありがとうございました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 一般質問

○議長（永野忠弘君） これより議事に入ります。日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

18番 高村四郎君。

[18番 高村四郎君 登壇]

○18番（高村四郎君） おはようございます。

早いもので、東日本大震災から6年ということで、あと11日がそうだったんですけ

ど、12日は九州新幹線の全線開通ということで記憶に残っております。6年たちますけども、九州新幹線新玉名駅周辺は何も変わらないということが印象でございます。

それでは早速ですけれども、質問に入りたいと思います。冒頭に通告をしていませんけれども、玉陵小学校・中学校の改修工事の関係のこともあり、許しをいただいて質問させていただきます。

8日のですね、一般質問初日の帰りしなだったですかね、学校づくり委員の2名の方がみえて、「玉陵中学校にプレハブ仮設校舎を建てると皆さん聞いておられますか。」ということでしたけど、私たちは、「いいえ、聞いていません」そういう会話になりました。金額も6,000万円かけて建てるそうですけれども、私たちだけだったんですかね、知らなかったのは、という話になって、自友クラブにはなかなか報告が遅れるような感じもいたしております。議員の皆さんは知っておられたんでしょう。文教厚生委員長への報告はあったのか、昨日は福嶋議員の問いかけにですね、まだ上程してないのに答弁は必要ないという声が上がりました。私は執行部やほかの議員から聞くわけでもなく、一般の人から聞いたわけで、こういうことが問題でありましてですね、議運に上程もしてないのに、庁外の人知っているのに、私たちは知らないという、そこがおかしいんですよ。そういうことで、私たちはプレハブのプの字も聞いたこともありませんでしたし、いつも突然こういう話が出てきます。玉名市の執行部と高寄市長流儀の得意技と言えはそれで済むことかもしれませんけれども、なぜプレハブ校舎が必要なのか、また、いつこういうのが決まったのか。先の答弁ではですね、夏休み期間を利用して、平成30年の4月の開校には校舎・体育館・プール、もちろん中学校の改修も含めてですね、すべての施設が完全に完成すると、そのときは、自信満々に答えられたと思います。もし、もしかしてこの開校年度に間に合わないのではないかという思いもありますけども、あまり急ぎすぎたの、少し最初から無理があったのかなと思います。6,000万円もかけてですね、プレハブ。そういう話は聞きませんですけど、6,000万円節約して1年間延期してはいかがですか。通告外ですので答弁は要りませんが、何か私の質問に疑問があればですね、訂正してください。

○議長（永野忠弘君） どうですか、質問。ありますか、ないですか。ないならよかです。

○18番（高村四郎君） ないということですので、今議会に上程されるということで、ぜひ、文教厚生委員会には詳細に説明をお願いしておきます。

それでは通告に従いまして、質問をいたしたいと思います。玉陵中学校区再編に伴う諸問題についてお尋ねをします。3つに分けてお伺いをいたします。

1つ目は、玉陵小学校の開校まで残り1年余りとなりました。そこで閉校となる6小学校のそれぞれの各小学校の跡地再利用の計画について、教育委員会のお考えを伺いま

す。

2つ目に、スクールバスでの送迎のあり方と運営について再度お尋ねをいたします。スクールバスは玉名市で購入の上で自前で運営するとの先の答弁でしたが、変わりありませんか。現時点での考えを伺いをいたします。それから、送迎のあり方ですが、各校区玉陵小学校までにはそれぞれ距離が違ってきます。距離によって、スクールバスの利用を決定されるのか、設定されるのかを伺います。

3つ目に、6小学校の閉校に伴う記念行事等負担金についてお伺いをいたします。記念誌・記念碑・記念式典に係る費用の負担金、行事計画は、各校区それぞれ閉校に向かって実行委員を立ち上げられ、寄附金を集めて準備も着々と進んでいる校区とまだ進んでない校区があります。記念行事はすべて金のかかる行事です。実行予算金額の2分の1の助成金で最高額100万円との先の答弁でしたが、変わりありませんか。お尋ねをいたします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） おはようございます。

高村議員の玉陵中学校区学校再編に伴う諸問題について、お答えいたします。

まず、1つ目の廃校となる6小学校の跡地利用計画についてでございますが、平成30年4月玉陵中学校区内の6つの小学校、梅林小学校、月瀬小学校、玉名小学校、石貫小学校、三ツ川小学校及び小田小学校が統合されます。この跡地につきましては、現在、玉陵中学校区の地域や学校の代表の方々で組織されている新しい学校づくり委員会の保存継承跡地利用部会で検討をいただいているところです。その中で、6小学校を取り巻く環境や状況はそれぞれ違うため、部会での検討よりも校区単位で検討を行ないたいという御要望があり、各校区に出向いて、校区の方々と跡地の利活用について検討を行なっているところです。また、庁内でも関係各課で学校再編に係る地域活性化対策検討会議を組織しているところでございます。今後、地域と行政が連携して公共施設としての再利用や民間活用など、多角的にその利用方法を協議していきたいと思っております。

次に、スクールバスの送迎のあり方と運営についての御質問にお答えいたします。玉陵中学校区新しい学校づくり委員会のPTA通学部会におきまして、これまで8回の会議を開催し協議してまいりました。協議内容の方向性として、児童の体力低下を招くことがないように、適正なスクールバスの運用を図ることが確認されているところでございます。協議の結果、具体的な内容としましては、玉名小学校区は徒歩で、その他の校区はスクールバスで通学することが決定しております。現在スクールバスのルート・便数・停留所等を詳細に検討・協議している状況でございます。また、登下校時の便数につきましては、ルートごとに登校時は1便、下校時は低学年の授業終了時間を考慮した便と、高学年の授業を考慮した便の2便の運航を基本とし、さらに運動部活動の

社会体育への移行等の動向を踏まえた運用を検討しているところです。このスクールバスの運営につきましては、先進地を視察し、各事例等を研究いたしております。その検討の中で、燃料や法定検査等の維持管理業務、事故発生時などの非常時の対応、運転手の確保又はその指導體制等を考慮し、車両を市が購入する直営方式、市直営での運用と比較しますと、民間への全部委託による運営方法が、より児童の安心安全を確保できると考えております。そこで、市としましては、来年度中には民間業者と契約を締結し試行運転を行ない、平成30年4月の開校時には、困難なく、安全で円滑な運行ができますよう進めているところでございます。

3つ目の廃校に伴う記念事業と負担金についてですが、現在、6小学校区では閉校記念事業を行なうため実行委員会を立ち上げ、記念誌の発行や記念碑の建立、あるいは平成30年2月に予定している閉校式とあわせた閉校記念事業の検討を行っていただいているところです。市としましては、平成29年度閉校記念事業に関する経費の2分の1、100万円を上限に補助することといたしております。新しい学校づくり委員会の総務部会におきましても、補助内容や補助金申請の記入方法等について、御説明をしているところでございます。議員御指摘の実際の事業にかかわらず一律100万円を補助してはどうかということですが、各校区の閉校記念事業の計画規模もさまざまであり、補助金等に係る予算の執行の適正化を図るための規定であります玉名市補助金等交付規則に沿った運用を考慮し、閉校記念事業につきましても、玉名市立学校規模適正化に伴う小学校閉校記念補助金交付要綱を制定し、補助を行なってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 高村四郎君。

○18番（高村四郎君） はい、答弁いただきました。

再質問にまいりたいと思いますけれども、学校跡地の利活用につきましては、昨日、北本議員が詳しくしていただきましたので、重なる部分があるかと思っておりますけれども、6校のですね、それぞれの学校の開校年度と今現在あります校舎ほか特別教室も含めてですね、建設年度と年数、これまでの年数ですね、すと室内運動場、体育館ですね、体育館の建築年数をわかれば教えていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 統合する6小学校が開校したのはいつか、また既存施設校舎・体育館が建ったのはいつかということですが、6小学校の開校につきましては、統合を繰り返した歴史もあり、現在の小学校の名称となった年を開校年とさせていただきますと、梅林小学校が明治20年、月瀬小学校が明治36年、玉名小学校が明治7年、石貫小学校が明治7年、三ツ川小学校が昭和31年、小田小学校が明治42年でございます。

また、各小学校の既存校舎や体育館が竣工したのは、梅林小学校の管理棟・教室棟が昭和55年、体育館が昭和46年、月瀬小学校は管理教室棟が昭和56年、特別教室棟が昭和54年、体育館が昭和52年、玉名小学校が管理教室棟が昭和54年、体育館が昭和47年、石貫小学校は管理教室棟が昭和63年、特別教室棟が昭和53年、体育館が昭和50年、三ツ川小学校は管理教室棟が平成12年、体育館が昭和52年、小田小学校は管理教室棟が平成8年、体育館が昭和51年でございます。

○議長（永野忠弘君） 高村四郎君。

○18番（高村四郎君） はい、ありがとうございます。

それぞれ結構、校舎にしろ体育館にしろ三ツ川と小田小学校は比較的新しいでありますけれども、体育館もほとんどもう耐用年数が過ぎているという感じの年数になっていると思います。

そこでですね、これから体育館は避難場所として校区では望まれておりますけれども、残してくれということで、望まれておりますけれども、まず体育館だけ残したりとか、そういうことは考えておられるんですか。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） はい、きのうの北本議員の質問にもお答えをしておりますが、跡地の利活用につきましては、今、新しい学校づくり委員会の部会でも検討しておりますので、そういったところと協議をしまして、それから行政のほうでも会議をしておりますので、行政と地域との中でですね、検討してまいりたいと思います。学校全体として利活用するということが、効率的・効果的とは考えますが、部分的な部分、校舎の一部ということではなくて、校舎・体育館・グラウンド、こちらについても、それぞれ考えてまいりたいと考えております。

○議長（永野忠弘君） 高村四郎君。

○18番（高村四郎君） 体育館あたりはですね、きのうも答弁があつてましたように、結構、200回とか百何十回とか利用があつておるところもありましたので、私たち地元としましてはですね、本来はもうすべて解体していただいて、体育館が耐震補強等していただいて、その災害時の避難場所、運動公園、そういう形で地域に還元していただければ、もう最良と思つておりますけれども、そういうわけには市としてはいかないと思いますけれども、12月議会では、跡地は企業誘致にもという発言もあつておりましたし、住宅として新規住宅地として売却されるか造成されるのか知りませんが、そういうような考えもあるんじゃないかと思つています。

そこで教育委員会としては3年間、自分たちが管理して、そのあとは財政かどっかにという話でございましたけれども、もう3年間この跡地利活用といいますか再利用は本当に簡単な問題ではないと思つていますよ。そういうこともありましてですね、しばらくは

今の状態で地域住民が体育館は球技大会やら会議・総会、避難時の災害の避難場所として使用することは、可能でありますか、それともそのまましばらくは方針が決まらんまではそのまま使っていていいことになってるんですかね、そういう考えですかね。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） はい、昨日の北本議員の質問にもお答えをしておりますが、3年間は光熱費については教育委員会のほうで対応させていただくと。その間に利活用の方向性を地域・行政連携して考えていきたいと。3年間で決まらなかった場合は、その時点でまた検討をするということでございます。

○議長（永野忠弘君） 高村四郎君。

○18番（高村四郎君） なら、しばらくはそのようにして利用していいというところですが、すけれども、6校中にですね2、3校ぐらいはですね、現在、市民サッカー場の問題でいろいろ議論がっておりますし、かなりの金額は市民サッカー場にも必要となります。差し当たって小学生・中学生あたりがですね、利用するようなサッカー場、6校のうち2、3校ぐらいはできるんじゃないかなと思ってですね。多目的公園とかそのサッカー場としての利用とか、そういうのは考えておられませんか。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） はい。先ほどから申し上げておりますが、小学校跡地の利用につきましても、各校区に出向いて具体的な利用方法について検討しているところです。あわせて市内でも、地域活性化対策検討会議で検討をしておりますので、サッカー場として適切なかどうかということも含めまして、考えたいと思っております。議員の提案のサッカー場としての利用、これにつきましても一つの御意見として受けとめさせていただきたいと思えます。

○議長（永野忠弘君） 高村四郎君。

○18番（高村四郎君） ぜひお願いしておきます。

それでは次の2番目はですね、スクールバスに関してはですね、今、答弁がありましたように、前の先般の答弁では、もうバスを購入して自前で運営するということがはっきり言っておられました。今度はいろいろ考えた結果、外注といいますか、業者に運営を任せるといふ。私たちもその時点ですでに、何で自前ですかね。バスを何台も買って合併が大きくなれば大きくなるほどバスの台数も多くし、購入代もかかるし保険もかけないかん、運転手も正社員を雇うのか雇用するのかアルバイトでされるのか、いろいろこう心配していたところですけども、今度の答弁だと、もうはっきりと外注にやるということは今、答弁されましたけれども、これはもうこれで決定でいいですか。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） はい、民間への全部委託ということで、今進めております

ので、はい。

○議長（永野忠弘君） 高村四郎君。

○18番（高村四郎君） それならですね、やっぱり先般の答弁のときは自前で買うとはっきりここで言われたですもんね。そういうことのないようにですね、まだ検討中であるとか、やっぱり費用対効果とかいろんなことが研究されて、このようにされるならいいけれども、何か答弁はもうそんなとき返事ばしとくとあとはどがんかなるばい、というような感じじゃないのかなと、いつもそういう感じで伺っておりますけれども、これは市長にお伺いしますけれども、これはもう、外注ということで運送会社に任せるということでよろしいですか、もう。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） この運営方法につきましては、いろいろと検討した結果、先ほどもお話だったかと思えますけども、先進地を視察するとか、いろいろな事例を検討した中で最終的にこの方法が1番いいだろうということで、今そのことで検討をしながら進めているというような状況でございますので、民間への全部委託によって運営することが好ましい、このことが安全の確保も十分できるということで今進めているというような状況でございます。

○議長（永野忠弘君） 高村四郎君。

○18番（高村四郎君） 私たちも自由クラブの中ではそういう話が出ましてですね、費用対効果を考えて後々先々まで考えるなら、もうそれはそのようにしてやっていただいたほうが1番いいんじゃないかという思いでもありましたので、それは意見が合いますので、ぜひよろしくをお願いします。

次に児童のですね、その利用ですかね、各校区にある程度のことは任せてということでございましたけれども、すべて無料ということは変わらないでしょうか。それに、迎えに来るときには朝は一度に一緒に学校に行かれると思いますので一度いいと思えますけど、帰りしなはですね、送るときには低学年・上学年・部活はあるかないかわかりませんがそういうことをする人、いろいろありますけれども、そういうのは、そこも考慮して考えておられるのかどうか、お伺いします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） はい、先ほども答弁いたしました、登校時1便、下校時は低学年の授業終了後、それから高学年の授業終了後の2便を考えている。現在、小学校の部活動が社会体育への移行ということで進んでおりますので、その体育部活動の動向を踏まえて、あとは考えたいというふうに考えております。

○議長（永野忠弘君） 高村四郎君。

○18番（高村四郎君） 学童保育は、学校の敷地内に今度は新設されてということ

ございましたが、私は勘違いしてしまっていてですね、学童保育まで導入していきますかと言うたら、学校の中にありますから、そこは心配いりませんということでした。帰宅に関してはもう今までどおり保護者が迎えに来て、連れて帰るということで間違いないですかね。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） はい、学童保育施設を新しい学校の敷地内に新設をする予定としておりますが、送り迎えについては基本、保護者によることとしております。以上です。

○議長（永野忠弘君） 高村四郎君。

○18番（高村四郎君） 学童保育はあれですか、要請で市のほうで建てられ建築されてそれで民間委託ですか、指定管理制度みたいにして委託されるのか、これはどっちのになつとですかね。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 学童保育のほうはですね、教育委員会の管轄ではございませんので、そちらのほうについては子育て支援課のほうで対応をしております。

○議長（永野忠弘君） はい、健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） はい、再質問にお答えします。

玉陵中学校区の学童保育につきましては、現在、たまきな幼稚園のほうで委託しておりますので、引き続き、そちらのほうでの検討を進めているところです。

○議長（永野忠弘君） 高村四郎君。

○18番（高村四郎君） はい、わかりました。よろしく願いしておきます。

それでは3番のですね、廃校に伴う記念行事に関しまして、再質問をいたします。いろいろ今、実行委員を立ち上げてそれを各校区、それぞれの考えのもとに進めておられますけれども、100万円をいただくには200万円以上の事業計画をせないかんと言って、いろいろ頭を痛めておったり、各校区によっては5,000円の寄附金を集めて、もう何百万か集まって準備を進めている所もありますし、小田小学校区あたりでは今からという計画は大体立てておられますけども、まだ今からという感じでございますけれども。本来ならですね、何と言いますかね、学校はすべて市の持ち物であってですね、こういう行事だけはあんたたちでやんなさいというようなことも、いかがかなと思うところもあります。それぞれ、大々的にやられたいというところもありまし、小田小学校区あたりは細々、まだとにかく学校がそのまま残る方が強いのでですね、まだそう新しいので解体も先の話だからということですね、まあそう豪華にせんでもいいんじゃないかという話が出ておりますけども、一戸およそ5,000円ぐらいの寄附金を集めておられるところもありますけれども、皆さんは5,000円は高いのか安いのか、

それはどう感じられますかわかりませんが、今、一律100万円あげたらどうかということに関しては答弁がありましたので、納得はしていませんけれども、納得するしかしょうがないのかなと。よければ100万円あげてですね、これでこれ100万円のうちで、自分たちなりに考えてやってくださいというような方法が1番よかったのかなと思いますけれども、それもそう叶わないようでございますので、しょうがないと言えばそういうことでございますので、もうよかですか。

では、それでは次の質問に移らさせていただきます。

[18番 高村四郎君 登壇]

○18番(高村四郎君) 2番目にですね、玉名市の市道、県道や国道の管理についてお尋ねするとしております。市内はですね、走る道路の舗装や白線の傷んだところの保守点検等確認、その後の対応はどのようにされているのか。それから、最近舗装の傷みはそうは感じなくなりましたけれども、交差点付近のポールや横断歩道、また中央線ですかね、センターラインですかね、それと側面道路は何ていうんですね、側面ラインというんですか、などあたりがですね、特に白線の消えたり消えかけたり、気になる道路がふえているように思いますが、皆さんはどう感じられておりますか。質問をいたします。

大きく3番目にですね、玉名市の有害鳥獣の被害の状況と対策を尋ねます。3点に分けてお聞きいたします。

1点目はですね、麦畑のカモ被害の捕獲と駆除に対して補助金はどうなっているのか。小田、梅林の水田に米の裏作として現在麦を耕作してあるところへ、夜間カモが飛来してですね、麦の芽を食べるそうです。大変、困っておられるということです。現状はですね、50センチメートルから1メートルぐらいの四角のビニールの旗を立ててあります。その旗のなびく音で鳩を追い払うそうです。大変な尽力と経費も必要であるそうですけれども、そこでカモは有害鳥獣の対象なのか。対象であれば、捕獲金をカラス駆除と同じく出るとお尋ねします。

2つ目は、カラス駆除方法に対して補助金の対応を伺いをいたします。カラスはわなによる捕獲駆除は許可されていないとのこと。銃駆除は許可され、一羽1,000円の捕獲補助金が出て、わなでとれたカラスは捕獲金が出ないので逃がしている状態とのこと。銃捕獲と同じく一羽1,000円の捕獲金をお願いできないかという話でございます。

3点目は、イノシシ被害状況と捕獲及び捕獲に対する補助金の価格はどのようになっているのかをお尋ねします。皆さん御存じのとおり、イノシシ被害が増加する一方で、大変なことになっています。捕獲する人が減っているのか、また被害はどのぐらいふえているのか、増えている状況なのかをお示しください。捕獲に対しての一頭当たりの捕獲

金の価格は、それと捕獲した確認方法は玉名市はどのようにされているのか。そして近隣市町の捕獲金はあるのかないのかをお尋ねをいたします。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

[建設部長 礒谷 章君 登壇]

○建設部長（礒谷 章君） 高村議員、御質問の玉名市内の市道、県道及び国道の管理についての中の道路の舗装や白線の痛んだ箇所の保守点検とその対応策についてにお答えいたします。

初めに、国道及び県道につきましては、それぞれの道路管理者であります国土交通省並びに熊本県により委託されました業者が定期的にパトロールを実施しており、路面に異常があった場合、軽微なものにつきましては直営で補修等を行ない、対応できないものにつきましては、補修業者に指示を行ない対処していると伺っております。

次に、市道の管理につきましては、市道の点検パトロールを委託しておりますシルバ一人材センターの職員が、市内一円を定期的に巡回し、落下物や路面の傷みなどがあった場合は、国県と同じく軽微なものにつきましては、パトロール車で対応を行ない、対応できないものにつきましては、報告を受け次第、市の担当の職員が現状確認し、その規模に応じて業者へ委託しているところであります。

最後に白線、特に中央線とか外側線につきましては、予算計上を行ないまして、交通量並びに要望等を踏まえ、歩行者や通行車両等が安全で安心して通行できるよう対応しているところでございます。また、横断歩道につきましては、市の防災安全課から、公安委員会に連絡し対応を図っているところでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） じゃあ、建設のほうからよかですか。

高村四郎君。

○18番（高村四郎君） 道路のだけ、先に終わります。

答弁いただきました。今、県道国道それぞれの管轄で保守点検を整備されているということで、安心したところでございますけれども、市道につきましては、かなり範囲が広く厳しい予算の中で努力されていることもよくわかりました。私も年のせいですかね、白線が消えて特に夜間などは見辛くて運転もして危なく感じることもあります。道路面の白線が消えることと交通事故は比例していますよと警察署の交通係の人から聞いたこともありますし、何カ所かが気になるところがあります。今ちょっと気になるところがですね、玉名バイパスから九州看護福祉大学に行くところのコンビニエンスストアの前ですかね。100メートルぐらいの道路ですかね。あそこはですね、もうほとんど消えております。右折左折道路ですよ、つきあたりはですね。そのほとんど消えてですね、どこにとまっていいのかっていうぐらい消えております。あそこあたりは

ですね、九州看護福祉大学の卒業式・入学式等でですね、市外の方も多く利用される道路だと思えます。足元が悪いとですね、玉名市全体がだらしく映るのではないかなど心配することでもあります。そこで、玉名市全体ですね、舗装工事や白線工事等などの予算額は幾らぐらいみてあるのですかね。

それと、保守点検で傷んでいるところをですね、補修する目安というのはつくってあるのですかね、目安。これぐらいそでたら白線を引き直すとか、何年たったら引き直すとか、その辺のところをちょっとお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 再質問にお答えいたします。

予算ということでございます。白線につきましては、28年度、29年度も上程しておりますけども、1,000万円を計上しております。

それから白線の目安と言いますか、消えかかった状態・程度の規定というのは、今はつくっておりません。ただ確認する場合に、白線半分以上消えかかっている場合はですね、線を引き直すということを考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 高村四郎君。

○18番（高村四郎君） ぜひね、予算が足りないときは頑張って取っていただいでですね、できれば白線とかセンターラインとかそういうところは、きれいしとかなん、しとったがいいじゃないですかね、やっぱ、1番に目につくのは道路ですよ。道路がやっぱ汚いと、どうしても玉名市全体がだらしく見えるような気がいたします。私たち人間もそうでしてですね、どんな高価な洋服を着ていてもですね、足元が悪ければそれなりにしか見られないというようなところもありますので、ぜひ、その辺のところはよろしく願ひして、鳥獣被害のほうに入りたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 議員、御質問の玉名市の有害鳥獣被害の現状と対策についてお答えいたします。

まず、麦畑のカモ被害と捕獲駆除対策についてですが、本市の麦へのカモの被害につきましては、熊本県農業共済組合玉名支部に確認いたしましたが、現状では被害報告は受けていないと伺っております。よって現在、捕獲駆除は行なっておりません。しかし、ノリ養殖業ではカモによる被害が出ているため、漁協のほうから玉名市有害鳥獣捕獲隊に依頼され数体駆除が行なわれております。

続きまして、カモ駆除と捕獲方法に対する補助金の対応についてお答えいたします。カラスにつきましては、銃器による捕獲駆除を行っていただいております。捕獲数の確認は足の本数で確認しており、平成27年度が150羽、今年度は1月末現在で279

羽でございます。また、委託単価につきましては平成26年度より委託を開始し、平成27年度までは一羽500円。本年度より1羽1,000円の有害鳥獣捕獲業務委託料を支出しております。

次に、イノシシの被害状況と捕獲数及び捕獲に対する補助金の額についてですが、まず、イノシシ被害の状況は平成27年度につきましては約1,616万円で、内果樹が1,334万円、水稻が282万円となっております。捕獲数につきましては、平成27年度は698頭で、今年度は1月末現在で495頭でございます。また、前年並みの捕獲数になるものと考えております。なお、捕獲数の確認は駆除したイノシシの尻尾の数で確認しております。

また、捕獲に対する補助金の額についてですが、これにつきましても、有害鳥獣捕獲業務に関する委託料として支出しております。イノシシに関しましては、平成24年度より1頭当たり2,000円で始まり、平成25年度に4,000円、本年度、平成28年度より6,000円に増額し、委託料を支出しております。今後、農作物被害軽減のため、有害鳥獣被害対策事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（永野忠弘君） 高村四郎君。

○18番（高村四郎君） カモは有害駆除対応とはなっていないということですね。そうすると、カモはもう捕獲はしてもせんでも一緒ということですか。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） カモの委託に関しましては、今のところ被害額は少額でございます。今後、被害の状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 高村四郎君。

○18番（高村四郎君） 一度、梅林・小田をですね、車でもよかから通っていただければですね、田んぼの中は旗だらけですよ。それだけ、やっぱり麦の芽はきれいに伸びてますけれども、聞くところによるとやっぱり、重点的にば一つと食べられるというところもあるそうですので、いろいろ今から調査しながら、ぜひカラスと同じようにわなでも使って対応するようにしてみないと。去年の暮れからですもんね。その前の年なんかは旗なんかは1本も見てなかったんですけども、急にこの旗が立ったから「これ何の魔除けですか」と言ったらそのような感じでした。ぜひ、もう検討されてですね、いいほうに持って行っていただきたいと思っております。

2つ目のカラスの駆除に対してはですね、銃捕獲はですね、1羽1,000円、片足500円、足を2本持って行くと1,000円やるということでございましたけども、ほか、わな・箱わなとかそういうのに入ったカラスはですね、駆除対象にならないから、金はもらえないし逃がしているという状態ですので、この辺のところもですね、もう少

しちょっと真剣に考えていただいでですね。やっぱり同じとるのもそれなりの労力も要りますし、経費も要ることですので、ぜひ、被害が拡大する前に考えていただきたいと思います。

それから、3つ目のですね、イノシシの被害状況と捕獲金のことに関しまして今、答弁いただきましたけれども、1頭につき6,000円、少しずつ金は上げてあるようでございますけれども、何頭で言われたかな、とれたとは、今年は。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） はい、質問にお答えいたします。

昨年27年度が698頭でございます。本年度1月末現在で495頭で、前年並みになる予定といたしますか、考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 高村四郎君。

○18番（高村四郎君） 結構、想像以上にとれておるとい感じがいたします。聞き取りのときにですね、厳しい近隣市のこともちょっと聞きました。近隣によっては国の補助をもらって、1頭につき1万6,000、5,000円をもらっておるところもあるようございます。全くないところもありました。そういうことを考慮しましてもですね、職員数が足りないので国の補助をいただければ、国庫補助をいただければ、確認がもうとてもじゃないけどできないということでございますので、その辺のところをですね、シルバーさんなり、再任用の人なり、いろいろ方法はあると思いますのでですね、国の補助等々もいただきながらですね、もう少し、それに対応できるような対応していただければ。どうですかね、その辺の考えはいかがですか。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） はい、再質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁で申し上げましたとおり、イノシシにつきましては前年度の4,000円から本年度6,000円に引き上げております。議員、申されますように国の補助金につきましては、1頭当たり8,000円の上乗せがあります。これを利用しているのが和水町でございます。ただ、これにつきましては先ほど議員も申されましたように、駆除の確認の方法、これは現場での確認ということで、いろんなことが考えられております。その確認につきましてが、シルバーさんをお願いするとか、再任用の方をお願いするとかということなんですが、正直、その場での確認といたしますので、一度シルバーさんのほうには委託の見積もりを出していただいた経緯がございます。それもやっぱり相当な金額になってきますので、今のところ考えておりませんので、今後、課題として考えていかないかなのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 高村四郎君。

○18番（高村四郎君） イノシシ被害というのは大変ふえておりますし、今後これ以上被害がふえることになればですね、耕作者が耕作意欲を失くし、ますます耕作放棄地がふえるのではないかと心配しております。そういうことで、イノシシ被害対策が大きな課題として考えていただき、対策予算額もふやしていただきましてですね、被害は最小限に抑えられるような努力をしていただければと思っております。ちなみにですね、イノシシは境界はないわけですね。玉名市から荒尾あたりは全然、捕獲量が出てないから荒尾の尻尾を持って来て出してるという話もちらっと聞きました。そういうこともあるので、そういう確認もしながら、よければ、今話ば聞いた玉東あたりと荒尾あたりでとれた尻尾だけ持ってきて、玉名市に行くのと玉名市は金もらえるけんというような話もちょっと聞きましたのでですね、そういうのも確認をしまして、できれば、そういうことは考えたくありませんけども、もう少しぐらい額をふやして、もう少しぐらいとる方の頑張るって被害が少なくなるようお願いをしたいと思っておりますので、ぜひ、その辺のところよろしく願いまして、私の今回の質問を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 以上で高村四郎君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時05分 休憩

---

午前11時21分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に続き、一般質問を行ないます。

10番 田中英雄君。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） 田中英雄でございます。よろしくお願いいたします。

最近はですね、東京都の小池都知事が毎日毎日500万円の不必要な税金の垂れ流しをしたり、沖縄では沖縄開発や琉球振興など偏った報道に隔たった地方紙があったり、朝鮮民主主義人民共和国の民主主義とは名ばかりの非人道的な国家によるテロ暗殺計画が遂行されたり、中華人民共和国は沖縄を我がものにしようとして着々と沖縄に工作員を送り込んでいるというような報道を新聞には書いてはありませんけれども、インターネット等では盛んに、耳にする世の中となりました。耳にする、目にする、耳にする。

きのうは、宮田議員の質問で、天水と横島には光回線が来てないと。あらと。大浜地区は2、3年前に来たから大体、玉名市では大浜のそれも私の近所が1番何でも最後に来るもんですから、玉名市も全部通じたかなと思ったら、そうでもなかったんだなと改めて玉名市のこと知らないことに気づきました。

きょうは与党議員の1人として、市長を褒めたたえるような質問をしたいとは思いますが、なかなかそういうわけにもいかないかと思いますが、執行部の温かい御答弁をお願いして質問に入ります。

本議会には平成28年度補正予算とあわせて、平成29年度当初予算が計上されております。平成29年度一般会計予算は総額355億4,900万円で、平成28年度当初予算と比べて24億9,866万2,000円の増であります。今議会に上程されております平成28年度の補正予算も加味した総予算と比べれば、総予算は356億4,795万1,000円として比べたら9,895万1,000円の減ではありますが、その中で、本日はまず市民税の増について御質問いたします。私は、行政運営の評価は税收、特に市税の増と人口の増減によって図られるべきだと考えております。そこで今回の質問ではまず、平成29年度予算における市税増の1億7,815万4,000円の、これは見込みですが、その内訳、算定の根拠についてお伺いします。

また次に、合併以来、玉名市では毎年大幅な人口減が続いております。29年度の現状と今後の人口の増減の見通しをお伺いいたします。と申しますのも、私も、第2次玉名市総合計画、これは平成29年から38年までの総合計画で、一般質問でも取り上げられましたけども、玉名市が1番最重要と考える計画でございますので、この策定に委員として携わっておりました。その中で意見としては、人口減が続いているが、これを増とは言わないから、現状維持とできるような方向方法、方向性を打ち出してはどうかと何度も言ったところでもございましたけれども、御説明いただくと思いますけれども、人口減を前提とした計画が立てられています。そういったことも含めて、改めてお伺いいたします。

それと入札についてお伺いいたします。残念なことに、とある建設会社の訴えられたことが最高裁によって棄却されて、今議会に上程されております賠償金の支払いをすることとなりました。これに対しては、きのう、おとといと質問が続きましたので、その内容については私はお伺いしませんが、改めて、現在の入札のあり方についてどういった形で入札をされているのか、この3つをお願いします。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 小山眞二君。

〔市民生活部長 小山眞二君 登壇〕

○市民生活部長（小山眞二君） はい。田中議員の市税の増収の内訳についてお答えいたします。

平成29年度一般会計当初予算の歳入におきましては、市税を66億8,850万円と見積もりいたしております。平成28年度の当初予算65億1,040万円と比較いたしますと1億7,810万円、割合にしますと2.7%の増額となります。主な増額の税目といたしましては、個人市民税がおよそ8,900万円、固定資産税がおよそ6,4

00万円、それぞれ増額となっているところでございます。個人市民税の増額の要因といたしましては、農業所得に係る所得割額が5,600万円及び給与所得に係る所得割額が2,700万円がそれぞれ平成28年度当初の見込みより伸びたことによるものでございます。また、固定資産税の増額の要因といたしましては、土地評価価格はわずかに下落傾向にございますが、家屋に係る課税におきまして、在来分を含め全体の課税棟数が増加しており、加えて、ここ数年、大規模店舗や工場等の建設の影響もあり課税額が伸びており、3,000万円の増額。また、償却資産に係る課税額も太陽光発電施設の設置等により、3,400万円の増額を見込んだところでございます。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員のまず1点目の玉名市の人口の増減の見込みは、についてお答えをいたします。

総務省が先日発表をいたしました平成27年10月実施の国税調査確定値によりますと、外国人を含む日本の総人口は調査開始以来初めて減少をして、今後はますます人口減少に拍車がかかると懸念をされております。そのような中、本市におきましても平成29年2月末時点の住民基本台帳に基づく人口は6万7,544人となっており、平成23年度からの5年間で2,472人が減少するなど、毎年500人程度の人口が減少しております。また本市の人口の現状と将来展望を示しました玉名市人口ビジョンにおいても、人口減少は避けられない問題であり、今後は出生率の向上や転出抑制、転入増加により人口減少を抑制する必要があるとしまして、玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略に具体的な施策等を掲げまして、その対策に取り組んでいるところでございます。

以上の点を踏まえ、議員お尋ねの人口の増減見込みについてお答えをいたしますと、今後も減少傾向が続くと予測しており、具体的な数字を申し上げますと、今年度末時点の住民基本台帳の人口は6万7,241人、前年比336人の減少、次年度末、平成29年度末ですけれども、この時点では6万6,700失礼しました6万6,778人、前年比463人の減少と推計をしております。この推計値につきましては、今年度末が過去数年分の2月から3月までの増減率を平均した値を用い、平成29年度末が人口ビジョンの将来推計の増減率を用いて算出をしております。本市を含む多くの地方自治体における人口減少問題は厳しい状況が続くと思われませんが、総合戦略で掲げる施策を着実に遂行することで、人口ビジョンで示す出生率の向上や転出転入の改善が図られ、人口減少の抑制、ひいては本市の創生に寄与するものというふうに考えております。

続きまして、3番目の入札のあり方についてお答えをいたします。指名競争入札に際し、指名業者を選定するまでの進め方としましては、まず、事業担当課におきまして工事の概要、設計金額とともに予定されている指名数の業者が記載された工事等指名業者

選定案が作成をされます。

次に、契約検査課において工事等指名業者選定案の内容について指名基準及び運用基準を満たしているか、指名回数及び受注回数に偏りがいないか、業者の固定化がないかなどを精査をいたします。中でも、指名回数及び受注回数に関しましては、各事業担当課は各課それぞれの事業についての指名回数及び受注回数しか把握をしておりませんので、各課の事業における指名回数及び受注回数をすべて把握をしております契約検査課が全体的な指名や受注のバランスをチェックをいたします。精査後必要に応じて、工事等指名業者選定案を適宜修正して業者を選定したあと、工事関係については300万円以上、委託関係としては150万円以上について、指名審査会議書を作成をします。こうして作成されました指名審査会議書を、工事指名等審査会に諮りまして、指名競争入札に参加する業者としての選定が適切かどうかについて審査を受けます。

工事指名等審査会は会長を副市長とし、総務部長・企画経営部長・建設部長・産業経済部長・市民生活部長・健康福祉部長・企業局長・契約検査課長の9名で組織をされておりまして、いろいろな部署のメンバーで構成されておりますので、違つた目線で公正な審査が行なえることとなります。その審査事項で、指名競争入札における競争参加者の指名に当たっては、玉名市財務規則第78条及び玉名市工事契約事務取扱要領第12条において、契約担当者は指名競争入札者に附すときはなるべく6社以上指名しなければならないとした規定により、現在は6社を標準としていますが、設計金額が5,000万円以上については、8社の指名を行なっております。

また、業者選定につきましては玉名市工事指名等審査会規則第6条の指名基準に基づき、暴力行為その他犯罪行為及び不誠実な行為を含む経営状況、工事の成績、市工事等の施行に関する技術的適性、手持ち工事の状況、市工事等に対する地理的条件並びに、先ほど申しました受注機会の均等化、受注高などさまざまな要件を勘案し、選定を行なっております。

審査終了後は速やかにその結果を市長に報告した上、指名業者調書に押印をすることで、指名業者が確定をするといった流れでございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 御答弁ありがとうございます。

まず、市税の増収について再質問させていただきます。熊本県の昨年は地震の影響もあり、熊本県が軒並み税収が減るという見込みがある中において、玉名市においてはもちろん地震の影響もありましたけれども、答弁でありましたように農業所得が向上したという地元住民の頑張りもあって、市民税がふえるということで非常に喜ばしいことであります。固定資産にしても、農業所得にしても、基本的には所管は産業経済部の所

管でありますから、産業経済部長初め担当課の皆さんが一生懸命努力された一つの結果かとも思います。全部結果的に合わせますと、高崙市長の日ごろの努力の結果がちょっとずつちょっとずつ、あらわれてきた結果なのかなと思いますけれども、再質問の中で改めてですね、平成23年度から27年度の過去5カ年の決算に基づく市税の推移についても改めてお伺いしたいと思いますけど。

○議長（永野忠弘君） 市民生活部長 小山眞二君。

○市民生活部長（小山眞二君） 田中議員の再質問にお答えいたします。

平成23年度から27年度の過去5カ年の決算に基づく市税の税収の推移についてお答えさせていただきます。

平成23年度は63億600万円、平成24年度が64億4,200万円、平成25年度が66億4,400万円、平成26年度が66億9,700万円と毎年税収増が続きまして、この3年間で3億9,000万円の増収となりました。

平成27年度は66億1,700万円と8,000万円ほど減収いたしました。平成28年度は67億1,200万円と前年比9,500万円の増収の決算を見込んでいます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） ありがとうございます。

市税は増収傾向が続いているということでございますけれども、私も手元に資料を持っておりまして、1番ですね、市税の税収が多かったのはですね、平成19年、平成20年あたりが本当は多かったんですね、それから1回下がりました、また少しずつ回復傾向があるというのが実際です。ですから、合併して11年目でありますから、前はもっとよかった時期もあったんだということも、私のほうから言わせていただきたいと思えます。

今後はですね、農業関係の補助金等も獲得する努力もされておりますし、そういった市場価格にもよりますけれどもそういった所得がふえてくれれば、順調にふえてくれればいいなということで、住民の皆さんも含めて農家の皆さまも含めて頑張っていただければと思います。

人口については、それで総合計画の中でも随分私は担当された職員の方との議論というかですね、意見を述べさせていただいたんですけれども、第1次の総合計画では人口を増やす予定で合併当初が約7万1,000人だったと思いますけれども、それを7万5,000人にするという第1次の総合計画でございました。それをこの10年経って第2次計画になると、減少する方向性での計画と。最初の見込みが甘かったのか、それともその当時人口増のためのさまざまな施策をうったのに効果がなかったのか、うつこ

とができなかったのか。その時はまだ私も議員ではございませんでしたので、ちょっとまだはっきりとはわかりませんが、まず1つ例を挙げれば、まだ新玉名駅ができる前、もう合併はしてありましたけれども、新玉名駅の駅前には駐車場が要るかとは思いますが、どれくらいできますかと、そういう新玉名駅の説明会のときに一市民として伺ったことがありました。そのときの説明では、450台ほど計画しておりますというお話でしたので、450台あるなら、そこそこ足りるかなというところではなかったぐらい思って、もうあと10日で駅ができましたと、新玉名駅がオープンしますというときに行ってみたら、もう200ちょっとしかない。あら、これじゃ足りんばいと、絶対足りんなどと思って、もはや6年。もう足りない足りないという苦情が殺到はしてはいましたが、ようやくですね、29年度当初予算には、工事費も計上されてきて、新しく新玉名駅のところには駐車場ができるということでございます。そういう意味では何か一つ一つが遅れたり縮小されたりして、新玉名駅ができて、これから伸びていく玉名市はというところが若干伸び損なってしまったというのはあるかなと思います。今後は、減少傾向で計画を立てること自体には、会議でも言いましたけれども、それは違うぞと。じゃあ、人口増はどうしていくのかというところでそれを聞いたあとに、後でまた質問させていただきますけれども、公正公平な入札をするというふうに、市長が昨日答弁をされました。今までも、もちろん心がけてこられたと思いますけれども、なかなか市長が一から十までですね、だれをどの業者を入れよう、どの業者は外せとかいうようなことは、いちいちおっしゃらないとも思いますし、満遍なくきちんとできるというものでもないと思います。その結果、漏れ聞くところによりますと、やはり高寄市政になって7年間、まともな指名業者としては入れていないという業者さんもまだいらっしゃるようでございます。もちろん、市長の意図するところではなかったとはいえ、判決の出たような、訴えられたような業者さんだけではなくて、ほかにもそのような気持ちとかいうか、思っただけの業者さんがまだいらっしゃる。それがですね、本当のところはどうかっていうのもわかりませんが、そういう話も聞くということです。

要はこれからですね、4月から市長2期目もあと半年ほどありますから、きちんとそれをみんなが納得するような形に改めさえすれば、それはそれでいいのかなと思います。指名基準及び運用基準を満たしているか、指名体制、受注体制に隔たりがないか、業者の固定化がないかなども精査しますということでもありますけれども、それを我々はその精査するような資料、業者さんには各点数とかクラス分けがあると聞いておりますけれども、それを我々一般市民で閲覧させていただくことは可能でしょうか。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） はい、議員の再質問ですけれども、年度当初の指名審査

等委員会の中で、格付の基準を審査会の中で検討いたしまして、Aクラス・Bクラス・Cクラス、件数をですね、バランスよくするために、審査委員会の中で検討審査いたします。そこで決定をいたしまして、そういう決定されたならば、契約検査課の窓口で閲覧もできるようになっております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 我々一般市民はですね、一々そういうのは見には行きませんが、そうやってオープンしておられるのなら、それでいいかなとは思いますが、ことこういうふうな話題とか問題が発生したのであればですね、業者さんのプライバシー保護という観点で問題があるかなとも思いますが、過去の受注実績でありますとか、そういうランク分けですとかいうのはもう同意を得た上で公表してはどうかと思います。で、入札に関しては、そういった問題が発生して、今後はそういった批判を受けないようにするというので、それをその後も信じまして、さらなる公正公平な入札をしていただきたいと思います。

税金についても、私は過去の質問の中で人口減・税金減が続いているというふうは何度か申したことがあります。きょうも御答弁の中では税金増している、税金はふえると御答弁でありましたので、今後は税金減は続かないというのをちゃんと言うようにしていきたいと思います。ただ、地方交付税が今後平成32年以降ですかね、減らされるというのはもう何回も伺っております。それも年間10億円単位で足りない可能性があると。今後、法改正であるとか交付税の配分の率も変わるかもしれませんので、絶対そうなるとは言いきれませんが、そこも踏まえたところで、玉名市はいかにして人口増、税金増を図っていくかというようなことが大事かと思っております。

それでは続いて質問をしたいと思っております。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） 旧市役所跡地利用計画についてお尋ねします。旧玉名市役所跡地は、庁舎の解体整地も終わり市中心地に広々とした宅地が出現しております。執行部は諮問委員会の答申や市民の意見を聞き、昨年玉名第1保育所の移転と児童センターの建設計画案を示されました。しかし、私を含めた多数の議員の反対により否決され、議会の意見も取り入れて、解体整地のみが行なわれました。市長との懇談の際にも、取り壊した上で改めて活用方法を考えるということで、我々もそれに賛同した次第であります。で、今回の質問ですが、旧市役所周辺の皆さんの声は、町部が活性化する施設であってほしいとの声が圧倒的であります。それゆえ、保育所や児童センターは、それとは違うんじゃないかというふうな御意見を聞いておるところでございます。ある方は周辺の民地を買収して、さらには玉名第1保育所の用地や社会教育センターを含めた一体

的な再開発をして商業施設であるとか、高層分譲マンションであるとか、民間資本によってそういうものを建設ではどうかという御意見も多く伺っております。私も、あの地域は用途地域は商業地であり、高いビルも建設も可能かと思われま。ですから、保育所であるとか児童センターというのは、どうしてもというか平屋建てが主に考えられます。せっかく上に伸ばしてもいいような用地に、広々とした所にぜひたくと云えばぜひたくですが、低い1階建ての建物を建てて、なおかつ、公共施設でありますから税収も入ってこない。ましてやコストもかかる。公立保育所での整備を考えておられますから、公立保育所は民間保育所に比べたら、コストという言い方は適切かどうかわかりませんが、費用が多くかかるのでコスト高な施設を有効な土地利用をせずに建ててしまうというのはいかなものかといったことも含めて、本来は本来と言うか、行く行くは大規模な再開発をして、もちろん民間資本利用していく方向性を打ち出していくべきだと思いますが、実際、本当にそういうことをしようかと思うと、これから計画をして、さらには用地買収交渉して、崖などを削って、いい宅地にした上で、業者選定をしたり、また話し合ったりしてしていく。もうそれだけでも、もう、早くて5年、長くて10年以上かかります。今回、提案させていただいております、その間を利用して、それまでのつなぎというかですね有効利用の一つの策として、子どもたちまた青年たちの遊び場をつくってはどうかということで、例えばフットサルのコート、硬式野球のバッティングセンター、あるいはボルダリングジム、オリンピックで登っていくやつですね。スケートボード場、これも最近ではオリンピック競技として、取り入れられる予定であります。また、崖と言いますか、あそこの旧市役所跡地には長い壁と言いますか、崖があります。あそこを真っすぐなコンクリート打ちにすればいわゆる壁打ちテニスができる、テニスの愛好家の方であるとか、またはキャッチボールであるとかサッカーのシュート練習であるとか、そういった土手を生かしたマイナスをプラスに転じるような施設にですね施設というか、ことができないか。また真っすぐな土手もありますから、風雨にさらされるのもいかなものかと思わないでもないですが、鏡を置けば最近はやりであるよさこいであるとか各種ダンスの自主的練習場等にも利用してもらえるのではないかと思うのであります。執行部の見解をお伺いします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の旧庁舎跡地に、子どもたちの遊び場等をつくってはどうか、についてお答えをいたします。

先の12月議会の一般質問でも答弁をいたしましたけれども、旧庁舎跡地等活用基本構想の関連予算が昨年3月議会で否決をされたことから、旧庁舎跡地の一体的な開発構想案につきましては、現在、白紙に戻った状況でございます。このような中、旧庁舎跡地は現在、建物の解体が終わりまして、更地となっている状況でございます。跡地の有

効利用の観点から、その活用策については早急に検討すべきというふうに認識はしております。ただその一方で、旧庁舎跡地ははまだ玉名第1保育所の建てかえに伴う建設用地の候補の一つでありまして、保育所の建設用地が確定するまでは旧庁舎跡地等の新たな活用策を検討することは尚早というふうに考えております。したがって、暫定的、恒常的にかかわらず、議員の貴重な御提案でありますけれども、子どもたちの遊び場となるようなフットサルコートバッティングセンター、ボルダリングジム、スケートボード場、壁打ちテニスコートなどの利用が可能な施設の整備を検討をすることは、現時点では見送りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 改めてですね、まだ玉名第1保育所の候補地として残っているから、開発ができないというような御答弁だったかと思っております。逆にですね、まだあそこに玉名第1保育所を建てるようなつもりでいるのはいかがなものかと私は思うわけですね。先ほども申し上げましたけれども、ああいう商業用途地域や商業地、商業地というのは、容積率とか建ぺい率はどのようになっていますかね。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 商業地域の建ぺい率は80%で、容積率が400%でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） ありがとうございます。

要するに上に延ばせば4倍の敷地面積の4倍の建物が建つということですね。だから、有効利用として考えるならば当然上に伸ばしたそういうものが用途地域も何も変更なく立てられるというのは、非常にいい場所、立地条件はいいわけで、民間のマンション業者さんなら土地の値段にもよりますけれども、ぜひ私たちに、例えばですね、あそこ個人の持ち主さんが持ってらっしゃったとしたら、もう毎日毎日マンション業者が来て、うちのマンション建てさせてくださいというようなことはバンバンバンバンくるような土地だと思うんですよ。それを行政が持っているからただただ遊ばせておくと。ましてやそのコスト、こういう言い方ちょっと語弊がありますがけれども、コストのかかる公立の施設を建てるというのは、逆にもう高寄市長の効率的な行政運営から全く逆の運営方法ではないかと思うわけでありまして。

改めて、市長 そういうふうな考え方ですからですね、行政が建てる必要ないと思うんです。民間業者を募集して、それこそプロポーザル方式で、ここの地域をどういうふうに開発しますか、業者さんというかですね、提案をしてくださいということを募集す

れば、この金利が安い時代ですからですね、あんまりですね、最近は公有地を安く払い下げると問題がありますけどですね。ただとは言いませんけれども、安い価格で貸すなり払い下げても、そのあと税金は玉名市に入ってくるわけですから、決して損な話ではないという思うのですが。そういうところで市長の見解をお伺いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 田中議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど、企画部長のほうから答弁いたしましたように、まだ、玉名第1保育所の建てかえに伴う建設地用地の候補の一つでございまして、保育所の建設用地が確定するまでは、旧庁舎の跡地等の新たな活用策を検討することは尚早であるということでございますので、今後、整備の方向性を決める際に、議員御提案の件につきましても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） はい、ありがとうございます。

玉名第1保育所はあそこに建てようという考えが少しでも残ってるうちは、逆に言うと進みませんよというような話だと受けとりたくはないですけど、受け止ってしまわざるを得ませんが。玉名第1保育所の建設用地については新年度予算で何らかの打開策を図るために、コンサルタント等に委託するような話も聞いておりますけど、健康福祉部長、その辺はどうなってますか。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 再質問にお答えします。

当初予算で計上しております玉名第1保育所整備の基本構想の策定業務委託予算を、今回、当初予算でお願いをしております。委託の内容といたしましては、用地選定を含めた特に用地の形状、それから周辺の状況、それから位置づけの分析、概算事業費の算出、そして基本設計に近いものも含めた業務をお願いするもので、各種の検討資料というふうに位置づけてお願いをしているものでございます。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） そこがですね、いわゆる公立保育所としてこういう園児さんたちをこの程度の人数で保育所の運営をしますようなことを提示して、そういうことを図ってもらうというその前提がですね、いろいろあると思うんですよ。私はまず、民間保育所として運営する場合、公立保育所として運営する場合、これは全然話が違ってくると思うんですね。また民間であれば、逆に委託を受けた側が、私はここに建てたいとか私ならここにしますとかいう、逆に言うとそういうコンサルタントに相談する必要が

ないぐらいに一生懸命自分で考えてここで運営していくんだというような話になると思  
うし、民間保育所のほうが、きのうもおとといですかね、質問の答弁でもありましたよ  
うに、今は補助金等が国・県の補助金が充実しているので、もう新たに建てるので、用  
地を買って建てる場合であれば、絶対民間保育所のほうが合理的であるということは、  
もうこれは結論が出ております。

さらに玉名市には、まだ幾つかの公立保育所がありますから、現在ある公立保育所の  
敷地あるいは建物を利用して、玉名第1保育所を建てるという考え方も、新たな場所と  
いうかね、移設するという考え方もないわけではないと思います。こういった保育所に  
なぜこだわるのかというのはですね、一つは、なかなか民間保育所では保育しづらいと  
いうか対応しづらい園児の方がいらっしゃる場合は、やはり公立のほうがいいんじゃない  
かという意見もあるというふうに聞いております。だから、公立保育所は一つは必要  
なんだと。一つでも二つでも必要であれば残すのは構わないにしても、ですから玉名第  
1保育所があつた旧市役所跡地に建てるというのは、要するに土地代がまず要らないと。  
造成も要らないと。新しく買うのに比べたらですね。ですからまず、多くかかるコスト  
を削減する上では、やっぱり玉名第1保育所は市役所跡の土地がただとは言わないけど、  
ただみたいなもんだから、それがいいよねというのはその旧市役所跡地は外せないよう  
な、そこにあるかと思えますけれども。

公立保育所のあり方を検討する委員会というのも私も何度か傍聴に行きまして、その  
答申も出てるかと思えますけれども、たまたまそこを傍聴しておりましたが、その答申  
の内容も存じ上げておりますけれども、全く私と執行部の意見は真逆の意見でございます  
し、その答申の内容も必ずしも私の意見と同じではありませんので、なかなか難しい  
問題でありますけれども、この件に関しては、むしろ、とにかくあの跡地を利用して、  
できればですね、玉名市が何かここでつくりなさいとか言うわけじゃないです。施設は  
つくってもいいけど、運営管理は当然というかですね、民間の例えば商工会議所の方で  
あるとか、地元の商店街であるとか、管理運営、もしくはその企画もそっちに立てさせ  
て、あくまでも暫定的な問題、もう壊すときにそんなお金のかかるような大きな建物と  
かじゃなくて、そういう施設あつたら、例えばフットサル場といいますけども、夜間照  
明は要るかもしれませんが、人工芝の安いやつを敷いただけでもやりたい人がそこ  
でやるわけですよ。逆に、行政がそこで運営するとなると、やはり怪我したどうのこう  
のというまたいろんな問題が発生しますから、当然それは行政は嫌いますから、そう  
いう意味では、やれないというかやる気がないところです。ですから、民間にそれは委託  
した上で、暫定的な、そういう広い長い壁を利用したなんか若者が喜ぶようなやつをつ  
くって、あとは楽しい広場にしてくれるんだつたら、市がその予算を持つよというよう  
なぐらいで話しはいいと思えますので、ぜひ進めていただきたいと思えます。

ちょっと12時過ぎましたので、ここで一旦休憩を。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

午後 0時05分 休憩

---

午後 1時01分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

田中英雄君。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） 続けて質問をさせていただきます。

午前中ちょっと言い残したことが、ちょっと補足させていただきますと、玉名第1保育所の建設場所については、例えばの話ですけど、JR玉名駅の南側の農協JAたまなの倉庫などがある場所にありますとか、また、今度新たに統合した中央病院を移設して玉名駅周辺に新しく400床の病院を建てるということもありまして、そこには大体託児所的なものも、あるか併設される可能性も高いと思います。じゃあ思い切って、そこを用地を買い増ししてそこに公立保育所的なやつをつくって、そうすると、もう看護師さんはもうそこにいっぱいいらっしゃいますから、非常に便利な使い勝手のいいとかですね、いい保育所ができるかもしれませんから、いろんな考え方ができると思います。

また、市役所跡地の利用に関しては、暫定的な利用の方法としては、若い人たちが遊べるよう施設がいいと思いますけども、総合的には例えば、極端な話、JAたまなの今駅の南側になってるあの事務所を、市役所跡地にビルを立てて移転していただいて、それからようするに交換するというような話も考えられるかもしれません。

では、次の質問に移ります。男女共同参画センターの開設についてお伺いします。第1次玉名市総合計画において、これは平成19年度から平成28年度についての計画でありますけれども、そこには明確に男女共同参画センター開設をするというような形の目標設定がされておりました。しかし、残念ながらこの10年ではそれが達成されることなく、計画の中でも策定委員会の中でもちょっと聞いたんですけども、第2次玉名市総合計画では、明確な対応策というのは書かれておりませんでした。改めてこの場を借りしてと、どう対応するのかお伺いします。

と申しますのもですね、今、私は総務委員会でございますけれども、文教厚生委員会におりましたときに、文教厚生委員長としてさまざまな諮問委員会に参加させていただきました。その中で民生委員の方々とお話する機会も何度かございまして、その中でポツリとですね、「玉名市は男女共同参画センターをつくるて言いよるばってん、あれ

いつできるのかな」と、おっしゃっておりました。「計画にあるのなら、やがてできるんじゃないんでしょうか」みたいなこと言いながら、またその中で、DV被害に遭われた方が、鹿児島から玉名に戻ってこられて、その民生委員の方がお世話していらっしゃったんだそうですけれども、その元夫の方が来られたら、あっさりといろいろお世話をしたのに、そういう方が来られたらあっさり鹿児島に帰って行かしたもんねと、何でかなせつかく世話しよったのというような話を聞いたときに、そういった方はそういうふうに来られたら、もう逃げられんけん、逆にですね帰らざるを得なかったんじゃないんでしょうかというようなお話をお聞きしたこともあります。そういったことも含めて、やはりその専門的な人を置いてきちんと、民生委員の方やはりどうしても普通一般の民間人の方いらっしゃいますから、なかなか対応ができない部分もありますので、そういったことも含めて対応できるような形をとるべきではないかと思っておりますので、執行部の見解をお伺いいたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

〔総務部長 上嶋 晃君 登壇〕

○総務部長（上嶋 晃君） 田中議員の男女共同参画センターの開設についてお答えいたします。

現在、男女共同参画の推進につきましては、第2次玉名市男女共同参画計画の基本理念に基づき、男女共同参画の意識づくり、環境づくり等の改善に向けた情報提供や啓発講座・フォーラムの開催等を実施し、男女が互いに人権を尊重し、個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを行っております。

御質問の男女共同参画センターの開設につきましては、第1次玉名市総合計画においての施策といたしまして、複合施設による開設への協議を行なったものの、効果的な拠点施設の確保までには至ることはできませんでした。

第2次玉名市総合計画前期基本計画の中で、男女共同参画社会の推進につきましては、主要施策の概要に社会のあらゆる分野において男女がともに参画することができる社会を実現するため、男女共同参画社会推進のための情報発信や相談などの役割を担う拠点を公的施設の中に確保します、としております。

このことから、今後の取り組みといたしましては、玉名市公共施設適正配置計画をもとに、男女共同参画センターとしての機能を有する活動拠点を確保し、男女共同参画社会推進を目指した情報発信や学習機会の提供、あるいは幅広い層の住民に対応できる相談機能等を備えたセンターとして、効果的に機能するよう規模や運営形態、事業内容等について検討してまいります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 答弁ありがとうございます。

検討してまいりますという御答弁で前向きに進めていかれるのかなというふうに思いますけれども、大体何年後、要するにですね、どういう形で進めていくかというのから話とはどうか、もう既に10年たっているわけですから、それなりのある程度の話し合いはできてると思うんですよね。ただ、新しく建物を建てて、そこを間借りしてということは無理だし、そういう必要はないと思います。例えば、横島支所でありますとか、岱明支所には有効なスペースはありますし、じゃああとはどういう人材を集めるかと。逆にですね、公共施設的な位置づけとして、玉名市の市職員を置くとなると逆に難しいのかなと。NPO法人とは申しませんが、要するにそういう諸問題に関して専門的な知識を有する方においでいただくと。例えばの話ですけれども、横島支所のスペースを弁護士の方に提供すると。例えばですね、公募して。できれば女性の弁護士の方がいいかなと。ただ、女性に限るとなるとそれこそ男女平等の原則に触れるかもしれませんので結果として女性の方がいいのかなと思いますけれども、例えば女性弁護士の方で、そういった諸問題に関して詳しい専門知識を有している方がいらっしゃったら、全国に募って、場所と光熱費ぐらひは持ちますと。それとある程度の経費も持ちますので来ていただだけませんかというならば、そういう問題に非常に情熱を持たれる方はいらしていただけるのではないかなと思います。あとはそれに対して、その方を中心に必要なものを行政のほうで手配してあげればそれでいいのかなと。まあそんなに難しい話ではないと思うんです。ですからそういったことも含めて、たまたまですね、私を含めてここは男性が99%でございますのでですね、女性の方の意見をお伺いになってそういうことを進めていただければと思いますけれども。今後ともですね、検討して早急にですね、対応されることをお願いします。

私の質問は以上でございますけれども、任期もあと数カ月を残すところになりましたけれども、今議会をもって、部長の方々を含め定年退職なさる方々もたくさんいらっしゃると伺っておりますが、4年間本当にお世話になりました。

ありがとうございました。

○議長（永野忠弘君） 以上で、田中英雄君の質問は終わりました。

6番 西川裕文君。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） ありがとうございます。本日3番目、6番、新生クラブの西川裕文です。

まず、先日の日曜日、第68回の玉名ハーフマラソン大会が、この場で行なわれました。494名の参加をいただいて行なわれました。特にハーフマラソンでは国道沿いにおりましたけれども、最後の700mラストスパートがありました。目の前でのあの速

さにつきましては、あと1キロ弱あるとにあの走り方は何だろうかと、たまがった次第でした。ゴール近くで応援をされた方々は特に感動されたのではなかろうかなと思います。1秒差で3名の方がゴールされまして、来た人と川内選手、先週ちょうどこの日が誕生日ですね。3位で1位ではありませんですけども、今期自己ベストということで、8月のロンドンマラソン大会には頑張ってもらいたいなと思いました。また、本年も多くの高校生の方々の参加をいただいて、九州管内だけじゃなくて島根からも参加をいただいておりました。また一方では、一般の参加の方々も、昨年も参加していただきましたけど、本年も45歳の東京の方も昨年に続いて参加をさせていただいて、本当にありがたく思った次第です。また当日、職員の方々ボランティアの方々も大変だったと思いますけども、市内外からの応援の方々、市民の方々の応援ということで、本当に見とつても応援しとつても楽しい大会だったと思いました。

また、ちょうどその1週間前に、同じくあの市民広場を活用して、「キラリかがやけ玉名フェスタ」ということで、玉名市の産業祭も開かれました。今回はもう職員さん方もですね、マスコットといいますか、出演者として主体的に事業に参加されて、地元企業の方々の出展も加え、地元の玉名工業高校のロボットとか、北稜高校の農産物、また誘致企業の展示ブース等もありまして、昨年より、より幅広い産業祭になっていたというふうに感じました。今後も玉名市産業祭の名のとおりですね、玉名市内の多くの産業企業が参加・参画していただく場づくりをしていただいて、地元の市民の方々はもちろんのこと、地元外の方々にも楽しんでいただける場づくりをしていただきたいと思います。

そして、この二つの大会を通してですね、特に思いましたのが、やっぱり市民広場の重要性というのが特に感じられました。市民広場があることでですね、これらの大会ができております。この市民広場というのは絶対に残すべきであるというふうに改めて感じた次第でありました。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、英語教育について質問をいたします。一般質問の初日、吉田議員さんからもありましたけれども、英語教育の早期化を打ち出した次期学習指導要領が2020年度から小学校で全面実施されることとなりました。玉名市におきましては以前から独自にエンジョイ・イングリッシュを行なっておりまして、小学校での英語教育についても、逆に慌てることなく慌てる必要はないというような感じを受けます。まずもって、今行なわれているエンジョイ・イングリッシュの現状について質問をいたします。

続きまして、次期学習指導要領が小学校で全面実施されることによって、英語教育がですね、全面的に実施されることによって、小学校の英語教育は具体的にどのような内容になるのか伺います。

3点目ですけれども、私の子どもころと比較すると、現在は核家族化が進みまして、子どもたちは、おじいちゃんおばあちゃんとの一緒に生活は昔に比べると本当に少なくなっただと思います。親子二代の、親子・親子という中での生活になっております。私たちの子どもころはちょうど戦後10年過ぎではありまして、親たちが余りよくはないですけれども、戦争に行かれたりして、中国の話とか東南アジアの話等々もありました。私自身でありますけれども、祖父、じいさんがアメリカへ出稼ぎに行きまして、小さいころからじいさんは英語の会話でされておりました。私はその点、英語は不得意で話もできませんけれども、小さいころからそういう世界的な意識をするような機会が多かったというふうに思います。そこで今後、今も行なわれておりますけれども、幼稚園や保育所においてもですね、ぜひこの機会を使って、ALTの方々に協力を得ていただいて、幼児期から世界を意識する場づくりとして、ALTの皆さまによる体験教育は必要ではないかというふうに思います。英語教育も当然ですけれども、より世界に触れ、世界を小さいところから感じる人づくりという体験学習を、体験教育を望みます。実際、今でも各幼稚園とか保育所では、実際、行なわれるところもありますけれども、ぜひ、市内全域の幼児さん達を対象にして、すべての園児を対象にして、そういう機会づくりを考えてもらいたいと思います。

また今、タブレット等々がもう普及してですね、子どもたちはもうそれになれておりますけれども、やはりじかに人間同士に触れ合う機会というのが、やっぱりないことには、ただ機械だけで頭の中で考えてしまう。そういうせっかく外国人の方々も来られておりますので、肌と肌との触れ合いが行く行く成長して大人になったときに、大きな影響を及ぼしてくると思います。21世紀に入りまして、今後、玉名市の子どもたちに世界をつくるような世界に羽ばたく人たちになっていただきたいと思いますので、幼児期における体験教育が必要だと思います。

以上の3つの項目について、伺いたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 西川議員の英語教育についての質問の中で、まず、エンジョイ・イングリッシュの現状についてお答えいたします。

玉名市ではエンジョイ・イングリッシュを平成27年度から小学校で全面実施し、今年度から中学校での活動をスタートさせました。現在、玉名市オリジナルの小学3年生までの教材が完成し、各校に配布し取り組んでいるところです。本年度末には小学4年生までの教材が完成する予定です。各小学校においては、1回10分程度の活動時間を確保しながら実施しております。ネイティブの発音と楽しい映像で構成されたDVDを繰り返し耳にすることにより、子どもたち一人一人の英会話を聞き分ける耳が育ち、実

際の英語の発音の上達にもつながっており、その活動の成果を実感しております。そのほかにも英語に対する関心が高まり、積極的に外国の方に話かけるなど、人間関係形成につなげていこうとする意識の高い児童が育ちつつあることも、取り組みにおける一つの成果であると考えております。

また、エンジョイ・イングリッシュの具体的活動内容としては、玉名市が独自に作成した全54のレッスンDVDを使って、各小学校で1レッスンを3回ずつ視聴し、年間160回を行なうもので、プログラム全体を通して、同じ単語やフレーズを何度も聞き、耳に入る歌やフレーズを見て聞いて一緒に発音をさせ、身につける内容となっております。就学前の英語活動の経験の有無にかかわらず、楽しく参加し活動できるプログラムとなっております。この活動を継続して取り組むことで、英語の発音を聞き取る力、そして簡単な会話ができる英会話力を育てていきたいと考えております。

教育委員会としましては、義務教育課程を修了する中学校3年生の時点で玉名市の自然や文化、その行事等について英語で紹介できるレベルの子どもたちが育つようにと願いを込めこの取り組みを続けてまいりたいと考えております。

さらに各学校の外国語活動及び外国語科の学習では、DVDに登場するALTと直接触れ合う時間もあり、グローバルな視野を持つ子どもが育つのではないかと期待をしているところであります。

次に、小学校英語教育の今後についてお答えします。まず、現在文部科学省が位置づけている小学校の外国語活動は、文部科学省から配付されたテキストを使って、年間35時間実施しております。9つのレッスンをデジタル教材や指導書を活用して指導し、外国語の音声や日常生活に根差した基本的な表現になれ親しませながら、聞くこと話すことを中心にコミュニケーション能力の素地を養っております。

また、コミュニケーション活動や学校で得られた内容を友だちに紹介するショウ・アンド・テルといった活動も行なっているところです。一方、エンジョイ・イングリッシュはDVDを毎日10分繰り返し視聴することによって、新しい言葉や表現に出会わせるとともに、聞く、話すなどの英会話力を身につけさせるところを意図して行なっております。

文部科学省は次期学習指導要領において、外国語教育の一層の充実を改善のポイントとしており、英語教育については、小中高校一貫した学びを重視し、各段階において聞くこと、読むこと、話すこと（やり取り）、同じく話すこと（発表）、そして書くことの5つの観点にそれぞれの目標を規定しております。

具体的には平成30年から31年までの2年間を移行期間として、平成32年度からの全面実施を予定しており、小学校では3、4年生に外国語活動、年間35時間5、6年生には外国語科を年間70時間導入することとなります。その結果、今後は、各学校

における授業時間の確保等の工夫が必要となってまいります。教育委員会としましては、現在エンジョイ・イングリッシュを行なっている時間帯を活用するなど、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

〔健康福祉部長 村上隆之君 登壇〕

○健康福祉部長（村上隆之君） 次に3点目のALTによる幼稚園や保育所における体験教育の必要性についての御質問にお答えいたします。

まず、玉名市内の幼稚園、保育園、認定子ども園での英語教育は、公立保育所7園で年1回のALT交換会を行なっております。民間の保育園、幼稚園の多くでは、園独自で週1回から月1回の英語教育を既に実施されている状況でございます。ALTにつきましては、小中学校での活動が中心で学校外での活動は夏季休業中に限られ、保育所などへの訪問はこれ以上ふやせない状況にあり、今後の拡充については厳しい状況にあります。なお幼児期に1番身近な存在である親や家族、友だちとのかかわりの中で、母国語であります日本語を成長に応じて学習し、コミュニケーション能力をつけることが子どもの発達において重要であると言われております。

したがって、日本語の基礎をこの時期に十分養えるよう保護者に向けて子育て支援の場から啓発に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） どうも答弁ありがとうございました。

今、エンジョイ・イングリッシュにつきましては、平成27年度より始めているということで、もうやっぱり最初に始めたことによって、今後は2年後3年後、実際行なわれることに対してはやっぱり最初にやっとなってよかったなというふうなところで感じております。今後も一つだけ、ALT、先ほどの保育園、幼稚園の話も伺いますけれども、日本語づくりがまず大事だということで、本当にまずそれができんことには外国語等々はできないということで、改めて日本語の勉強をまずすると、小さいときにですね。それは本当に大事なことだと、改めて今、感じさせてもらいました。その中で、ALTの方々の数が少ないということで、なかなか今現状としては、これ以上保育園、幼稚園等とでの英語関係の指導はできないということでありましたけれども、今度新しく、こういうことで学習指導要領が変わる中で、当然ALTの増加というのは教育委員会のほうでは考えられているのかどうか、質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 現在のところ、増員のほうは考えておりません。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） わかりました。

今後、まだ移行期間でもありますので、必要になれば、ぜひ財政面もありますけれども検討していただきたいというふうに思います。

また、もう一つになりますけれども、再質問になりますけれども、ちょっと伺ったところでは、長洲町がエンジョイ・イングリッシュの特別区化というふうなところになっているとちょっと伺いまして、そういうふうになった場合に、何か具体的なメリットがあるかどうか。もしメリット等々があれば玉名市のほうもそういうことで認定を受けるような方向があるかどうか、伺いたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 長洲町の件は新聞報道でもされておりましたが、平成32年度から始まる小学校の英語科英語教科化に先立ちまして、文部科学省の教育課程特例校の指定を受けられております。平成29年4月から小学校全学年において英語科を新設することとされているようです。これについての補助金等の支給があるかどうかについてはちょっと把握はしておりません。玉名市でも、玉名学これにつきましては、文部科学省の教育課程特例校の指定を受けて実施をされております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） ありがとうございます。わかりました。

玉名学がそういったところで文部科学省の指定を受けているということを知りまして、長洲町のほうの件もよく調べていただいて、せっかく玉名市のほうも今もされておりますので、そういうふうなところでメリットがあれば、ぜひ、認定を受けるような方向で検討していただきたいと思います。また、これも余りにも英語に限るといけませんけれども、クラリダとの姉妹都市締結もありますし、今、1階のほうですか、ロサンゼルス・バスケットですか、お見舞いということで英語のコメントもあつとりますけれども、そういう中で、ぜひ先ほどありました中学3年生におけば、いろんなこう、話すことができたりするところがありまして、今、高校生が主体になつとると思います。バスケットは小さい子も行きよるとは思いますけれども、そういう機会でも海外に行く機会があれば、なかなか選択は難しいかもしれませんが、子どもたちにもそういう機会をぜひ小さいときにもそういう機会を与えていただいて、姉妹都市締結しておるクラリダ等々に玉名女子高の方々だけでなく、せっかく英語も小さい子とから始めますので、そういう機会にも検討していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） それでは続きまして、鳥インフルエンザについて質問いたしま

す。昨年12月26日に確認されましたお隣の南関町で発生した鳥インフルエンザ。隣といえども、三ツ川地区のすぐ隣でありますので、もう町は違うんですけれども、ほとんど自分のうちで起こったというふうなところだと思います。9万羽以上の殺処分も行なわれております。発生が12月末であったということで、その後、消毒作業等々も年を明けて行われておりました。自衛隊等々が出動されたというところでの話、また主体は県保健所、地域振興局であるという報道は強くなされておりましたけれども、市の職員の方々も、また地元の建設業の方々の対応が行なわれたというふうに伺っております。具体的に年末年始どのような対応をされたのか、質問いたします。

そして続きまして、今回の鳥インフルエンザ発生によりまして、先ほど申しましたように、もうすぐ隣の地元の玉名市内の養鶏農家の方々もかなり影響を受けられたと伺いました。聞いたところによりますと、卵等々の廃棄もされたと、そういう農家もあったとお聞きました。風評被害等々も含めまして、養鶏農家の方々の経営的な影響、心理的な影響、どういうふうな影響があったか。そしてまたそれに対する対応はどのような対応をしたかということをお伺いします。

3番目になりますけれども、これも聞いた話ですけれども、養鶏農家の近くの池にはカモ等々の渡り鳥が飛来すると。そのために、以前から市の職員の方々も、テグスを張ったりですね、そういうふうな対応策をされておるといふふうに聞きました。今後は、カモ等々の地鳥に対しての対応策として、池への網張り等々の作業についても、必要であると思っておりますけれども、これについて行政としてはどのように考えておられるか質問いたします。

○議長（永野忠弘君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

[産業経済部長 吉永訓啓君 登壇]

○産業経済部長（吉永訓啓君） 議員御質問の昨年末12月26日に隣町の南関町で発生した鳥インフルエンザについてお答えいたします。

まず、年末年始の市職員の対応についてですが、12月26日の夜半より熊本県の要請を受けて初動は農林水産政策課職員が南関町坂下地区及び玉名市三ツ川地区において通行車両の消毒作業に当たりました。その後、終息宣言が出される1月18日24時まで、産業経済部職員延べ80人が年末年始を問わず3交代勤務の24時間体制で消毒作業に従事していたところでございます。

続きまして、玉名市内の養鶏農家の経営への影響についてですが、発生農場から3キロ以内の移動制限区域におきましては、市内3農場で採卵用鶏1万300羽、うずら10万1,000羽、計11万1,300羽が飼育されております。また、半径10キロ以内の搬出制限区域には4農場で採卵用鶏800羽、肉用鶏7万8,500羽の計7万9,300羽が飼育されております。国の防疫指針では、発生農場から10キロ圏内の家禽

や卵は圏外の排出は搬出が制限されております。しかしながら、今回は感染の疑われる鳥が農場にいないこと、ウイルスを媒介する小動物の侵入を防ぐ建物構造であること、出入りする車両の消毒設備が完備されていること等の条件が県及び国が速やかに確認されたため、例外処置として12月の28日には、出荷が再開されております。なお、その際に出荷禁止期間で出荷を予定されていた鶏卵代やえさ代等につきましては、国と県により補助金として経営補てんがなされております。

補償金額の詳細につきましては、熊本県にお尋ねしましたところ、個人情報保護条例の観点上、お教えすることはできないとのことでした。なお、その他、市内の養鶏農家への影響は風評被害も含め現時点ではなかったものと確認しております。

次に、カモ等の渡り鳥に対応するため、池の網張りを行なうことが必要ではないか、についてお答えいたします。鳥インフルエンザが発生した南関町に隣接する地域である石貫、三ツ川地区において、現在、新幹線渇水被害対策事業を行なっております。これは、九州新幹線玉名トンネル工事に起因する農業用水枯渇または減水被害が発生したため、平成23年度より玉名市が鉄道運輸機構から事業を引き継ぎ、恒久対策施設整備を行なう事業であります。その中で、配水地ため池を11カ所整備する計画であります。このうち既に8カ所が完成しており、残り3カ所につきましても今年度末に完成をする予定でございます。三ツ川地区におきましても養鶏場がございますが、養鶏場から半径1キロメートルの範囲内には本事業で5カ所の配水池を計画しており、4カ所が完成し、1カ所が年度末に完成予定でございます。

鳥インフルエンザに関する渡り鳥対策といたしましては、完成している4カ所のうちの一つであるPCタンクにつきましては屋根があり、密閉型となっております。残り3カ所の配水池につきましては、防護フェンスにテグス等を張りめぐらし渡り鳥が着水しにくいような状況をとっているところでございます。今年度末に完成予定の1カ所につきましても同様の処置をとる予定でございます。対策を行なっている配水池につきましては、現場に出るたび担当課の職員で確認を行なっておりますが、渡り鳥を確認したことは現在のところ一度もございません。

最後に、昨年、国内で鳥インフルエンザの発生が確認された時点で、市といたしましては、市内養鶏農家へ消毒用の石灰配付を実施してきたところでございますが、今後も総合的な鳥インフルエンザの予防対策を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） どうも答弁いただきまして、ありがとうございました。

今それぞれ年度末、年度明けてすぐもそれぞれ、休み関係なく対応されたということで、大変だったと思います。仕事でもありますけども、大変だったというふうに思いま

す。また、風評被害も含めまして、そんなに後退した被害がなかったというようなところで安心しました。今後もですね、特にあの渇水対策事業等々でされとる池もありますけれども、それ以外の近くに小さい池等々もあると思います。そういうところも、話し合いながら対応していただきたいと思います。先ほど、そして消毒用に石灰の配付というところでされておるといことで、これですとね一つ先ほどお話ししますが、キラリかがやけ玉名フェスタがありまして、そこに誘致企業の展示ブースがありました。眺めていたところ、テラヘルツ水ですか、ということで、高アルカリ水が展示されていた企業がありました。人には影響が少なく殺菌作用があるために、話を聞いたときに、「私、水虫です」と言うたら「これ効きますよ」といことでですとね、サンプルをいただきましたけれども、その後、詳しく伺う機会がありまして、この企業というのは日本だけじゃないですけど、大学との交流を持ちながら口蹄疫のウイルスに対する抗ウイルス試験や、15種類の動物ウイルス、当然、聞いたことによりますと口蹄疫というのが鳥インフルエンザも同じようなウイルスということで、そういうふうな、ウイルス効果もあると。それから、人ノロウイルスのかわりとしてマウスのノロウイルスといことで、腹のほうもですね、効く、そしてインフルエンザに関しても効くような、そういうふうな開発をしておる誘致企業さんでありました。実際、鹿児島市とも締結をして、地域づくりにされとるその水を使った、畜産とか園芸も含めてですね、鹿児島市と締結をされておりましたし、茨城県では無農薬のイチゴの栽培、島根県では青汁とまたJR九州との共同開発等々といことで、また山都町の高菜の栽培等ウイルス対策、無農薬の農産物づくり、放線菌増殖による土壌改良、日照不足を補うための乱反射の活用による光合成の活性化等々をされとるすばらしい企業でありました。7月にはシンガポールですとね、発表して、この成果につきましては世界にも示すところだといところでありまして、鳥インフルエンザ対策に関しましても、先ほど部長からもありました石灰のほうは下に撒くだけといところで、まだ正式にですね、そこまでは学会の発表等々ありませんし、大学等々も含めて、研究をされとるとい状況ですけれども、このテラヘルツ水というのが本当に効果があれば、上から散布することによって、空間も含めたところも全体で、削減することができると思います。玉名市としても、こういうふうな企業があるといことで、ぜひ、いろんな交流を持ちながら対応していただきたいと。またそこには、年間数十人の学者研究者の方々も、玉名の研究所には来れるとい話でした。成瀬さんがワンペダルで地元企業発明されておられますけれども、新しいこういうふうな発明があるといことで、驚いた次第です。確か、市長のほうも行かれたとい話がされたような話も伺いました。ぜひとも、そういう企業もあります。開発も含めたところですね、対応していただきたいと。ちなみにあのこの企業さんは、水道管工事で訴訟問題を起こされた企業さんではございません。それだけ伝えておきます。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番(西川裕文君) それでは最後になりますけれども、損害賠償に対する市長の責任ということで伺います。昨日の一般質問の中で、前田議員さん、福嶋議員さん、内田議員さん、特に前田議員さん内田議員さん、より詳しい内容での一般質問がありましたけれども、再度お伺いいたします。定例会の初日の市長あいさつの中で、判決を真摯に受けとめますと言われておりました。また、昨日の一般質問に対しましても答弁の中で、内規作成についての話もありまして、合併後の新しい改革として内規を定めたというふうな話、答弁もされました。

福岡高裁の判断としましては、指名競争入札の方法による玉名地区の工事につき控訴人を指名から排除したのは、裁量権を逸脱また乱用したものであり、市長には少なくとも過失による違法行為があったというべきであるから、主文の弁論で国家賠償法による損害賠償責任を負うものと判断するとあります。また本年1月、最高裁では不受理ということで、今回の損害賠償は市長にあると受け取られます。今定例会におきまして、報酬審議会の開催もなく、玉名市長の給与の特例に関する条例制定につきまして、4月1日から6月30日までの給与と期末手当の減額が出ておりますけれども、この額の根拠はきのうの話もありましたけれども、以前のケースを根拠にしていると言われております。ところが、以前のケースという場合、この内容につきまして以前のケースはすべて当時の職員の方の不祥事が原因でありました。今回、福岡高裁によって市長の過失であり、この減額では十分でないと考えます。少なくとも今回、市より支払う費用約500万円を考慮すれば、4月1日より9月30日までの6カ月間の給与と期末手当の100分の73、約500万になりますけれども、これに乗じた額を減額にすべきだと思いますけれども、市長の意見をお伺いします。

○議長(永野忠弘君) 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長(高寄哲哉君) 西川議員の質問にお答えいたします。

この件につきましては、昨日、何回も申し上げましたとおり、今回の判決に従いまして、行政の長としての責任をとるという意味をもって減額を行なうものでございます。その額につきましては、明確な基準がないというような状況でございましたので、本市と合併後の市長の減給事例とか全国の自治体の長の減給事例を参考にしたものでございます。

以上でございます。

○議長(永野忠弘君) 西川裕文君。

○6番(西川裕文君) ただいまの答弁いただきましたけれども、これも繰り返になりますけれども。今までの事例というのは、市長本人の責任というよりもそれぞれその当

時の職員さん方の責任が問題となって、いろんなそれに対しての最高責任者としての市長の減額ということになっておるとお思います。今回は、最高裁は不受理ということで、福岡高裁の責任につきましては市長にあるというようなところの判断がなされております。これについて、市長はどういうふうに思われますか。

○議長（永野忠弘君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 行政の長であるということでありますので、すべての責任は最終的に行政の長にあるというふうに理解いたしております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） 今、市長がおっしゃられた、すべての責任は最終的には私にあるというふうなところと、今回の判決の内容は違うと思います。今回の判決の内容の責任につきましては市長にあるという内容と、今までは行政にあるというふうなところであった中で、最終的には市長が責任をとると。全然やっぱり内容的なところが違うと。直接やっぱり今回は市長に責任があるというところがありますので、全然今までとは違う内容だと思いますけれども、それについてはどう考えられますか。

○議長（永野忠弘君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 何度もお答えをいたしますけれども、この行政に対していろいろあるときには、行政の長に責任があるというふうになりますので、先ほども言いましたように、行政の長が最終的には責任を負うということになるわけであります。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） もう一度、再度確認ということで。今回条例の中で先ほど申しましたように、4月から6月までの給与と期末賞与の10%というところになっております。これにつきまして、変更をされる思いがあるかどうか最後に伺います。

○議長（永野忠弘君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 今回の判決に従いまして先ほども何度も言いますが、行政の長としての責任をとるということで、提案をいたしているという状況でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） 判決につきましては、訴訟されたところが玉名市のほうに請求をされておるから、結果的に市のほうが出すというふうにはなるとお思いますけれども、その原因につきましては、市長にあるというところでの判断だと思えます。そういうところで、もうこれ以上言っても堂々めぐりだと思えますので、やっぱりこういう対応では甘過ぎるというふうに思えます。

最後になりますけれども、先日、ちょうど三ツ川小学校の前を通る機会がありまして、

正門前に第27回全九州小学生男子選抜ソフトボール大会というところで、今月の25、26で九州大会が鹿児島で行なわれるという横断幕がありました。男女の小学生が5年生から1年生まで名前がありまして、15名、その中には石貫小学校2名、玉名小学校1名の生徒さんの名前もありましたけれども、来年から6校が1校となる中で、少人数の中でもですね、こうやって保護者と一体となって子どもたちが頑張るとるところですね、人数は少なかばってんほんなこと頑張るとらすなとというふうなところ感じました。

そういうことで、これをもちまして一般質問を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で西川裕文君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時55分 休憩

---

午後 2時11分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

19番 中尾嘉男君。

[19番 中尾嘉男君 登壇]

○19番（中尾嘉男君） こんにちは、19番中尾嘉男です。久々の一般質問で、ちょっと緊張してですね、夕べは寝れませんでした。はい。

では早速、質問に入りたいと思います。防災公園についてお尋ねいたします。

熊本地震発生から早いもので、1年を迎えようとしております。また1日も早い復旧復興を願うものでございます。それでは早速、質問に入らせてもらいます。今回の地震で津波警報が出され、多くの方が高台へと避難されました。そこで質問ですけれども、まず（1）、防災公園は市内にあるのか。また、車中泊等の車の乗り入れができる避難場所はどこにあるのかを、まずもってお尋ねいたします。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

[建設部長 礒谷 章君 登壇]

○建設部長（礒谷 章君） 中尾議員御質問の防災公園についての中の防災公園は市内にあるのか、また、車中泊など車の乗り入れができる避難場所はどこにあるのかについてお答えいたします。

玉名市の総合的な防災計画でございます玉名市地域防災計画では、桃田運動公園、蛇ヶ谷公園、岱明中央公園、山の上展望公園の4公園が緊急避難所として指定されており、防災公園として位置づけを行なっております。4公園の駐車場につきましては、桃田運動公園が420台、蛇ヶ谷公園が250台、岱明中央公園が400台、山の上展望公園が30台、合計1,100台でございます。また、その

他の公園の駐車場台数は、地域別に旧玉名市が39公園で109台、岱明町が14公園で25台、横島町が8公園で53台、天水町が3公園で23台、合計で210台でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） ただいまの答弁の中でですね、その他の公園の駐車場ということで、いろいろ台数を言われました。これは一般的な公園に当たって、公園の駐車場なのか、先ほど私が申したように、高台に設置してある公園なのか、その辺をちょっとお尋ねします。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） はい、再質問にお答えいたします。

先ほどのその他の公園といいますのは、地区の児童公園とかそのような公園でございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） 玉名市の中のどこにどういった公園があるかちゅうのを私はわかりません。

そのところでですね、横島の8公園についてちょっとお尋ねします。今回の話はですね、先ほど言いましたように地形がそうわからんから横島を対象として、ちょっと話をさせてもらいます。それで再質問ですけども、横島町の8公園、これどこら辺に当たるのか、わかる範囲内でお願います。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問にお答えいたします。

先ほど言いました山の上展望公園、それから石塘史跡公園、京塚公園、池辺吉十郎史跡公園、港いこい公園、明丑どんぐり山公園、干拓トイレ公園がございます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） 今の説明ではですね、8公園のうち3つか4つぐらいは、高台の公園かなというふうに思います。そこで展望公園が30台ということで、それに面してですね、京塚公園とか、いろいろその山の上に横島の場合はあります。それで、この（2）のですね、災害に対する公園等の整備についてをお尋ねいたします。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問にお答えいたします。

災害に対応した公園の整備についてでございますが、現在、市民1人当たりの公園供

用開始面積は全国の標準値を上回っており、新規公園を整備する場合、補助事業での採択が非常に難しい状況でございます。今後につきましては今回の教訓を踏まえ、防災公園の指定拡大や既存公園に防災機能を有する再整備などについて関係課と協議を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） もうこの玉名市に対しては、ある程度の公園は、通常の公園ですね、公園は整備があつるという中で、補助を使つての公園化は厳しいかなというような説明だったかなというふうに思います。

先般の地震でございますね、津波がやってくるという一報が入つてですね、私は山の上に行く道路のところに家は住んでますけれども、その一報が入つてからですね、5分か10分、そうは長くなかつたと思います。とにかくもう車がざわついてですね。何だろかと思つて私、その家の外さん出てみたら、もう車が数珠つなぎとしとるわけですよ。それで要するに高台のほうに避難されとるわけです。私も半信半疑だったですね。何で有明海のこの中で、その津波がやってくるかと。来てもまあ2m3mだろうと。今の海岸堤防の堤防が7mかな。そのぐらいで許可されとるわけですよ。そういうとを構えてですね、国道501号線、大体海拔2mからちょっとあつとですよ、大体がですね。そのぐらいの津波が来ても大丈夫だろうというようなふうに簡単に思つておつたけども、あのやっぱり車を見たときにですね、うちの家内も「もうお父さん、はよ行こうよ」というようなことで、そう言つてですね、私は家の犬を2匹引張つて、家内はお袋と近所おばさんを乗せてですね、行つてとにかく進まんわけです。私はもうその犬を連れて歩いて行きましたので、その状況はわかるわけですよ。ちょっと広い道路の広いちょっとスペースなんかにはもう車を乗り捨ててですね、もう人だけ高台の方へ避難されとるわけですよ。そういった状況でですね、もうとにかく、パニック状態といいますか、そういうことだったですよ。それでやはり私が思つたつがですね、これはやはり特に私の町は干たく持ってますので、大体、戸数としてですね、山の周辺これがその1支部から大体4支部あるわけですよ。それと、山を除いて5支部から9支部まである中でですね、5支部から9支部までが大体世帯数で1,030ぐらいあつとですよ。そのうちの人口が約2,900人ぐらい。山の周辺の人たちは、今言うように年寄りとかなんとかおられん限りはですね、これもう徒歩で避難されるかなと思います。そういった中で、どんなに1世帯から1台で来ても大体1,000台ぐらい来るとですよ。避難されて。1,000台ぐらい来るとですよ。もう今も言うように、少々な駐車場スペースしかないですが、駐車場はですね。そういった中で、これは何とかせないかんなど。もうとにかく駐車場が少ないなというようなことですね、思つております。そういうことで

ですね、こういう今の説明では補助は出にくいと。一口で言えばですね、出にくいというようなことでした。そういった中でですね、総務部長にお尋ねしますが、これは合併特例債ですね、こういうとには適合すつとですか、適応すつとですか。何らかの防災公園というといかんかもしれんけども、そういった避難をする場所の確保する費用に対して、その合併特例債適応になるのかな、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（永野忠弘君） 総務部長 上嶋 晃君。

○総務部長（上嶋 晃君） 中尾議員の再質問にお答えいたします。

公園緑地の整備につきましては、新市建設計画の主要施策に規定をしております。地域住民の憩いの場とかあるいは、今、おっしゃいました災害時の避難場所など多彩な利用の観点から適正な配置に努めることとしておりますので、今、御質問の合併特例債については、その活用は可能でございます。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） きのようにですが、高寄市長がですね、市民会館に対して通常なら30億円の金があると。でも合併特例債を使えば8億円ぐらいというようなことで。私はこの合併特例債というのは、そんな使い勝手があるかなというふうな恒常の事業、予算だろうというふうに思うわけです。今、担当されてる建設課としては、もうこれ以上はできない。今の総務部長の答弁では、それが適用な位置づけがなんかなされるようなことでした。そういうことですね、これはほかの天水・岱明・玉名市にもそういった感じで、恐らく足りないわけです。そういったときの避難場ちゅうとがですね。先ほどから言いますように、私は横島なのでですね、ちょっと横島のことをお話しますが、横島は横島の山があつてですね、案外とその公園あたりが何と言いますか、集積ちゅうか寄つとるわけですよ。展望公園がある、その横にはジャングルジムがある。また100mばかり行けば京塚があつてテレビ塔があつてというふうで、その一体が公園みたいな感じですよ。その中でですね、展望公園からですね、テレビ塔がある展望公園ですね、通常京塚というんですよ。そこからですね、そこから山をですね南に向かうと、ちょうどあの老人施設がですね、あります。その間がですね、耕作放棄地なんですよ、その間がですね。ほかにもありますけれども。たいがいの放棄されております。以前はミカンなんかを作られておりましたけど、今現在もうほとんど何もつくってない状況で、それでいろんな鳥なんか来てですね、非常にあの辺の人たちは困つとるわけですよ。これは私も以前に、一般質問をしたことがあるんですよ。主にシラサギなんかがおるわけですよ。そのふんがですね、相当害して恐らく市長もご存じだと思います。あの辺には多分知り合いもおられて行かれたことがあるかと思えます。梅雨場なんかも全然窓、開けられんとですよ。そういう状態なんです。そういう状態ばもう何十年もされとるわけですよ。そこでですね、そこでこういった公園がで

すね、できればそういう解消もできるわけですよ。これは当然、鳥を取るわけじゃないけども、一応その住み家あたりをそういうことで整地なんかすれば鳥はどこさんか別なところに行きはするけれども、ですね、そういうことも解消できるわけですよ。

またそれにもう一つ、津波ばかりじゃありません。横島の唐人川というのがあります。天水と横島にかかってですね。これも今度の地震で大分、堤防が漏水をしております。今度、今月の28日ですか、土木課が建設課長のところで県と玉名市と地元の議員と区長さんあたりで、現地の視察を調査をするわけなんですけれども、これはもういつ決壊してもですね、おかしくないような今状況なんです。去年2年ぐらいいかな。もうとにかく、もう漏水がひどくてですね。これは見たときは、これは堤防うっかゆるばいというような感じだったんですよ。でも、あくまでも地震によつての津波こればかりじゃなかったですよ。やはり大雨のときですね、水害とかいろんなことで、その決壊のおそれがあります。そういうときは必ずやっぱり高台に行かないかとですよ。横島地区はもう余りなかったですよ、高台というのが。で、横島の支所とか今度新しくその体育館なんかも建ててもらいましたけれども、2mぐらいの潮がくればですね、もう全部浸かってしまうとですよ。地震とか何とかの避難所にはそういうところも往々にして使われますけれども、そういった災害のときはですね、全然使われんもん。やはり高台、山のほうさん逃げていかんといかんとですよ。わかろかい、そがんこつ言ったっちゃ。そういうこともですね、やはり描かれててですね、これは確かにその財政面も厳しゅあるだろうと思います。この前の津波警報のときですね、私そうやって山の上に行ったときに、ちょうど旧道路があつてですね、町道があつて、ちょっとその頂上付近が四差路になってですね、公園のほうと栗ノ尾のほうさん行かれる道があつて、そこに私はおつて交通整理あたりしてですね、とにかくみかん畑で中にでん何でん入れろというようなことで、一つそのとき助かつたつがですね、建設課が中心になって栗ノ尾横島の山ですね、北側から登る栗ノ尾という道が栗ノ尾地区の道があつてですね。これが以前、救急車通られん状況だったけども、部長あたりの配慮で緊急にその道路を広げてもらつて、それがあつたもんだからですね、もう一方通行で今度下らるるごつなつたんですよ。もちろん登ってくるのも登られるし混雑が解消されたわけです。そういうこともあります。

是非ですね、この辺のやっぱりその公園のですね、検証と言いますか、これはもう庁内一丸となつてですね、やはりしてもらわないかと思ひます。

それとですね、ちょっと、先ほど説明の中で桃田運動公園、これがちょっと大きい車がとめられるスペースがありますね、420台ですか。今大体県道1号線ですか、あれからメインのその桃田運動公園に入る道、それとか手前のところから入る道とか、大倉のほうから裏から入ってくる道、それとかその凸版がありますね、そこから入る道と

か、今、凸版のほうが一番狭かですね。あれから入る道が。やっぱこんだけの大きい避難場がありますもんだからですね、しかもその先ほどから言われるように、災害時の指定の公園というようなことで。これは緊急にやっぱり、その道路を整備ですね、やっぱりしていかにいかにじゃないかなというふうに思います。その辺はどがんですか。

○議長（永野忠弘君） 建設部長 磯谷章君。

○建設部長（磯谷 章君） 再質問にお答えいたします。

確かにアクセス道路というのは非常に重要な道路でございます。そういうことで桃田には先ほど議員がおっしゃられましたように4つのアクセス道路がございますが、やはり緊急時にはもっと必要性が出てくるかと思っておりますので、今後、検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） そういうことで、こういう施設をですね、できるだけなら使わんほうがよかとですよ。ですね。でもばってん使わなるときゃ、今言うように足りないというようなことで、公開するこつもあるかなというのも思うしですね。なかなか財政が厳しいのはわかります。そういう事でも、合併特例債、もしくは市の単独工事、少し時間がかかるかもしれんけど、確実にですね、事業はなされるように強くお願いしておきます。

[19番 中尾嘉男君 登壇]

○19番（中尾嘉男君） 続きまして、上水道整備についてお尋ねいたします。この件について、私はもう何遍となく質問をしております。全然何か進展がありません。どうして進展がないだろうかなというふうに思っております。今回聞き取り調査なんかのときですね、少し明確になったところもあります。そういった中でですね、2点ほど質問いたします。

まず1点目がですね、26年、27年の工事实績、(2)として未整備地区についての水道整備についてでございます。

○議長（永野忠弘君） 企業局長 北本義博君。

[企業局長 北本義博君 登壇]

○企業局長（北本義博君） 中尾議員の上水道整備についてお答えいたします。

まず工事实績についてでございますが、平成26年度におきましては、総工事発注件数25件中10件の総配水管の新設拡張工事を発注し、同じく27年度においても総工事発注件数17件中、配水管の新設拡張工事を3件発注し、水量水質の安定を図りました。

次に、未整備地区の上水道整備についてでございますが、水道の未整備地区は現在、

玉名地区では、三ツ川の川床地区と奥野地区、天水地区では天水町の旧簡易水道区域を除く地区、また横島地区では、昭栄を除く地区が水道の未整備地区で、岱明地区にはすべて水道の整備は完了しております。

まず、水道の整備を行なうには未整備地区を給水区域に定める水道法第10条の規定に国に対し事業認可の変更申請が必要となります。さらにこの申請を行なうには、拡張する未整備地区の水道事業計画が確実に実施されるもので、かつ技術的財政的観点からも合理的でなければならないという確実性と合理性が求められています。このように、現実の可能性、経済性等の幅広い観点から、その確実性と合理性を確保する必要があり、安易な給水区域の拡張ができないもので、中長期にわたる将来を見越しての需要を勘案し、区域の拡張を検討する必要があります。

また、広域的な水道整備は配水量の拡大に直結する問題であり、水源地の確保や水道施設の整備などの多大な設備投資が伴います。このため、拡張区域の事業目標普及率をできるだけ高い水準を目標として設定し、原則として100%、やむを得ない場合は90%の加入の同意をもって、給水区域の拡張の有無の判断材料としております。

今後、未整備地区の水道整備の対応についてでございますが、今般全国的に水道事業を取り巻く環境は、高度経済成長期に急速に整備された水道施設の老朽化が進行しており、大規模な更新ピークを迎えつつあります。本市の玉名東部地区においても同様であり、昭和36年開始の東部の水道事業は開始以来50年を経過しておりますので、東部地区、菊池川左岸であります。全体の施設の更新を含め見直しを検討しております。近い将来迎える大規模な更新に備え、財源を確保することも必要になっております。

このような厳しい経営状況の中で、今後も持続的な事業運営を行なうため、その指針となる長期財政シミュレーションに関する支援事業を平成29年度より2カ年をかけて策定をする予定でございます。まずは、この中長期財政計画の中で、東部地区の更新計画とあわせて未整備地区の解消についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） 内容的なことはですね、今の答弁の中で、るるわかったこともあります。

再質問ですけれども、26年、27年度ですね、新設工事の地区名と金額、それと2つ目としてですね、平成29年度の水道整備予算の内容、3番目がですね、東部地区の見直しの中に未整備地区が入っているのか、この3点、ちょっとお尋ねします。

○議長（永野忠弘君） 企業局長 北本義博君。

○企業局長（北本義博君） 中尾議員の再質問にお答えします。

まず、平成26年度と平成27年度で整備した新設工事の地区名と、金額は幾らかと

いうことについてでございますが、平成26年度につきましては、新設に係る事業費1億8,549万3,728円で滑石地区、溝上地区、中地区、片諏訪地区、伊倉南方地区を同じく27年度につきましては、新設に係る整備費は2,869万7,747円で、寺田地区、小島地区、千田川原地区をそれぞれ既設の配水管からの延伸工事を行なったもの  
でございます。

次に平成29年度の水道整備に係る予算内容についてでございますが、布設替え工事として2,320万円、新設拡張工事として8,140万円で、玉名地区、山田地区、野口地区、天水東地区、小浜地区の整備を行なう予定でございます。

次に東部地区の見直しの中に未整備地区の整備は入ってるのかについてでございますが、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、平成29年度30年度で、水道事業の中長期的な財政計画を策定し、その中で水道事業中長期的にどう経営していくかを、その経営方針を確立し、間近に控えている東部地区の更新や施設の統廃合、老朽管路の更新、施設の耐震化、さらに未整備地区解消のため拡張整備の実現の可能性などを検討し、経営の健全化に向けた適正な水道料金の水準の設定や、経営削減の検討も行なっていくつもりでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） 先ほどの未整備地区のですね、三ツ川の川床地区ですか、これとか奥野地区のですね。これはもう何か新幹線からみです、以前何かあの辺をしたでしょう。そのときの、今言う、川床地区なんか云々は入らなかつたんですか。

○議長（永野忠弘君） 企業局長 北本義博君。

○企業局長（北本義博君） はい、前回三ツ川地区は湧水関係絡みでですね、拡張しましたけど、川床地区だけがかたられておりませんので、整備は行なっておりません。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） 今外野ががさがざおっしゃって、かたるのかたらんのなんていうけども、じゃあ何か理由はあつたんですか。もしよければ。

○議長（永野忠弘君） 企業局長 北本義博君。

○企業局長（北本義博君） はい、川床地区については川沿いでありますので、その水量については別に井戸で対応できるということで、加入がなかつたということで要望がなかつたということで整備しておりません。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） はい、わかりました

でもですね、やっぱりそのときは多分よかつたろうと思うとですよ。やっぱり時間がたつとですね、いろんな支障が出てきます。もうやはりそれではちょっと遅かつたですよ

ね。一応この私、未整備地区としてですね、何回も冒頭で質問したて言いますけれども、この横島地区ですね、これは平成17年、私が市議会になって初めての年ですね。この問題を議会で質問したんですよ。そのときもですね、アンケート等をですね、調査をやったときに、1,400件ぐらいだったかな、全体で。率がですね、10%もなかったんですよ。返答のですね。その中でも10%もなかうちの中の内訳っていうのがですね、何せ自分とこの井戸があると。水をなんで、その金はらって引かないかんとか、いろいろですね、わけわからんことが書いてあったわけですよ。最近では去年の地震によってですね、相当水の流れと言いますか、これがたいが変わっております。以前は「うちはよか水だけんな」って言われている人たちがですね、どがんかいかなあというようなことですね、私の近所の方がですね、「おい議員、なんさま水の出が悪か。水道屋に言うてもなかなかほどゆういかん」っていうようなことですね、「何か機械が30万円ばっかするてももんね。」というようなことですね、「その市水は引っ張らんかい。」で、「もうあしたあさってぐらい引かれんかい。」っていうような簡単なことおっしゃってですね。だけん「おっさん、おっさんて、そがん簡単にいくもんじゃなかったいて。とりあえず、ほんなこていかんならば、その30万円かけてもそればつুক্তたい」っていうようなことを私この前言ったばかりなんです。私のうちもですね、ポンプの手前にフィルターをつけております。大体1週間に1回ぐらいですね、そのフィルターを洗わんと、水が流れんとですよ。私んところはマンガンですもんね。たちの悪かですよ。6年ぐらい前に、井戸掘ったんですよ。120メートル近くだったかな。やはり100万円ぐらいかかったですよ。でも変わらんとですよ。、私の地区には、この市営団地が2つほどあります。

このゆとり一むはですね、そうなよかとですよ、水が。あの辺、横島支所一帯はですね、そうなよかとですよ。あそこん近くに私の親戚がおるからですね、どうせいかんなら、もうあれから私は管ば引っ張ろうかなって今、思いよつとですよ。許可をするのですかね、そぎゃんときは。

〔「玉名市に金出してもろて、水道ば引っ張っとよかてい。」と呼ぶ者あり〕

○19番（中尾嘉男君） ほど、いろいろ最近聞いて事情がわかったけんな、そがんこと言わんたい。今から先は早かろと思うけんな。

そういうことですね、本当、困つとるわけですよ。この前、もらいました第2次の玉名市総合計画の中でも、この水道のインフラ云々に関しては、そう触れてないですね。ちよつと寂しいかったけども。そういうことですね、まず、29年、30年だったかな、東部のほうの東部地区のほうの見直しということで、この未整備地区ですね、一応、計画の中に入っていつになるかわからんけども、具体的にその調査を、調査というかそういうシミュレーションをやってですね、どのくらい、早くてどのくらいの実際、

横島あたりの水道がですよ、稼働するのか、わかればちょっと。

○議長（永野忠弘君） 企業局長 北本義博君。

○企業局長（北本義博君） 先ほども申しあげましたけど、玉名市の水道事業の中長期的な経営の基本計画であります経営戦略平成29年から30年の2カ年で整備いたします。この経営戦略に関する基本的な考えが投資資産及び財源資産の将来予測、そすと経営健全化及び財源確保の具体的な方策をシミュレーションし、平成31年から40年度の10カ年の計画を策定するものですけど、昨日、徳村議員のほうから更新計画のアセットマネジメント、それと施設の耐震計画ですね、それを29年度に策定しまして、それを総合的にこの2年間で作成する経済戦略、全体的なシミュレーションですけど、10カ年ですね。その中で、収支状況を見ながら計画立てるんですけど、この未整備地域についてもですね、拡張整備の実現の可能性なども一緒に検討して、精査していきますので、その何年後という確実な数字は申しあげられませんが、そのシミュレーションをつくる中でですね、十分検討していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） 市長にお尋ねします。

ただいまその担当課のほうからそういう説明がありました。できるだけ早くせないかんという気持ちは伝わりますけど、やっぱりこの水道のインフラ、もう、ただいま私が申したように、本当1週間に1回はフィルターを掃除してですよ、掃除して2日3日目もう同時に二つの蛇口を開ければですね、チョロチョロ水というような感じで、ボーリングをしても、そういった水が下にあるからですね、どうにもならんとですよ。非常に困るわけですよ。そういうことを踏まえてですね、これは先ほどの災害時の公園も同じですけども、それ以上にですね、それ以上にやっぱりこういったインフラ整備ちゅうのは必要と思えます。どうですか、その一般財源からでもですよ、繰り入れて、とにかく担当部署としては予算があれば1年でも早く計画をされてですよ、なっていくだろうと思えます。そういった中でですね、そういった予算の編成といいますか、もちろん料金の設定もあろうかと思えますけれど、そういったその努力はされんとですかね、市長。一言お願いします。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 中尾議員の質問にお答えいたします。

水道事業につきましては、先ほど企業局長のほうから話がございましたので、割愛をいたしますけれども、やはり将来にわたっていろんな面を検査しながらやっていくということ。そしてまた採算性も利便性もというようなことでありますけれども、やはりこの水道事業につきましては、まずもってはその加入率等々が大事になってくるんじゃない

いかなというふうに思っております。以前はどここの地区でも自分の井戸のところは非常にきれいだから、水道なんてお金出してまで買う必要ないというふうなことを言われた地区も、やはり時代とともに水源の汚染等々がございまして、だんだんだんだんとその必要性を感じられて、水道ができたというような経緯がございまして。そういったものでは、やはり今までも、要らないという状況が必要だということに変わってくるのは事実だろうというふうに思っておりますので、まずは、29年30年で将来計画を立てる中で、早期に未着手の所の地域につきましてはアンケート等はまた希望等を取りながら、そして採算に合うように、希望がとってその希望非常に多いということであれば、進めるということになるだろうと思っておりますので、29、30年度の計画の中でそういったことを実施していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） 最後になりますけれどもですね、やはり、そういった未整備地区の地区でせなんことはですね、します。努力もしますよ。自分たちのためだからですね。そういったふうでアンケートなんですか、地区外何とかいうですね、区域拡張、こういうことをしていく中でですね、するに当たって、今言いますように地元としてそういったそのアンケートとか云々の作業ですね、せないかんことはやります。そういうことで、ただいま市長も言われたようですね、早急にこの問題が解決しますように切にお願いして、一般質問を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、中尾嘉男君の質問は終わりました。

9番 江田計司君。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番（江田計司君） 皆さん、こんにちは。無会派の9番江田です。

この議会より、新しい仲間ができて、近松代表のもとで9名となりました。最大会派になりました。最愛なる同志のおかげで最後のこの場所に立たせていただいております。いつもながら、最終日の最後となりますけれども、もう少しの辛抱でございます。そしていつも最後まで傍聴していただきました傍聴席の皆さま、ありがとうございます。

それでは通告に従いまして、「通学路の安全は大丈夫か」を質問いたします。

先般、高道小学校の校長先生とPTAの会長さんが来られました。校区の通学路の件で、相談にこられたわけでありまして。この件は要望書が出ておりますように、中島区から中区内の旧三井導水の上部の一部を通学路として使用しているが、安全の確保が十分でないのではとかならないのかと。同じ要望書が出ているのは、恐らく、鍋小学校の前でもあると思います。また、長保区・大相区の通学路についても、平成26年の3月議会において、国道501号線を横切る通学路についても質問をしております。当時の西

田教育次長ですね、の答弁では警察などの関係各機関に信号機設置などの要望を行なっていくとの答弁をいただいておりますが、その後はどうなっているのかお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 江田議員の「通学路の安全性は大丈夫か」についてお答えいたします。

議員がただいま御指摘をされた通学路は高道小学校、鍋小学校前の1級市道大浜橋岱明線沿いの緑ネットたまな平野所有の道水路上部の通学路であるというふうに認識をしております。

この通学路は通学指定当時のことですが、三井高压化学株式会社所有の導水路上部でありまして、昭和50年市町村合併前の岱明町との間で賃貸借契約を締結し、両小学校の通学路として無償で使用させていただいたものです。その後、所有が緑ネットたまな平野に移りこのたび当該道水路本体が、昭和16年に設置されてから70年以上の年月が経過し老朽化のため崩落のおそれがあり、安全性が確保できない旨の申し入れがあったところです。このため両小学校の校長、PTA会長及び教育委員会で対応策等を協議しまして恒久的で根本的な解決のためには、市道沿いに歩道設置が必要であるとの結論を得たところです。

さらに、日常的な利用に当たっても同様な思いもあり、市に対し両小学校及び地域の方々から歩道設置の要望が提出されたところです。市といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、恒久的な安全対策としては、歩道の設置がもっとも望ましい解決策であると考えており、今後は所有者である緑ネット玉名平野との協議を重ね、担当課と共に歩道設置に向け積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また高道小南側地区の登下校時の安全性に伴う、国道501号線に点滅信号および横断歩道を新設することにつきましては、管理機関である熊本県及び玉名警察署に相談協議しながら、要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 答弁をいただきましたが、今、急に危険がどうということでごいせんけども、万が一ということもあります。学校関係者、保護者の皆さまも、今、大変少子化の時代であります。子どものことには大変気を使っておられますので、どうか早く何とか解決ができるよう、御努力をお願いしたいと思います。また長保、大相の国道501号線を横断するのにも、やはり今特にここは少子化のところですね。早

く解決するように努力をしていただきたいと思いますけども、何せ相手が警察関係なもんだからですね、なかなか大変だろうと思いますけども、できたらですね、早急に解決をいただきたいと思います。またその、高道小学校の横のですね、南北に走る道路ですね、これ昔のミカン畑道なんですけど、これものすごい広い道路です。これは横断歩道ありますけども、何せ1本道なもんですからですね、車の通行がものすごく多いし、スピードもの凄く出しておられるわけですよ。そしてまた小学校の横はですね、横断歩道がちょっと消えかかておるわけですけども、その小学校の前に、農協の交差点があります、信号がすね。それとその信号が青になりかかったばかばかなときですね、やっばその工事関係の人がビューといくわけですね。だから、ものすごく危険を感じているという、お話がありました。だから、この横の道をですね、何とかですね、何ですか、スクールゾーンというんですかね、なんか場所によってはですね、道路にこう青いやつを塗ってあるそうですね。ですから何かですね、スピードが出ないような何か方法ないものか今のままではですね、交通事故が結構多いんですね。ここ1カ月になるんですけども、中学生がですね、私の家のところを自転車で通りようとしてですね、カーブミラーがもうちょっと西日があたってですね、余り見えんわけですね。車が見えんもんだから、渡りよったところが、車がびゅっと来てはねられたと、そういう事故がありました。ですから、何かですねこの一帯はスクールゾーンというようなですね、何か方法も考えていただきたいと思います。学童の通行についてはですね、関係の人たちは寒い中でも朝からですね、横断歩道のあの旗を持ってですね、大変御苦労されております。どうか1日も早くですね、安心して安全な通学路であるように関係各位の皆さま、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次の質問に移りたいと思います。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番(江田計司君) 2番目の公民館建設について質問をいたします。この公民館建設につきましてはですね、もう何回も何回もいろいろ質問をしております。中ではですね、公民館ができないのはこの前も近松議員が言われましたけれども、近松議員と江田議員が反対ばしよるけんいつまっでんでけんたいとか、そういう区長さんたちのお話がありました。これであの二人は選挙でつかささないかんばい、そういうお話までいろいろ囁かれております。私たちはですね、この公民館建設には大賛成なんですよ。えらいことに聞こえておりますね。ただですね、何回も何回も変更変更ということでもありますけども、これはですね、我々が変更しよっとじゃなかです。行政の計画が悪かつですよ。合併協議会のときは、要するに、公民館を現地建てかえ計画しとって、結局、公共施設の適正配置計画、早からわかつとったわけでしょうが。支所が空くとは。そこに3階に公民館、2階に図書館。結局我々もいろんな人の意見を聞いたらですね、そがん公

民館ば3階にあってでくるかと。そういうことで、結局、そのあとまた変更になって岱明ふれあい健康センターと併設ということになったでしょうが。ところがですね、この岱明ふれあい健康センターと併設ちゅうことになる、またいろいろ問題あつとですよ。結局、これを我々が反対しよるからいつまでもできんと、そういうことになつとるわけですけども、せっかくつくるならですね、何もよっせまっちゃんのごたる建物ば建てんでやっぱり使い勝手のいいですね、便利なやつ、そういうやつを建てるのをお願いしたいと思います。

やっぱりですね、いろいろ話があつてますけども、やっぱりこの前の地震なんか教訓なんですよ。避難場所ですね、相当いろいろ混雑しました。さっき中尾議員からお話がありましたですね。それはもう大変な混雑ですよ。だからそういうことも考えてですね、災害に強い公民館であることを欲しいとお願いしたいわけでありませう。

結局ですね、昨年の12月岱明ふれあい健康センターの併設案は、勇気ある議員の皆さまの大変な御協力のおかげで、併設案は修正されました。しかし今回はですね、33人中の区長さんが、かわらさっさんどなかなか。結局、これが請願がまた出されておるですね。岱明ふれあい健康センターに併設を早くしてくれと。だから、こういう区長さんたちの意見もありますけども、今ですね岱明町では、現地に建てかえてほしいという署名活動もあつております。ですから、そういうことですね、5点ほどお伺いをいたします。

まず1点目、岱明町ふれあい健康センターを設置した意図や経過。2番目、岱明町ふれあい健康センターの今後予定している改修内容。3番目、公民館は役割や設置目的の視点から、どのような施設と考えるのか。4点目、岱明町公民館複合化案の関連予算の提出までの経緯。5点目、現公民館敷地に公民館を建設しない場合、跡地の活用方法についてどうしてお考えなのか。お願いします。

○議長（永野忠弘君） 健康福祉部長 村上隆之君。

〔健康福祉部長 村上隆之君 登壇〕

○健康福祉部長（村上隆之君） 江田議員の岱明町公民館建設について、5点の御質問がございました。その中で、私のほうからは1点目と2点目の御質問にお答えいたします。

まず1点目、岱明ふれあい健康センターを設置した意図や経過についてでございます。岱明ふれあい健康センターは、平成7年に供用開始しております。設置の経緯につきましては、入浴施設があつた岱明町老人いこいの家の老朽化や、乳幼児健診など母子保健事業が行われておりました母子健康センターの老朽化、また各種健康診査業務が岱明町公民館で分散して実施されているという課題がございました。そこで、保険と福祉の拠点施設が必要と考えられ、手狭であつた公民館の一部機能も補完する意味で、複合化施

設として建設されたところでございます。当時、社会福祉協議会は岱明町役場庁舎内に事務所を構え業務を行なっておりましたので、管理業務も兼ねて社会福祉業務の充実を図るために移転しております。

次に2点目の岱明ふれあい健康センターの今後予定している改修の内容についてお答えいたします。改修につきましては、玉名市公共施設長期整備計画に基づいた整備を行いません。平成29年度に設計委託、30年度に工事を予定しております。工事内容は経年劣化に伴う外壁屋根改修工事、空調設備改修工事、配管改修工事、温泉の水位計などの交換を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野忠弘君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 江田議員御質問の3点目、公民館の役割、設置目的についてお答えいたします。

公民館の役割は、地域づくりの拠点であるとともに、市民グループや各種サークル活動の場としてまた研修室を安価にて貸出し多くの方々に利用していただくことで、公民館で出合った人同士が地域のさまざまな課題等について学習し、ひいてはまちづくりや地域の活性化につなげていくところにあります。公民館を拠点とした社会教育に対する市民ニーズは、近年、少子高齢化など社会の動向に応じて大きく変化しており、自分たちが住むまちについて学びよく知り、地域づくりを実践していこうと自ら生涯学習に取り組む人もふえてきています。また、他市から引っ越しされてこられた方々にとっては、公民館でのサークル活動や講座への参加を通し、地域の方々と顔見知りになるための交流の機会づくりの場ともなっている現状があります。高齢社会に対応するためには、地域コミュニティーを中心とした地域的課題の解決は必要不可欠であり、さまざまな学習活動や、高齢者の生きがいづくり、担い手の育成を図っていく必要があります。このような状況の中、社会教育において公民館が果たすべき役割が大変重要であると考えております。

公民館の設置目的については、市民生活に役立つ教育、文化等の事業展開を図り、市民の教養の向上、健康の増進、社会福祉の増進などを進めていくことがあります。地域における公民館は、まさに地域における学びの場、仲間づくりの場、世代間交流の場であり、人と人とを結ぶ人づくりの場であると考えます。そして人と人を結ぶ人づくりの場であるためには、地域の方々が気兼ねなく立ち寄ることができる公民館ででありたいと考えております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 議員の4点目の御質問でございます。岱明町公民館複合化案の関連予算の提出までの経緯についてお答えをいたします。

今から7年ほど前の平成22年の市議会一般質問から岱明町公民館の建てかえが取り上げられるようになりました。その後何度も、同様の一般質問がございまして、現在地建てかえと、新庁舎完成後の岱明支所の空きスペースの利活用も含め検討するという、一貫した市の考え方を市は繰り返し答弁をしております。合併当時の新市建設計画、一般質問については元福田議員が何回かされておりますね。合併当初の新市建設計画とその後の改正された新市建設計画でも、機能が重複し点在する公共施設を適正に配置し整備することが明記をされていますように、これからの玉名市にとって、将来を見据えた公共施設の適正配置は必要かつ重要な施設、施策であると考えまして、まずは、平成23年度にすべての箱物施設の実態把握を行ない、その翌年、24年度には公共施設の適正配置計画を策定し、今後のマネジメント方針を定めております。

この計画の中には、特に緊急性や必要性が高いと認められるものが先導的なモデル事業として取り組むとしており、岱明町公民館の移転集約先として計画をしました岱明支所の空きスペースの利活用も、モデル事業の一つでございます。新庁舎建設に伴いまして、岱明支所には多くの遊休するスペースが生じることが明らかでございましたので、これを解決するための検討を何度も重ね、その結果として、建てかえが急務であった岱明町公民館と図書館の移転集約先として、既存施設の有効活用を図るという事業が構想されました。この構想をもとに、平成25年度より岱明地域協議会、公民館支館長会や自主講座代表者会議等との協議や説明を経て、平成26年6月及び9月議会において関連予算を上程をいたしました。議論や住民説明が不十分という理由で認められませんでした。

市としましては、この市議会での議決を尊重し、その後小学校区単位での住民説明会を開きまして、改めて地域住民の皆さまとの意見交換を行なった上で、その後の12月議会において支所移転計画を白紙とし、再考するという市の最終的な判断について御報告をいたしましたところでございます。

その後の再考の過程では、現在地の建てかえや又は住民説明会でも市への提案があった岱明ふれあい健康センターへの併設複合化案の比較検討を行ないました。多角的多面的な比較検討の結果として、併設による複合化が現在地建てかえと比べ、より多くの点ですぐれていると私どもは判断をし、議会や利用団体、区長会等に丁寧に説明をし、理解を求めてきたところでございます。検討結果とは異なった現在地建てかえが適正配置の趣旨や方針に則していない箱物の建て方になるという認識の上に、これまでに議論は十分に尽くされ、しかるべき時期になると判断をいたしまして、この前の12月議会に

関連予算を上程をいたしました。しかし平成26年度と同様、再度の否決となり予算措置されることなく、未着手の状態になるということでございます。

次に、5点目の現公民館敷地に公民館を建設しない場合の跡地の活用方法についてどのように考えているのかという御質問でございますけども、これまでも、意見交換会などで市の考え方を説明してきましたように、公民館解体後の跡地活用については、この時点では当然何も決まっておりませんが、仮に岱明ふれあい健康センターに公民館を併設し建てかえた場合には、臨時駐車場としての利用が考えられます。しかし、これは併設先に別途整備します常設の専用駐車場に不足が生じた場合に限って利用される仮設の駐車スペースとなります。この案は今まで計画自体が、達成してからの話ですね。過去に開催しました住民説明会におきまして、岱明支所周辺には、買い物ができる店舗やスーパーがなく、とても不便で買い物難民の状態にあるという市への御意見がございました。市としましては、このような御意見も十分に踏まえた上で、地域住民の皆さまが必要とされる、そして喜ばれるような跡地の活用方法について、公民館解体後の臨時駐車場として利用する過程において十分に検討し結論を得たいと考えます。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 原口部長はですね、確かに玉名市の企画経営部長でありますので、玉名市のことを一生懸命考えておられるんですね。ただ岱明ふれあい健康センターは、それなりの目的・使用方法はあるのではないかと。先ほど村上部長からですか、お話があったようにですね、利用状況が悪いから、結局、公民館と併設をします。これが一つの目標ですね。これは利用者のことは考えんで行政の勝手なんですよ。あれだけの立派なスペースがあるのにですね、何かもったいないような気がする。せっかくできている建物ですから、公民館として併設をせんでもですね、岱明ふれあい健康センターだけの解決方法などあるのではないかと。だから岱明ふれあい健康センターを併設をしなくても、これは中規模改修をせんといかんとですね。そしてまた、今度、その20年後にはですね、今度は大規模改修をせんといかんとですよ。この前話ばしましたようにですね。公民館を今度ここに併設した場合は、これも20年後はまた同じように中規模改修せないとですよ。ですから、これがですね、果たして20年先に生きとらんけん、こらわからんばってんでですね、併設した場合、どがんなるかですよ、利用状況・便利性。ですね。だから、この岱明ふれあい健康センターの利用率が悪いからと言ってですね、公民館を横につくって、果たして相乗効果があるのかですね。いろんな人の話を聞くとですね、逆に、どちらも中途半端で逆に悪くなるとじゃなからうかという御意見もあります。この御意見ですからですね、それで決まったわけじゃないですね。民間委託にした潮湯ですね、これは予想以上に物すごく成果が上がっておるですね。だから、民

間に委託した場合はですね、やっぱそれぞれいろいろ努力をされてですね、やっぱ、どがんすつとその利用率が上がるか、これは条例改正して小学生が直接泊まるようにもしたですね。ですから今、物すごくよそからでも宿泊して今度、お土産も買ってくるし、それなりの経済効果も上がっておるわけですね。だから、この岱明ふれあい健康センターもですね、もしかして民間に委託したら、もうちょっといろいろ、あれだけの施策ですからね、どうだろうか。これは、一つの我々の意見であります。あのですね、何回もこの話はしておりますけども、要するに合併協議会の際の約束事。しかし、平成24年に公共施設の適正配置計画で、そういう形になったわけですね。結局、岱明町はなら公民館、この前もちょっとお話したですね、併設した場合に公民館はやっぱ4億円以上かかるですね。現地建てかえもやっぱり4億円ぐらいするわけですよ。結局、財政上の問題とか箱物のどうのこうのとなるばってんですね。ほんなら、あんた合併協議会の際に、載っとらんだった問題も、市民会館、30億円。サッカー場なんかは先ほどもお話あってますけど、これは7億円という予算が今や13億円ばっかになつとるですよ。玉名町小、玉陵小学校、あわせて30億円。今、計画はきょうちょっと話が出たんですね。新庁舎の跡地これも最初、計画では20億円ぐらいの予算が上がっておったですよ。岱明町はそがん犠牲になってよかつじゃろかて思うですね。岱明町の人たちははらかくばいた、ほんなこて。議員はなんしよつとだろかて。何でんかんでん中央にやっしてもて、まあ話では、きょうも公民館の話がありました。市民会館の話がありました。結局820席か、それに300席の小ホール。小ホールのほうが結構利用率の多かですよ。岱明町の人たちに言わせると、最初の文化センターの計画のときも、まちつとびしゃつとするならば、300席のホールは岱明町の公民館につくつたっちゃよかじやなかかなという話もあつとですよ。先ほど私が言いよつたときに「へへ」て笑よつたはつたばってんな。岱明町は岱明町の目的のあつとですよ。最初からみんな合併するとき協議会の際に約束があるわけでしょうが。岱明町、人口も考えてみるんですが、横島は5,000人弱ぐらいだったかな。天水は7,000人、岱明は1万4,000人ばっかおるとですよ。いちよんとばくつてあつですか。岱明は岱明でそれだけのものはつくってもらわんと、なんもかんもこの市民会館に寄るわけにいかんとですよ。やっぱ岱明にあつとは岱明になかといかんとですよ。それが岱明ふれあい健康センターと併設して果たしてよかかかどうか。恐らく今度はその、そういうですね、署名活動は果たしてどれくらい出るか、その辺も市長どうか頭の中、入れといてください。定住化構想、定住化構想といいろいろ言われてるばってんですね、定住化は何も若い人が家建てて、そこに住むじゃなかつですよ。やっぱ、北本議員だったですかね、いろいろその空き家バンクやりよんなはつでしょ。あのですね、今、暇とお金が1番持つとるとは定年ばされた人が一番持つとらすです。そすとですね、岱明で生まれた人、育つた人はです

ね、逆に帰ってきて、定住しなはるかもしれんとですよ。先ほどの空き家バンクの話も、そういう話もあつとですよ。残り余生20年ぐらいは、せめてふるさとで過ごしたいという方もおられると思います。だから、そういう人たちがですね、やっぱ、住みやすい暮らしやすい、ふるさとに帰りたい、そういう災害に強い公民館、そして福祉と健康を考えた岱明ふれあい健康センターが必要ではないだろうか。この辺はよくよく検討をしていただきたいと思います。

先ほど最後、原口部長言われましたけども、もしも岱明ふれあい健康センターに併設した場合に、1回ですね、利用者団体のときの話のときにですね、確か役所の人がいなはったですよ。ね。「もしも併設したらどがんなつとですか、この土地は」売るような話をされたわけですよ。「売った金は、どがんなつとかい」て。「玉名市にいくとですたい。」「そんなら、岱明町は無理して買うたつば、そしておまけに公民館はこうこうで。」岱明町の人たちははるかかすばいた、そういうこと言うと。岱明町がんばれ、議員がんばれという声が相当聞こえてきます。

だからですね、最終的に高齢化社会になって、人口減少になるかならないか心配です。そういうことも十分頭の中に置いていただいて、岱明ふれあい健康センター併設がいいのか、それとも、現地建てかえがいいのか、よくよく検討していただきたいと思います。

それでは次の質問に入りたいと思います。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番（江田計司君） 3番目のですね、市の発注の入札に絡む訴訟の件について、質問いたします。

この件についてはですね、4人の議員さんから話があつております。田中議員からも話がちょっとあつておりましたですね。平成29年1月17日付で、最高裁は福岡高裁での判決を不服とした玉名市の上告受理申し立てを棄却をいたしました。これは皆さん先ほどから言われていますね。このことは、きのうも委員からいろいろ質問があつております。昨年の6月2日の臨時議会において、福岡高裁での判決を受けて上告することで、いろいろと質疑討論がありました。というのは、6月9日から本会議だったけども、それが間に合わなかったですね。それで、臨時会を開いたわけですよ。私は申し上げました。何で、玉名市が敗訴したのか。熊本地裁では玉名市側の一方的な説明だけで、相手側の意見は余り聞き入れてもらえなかった。だから結局、告訴した人は負けたわけですよ。だからそれが不服でですね、結局、福岡高裁に上告したわけですね。ところが福岡高裁はですね、やっぱりよくよくいろいろ話を聞いて、相当これは熱心に調べておられます。なんでこういう具合になったかですね。結局、相手のほうの意見をよく聞いてですね、それが認められたわけですよ。それで、工事の指名を排除したのは、何回も先ほどから言われていますね、裁量権を逸脱し乱用したものであり、高寄市長には少なく

とも過失による違法行為があったと判断、これはっきりうたってあるわけです。また、内規についても、あとでつくられ公表されてないとそういうことも言ってあります。議会でもですね、賛成反対と分かれました。しかし結果は、10対13、ですね。上告をするように賛成が決まったわけです。だから私はそのときちょっとつぶやきました。負けたならば、あたたちも払わなんかもしれんばいた。賛成した人に「払わなんばな」て、そういうことはちらっとその辺でつぶやきましたよ。結局、結果は、先ほどから言われたとおりですね。だから私はそのとき言うたですよ、反対討論をですね。結局、4月の14日16日に熊本地震があったばかりですよ。大変なときですよ。ですからね、そのことを理由に上告を断念するのも、一つの方法ではないかと言いました。全然聞いてもらえなかったですね。結果はこのような結果になったですね。

地方自治法第234条の第1項、売買賃借請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又は競り売りの方法により、締結するものとする、と書いてあります。公共施設の工事の入札方法で、指名競争入札と一般競争入札があります。よく今あるですね、一般競争入札の中でも一般競争入札というのは全部だれでも入っていいとですよ。しかし、それに条件がつけられておるですね。今度のその例の市民会館でも、あれだけの規模5,000平方メートル以上の要するに設計した実績があるかとか、ですね、いろいろ条件をつけて、そして条件付一般競争入札とあるんですね。公共工事の入札のあり方について、お伺いをしたいと思います。

○議長（永野忠弘君）　ここで本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

企画経営部長　原口和義君。

[企画経営部長　原口和義君　登壇]

○企画経営部長（原口和義君）　議員の入札の指名のあり方についての入札までの一連の流れについて説明、答弁をいたします。

工事担当課より出された工事指名業者選定案について契約検査課において、有資格業者であるか、工種及び等級は適切か、指名基準及び運用基準を満たしているか、指名回数及び受注回数等に偏りはないかなどをチェックし、必要に応じて適宜修正して、工事指名等審査会に諮り、指名競争入札に参加させる業者の選定が適切かについて審査を受けます。審査終了後は、審査の結果を市長に報告するとともに、指名業者調書に市長が押印することで、指名業者が決定をいたします。決定した指名業者に対しては、入札改札の日時を記した指名通知を送付し、入札当日、開札をいたしますが、現在は電子入札システムを利用して行なっています。

以上です。

○議長（永野忠弘君）　江田計司君。

○9番（江田計司君） 平成25年の3月の定例会におきまして、私は入札に関して質問をいたしました。当時の、築森副市長の答弁では、指名等審査委員会を設置し審査を行なっていると。ですね。業者選定についても、経営状態、状況、手持ち工事、先ほどから部長おっしゃったようなですね、地理的条件や配置ができる技術者職員の受注状況とか、それを超えたと思うときに選択の是非を判断。市内で施工可能な物件は、市内の建設業者への発注を心がけ、公共工事の入札については、公平性、競争性、透明性がより高まるよう考えていると言われておりました。

何でこのときですね、この質問したかと言いますと、ちょうどその前の年に先ほどの熊本地裁に裁判を提訴されたわけですね。同じ3月にですね、今の当時の永野議員、今の議長ですね、議長も質問されている中で、過去において提訴された経緯はあるのかに対して、提訴は1件だけがあるが、取り下げられたと答弁をされていますが、それはあったのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） はい、今の御質問でございますけれども、旧玉名市の裁判だろうと思っておりますけれども、旧玉名市の裁判でございますので、そしてまた通告も受けておりませんので回答は差し控えたいと思っております。

それからちょっとついでですのであれですけども、議論と関係ありませんけれども、一般質問の通告の締め切りが28日です、江田議員、きのうまで聞き取りをやっておりました。企画経営課、契約検査課、聞き取りの正規な聞き取りも含めて3回ずつですね、聞き取りをやっております。ですからもっと早めにですね、そういったことも言っていたらですね、準備ができたかと思っております。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） それはですね、おたくたちはもう何名でんおんなはっけんよかでしょうが。我々は1週間ばかり、ずっと寝なしいろいろ考えてなかなかまとまらんとですよ。

○議長（永野忠弘君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 3回ともですね、聞くところによるとまだ何も考とらんというふうな、議員のほうから指名されてですね。いっとつとですけども。私は4月からやめますけども、後の職員のためにですね、ぜひよろしく願いいたします。

[江田計司君 「あのな、一問一答になっとつとですよ。それは、そのための一問一答。我々も相当勉強しようですよ。そんな何も考えとらんで、考えとらんじゃなくて、まとまっとらんというたい。」と呼ぶ]

[企画経営部長 原口和義君 「まとめてください、聞き取りのときまで。」と呼ぶ]

ぶ]

[江田計司君 「そがんな、こっちはそんな資料ば引っ張り出して何かせなんけな。そらおおごつばいた。我々もこれが仕事だけんな。だけん、それもなきょうも電話したですよ。こういうとがありましたから、まあ、とにかく1件だけあって取り下げられたということは、確かなんかの時に聞いたですよ。

結局ですね、平成21年10月から平成22年まで7カ月間、指名審査会は開催されていなかったんですね。その開催されてないときは、指名は、どがん方法だったんですか。これは高寄市長にお伺いしたいと思いますけども。

これも言うたらんけん分からんとかなのかな。」と呼ぶ]

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 先ほど、企画経営部長から言われましたように、通告のように、早めに期間内に通告をしていただければ、答えのほうも準備をしながら努力したいという思いますので、通告はなるべく早い時期にお願い申し上げたいと思います。

通告はございませんけれども、私から答えられるだけ答えたいと思いますけども。この指名審査委員会というものが、入札に絡む訴訟という入札について審査をしているというような状況でございますので、その段階といたしまして、この指名審査委員会がしておりますので、このことにつきましては委員会は副市長が会長となっておりますので、副市長のほうから答弁をさせます。

○議長（永野忠弘君） 副市長 斉藤 誠君。

○副市長（斉藤 誠君） 指名審査審査会ということでございますので、私のほうが会長やっております。指名審査内容については先ほど総務部長のほうから、総務部長じゃない企画経営部長のほうからありましたので。まず、指名審査会というのはですね、会長が召集するということになっております。で、初代会長、副市長がですね、21年1月12日で退任されております。新しい、先ほど出ました築森副市長のほうが、23年3月26日に就任されております。その間には会長がいなかったということで、当時の審査会規則によればですね、あらかじめ会長が指定する、副会長という規則が設けられておりませんでした。そういうことで、あらかじめ会長が指名する者、委員となっておりますけども、当時をお聞きしますと、だれも指名を受けていなかったということで開催ができなかったということで、副市長就任まではですね。その間につきましては、先ほどありましたかね、担当課が指名案を契約検査課に出して、契約検査課であらゆる条件で審査しながら条件に整うような形にして、市長決裁でやられたということでございます。それで、3月に就任されたあとですね、本来は開くべき案件、ものであったということで、そういう中で、実際始まったのが22年の8月24日再開をされております。先ほど、当時の審査会規則というのが、あらかじめ会長が指名するものがつかさど

るということですが、そういう事案が発生したらいかんということで、翌月に今度は規則改正しまして、企画経営部長を副会長ということでしております。万が一会長が、その当時は会長が委員を指名していなかったということで、結局、開かれなかったということですね。招集権がある者がいないもんですから、そういうふう聞いておりますし、そういうことで規則改正しまして。ですから、就任されたとき、3月ですかね、それから開くことはできたということになります。でも開かれていなかったというのが、現実です。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） そんなら、その間の工事の指名はどこですってですかね。審査会でせんで、現場から上がってきたのでそのまま指名ですか。

○議長（永野忠弘君） 副市長 齊藤 誠君。

○副市長（齊藤 誠君） はい。審査会は、ですから22年の8月から開かれているわけですね。それまでは招集をされていなかったの、従前の担当課から契約検査課、それと市長決裁ということでなされたということでは、ちょっと考えられません。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 業者がですね、指名に入らなくなったのは平成22年度から、業者とは先ほど告訴された人ですね、平成22年度からこの年は、平成21年の10月に市長選挙があつとるわけです。結局、この指名排除になったつの1つは、この文面に書いてあったんですけども、市長選挙に反対したから指名でなかったということはこの裁判のあれには載っておったですね。ところが、確かにですね、この年の12月議会で副市長の人事案件ですね、これが市長より提出をされたわけです。そのころはですね、結局、賛成反対といういろいろあれですね。結局ですね、この熊本地裁の判決の中に選挙後多くの建設業者が高崙市長にわびて許しを得たのに対して、原告は、わびなかった。わびなかったと私が言ったとじゃなか、裁判のあれに書いてあったですね。すると原告が、以前、指名を受けていた玉名地区の工事について原告を指名業者から外すという露骨な運用をするようになったと書いてありますね、これは。その後には被告が指名競争入札の方法は、玉名市内の工事の発注から原告をほぼ完全に締め出したと書いてあります。こら、私が言うたつじゃなか。そう書いてあるけん言うとですね。建設業者でこの建築を主にしている会社ですね、これ熊本県の平均を言いよるとですよ。公共工事の依存度は、だいたい工事高の15%から20%前後だそうです。ところが、土木を主にしているところですね。この人たちはもうやっぱり90%近い状態が工事依存。だから、ほとんどもう、公共工事依存なんですよ。建築は民間の建物あるけども、土木はほとんど公共工事ですね。だから、公共工事、この公共工事だけが主体ですね。だけじゃ

ないけどですね。この業者は平成22年度から24年度まで、ほとんど玉名市の工事は受注してないんですよ。ほとんどですよ。ゼロじゃないですよ。工事高は、この業者は玉名市と国と県とあるから、だいたい3分の1ずつぐらいですね。ですから、結局ですね、やっぱ市の工事が受注できんということはいろんな面で支障が出てくるんですよ。そのために、平成24年度の11月にですね、玉名市を相手取って裁判で訴えたんですよ。ところがですね、やっぱ、何かもう3分の2ぐらいに工事高が減るでしょ。その間には、やっぱ銀行から借りなんけんですね。ところがですね、やっぱり銀行もですね、工事高は減るは、おまけに玉名市を相手に裁判を起こしたとなつとですね、これは当然銀行は警戒するですよ。銀行というのはですね、ものすごく冷たかですよ。もうよかところには、どんだんどん錢ばいらんていっても貸すですよ。ところがですね、悪かところはもう反対ごし、引き上げてくつとですよ。ですから、最終的にはですね、25年の2月には会社を廃業するに追い込まれておりますね。これが現実です。これは、あくまでこれは私の個人的な思いですからですね、何もそうじゃないですけども、業者がですね、先ほどありましたでしょ。市長におわびとお許しをお願いする。やっぱ業者と仲よあるせんといかんとですよ。こがん、書いてあるもんだけん。裁判の判例に書いてあるでしょうが。それ、読んだかいた。なかごてはなかつだけん。書いてあるど、副市長。その裁判のあれに書いてあるど。

[市長 高崙哲哉君 「こらばってん、こういうのは本当にあったかなかかというのは確認とってあるわけではなかでしよが。」と呼ぶ]

○9番(江田計司君) だから私の個人的な思いでよかけん。個人的な思いだけん、発言の自由ですよ、これは。な、議長、そがんでしよたい。議長が止めとかいた。

○議長(永野忠弘君) 市長、言いたいことがあれば、手を挙げておっしゃって。

○9番(江田計司君) そら最後に言いなっせ。その業者がですね、その陳述書ば読んだでしよたい。ところがですね、このやっぱ業者のですね、やっぱ、何というんですかね、今まで何十年てやっぱその業者自身も精いっぱい玉名市には協力したと思つとるわけですたいね。だから、要するに、そらな私、なんも市長が言うていわんですよ。ある人がそれに書いてあるでしょうが。その陳述書には。だから、応援せんだったどうのこうのていつまでもそがんあれじゃなくて、意外と根が深いんじゃないかと、これは私が思ってることであります。

だから結局、副市長の人事の件でですね、市長に頭が下げないかんとは、その業者もですね、正義感が強いからですね、断つたと書いてあるんですよ、陳述書には。だから、この業者の指名外しをして圧力をかけたのではないかと。このような中、これはだれかがちょっと言いよつたもんな、そういうことは。このようなやり方がですね、まかり通っていいのだろうか。どこかの独裁的な国と似たような感じですね。福岡高裁の判

決文の中で、平成22年4月1日付けの指名審査会、指名基準内規とこれを市民に改めて公表はされてないが、22年8月24日を地元業者が1社のみの場合は、指名しないことを地元業者排除基準、これは裁判所の言葉だそうですね、聞いたらですね。このことにより、地元業者が指名をされなかったのか。このことはどういうことなのか。

きのうの前田議員の質問では、他の地区での入札で、そのようなことがあったのかと回答は一つもなかったということを答弁をされておりますね。ということは、この業者に対しての指名から外すように作成された内規ではないかと。これもひとり言と思って聞いてくださいね。福岡高裁では、この地元業者排除基準での成果は上がっていないとの判断で、工事の指名を排除したのではと。そういうことですね、裁量権を逸脱又は乱用したものであると。高寄市長は少なくとも過失による違法行為があったと判断してあるというふうになっとつとですよ。

ところで市長、高寄市長が言われています一部敗訴で言われていますね。その一部敗訴というのはどういうことなんでしょうか。

お尋ねしたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 一部敗訴というようなことにつきましては、一審の熊本地裁では相手方の訴えが棄却されたというか、一部勝訴ということでございます。市側の全面勝訴でございましたけれども、二審の高裁の判決では相手方が求めた1,446万9,987円の賠償に対して、330万6,671円の賠償が相当と認定されておりますので、全面的な敗訴ではないという意味から一部という認識ということでございます。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 市長はですね、その業者の家に謝罪に行かれたそうですね。それで、裁判所の判決は真摯に受けとめたと謝罪をされたわけでありましてけれども、なんかその相手の方は、本当に謝罪の心があったのかとそういうお話をされました。市長は精いっぱい言っておられるかもしれんばってん、これまた片一方はそがんな受けとめられんだったということじゃなからうかと思えます。これも私のひとり言と思って聞いてくださいね。仮に交通事故に例えた場合ですね、結局、はねた相手が悪かったって、ところが相手が裁判ばしてきた。裁判になった。ところが、裁判の結果、はねたほうが悪かったばいたて。結局そういうために、怪我ばされたけん治療費ば払って、ごめんさいて謝った。しかし、相手はそのおかげでですね、車いすの生活の体ですよ。

内田議員からきのうも言われたですね。この会社はですね、20数人の社員ば抱えとらしたつですよ。これはですね、やっぱりランクを守っていくためにはですね、いろんな技術者ばそれだけ置いとかないかんですよ。仕事があるなしに。いつでも受けられるような体制ばとらなんですよ。ところが、そういう人たちもですね、会社が廃業。そす

とですね、廃業でずっと前から言われとったばってん、急に廃業せなんごてなる。今まで平和な暮らしが廃業に追い込まれ、社員、家族、全員が大変厳しい生活にしいらるっ  
とですよ。だから裁判に勝っても、会社は元には戻らんとですよ。市長もこの議会の始  
めのあいさつですね、そして、きのうの4名の議員の答弁の中でも謝罪という言葉はあ  
んまり聞かれなかったという気がするんですね。どがんですか、市長。相手に対しては  
どがん気持ちを持つとんなはるですか。

よろしく申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 人間でございますので、お断りをしたということでも、相手が  
受けなければどうにもならないことでございますので、お互いの行為につきまして私が  
判断するところではないように思います。

○議長（永野忠弘君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 結局、西川議員からもありました。はっきり市長の違法という  
ことは言うてあつとですよ。代表だけんて言うて俺は謝るとよかったいて、10%給与  
ばカットして。それで終わるつもりですか。市民の人たちは本当の中身はわからんです  
よ。そらですね、新聞に載っておったつは確か405万円かな、だったですね。実際、  
この裁判でもあれしたつは、最終的に600万円近くの金が出とるわけですよ。きのう  
西川議員の話でもあったですね。市民は本当の中身はわからんとじゃなかですか。私は  
当然、許しがたいことと思っております。とにかくこれからいろいろ言うてもですね、市  
長がその気のなかならもう、先ほどの西川議員じゃなかばってん、同じじゃなかろうか  
と思います。これでもやめます。ばからしゅうなってくるけん。

3月8日のですね、熊本日日新聞に載っておりました。城戸議員とのやりとりですね。  
城戸議員はですね、何て言いなはったかというんですね、結局、この市民会館の問題で  
すね。結局、これは市長選挙のあとで市民の真意を問うたらどがんだろかと。そしたら  
市長は何て答えなはったかですね。こういうとですね、政争の具にしては市民に申しわ  
けないということば言いよんなはったですね。ところが、考えてみると市長、市長が  
「チェンジ玉名」で当選されたときは、この新庁舎が政争の具だったですよ。島津さん  
な60億円、あとから訂正しなはったばってん、私は30億円、ちゃんと出とったじゃ  
なかですか。これ政争の具、荒尾の市長選挙でもそうですよ。市民病院が政争の道具と  
なとったんです。そすとあそこの和木町でもそうですよ。だから、私はですね、そう  
いう具合で城戸議員の言われるそれも市民に問われたらどうでしょうか。これは、何も  
言わんでよかです。

私の思いですから。

3月議会で、原口部長、吉永部長、伊子部長、北本部長、大変御苦労さまでした。特

にですね、先ほどからちょっといろいろありますけれども、原口部長とはですね。原口部長は玉名市のことは一生懸命考えてですね、精いっぱいだったと思います。私も、岱明を思うからいろいろ大変厳しいと言いました。お疲れさまでございました。

以上で私の質問は終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、江田計司君の質問は終わりました。

\*\*\*\*\*

これもちまして一般質問は全部終了いたしました。

議事の都合により、休憩いたします。

午後 4時08分 休憩

---

午後 4時51分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

\*\*\*\*\*

## 日程第2 市長提出議案審議

○議長（永野忠弘君） 日程第2、「市長提出議案審議」を行ないます。

議第2号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第10号）以上、市長提出議案1件を議題といたします。ただいま議題となっております議第2号につきましては、議事の都合によりこれを先議いたします。

まず、ただいま議題となっております議第2号の委員会付託を省略することについてお諮りいたします。

議第2号については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって、議第2号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

議第2号の委員会付託を省略いたします。

議題2号については、日程に従い、引き続き会議にて直接審議を行ないます。

これより、ただいま議題となっております議第2号の審議に入ります。審議の方法は、質疑討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。議第2号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。議第2号については、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議第2号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第10号）について、採決いたします。

議第2号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 意義なしと認めます。

よって、議第2号については原案のとおり決定いたしました。

議事の都合により、休憩いたします。

午後 4時54分 休憩

---

午後 5時32分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

申し上げます。市長から本日付で追加議案3件が提出されました。

よって、この際これを直ちに議題といたしたく、日程追加と日程の順序の変更についてお諮りいたします。

日程第3、市長提出追加議案上程議第34号平成29年度玉名市一般会計補正予算（第1号）、議第35号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第36号玉名市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第4、提案理由の説明、以上、日程表のとおり日程に追加し、日程の順序を変更いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。

よって、日程表のとおり日程に追加し、日程の順序を変更することに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

### 日程第3 市長提出追加議案上程

○議長（永野忠弘君） 日程第3、「市長提出追加議案上程」を行ないます。

これより、市長提出の追加議案を上程いたします。

議第34号平成29年度玉名市一般会計補正予算（第1号）、議第35号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第36号玉名市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。以上、市長提出議案3件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読はこれを省略いたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第4 提案理由の説明

○議長（永野忠弘君） 日程第4、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長（上嶋 晃君） 本日追加提案いたしました議第34号平成29年度玉名市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、防災行政無線施設整備工事及び玉陵中学校校舎改修工事において、必要な経費を補正する必要が生じたため計上するものでございます。お手元にお配りしております資料の1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ6,112万7,000円を追加し、総額を356億1,012万7,000円とするものでございます。

歳入につきましては、18款繰入金は、財政調整基金繰入金を6,112万7,000円増額するものでございます。

歳出につきましては、9款消防費が10万7,000円の追加で、防災行政無線施設整備工事業者選定委員会委員4名の報酬などでございます。防災行政無線施設整備工事につきましては、一般競争入札方式からプロポーザル型の提案方式へ業者選定方法を変更するため、選定委員会を設置するに当たり、必要な予算を計上するものでございます。また10款教育費は6,102万円の追加で、玉陵中学校仮設プレハブ校舎借上料でございます。現在実施しております玉陵中学校校舎改修工事におきまして、当初は、中学校との打ち合わせを行ない、余裕教室を活用して計画的に普通教室及び特別教室を改修していく予定でございました。しかしながら、同一の建物内の改修であるため、想像以上に授業に使用している教室への騒音がひどく、授業に支障をきたし学習環境が著しく悪化しているため、再度学校側と協議を行ない、仮設校舎を設置するものでございます。

第2表債務負担行為補正は市防災行政無線施設整備工事に係る期間と限度額を設定するものでございます。

以上、主な内容につきまして御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（永野忠弘君） 副市長 斉藤 誠君。

○副市長（斉藤 誠君） 追加提案いたしました議第35号及び議第36号の提案理由につきまして御説明を申し上げます。

追加議案書1ページをお願いいたします。

議第35号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市防災行政無線施設整備工事業者選定委員会を設置するため条例の整備を図るものでございます。改正の内容といたしましては、防災行政無線施設整備工事業者の選定について審査するために、玉名市防災行政無線施設整備工事業者選定委員会を設置し、所掌事務、事務の内容、委員の定数、委員の構成及び委員の任期につきまして、必要な事項を定めるものでございます。

なお附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

2ページをお願いいたします。議第36号玉名市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市防災行政無線施設整備工事業者選定委員会委員の報酬について、条例の整備を図るものでございます。改正の内容といたしましては、防災行政無線施設整備工事業者選定委員会委員の支給額を、日額上限1万円と定めるものでございます。

なお附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、追加議案について提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては所管の委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第5 議案及び請願・陳情の委員会付託

○議長（永野忠弘君） 日程第5、「議案及び請願陳情の委員会付託」を行ないます。

議第3号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第11号）から議第36号玉名市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの市長提出議案34件。請第1号岱明ふれあい健康センターに併設した岱明町公民館の早期建設に関する請願及び請第2号市民会館建設位置を見直しを求める請願の請願2件。陳第1号安全安心の医療介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の提出に関する陳情から、陳第5号玉名市議会議員の費用弁償の見直し廃止を求める陳情までの陳情5件。以上の事件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております事件につきましては、お手元に配付しております議案及び請願陳情付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び議会運営委員会に付託いたします。

議案及び請願・陳情付託表

総務委員会

- 議第 3号 平成28年度玉名市一般会計補正予算(第11号)  
(総則・第1表歳入歳出予算補正 歳入の部・第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、①議会費、②総務費、③民生費1項社会福祉費中8目人権推進費、④衛生費〔1項保健衛生費中1目保健衛生総務費2目予防費9目浄化槽設置整備費を除く〕、⑨消防費・第2表繰越明許費補正1. 追加、②総務費、④衛生費・第4表地方債補正)
- 議第 12号 平成29年度玉名市一般会計予算  
(総則・第1表歳入歳出予算 歳入の部・第1表歳入歳出予算 歳出の部、①議会費、②総務費、③民生費1項社会福祉費中7目隣保館費8目人権推進費9目男女共生推進費、④衛生費〔1項保健衛生費中1目保健衛生総務費2目予防費3目母子衛生費8目水道費9目浄化槽設置整備費を除く〕、⑨消防費、⑫公債費、⑬諸支出金、⑭予備費・第2表債務負担行為(1)(2)(3)(5)・第3表地方債)
- 議第 21号 玉名市長の給与の特例に関する条例の制定について
- 議第 23号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 24号 玉名市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 25号 玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 26号 玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 27号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 28号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 30号 玉名市一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 31号 玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第 34号 平成29年度玉名市一般会計補正予算(第1号)  
(総則・第1表歳入歳出予算補正 歳入の部・第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、⑨消防費・第2表債務負担行為補正)

- 議第 35号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 36号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 請第 1号 岱明ふれあい健康センターに併設した岱明町公民館の早期建設に関する請願
- 請第 2号 市民会館建設位置の見直しを求める請願

#### 建設経済委員会

- 議第 3号 平成28年度玉名市一般会計補正予算（第11号）  
 （第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、④衛生費1項保健衛生費中9目浄化槽設置整備費、⑥農林水産業費、⑦商工費、⑧土木費、⑩災害復旧費2項農林水産施設災害復旧費6項その他公共施設・公用施設災害復旧費・第2表繰越明許費補正 1. 追加、⑥農林水産業費、⑧土木費・第2表繰越明許費補正 2. 変更）
- 議第 7号 平成28年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第 8号 平成28年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第 9号 平成28年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議第 10号 平成28年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第4号）
- 議第 11号 平成28年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）
- 議第 12号 平成29年度玉名市一般会計予算  
 （第1表歳入歳出予算 歳出の部、④衛生費1項保健衛生費中8目水道費9目浄化槽設置整備費、⑥農林水産業費、⑦商工費〔1項商工費中5目消費者行政推進費を除く〕、⑧土木費、⑩災害復旧費2項農林水産施設災害復旧費4項公共土木施設災害復旧費・第2表債務負担行為(4)）
- 議第 16号 平成29年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議第 17号 平成29年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計予算
- 議第 18号 平成29年度玉名市水道事業会計予算
- 議第 19号 平成29年度玉名市公共下水道事業会計予算
- 議第 20号 平成29年度玉名市農業集落排水事業会計予算
- 議第 22号 玉名市商工業振興基本条例の制定について
- 議第 33号 玉名市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

文教厚生委員会

- 議第 3号 平成28年度玉名市一般会計補正予算（第11号）  
（第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、③民生費〔1項社会福祉費中8目人権推進費を除く〕、④衛生費1項保健衛生費中1目保健衛生総務費2目予防費、⑩教育費、⑪災害復旧費5項文教施設災害復旧費・第2表繰越明許費補正 1. 追加、③民生費、⑩教育費・第3表債務負担行為補正）
- 議第 4号 平成28年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第 5号 平成28年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第 6号 平成28年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第 12号 平成29年度玉名市一般会計予算  
（第1表歳入歳出予算 歳出の部、③民生費〔1項社会福祉費中7目隣保館費8目人権推進費9目男女共生推進費を除く〕、④衛生費1項保健衛生費中1目保健衛生総務費2目予防費3目母子衛生費、⑦商工費1項商工費中5目消費者行政推進費、⑩教育費、⑪災害復旧費5項文教施設災害復旧費・第2表債務負担行為(6)）
- 議第 13号 平成29年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第 14号 平成29年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第 15号 平成29年度玉名市介護保険事業特別会計予算
- 議第 29号 玉名市立小学校臨時教員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 32号 玉名市横島園芸館「花づくり生き生きハウス」条例を廃止する条例の制定について
- 議第 34号 平成29年度玉名市一般会計補正予算（第1号）（第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、⑩教育費）
- 陳第 1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の提出に関する陳情
- 陳第 2号 「介護保険制度の見直し」と「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書の提出に関する陳情
- 陳第 3号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書の提出に関する陳情
- 陳第 4号 国民健康保険の改善を求める意見書の提出に関する陳情

議会運営委員会

陳第 5号 玉名市議会議員の費用弁償の見直し、廃止を求める陳情

---

○議長（永野忠弘君） 各委員会におかれましては、会期日程に従い、審査をお願いいたします。

以上で、本日の日程は終了しました。

明11日から26日までは委員会審査のため休会とし、27日は定刻より会議を開き各委員長の報告を求めることにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 5時43分 散会

第 5 号

3月27日 (月)

## 平成29年第2回玉名市議会定例会会議録（第5号）

### 議事日程（第5号）

平成29年3月27日（月曜日）午前10時00分開議

#### 開 議 宣 告

日程第1 委員会の中間報告

1 公共施設等建設特別委員長報告

日程第2 委員長報告

1 総務委員長報告

2 建設経済委員長報告

3 文教厚生委員長報告

4 議会運営委員長報告

日程第3 質疑・討論・採決

（議第3号から議第36号まで、請第1号及び請第2号、陳第1号から陳第5号まで、平成28年陳第8号及び平成28年陳第11号）

日程第4 閉会中の継続審査の件

日程第5 委員会の中間報告

1 議会基本条例検討特別委員長報告

#### 閉 会 宣 告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

#### 開 議 宣 告

日程第1 委員会の中間報告

1 公共施設等建設特別委員長報告

日程第2 委員長報告

1 総務委員長報告

2 建設経済委員長報告

3 文教厚生委員長報告

4 議会運営委員長報告

日程第3 質疑・討論・採決

（議第3号から議第36号まで、請第1号及び請第2号、陳第1号から陳第5号まで、平成28年陳第8号及び平成28年陳第11号）

日程第4 閉会中の継続審査の件

日程第5 委員会の中間報告

1 議会基本条例検討特別委員長報告

日程第6 市長提出追加議案上程

議第37号 工事請負契約の締結について

日程第7 提案理由の説明

日程第8 議案の委員会付託

(休憩中委員会)

日程第9 委員長報告

1 総務委員長報告

日程第10 質疑・討論・採決

(議第37号)

日程第11 議員提出議案上程

議員提出第1号 玉名市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 提案理由の説明

日程第13 議員提出議案審議(質疑・討論・採決)

(議員提出第1号)

日程第14 意見書案上程

意見書案第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の提出について

意見書案第2号 「介護保険制度の見直し」と「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書の提出について

日程第15 意見書案審議(質疑・討論・採決)

(意見書案第1号及び意見書案第2号)

閉 会 宣 告

\*\*\*\*\*

#### 出席議員(24名)

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋讓治君	14番	宮田知美君
15番	前田正治君	16番	作本幸男君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君

19番 中尾嘉男君  
21番 小屋野幸隆君  
23番 吉田喜徳君

20番 田畑久吉君  
22番 竹下幸治君  
24番 永野忠弘君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	堀内政信君	事務局次長	荒木勇君
次長補佐	平川伸治君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

+++++

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	上嶋晃君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	小山眞二君	健康福祉部長	村上隆之君
産業経済部長	吉永訓啓君	建設部長	磯谷章君
会計管理者	今田幸治君	企業局長	北本義博君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	伊子裕幸君	監査委員	坂口勝秀君

午前10時02分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（永野忠弘君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 委員会の中間報告

○議長（永野忠弘君） 日程第1、「委員会の中間報告」を行ないます。

公共施設等建設特別委員会に付託中の調査事項については、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行ないたいとの申し出があります。

あわせて申し上げます。特別委員会の中間報告につきましては、定例会閉会日において付議事件の審議が終了した後に行なうことを通例としておりますが、今期定例会における同委員会の調査の経過と状況の報告は、本日の審議において議員の意思決定に大きな影響を与えるものと懸念されます。また、付議事件の審議が終了した後の報告では、時機を逸するおそれがあります。よって、本日のすべての議事に先立って、同委員会の中間報告の申し出を許し、委員会の報告を求めることにいたします。

公共施設等建設特別委員長 福嶋讓治君。

[公共施設等建設特別委員長 福嶋讓治君 登壇]

○公共施設等建設特別委員長（福嶋讓治君） おはようございます。

議長より報告のとおり、冒頭に委員会中間報告をさせていただくことになりました。

公共施設等建設特別委員会の去る2月22日に開催しました公共施設等建設特別委員会の経過と結果について報告いたします。

最初に、サッカー場建設に関して、執行部より、伊倉中北地区を建設場所とするに至った経緯と施設の概要、それと前回の特別委員会において指摘があった道路環境と排水問題について説明がありました。執行部からの説明のあと、委員から、最近になって建設予定地の東側斜面に太陽光発電のパネルが設置されているが、競技に支障はないのかとの質疑があり、執行部から、建設予定のサッカーグラウンドは地上高約5メートル太陽光パネルは10から30メートルの場所に設置してある。太陽光パネルは黒色で、太陽光を反射するというよりも吸収して色が変わるものと考えており、面の角度が南西方向を向いていることから、競技への影響はないのではと考えているとの答弁がありました。また、委員から、この場所では市外からの利用が主であれば、県道1号線の交通渋滞が心配される。主に利用するのは、玉名市民と解釈していいのかとの質疑があり、執行部から、県内の大会も誘致していくが、玉名市民の利用を中心に考えていく。先月の熊本ヴォルターズの試合でも、県内各地から観戦に見えられているが、一時的な渋滞はあったものの、県道1号線の通行にはそれほど影響はなかったことから、この建設地でも大丈夫と考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、この場所になった場合、休みの日の騒音等周辺住民への対策はしているのか。また、地上高30メートルの斜面からの雨水対策、排水対策は十分かとの質疑があり、執行部から、住宅は県道側に2棟と、桃田の山側登り口にあるが、まだ候補地であるため、説明はしていない。また、山側からの雨水は、既存の側溝が十分機能しており、太陽光パネル設置については、流量計算し、下の側溝に流すよう農業委員会に事業計画が出ている。パネルはブロックの上に設置され、地表は舗装されていないため雨水は直接地面に染み込んで既存の側溝に流れ込む計算となっているとの答弁がありました。また、委員から、駐車場は208台で足りるのかとの質疑があり、執行部から、桃田運動公園の西広場駐車場も使えることから対応可能と考えるとの答弁があり、委員から、温泉や直売所と組み合わせて、一体的に整備するといった考えはないのか。この場所しかないのかとの質疑に、執行部から、平成26年度に、サッカー場建設検討委員会で示された候補地10カ所の中から現候補地に至っており、この場所への建設を考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、建設後の維持管理費と利用料金の試算はどうなっているのか。また、陸上競技協会から要望があった400メートルトラックの整備はどうなったのかとの質疑に、執行部から、維持管理費は年間700万円程度と見込んでいる。利用料金について具体的に検討はしていないが、基本的にフィールドの利用料金は、維持管理費の半分を公費、残りの半分は受益者負担とし、稼働率を精査した上でこの市民サッカー場の料金を設定する。また、ナイター料金については、100%受益者負担として、電気料金から設定する。また、400メートルトラックについては、陸上競技協会から要望書が出た時点で検討してきたが、相当の面積が必要であることから併設は考えていないとの答弁がありました。

次に、委員から、南側のサブグラウンドを拡張すれば、合わせて400メートルトラックの整備もできるのではないのかとの質疑があり、執行部から、この建設予定地と周辺の面積では、メイングラウンド1面に加えて、400メートルトラックにサブグラウンド1面の併設は難しいとの答弁がありました。

次に、委員から、前回の特別委員会では、この場所では無理との意見が大勢を占めていた中で、今回も同じ場所が提案され疑問視しているし、駐車場についても計画性が甘いように感じるとの質疑があり、執行部から、前回の委員会の中で、交通の問題、排水の問題が示されたが、先日、桃田運動公園で開催された熊本ヴォルターズの試合の際も、県道の渋滞は一時的なもので、それほど影響はなかったことから、この場所を再度提案しているとの答弁がありました。

次に、委員から、市民サッカー場として使いながら大会誘致をしていくとのことだが、観客席も整備しないでどのくらいの大会を誘致できるのか。観客席も整備しないで

どれくらいの大会を誘致できるのか。利用頻度とか費用対効果は見込めるのか。また、市民サッカー場であれば13億円もかける必要はあるのか。Jリーグキャンプを誘致するなど、玉名市の活性化に向けて施設整備をする考えはないかとの質疑があり、執行部から、市民サッカー場の建設ということで始まっているので、Jリーグのキャンプ誘致や県外からの合宿を誘致するといった想定はしていなかった。ただ、県内の城北大会や中体連の荒玉大会が中学校の運動場を使って開催をされていることから、今回のサッカー場建設の構想に至っているとの答弁がありました。

次に、委員から、当初大会が市内で開催できないかとの要望を受けて市民サッカー場の建設計画がスタートしている。サッカー場建設検討委員会からの建議を二転三転させてここまで来ており、方向性がわからなくなっているのではないかとの意見や建設したあとになって利用者から利用しづらいと言われる事例が非常に多く聞かれることから、このサッカー場も十分時間をかけて検討したほうが良いとの意見がありました。

次に、市庁舎跡地利活用に関することについて、昨年12月22日に、旧庁舎や立体駐車場等の除去が完了し、跡地の一部を文化センターの駐車場として、一時的な活用を行なっている。この跡地と周辺民地の一体的な開発のための基本構想の検討については、玉名第1保育所の整備方針が確定した以降に着手するとの説明がありました。

続いて、砂天神付近の道路、小浜繁根木線改良に伴う繁根木川右岸の道路、横町橋錦橋線拡張等についての考え方について、繁根木交差点の交通量調査結果を踏まえて、現時点では改良の余地はないが、玉名バイパス以南の県道玉名立花線の拡幅工事後は、繁根木交差点に負荷がかかるとの予測があることから、今後の交通量の変化に注視していくとの説明がありました。説明のあと、委員から、1月12日に繁根木交差点の交通量調査がされているが、この時は、小浜繁根木線は通行どめだったのか。また、繁根木交差点は右折禁止にできないのかとの質疑があり、執行部から、調査時点では朝夕は通行可能であった。また、右折を禁止する等の交通規制については、警察所管であるため協議をしていくとの答弁があり、これに対して委員から、朝夕は通行可能であったとのことだが、全面通行どめの予告看板の設置されていたことから、通行自体が減っており、通常の実態ではない。予告看板がないときに再調査すべきではないかとの質疑があり、執行部から、横町橋錦橋線には、小浜繁根木線と駅通りの2方面からルートを、その2つのルートを移動しながら侵入してくることから、それほどの影響は考えにくい。今回の交通量調査は、現在の状況把握のために実施したもので、小浜繁根木線の工事完了後も随時行なっていきたいとの答弁がありました。また、委員から中心市街地の開発と一緒に道路の拡幅も検討していくとのことだが、庁舎跡地が未整備のこの時期に着手しないと周辺の13軒の移転も非常に難しくなるとの意見があり、執行部から、前回の特別委員会で、庁舎跡地東側の店舗が改装中であることから、先行して用地の購入をしたら

どうかとの意見があり、道路拡幅等の計画があれば移転の協力について話ができることから、今回の繁根木川右岸の道路の拡幅の考え方について建設課から説明をしているとの答弁がありました。

次に、委員から、具体的な道路拡幅等の計画がないと移転はできないとのことだが、旧庁舎東側からの侵入口が狭いことから、侵入口の拡幅を理由に改築中の1店舗のみの買収移転はできないのかとの質疑があり、執行部から、現在のところ考えていないとの答弁がありました。これに対して委員から、改築中の店舗の土地は一部市が貸し付けている土地であることから、建築確認の際には、市の了解が必要であると思うが、賃貸借契約の中には、立ち退く際には協力するような文言はあるのかとの質疑があり、執行部から、この件に限らず、普通財産の土地の賃貸借は何件もあるが、契約書の中にはすべてその文言をあるとの答弁がありました。

次に、委員から、玉名市本庁舎跡地等基本構想は、今も生きていますのかとの質疑に、執行部から、関連予算が否決されたことから、一体的に開発するといった全体構想としては白紙となったが、文化センターの改築や玉名第1保育所の建てかえ、がけ地の整備等保護の部分については、活用できることから一部は生きていますとの答弁がありました。これに対して委員から、基本構想が示された時点で横町橋錦橋線の拡幅といった周辺の整備が問題となった。道路の拡幅について、小浜繁根木線の開通後、交通状況見てからとのことだが、市庁舎跡地利活用の構想自体も開通後に進めていくと理解しているのかとの質疑に対して、執行部から、市庁舎跡地の周辺民地を含めた一体的な活用については、今の時点では、市庁舎跡地が玉名第1保育所の建てかえの候補地の1つであることから、保育所の建設地が確定後に考えていきたいとの答弁がありました。これに対して委員から、基本構想の中で、文化センターの改修や子どもの支援施設、玉名第1保育所の移設については、異論はなかったと感じているが、それをつくる上でのがけ地の問題や道路拡幅といった周辺の条件整備について議論があって、構想自体が否決されたと思う。今、道路拡幅の件をきちんと議論して方向性を示さないと、市庁舎跡地の利活用についても進まないのではないのかとの意見があり、執行部から、基本構想は、保育所の移設先としては不適合であるとか、民間を活用した利活用が必要であるとか、中心市街地全体を考えての整備が必要であるといったいろんな意見があって、否決されたものとする。今後、玉名第1保育所の建設地が決まれば、周辺民地、教育会館、道路の拡幅も含めて全体的な構想として計画していく。横町橋錦橋線の拡幅の時期については、周辺の道路の状況を見て整備をしていくとの答弁がありました。

次に、委員から、庁舎東側の13軒の移転は、旧庁舎が解体されて更地になっている今やらないと難しくなるのではないのかとの質疑に、執行部から、玉名第1保育所の移転先が決まらなると、市庁舎跡地の土地がどれだけ残るか確定しないため、先に13軒を

跡地内に移転させるといった計画はできないとの答弁がありました。

次に、委員から、市庁舎跡地の開発も大事なことだとは思いますが、いずれ旧庁舎東側の道路拡幅するのであれば、隣接する13軒はどうしても移動してもらわないといけない。小浜繁根木線が開通すると、横島、天水方面からのメイン道路になることから、まずは、国道までの道路を整備することが最優先である。跡地を整備するには、13軒をどうするか。市庁舎跡地に何をつくるかが先行して検討されているが、その前に道路を必要とするならば、13軒の移転先を跡地内に確保した上で跡地利用を計画すべき。建設部として、道路の拡幅をどう思っているのかとの質疑に、執行部から、市庁舎跡地と道路を一体的に整備するのであれば、建設部としても道路改良は即座に取りかかれるが、跡地と道路整備は別個にということであったので、跡地周辺の10数件と国道より北側の数十メートルの用地買収が必要となり、莫大な費用がかかることから、今後の交通量の予測等、十分検討した上で道路改良はすべきと考えるとの答弁がありました。

次に、委員から、教育会館の移転の件はどうなっているのか。教育会館の跡地も一体的な開発の対象になっているのかとの質疑に、執行部から、基本構想を計画する初期の段階で、基本構想に示している計画に従って移転のお願いをしている。また、昨年3月に基本構想の関連予算が否決されたことから、早急に移転をしてもらう必要はなくなったが、将来的に一体的な開発を伴う際には移転してもらう必要があるとの説明もしているとの答弁がありました。

次に、岱明町公民館建設事業について執行部より、岱明公民館の機能を岱明ふれあい健康センターに集約複合化する計画については、12月議会で、関連予算が否決されたことから、新年度予算については同様の予算の上程はしていないとの説明がありました。執行部から説明のあと、委員から、今後岱明町公民館はどのように考えていくのか、現公民館は、耐震基準を満たしておらず、危険な状態にあることから、早急に建設しなければいけないが、現時点で具体的な方向性はないのかとの質疑に、執行部から、岱明ふれあい健康センターに併設して建設する案に変わりはない。何年もかけて計画した最善の策を提案したので、現時点でこの先の方向性を示すのは難しいとの答弁がありました。委員から、岱明町公民館の建てかえは、これで終わったわけではないので、何らかの策を出して前進させてほしいとの意見がありました。

次に、委員から、実際、岱明町公民館として建てるのは平成30年度以降であることからその間に岱明ふれあい健康センターの中規模改修をして利用者団体を初め、いろんな方々の意見を聞いた上で、使い勝手のいいものをつくれればいい。中規模改修については予定どおり行なうのかとの質疑に、執行部から、岱明ふれあい健康センターの中規模改修は、当初の予算どおり行なうよう予算を計上しているとの答弁がありました。

次に、委員から、岱明町公民館の併設案は、当初から公共施設適正配置計画にあった

のかとの質疑に、執行部から、当初、岱明支所庁舎の3分の2があくから、有効活用しようということから始まっており、その手段が岱明町公民館と岱明図書館の支所庁舎への移転であった。結果的に公民館の移転が白紙になったという経緯があり、小学校校区の意見交換会の中で、支所の移転が厳しいのであれば、岱明ふれあい健康センターとの有効活用を考えてはどうかとの意見もあったことから、また、公共施設適正配置計画の趣旨に基づいていることから有効活用するという考えに至ったもので、当初から公共施設適正配置計画にあったものではないとの答弁があり、これに対し委員から、公共施設適正配置計画は状況に応じて変更ができるのであれば、現在地に公民館を建て直すこともできるのではないのかとの質疑に、執行部から、現在地に建てるのも選択肢の1つであることから、両方の案を比較して、その結果として、よりすぐれるものが岱明ふれあい健康センターとの併設という答えを出して理解を求めてきた。そういう前提があるので、早々に現在地に建てかえるということとはできないとの答弁がありました。また、委員から、平成29年度に予定されている岱明ふれあい健康センターの中規模改修は、全体的なものか。併設する際は、また改修することにはならないのかとの質疑があり、執行部から、工事箇所は、外壁と屋根、空調、配管ポンプの補修等で、修理が必要な部分のみ改修する。平成29年度に設計を委託して、平成30年度に工事を発注する予定で、併設する際の改修箇所は、今回はしないとの答弁がありました。

次に、委員から、岱明町公民館を併設する際に、岱明ふれあい健康センターと岱明B&G海洋センターまでの市道を延伸するとのことだったが、道路のみ延伸する考えはあるのかとの質疑があり、執行部から、市道寺ノ前線の延伸は、集約複合化した場合、施設間の利便性を相乗的に高める意味合いで計画したものであり、岱明ふれあい健康センターのみの中規模改修であれば優先的に市道のみ延伸するという計画はないとの答弁がありました。

次に、委員から、天水町では支所と公民館が集約化され天水地区の拠点となり、横島町の支所付近に施設が集まっていて拠点となっているが、岱明町には核となるような拠点が無い。岱明ふれあい健康センターとの併設だと使い勝手が悪く、反対意見が大半であることから、現公民館と同規模の公民館を岱明ふれあい健康センターの横に別個に建て、地区の拠点にするといった考えはないのかとの質疑に、執行部から、拠点としての整備を考えているからこそ、こういった計画を提案している。公共施設適正配置計画に掲げている公共施設マネジメント方針を具体的に言えば、公共施設を現状のままで維持していくことには非常に厳しいものがあるので、利用状況が減っているような施設については、集約化、複合化を進めていくというのがその考え方であり、別個に建てることについては複合化、集約化する計画に比べると最終的な評価をする際には見劣りする結論になるのではないかと考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、岱明町公民館の現地建てかえは、新市建設計画にあったのかとの質疑に、執行部から、現地建てかえについては、新市建設計画を策定した際には、その記載があったが、10年が経過する中で、岱明支所3階に移設するよう計画を練り直しており、その後集約する方向で記載している。よって、現地建てかえの計画については、現時点では載っていないとの答弁がありました。

次に、天水支所周辺施設集約化事業の進捗状況について、実施計画の最終図面にて変更点について説明がありました。執行部からの説明のあと、委員から、多目的ホールへの音響板等の設置や音響設備関係はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、音楽鑑賞が目的のホールではないため市民会館ホールにあるような反響板等の設置はしない。図書館を初め周辺に極力音が漏れないような設計としており、音響機器については横島町公民館と同等の仕様としているとの答弁がありました。

次に、委員から、2階の多目的ホールを自由に使えるよう検討してほしい。また、農産加工室はこれまで女性団体が利用していたが、所属先によって使い勝手が変わるとのことで、使い勝手がいいように十分検討してほしいとの要望に、執行部から、多目的室については検討する。また、農産加工室についても、現在、利用料金等を検討しているとの答弁がありました。

次に、岱明支所庁舎利活用事業の進捗状況について執行部より、昨年12月22日までを工期として、岱明支所の改修工事は終了した。3階を有明広域行政事務組合の事務所として、1月から業務が開始されており、2階の図書館についても、4月の開催に向け準備を進められている状況であるとの報告がありました。

最後に、市民会館建設に関することについて執行部から、市民会館の建設予定予算と新年度の工事発注について説明があり、続いて、現市民会館の1年間の維持管理料、自主文化事業、指定管理料について説明がありました。説明のあと、委員から、市民会館の建設費に対する財源内訳で、工事費12億円に対して、交付金が2億3,140万円となっているが、交付金は工事費の3割程度ではなかったのかとの質疑に、執行部から、交付金は、工事費に対する割合ではなく、箱物に対しては上限が8億4,000万円であり、他の自治体から要望もあるため、満額交付が非常に厳しい状況であることから、内示率を7割と見込んで予算計上しているとの答弁がありました。また、現市民会館の駐車台数は何台か。また、解体したあとは何台になるのかとの質疑があり、執行部から、現市民会館大ホール前と南側部分で67台、青少年ホームと会議室棟前で47台、合わせて114台となっており、現ホールが建っている部分だけで、解体後は100台程度を見込んでいるとの答弁があり、これに対して委員から、解体後に市民広場公園と同規模程度の公園を整備することのだが、広さは十分確保できるのかとの質疑があり、執行部から、解体の部分の100台というのは、広場兼駐車場で、広場として整

備するが、駐車場として利用する際の駐車可能な台数であるとの答弁がありました。

次に、委員から、新市民会館の維持管理費は、現市民会館と同等かとの質疑があり、執行部から、施設の規模、延べ床面積が倍近くになるので光熱水費などはふえる。また、指定管理料については、費用から利用料金、利用料収入を引いた赤字分を市が補っていることから、費用がかかっても利用料収入が上がって、指定管理料が高くならないようにしたいの答弁がありました。これに対して委員から、利用料収入が上がれば指定管理料は安くて済むのはもちろんだが、年間の自主文化事業が3つというのはどうか。文化振興がなされていないのではないか。また、1年間の稼働率はどれくらいかとの質疑があり、執行部から、稼働率は大ホールで24.17%、会議室は第1会議室で47.04%、第2で54.26%、第3で、54.54%、第4で50.74%、第5で58.06%、和室で35.93%となっている。自治振興公社は、貸館事業を主に実施しており、自主文化事業については、以前はほとんど行なわれていなかった。この点については、3年ほど前から指摘があっており、その旨、話をされていて、自主文化事業の開催に向けて、職員研修の積極的な派遣をお願いしている。また、次回の指定管理者と選定は公募となる旨も話しており、多くの文化事業を企画して稼働率が上がるようお願いしていくとの答弁がありました。

次に、委員から、新市民会館は大ホールが800席、小ホールが300席で建設をされるが、300席のホールは、天水町公民館にもできるし、横島町公民館にもイスだけ並べば400席程度のホールがある。公共施設適正配置計画との整合性はどのように考えているかとの質疑があり、執行部から、市民会館に建設予定の小ホールは、別の施設にあればいいのではないかとの意見もあったが、大ホールと小ホールが一緒にあることに意味があると考えている。大ホールの様子を小ホールで放映して利用することもできるし、大ホールで全体会議、小ホールで文化会を開催するといったような多様な使い方もできるようになる。また、公共施設適正配置計画との整合性というよりも、イベントに対応できる300席程度のホールの要望は旧町ごとであることから、それぞれ確保しているとの答弁がありました。また、委員から、この特別委員会の行政視察先では、800席のホールではイベント等の収益事業の採算が取れないとの質疑に対する回答であった。今後の民間の業者に、指定管理を公募する際にも、応募相手が狭まるのではないかとの質疑に、執行部から、市民会館の利用の仕方、例えば、新玉名駅の前に2,000席の施設をつくって、県外から誘客をするというよう施設であればそれでいいかと思うが、2,000人規模のイベントが年に何回あるのか。また、今の稼働率の現状を考えると、大きな施設を建てて維持管理に苦勞している近隣自治体の現状を見た場合に、身の丈に合った800席と300席のホールを有効に活用していくことが妥当ではないかと考えるとの答弁がありました。また、委員から、800席のホールで、芸能プロダ

クションと興行の話がどの程度できるのかとの質疑に対し、執行部から、芸能人の集客能力にもよるし、確かに座席が多いに越したことはない。興行ができにくいと考えるのはよくわかるが、玉名市規模の都市では、施設を大きくすれば供給過多で赤字が膨らむだろうと思われるし、多額の指定管理料を支払うことになりかねないので、800席と300席の施設を計画しているとの答弁がありました。

次に、委員から、平成27年度の維持管理料で人件費について自治振興公社の職員4名分となっているが、他の職員は入っていないのかとの質疑に、執行部から、市民会館にかかる費用であるため、自治振興公社7名全員ではなく、そのうちの4名分をあげているとの答弁がありました。また、委員から、今回の視察先の施設では、稼働率を上げるため自主文化事業をどうするのか、真剣に検討して計画をされていた。また、公募して、財団法人から民間の業者に指定管理が変わった際も、条件に応じた雇用がされており、職員は技術の習得のために積極的に研修に派遣されていたとの意見がありました。

次に、委員から、搬入の際、10トン車は何台横づけが可能かとの質疑があり、執行部から、搬入口にバックで入り、横から搬入できるようにしており、1台ずつの搬入となるとの答弁がありました。

次に、委員から、業者選定方法について、2社の共同企業体JVで、市内業者は建築工事A等級の格づけが条件となっているが、現在、市内にA等級は何社あるのか。また、条件の延べ床面積5,000平方メートル以上の劇場又はホールの建築工事の受注経験は市内業者の方ではなくてもよいのか。また、発注はまとめて1本でと考えていいのかとの質疑があり、執行部から、市内にA等級は14社ある。共同企業体の一方の市内業者は、受注経験はなくてもよい。発注は分離方式ではなく、1本で発注するとの答弁がありました。また、同じく、業者の選定方法で、委員から共同企業体で、玉名市内業者と組む他方の業者で、総合評価値以外に事務所の位置等で条件をつけるのかとの質疑に、執行部から、本社又は支社の位置とするため、事務所の位置で外れる業者はないと考えるとの答弁がありました。

次に、委員から、業者選定方法の主な条件で、延床面積5,000平方メートル以上の建築工事の受注実績とあるが、この面積に根拠はあるのかとの質疑があり、執行部から、新市民会館の延べ床面積が4,500平方メートルであることから、同等以上の公共施設の受注実績としているとの答弁がありました。このほか、新玉名駅を含めた周辺整備、玉名平野北西部土地利用等検討委員会の進捗状況について質疑がありました。

以上、審査案件に対する質疑応答のあと、今後も引き続き調査、慎重審議をする必要があることから、全員一致をもって閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

以上で、公共施設等建設特別委員会の報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、公共施設等建設特別委員長の報告は終わりました。

\*\*\*\*\*

## 日程第2 委員長報告

○議長（永野忠弘君） 日程第2、「委員長報告」を行ないます。

これより各常任委員会及び議会運営委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の結果と経過について各委員長の報告を求めます。

議第3号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第11号）から、議第36号玉名市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの市長提出議案34件、請第1号岱明ふれあい健康センターに併設した岱明町公民館の早期建設に関する請願及び請第2号市民会館建設位置の見直しを求める請願の請願2件、陳第1号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の提出に関する陳情から陳第5号玉名市議会議員の費用弁償の見直し、廃止を求める陳情まで、また、継続審査となっておりました平成28年陳第8号玉名小学校区の自然を守り景観に配慮し、子どもから大人まで住みよい環境となるような計画的な地域づくりを求める陳情及び平成28年陳第11号「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める意見書の提出に関する陳情の陳情7件、以上の事件を一括議題といたします。

御手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告のあと、質疑、討論の後、採決いたします。

あわせて継続審査の申し出があります。平成28年陳第7号北坂門田地区、中坂門田地区、南坂門田地区の坂門田川水系における水田構造改善事業を求める陳情、以上、陳情1件について、中間報告を行ないたいとの申し出がありますので、この際これを許します。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 前田正治君。

[総務委員長 前田正治君 登壇]

○総務委員長（前田正治君） こんにちは。

総務委員会に付託されました案件は、議案14件、請願2件、継続審査としました陳情2件であります。委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

まず、議第3号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第11号）中付託分であります。

執行部から歳入歳出予算の補正について、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億8,055万3,000円を減額し、総額を356億4,795万1,000円とするもの。主なものとして今年度事業費の決定及び決算見込みによる調整と国の第2次補正予算の地方創生拠点整備交付金事業及びその他、関連4事業の計5事業。総額で16億

399万5,000円を計上し、繰越明許費補正、地方債補正、歳入歳出の項目ごとの説明がありました。

委員から、歳入の災害救助費補助金の1,008万1,000円の内訳はとのお質疑に、執行部から、熊本地震による公費解体の事業費の確定によるもので、もともと約1億7,600万円だったものが、1億9,600万円ほどになり、事業費の2分の1が国庫補助金でありその差額であるとの答弁でした。委員から、今回の地震による被害及び補助などの質疑に、執行部から、半壊以上の公費解体の申請は186件で、平成28度中に終了したのが82件、残りは29年度に繰越となる。また、所有者にかわり玉名市が行なうもので、国と市で2分の1ずつ負担するとの答弁でした。委員から、負担金補助及び交付金の地方バス路線維持費等補助金の増額434万8,000円の内訳と年間の総額は幾らかとの質疑に、執行部から、増額については、生活交通路線維持費補助金の予算額が2,882万6,000円、地方バス運行等特別補助費補助金の予算額が4,305万2,000円であり、それぞれ決算額で、生活交通路線維持費補助金が3,084万5,000円、地方バス運行等特別対策費補助金が4,538万1,000円で、それぞれの差額の不足分が増額になるとの答弁でした。委員から、増額の理由はとのお質疑に、執行部から、利用者の減少と推測する。補助金は赤字分の補てんとなるとの答弁でした。委員から、当初予算から赤字のとき補てんするということだが、毎年発生しているのか。仕組みについてはとのお質疑に、執行部から、地方バスの補助金については、単年度予算でなく10月1日から9月30日までの決算で行なっており、したがって当初予算の時点では、前々年度の実績で計画するので最終的に3月補正時点で金額が確定することとなるためとの答弁でした。委員から、以前から補助金は8,000万円ぐらい支出していたかとの質疑に、執行部から、産交バスに対する補助金は、平成24年度から平成28年度の間で最低が6,600万円、一番高いときが平成25年度で、7,900万円ぐらいで、過去5年間の平均は7,500万円ぐらいであるとの答弁でした。委員から、過去5年間で増額は何回あったかとの質疑に、執行部から、3回は増額補正しているとの答弁でした。委員から、バス会社のほうも赤字を出さないように経営努力もすべきと思うが、執行部もバス会社と話をするのかとの質疑に、執行部から、事業者の自主努力は当然であるところで、古くなったバスは小型バスに変更したり、打ち合わせの中で路線を見直したりとか、補助金の範囲内で乗り合いタクシーに変更したりなどの話し合いをしながら、少しずつ変えている状況であるとの答弁でした。委員から、消防団員で退職者に対する退職金はとのお質疑に、執行部から、5年で18万円、最高で30年で90万円であるとの答弁でした。委員から、消防団員の確定により230万円の減額が出ているが、定員に対する実数はとのお質疑、定数が1,694人で、実数が1,583人であるとの答弁でした。委員から、市役所跡地のがけ地において、今後、風水害等

の被害が予想されるがとの質疑に、執行部から、計画が確定していないので、特段の予算を組んでいないが、仮に倒木等があっても最小限の被害で済むように、進入禁止にして対策をとっているとの答弁でした。委員から、予想される被害については策を講じるべきとの質疑に、執行部から、御指摘の通り早急な手立ては必要と思うが、庁舎跡地の利活用によってがけ地の整備方法も変わってくるので、方向性が決まればがけ地の整備をすることになると思われるとの答弁でした。委員から、地域おこし協力隊員が、平成28年2月に1名退職後の補充はあったのかとの質疑に、執行部から、その後の補充はないが、今年、任期の3年が来るので、それ以降新たに雇用したいと考えているとの答弁でした。委員から、2名から1名になったということだが、当初の目的を達成しているのかとの質疑に、執行部から、地域おこし協力隊それぞれが目標とする業務を決めて活動されていた。退職された方の内容は、できないままだが、2名に同じような内容を依頼していたので、目標が達成できないということはないとの答弁でした。委員から、玉名市の隊員の実績はあるのかとの質疑に、執行部から、協力隊は薬草を生かしたまちづくり等に力を注ぎたいと玉名市に来られ、催事などで薬草を使った料理等を薬草づくりの人たちと提供する活動をしている。活動内容は、毎月の広報たまなで報告、周知しているとの答弁でした。委員から、空き家対策委託における実績と防犯カメラ設置の実績についての質疑に、執行部から、委託に関しては調査をしてデータをつくることと、計画書を作成する内容で1,600軒の空き地を対象にランク分け、所有者の把握が必要だが、現在1,100軒の所有者を把握できた。残りについては、区長さんや法務局で調査するなど調整を図っている。計画書については、庁内関係課と協議を行ない、来年度の策定に向けて準備をしているとの答弁でした。また、防犯カメラ設置は、昨年度は設置を行なっている。今年度は、県の補助がつかなかったので、設置できていないとの答弁でした。委員から、所有者不明の空き家の税金納入状況はとの質疑に、執行部から、税務課との協議をしている。課税対象外の物件もあるので、税情報も共有しながら調査をしているとの答弁でした。委員から、課税対象外というのは、法令が変わっても対象外なのかとの質疑に、執行部から、家屋の課税については、課税標準額が20万円未満の場合は、免税点未満で課税されないとの答弁でした。委員から、所有者の不明でも課税され、滞納が膨らんでいる物件もあるとの理解でいいのかとの質疑に、執行部から、相続等で不明に至った場合など納税義務者がいない場合は、最終的には不能欠損になると思われるとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第3号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第12号平成29年度玉名市一般会計予算中付託分であります。

執行部から、歳入歳出予算の総額が、歳入歳出それぞれ355億4,900万円と定

め、平成28年度当初予算と比較して7.6%の増となり、債務負担行為、地方債、歳入歳出に係る項目ごとの説明がありました。

委員から、市民税の個人分で、農業所得の増加によって増収したとのことだが、具体的な要因はとの質疑に、執行部から、農業所得に関しては農作物の作況状況が大きく影響する。26年分の農産物の取得による課税は8,600万円と、平成27年度課税において非常に悪天候により農業所得に係る所得割が落ち込み、この結果、平成28年度当初の見込みにおいても平成27年度並みの8,100万円ほどと、農業所得に係る所得割額を過小に見積もりした。平成28年度になり、課税状況が確定し、7,800万円ほど上回り、1億6,000万円程度になった。平成29年度予算においても約1億4,800万円と見込んだとの答弁でした。委員から、今、農業に対してハウスなどの充実を行なっている。そのために所得がふえたのとらえるかとの質疑に、執行部から、税務課としては、施設の充実等については把握できらず、予算編成時期においては、米の作況指数等を農林水産課やJAさんに聞き取りをし、来年度の予算編成につなげているとの答弁でした。委員から、増収増にもつながるので、農業に対する支援を今後もしっかりお願いしたいとの意見でした。委員から、強い農業づくり交付金など予算化されている。補正で減額するのは、昨年も同様だった。今年度も、本年度も補助予定があるが認められず削減となっているとの質疑に、執行部から、強い農業づくり交付金を事例にすると、減額補正をしているのは、補助採択が不採択というわけではなく、事業費が確定したことによる減額となっている。予算計上においては補正で対応できないかも含めて、主管課と十分協議をし、計上していきたいとの答弁でした。委員から、大型農業機械の補助金はとの質疑に、執行部から、経営体育成支援事業補助金で、認定農業者の農業機械と施設導入の事業費の県が3割補助になっているとの答弁でした。委員から、固定資産税がふえているが太陽光発電の設置で増額とのことだが、太陽光発電だけの固定資産税が幾らかとの質疑に、執行部から、まず、償却資産の全体の税額は平成28年度で5億6,000万円程度であり、そのうち太陽光発電施設に係る分が5,200万円程度であるとの答弁でした。委員から、平成29年度中もふえると思われる。設置申請等を見て予算化されているのかとの質疑に、執行部から、平成29年度課税分については、集計中で明確ではない。ここ2、3年の推移から見ると、太陽光発電施設に係る税額が右肩上がりです。来年度も若干の増額が見込まれるので、予算に反映したとの答弁でした。委員から、太陽光発電施設と建物の評価の割合はどうかとの質疑に、執行部から、建物に関しては全体の税額約28億円のうちの14億円程度で、償却資産に係る分が5億6,000万円程度で、うち太陽光発電施設については5,200万円程度であるとの答弁でした。委員から、たばこ税、ゴルフ場利用税交付金、ふるさと寄附金の税収の増減の要因はとの質疑に、執行部から、たばこ税の決算額は4億6,2

00万円、ゴルフ場利用税交付金は、総務省の地方財政計画に基づいて、前年200万円減で見込んでいる。ふるさと寄附金については、例年300万円計上していたが、昨年4月1日より業務委託をして現在1,900万円ほどの実績であり、それを勘案して1,000万円で計上しているとの答弁でした。委員から、ふるさと納税の民間委託の方法はとの質疑に、執行部から、玉名市と民間事業者の委託契約をして、民間事業者のポータルサイト上で玉名市の紹介をしたり、お礼の品の配送等を委託しているとの答弁でした。委員から、返礼品は玉名市の物産品等かとの質疑に、執行部から、イチゴやトマトなど、玉名市の特産品等を送っているとの答弁でした。委員から、土木費県補助金のユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金の200万円は何か。また、利用状況はどうかとの質疑に、執行部から、熊本県の3分の1の補助事業で、玉名市内の不特定多数の人が利用する建物を改修する場合に、補助対象経費の3分の1を補助するもので、平成28年度については、数件の問い合わせがあったが、実績はなかったとの答弁でした。委員から、この補助金は10年くらい前からあるが、PR不足ではないのか。どんな用途に使えるのかとの質疑に、執行部から、住宅等で手すりなどつける場合は、福祉関係の補助がある。また、補助金として限度額は400万円で、予算計上は1件分である。ここ数年、実績はないが、主管課においても広報たまなやホームページ等で周知をしているとの答弁でした。委員から、公立保育所の人件費等について交付税措置とあると思うが、どの程度予定しているかとの質疑に、執行部から、公立保育所の交付税参入については、約1億円弱であると答弁でした。委員から、入湯税は70万円減額になっているが、利用者が少ないという意味かとの質疑に、執行部から、入湯税に係る来客数がここ数年減少しているということと、平成27年、28年に販売されたふるさと玉名旅行券において、平成28年度で終了を迎えるが、販売実績では5,700枚で、入湯税にすると85万5,000円になる。入湯客の減少と旅行券の終了を加味し、減額を見込んでいるとの答弁でした。委員から、玉名市にすばらしい温泉があつて減少しているということは政策そのものを検討してほしいとの意見がありました。委員から、支所機能についての補助は、今も継続しているかとの質疑に、執行部から、支所経費への交付税算入額の見直しについては、平成26年度から平成28年度まで普通交付税の一本算定に上乘せされているとの答弁でした。委員から、交付税についての質疑に、執行部から、普通交付税は基準の重要額から基準の収入額を引いた額が交付される。個々の積み重ねについては、基準財政上額の算出に細かく積算がされているが、交付ベースでは幾ら交付されたかは、計算が難しい面があるとの答弁でした。委員から、予算計上においては、正確な計上をとる意見でした。委員から、毎年億単位の予算を計上して、補正で減となるので、実際に補助申請をして認められた段階で、補正等で予算措置をするのが妥当と思われるがとの質疑に、執行部から、国の補助申請の時期で、当初予算に

計上すべきものがあるが、今後補正等で対応できるものがあれば、補正で計上したいと考えているとの答弁でした。委員から、土地売り払い収入で、具体的に説明をとの質疑に、執行部から、主管課は子育て支援課だが、ヒアリングの範囲で、平成24年度の鍋保育所民営化に伴い、土地の無償貸付期間が、平成29年3月31日で終了するので、新年度に社会福祉法人へ売却するもので、面積は1,677.09平方メートルであるとの答弁でした。委員から、議会事務局予算で600万円ほど増額しているが、その要因はとの質疑に、執行部から、主な要因として、備品購入費87万8,000円、旅費に関して、特別委員会がふえてるなどであるとの答弁でした。委員から、広報たまなに契約関係で落札率100%とあったが、どういうことか。過去にもあったのかとの質疑に、執行部から、橋りょうの補正工事で6社で入札をして、1社が入札を辞退し、残りの5社が同額の100%で入札があり、5社の同額は初めてであり、同額で2社以上あった場合は、電子入札のシステムにより電子クジとなっているとの答弁でした。委員から、随意契約が130万円までとなっているが、状況に応じて緩和できないのかとの質疑に、執行部から、財務規則で130万円以上は、随意契約できないとなっているが、緊急性等の理由があれば130万以上でも随意契約できるという基準がある。変更は難しい。所管課との十分な協議が必要であるとの答弁でした。委員から、昨年から広報たまなが月に1回となっている。市民の反響はどうかとの質疑に、執行部から、平成27年度から月1回になり比較すると約80万円ほど減額になっている。本年度は、昨年度と比較すると20万円ほど増額になる見込みである、おおむね好評と感じているとの答弁でした。委員から、3支所の窓口業務の委託について、民間に委託してから評判が悪いと聞く。委託をどう考えているかとの質疑に、執行部から、民間委託は、平成26年度7月から行ない、目的としてコストの軽減と住民サービスの向上の実現で開始し、委託により職員8名分の人件費の削減につながった。また、委託業者の社員が3支所で11課31項目の業務を行なっている。昨年度が243の業務日数中、4万346件、1日当たり166件、1人当たり約17件の業務件数で、本庁市民課窓口の非常勤職員とは比較できないが、多くの内容を行なっているとの答弁でした。委員から、窓口対応で、地元のことを知らないし、以前に比べ対応が悪くなったとの評判も聞く。事務的な窓口対応で、こうした面においてサービス低下になっている。市職員が対応した方がサービス向上につながると思われるがとの質疑に、執行部から、支所の職員は、いろんな業務に精通しておく必要があるが、必ずしも把握している職員だけがいるか、また、精通した職員が休んだ場合、代がえ職員がいないなど、厳しい面が発生したことなどを考えると、いろんな業務ができる社員がいることは助かっている。また、窓口業務は間違いなく業務をすることが1番で、相談業務と職員の仕事と窓口業務をきちんと分担して対応していることは委託のよさであるとの回答でした。委員から、支所の窓口で証明等

をもらう際に、自信のない対応だったり、支所には地元の職員がいるが、気楽に相談できなかったりで民間委託はやめたほうがよいとの意見でした。委員から、社員の教育についての質疑に、執行部から、月1回責任者会議があり、研修などの報告はある。問題が発生した場合には、委託会社に連絡を取り、徹底した社員教育をしてもらっているとの答弁でした。委員から、委託会社の窓口対応で、疑問点は、委託会社の責任者から確認し、市として指示をしているかとの質疑に、執行部から、疑問点解決等は委託会社の責任者等を通して、市職員との間で解決するようになってきているとの答弁でした。委員から、窓口は、いろんな業務に精通していないといけないという観点から、市職員もしくは臨時職員でいいのではないかと意見でした。委員から、支所窓口の委託料で、債務負担は平成30年度から平成32年度まで、3カ年5,618万6,000円、単年度にすると1,872万円となる。同じ業務を平成30年度から600万円減額できるということかとの質疑に、執行部から、契約期間で最終年度が3カ月となるためとの答弁でした。委員から、窓口において苦情が出ている。委託会社とスキルアップや業務内容の見直しをすべきとの意見でした。委員から、国際交流で、瓦房店市との交流はどのような流れで行なっているか。また、今回は何人ぐらいの訪問かとの質疑に、執行部から、基本的に瓦房店市とはおおむね4年に1度ぐらい交流をしていたが、近年は国際関係の影響もあり、交流をしていなかった。しかし最近では、平成24年に瓦房店市へ訪問した経緯があり、今回の訪問受け入れは20名を想定しているとの答弁でした。委員から、消防団長の交際費の用途や他の報酬の状況はとの質疑に、執行部から、交際費は2万円で、ほとんど慶弔関係を賄っている。団長の報酬は、年間13万6,000円、出勤手当は一律1,500円との答弁でした。委員から、消防団員も減少し、出動も大変なので、報酬等は見直してもらいたいとの意見でした。委員から、ATワンペダル整備費補助金が計上されているが、昨年の実績はとの質疑に、執行部から、平成23年度から平成25年度まで補助していた。補助件数の減少や3年間の補助期間を経過したことで、平成26年度から補助はなくした。昨年の請願を受けて新たに予算計上したところであるとの答弁でした。委員から、最近火災がふえてきて、消火栓が1本で不足するときは、用水路等からくみ上げることもあろうが、消防署にはタンク車が何台もあるのかとの質疑に、執行部から、消火栓の整備については順次整備を行なっている。タンク車もあるので併用し、消火活動に当たっているとの答弁でした。委員から、新年度予算に防火水槽の予算が計上されているが、移動可能なタンク車等を配備したほうが合理的と考えるかとの質疑に、執行部から、防火水槽40トン、タンク車では10トンが2台で運用しているが、今後検討していく必要があるとの答弁でした。委員から、防火水槽の規格外設置は可能かとの質疑に、執行部から、防火水槽の設置場所次第で、対応可能な場合、大きくするなどの検討が必要であるとの答弁でした。委員から、市民会館の建設

位置の見直しを求める請願が署名4,674人分を添えて提出されたことは重く受けとめるべきと考え、また、市民広場公園は、去年の地震の際、多くの市民が避難された重要な場所である。また、「音楽の都 玉名」を掲げる本市の施策のあり方として、吹奏楽で全国大会出場を果たす2校の吹奏楽部を基幹部に据え、活動拠点として新しい市民会館を整備すべきであり、そのためにも、ホールの座席数等についても、いま一度再検討すべきと考え、市民会館建設事業に関連する歳入歳出予算の削減を求め、予算の修正をするものとの理由で、修正動議が提出されました。委員から、3支所の窓口業務委託については、委託当初より実績が落ち、1人当たりの処理件数が1日約17件であるにもかかわらず、経費として1人当たり1日9,430円を要している。また、書類の確認は、職員がするなど非効率的な運営となっている。今後、支所の窓口利用者が減少するかもしれず、利用者の少ない支所においては、窓口業務のみ委託し続けることは、費用対効果の点でも問題ある。非常勤、再任用職員などの活用で、何でも対応できる職員を配置するなど、ほかにも選択肢はあると判断する。したがって、支所窓口業務委託に関連する歳入歳出予算の削除を求め、予算の修正をするものとの理由で、修正動議が提出されました。執行部から、3支所の窓口業務について、現行の窓口業務委託を、契約期間満了の本年7月末をもって廃止した場合には、影響が出ると考えている。今の委託社員は、非常勤職員に比べ働きがいがあるとして民間を希望されたわけであり、結果としてこの現在の地元から雇用を奪うことになり、本来ならば、行政が率先して雇用の機会を創出すべきものをみずから排除することになる。窓口業務委託をして3年が経過しようとしているが、市民にも定着してきたところでもある。今年2月に来庁者200人を対象にアンケート調査をした結果、市民の皆さんからも高い評価があった。また、民間委託を廃止し又は休止した場合には、窓口業務は今後も市が引き続き提供すべきものであるため、民間にかわり支所の職員が行なうことになる。仮に、委託社員を非常勤職員で対応しても、給与等の処遇面で劣ることになる。複数年での雇用が失われ、不利益をこうむることになる。支所職員からすると、非常勤職員の休暇や長期の不在のとき、代役を務めなければならず、市民からの苦情等の対応業務が手厚くなった効果がなくなり、市民サービスの低下につながる。今後、契約更新を行なう業務の中で、支所との協議により、適切な委託による業務改善を行なう考えもあるとの説明がありました。委員から、窓口業務委託会社の職員の出身はどこか。また、職員の長期休暇とはの質疑に、執行部から、現在10人いるが、8人が地元出身であり、仮に非常勤職員ならその人事管理を市職員がしなければならない。現行業務委託の場合、その必要がなく、市民への相談業務等に専念できるという答弁でした。委員から、今回の職員採用は何人かとの質疑に、執行部から、平成28年4月1日時点で、職員合計502人が常勤一般職が512人、任期付職員が2人で514人になり10人ぐらいふえている。実際増加した人数

は、熊本地震被災者支援課に職員を8人配置。また、橋りょうの件で年度途中で5人雇用、埋蔵文化財発掘調査関係で5人雇用している状況にあるとの答弁でした。委員から、支所には以前支所長がいて、住民相談等が直接庁議等で図られていたなどあったが、今は兼務であるので、その権限が薄れてきている。ひいては住民サービスが低下していることが問題である。業務委託はやめた方がいいとの意見でした。委員から、市民会館の建設に関する修正動議における市民の4,674人は正式な数か、重複者のチェックはしてあるのかとの質疑に、委員から、人数については集計された方の報告で確認していないとのことでした。執行部から、リコールならば決まりがあるが、この場合は何人といった決まりはないので、細かくチェックした訳ではない。重複や市外の署名も250名はあったとの答弁でした。委員から、市民会館問題については、さまざまな意見が出てきている。場所の問題で疑問に思うこともあったが、執行部の提案がいかにも予算を削減し、効率よくいいものを建てるということを見たときに、経費の面や全体的な計画で、市民広場公園に建設することに賛同するとの意見でした。委員から、市民会館の基本設計と実施設計は、費用は幾らかとの質疑に、執行部から、合わせて約4,000万円で、並行して平成28年度に国の社会資本整備交付金を970万円交付の予定であり、来年度以降の内示も予定されているとの答弁でした。委員から、市民会館建設をしないと4,000万円以上の金が無駄になるということと、社会資本整備交付金が今後でも得られるし、新年度予算でも2億3,140万円が玉名市の実質財源でない状態で得られるということで、今の予定地に建設することにメリットがある。反対理由の中で、避難所としての利用に必要とあるが、市民会館ができれば避難所としてできるので、今までより充実した駐車場も現在の市民会館の場所に確保できる。音響効果においても十分に配慮された設計であると聞いている。ホールも2つをつくることを吟味した上での設計だと思うし、賛成しているとの意見でした。委員から、市民会館に関しては、福祉センターへの利用者の駐車場はどうなるのかなど、現市民会館を解体するとそこにも建設ができるようなので、そういった検討も必要ではないのか。また、50年は利用する上ではもう少し時間をおいたらという要望でした。委員から、市民の声として、福祉センター利用者から、なぜ市民広場に建てるのかとの意見や現市民会館の800席でカラオケ大会等、座席が不足しているとの声もあった。座席数も多いほうがいいと思う。議員にも同じ考えの人がいるとの意見でした。委員から、多くの客を呼ぶイベントであれば、桃田体育館に空調設備ができるので、そこでは3,000人以上のイベントが可能であるとの意見でした。委員から、市民会館建設位置問題で、方向性が定まった以上は議員としてやる必要があると思うので、市民会館建設事業に関する修正案については反対との意見でした。

以上で審査を終了し、採決に移り、まず、市民会館事業に関連する修正案については

挙手による採決の結果、賛成少数で否決となりました。

次に、岱明・横島・天水支所窓口業務委託に関連する修正案については、挙手による採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第12号の修正議決をした部分を除く、その他の部分の原案については、挙手による採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第21号玉名市長の給与の特例に関する条例の制定についてであります。

執行部から、国家賠償法による損害賠償責任を負うこととなったことに伴い、市長の給料及び期末手当を減額するため条例を制定するもので、内容として、平成29年4月1日から平成29年6月30日までの間、市長の給与を、また、6月支給の期末手当をそれぞれ1割削減するものとの説明がありました。

委員から、1割カットというのはどんな事例があるかとの質疑に、執行部から、インターネット等から得られる情報の中から、市長の減給に関する事案が出ている自治体について、全国20の自治体を調べ、市長の減給については、懲戒処分であるので、なんら基準はないので、20の自治体の内容を確認し、10%、3カ月というのが8市。次に多いのが10%の1カ月が4市で、10%の3カ月が標準なところと考えたとの答弁でした。委員から、いろんな判例は職員の不祥事等の場合がほとんどだろうと思う。今回の場合は、市長の違法行為でこうした結果になった。裁判の結果、10%カットするということで終わったような感じがするが、これで市民が納得するかという意見がありました。

審査を終了し、議第21号においては、異議があり、挙手により採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第23号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、玉名市自治基本条例推進委員会、玉名市地域福祉計画策定委員会及び玉名市障がい者福祉計画策定委員会を設置するため、条例の整備を図るもので、内容として、玉名市自治基本条例検討委員会のかわりに、玉名市自治基本条例推進委員会を、また、新たに2つの附属機関を設置し、おのおの所掌事項、事務の内容、委員の定数、委員の構成及び委員の任期について必要なものを定めるものと説明がありました。

委員から、玉名市自治基本条例推進委員会で10人以内としてあって、その他の市長が適当と認めるものについては、何の基準で選任するのかとの質疑に、執行部から、市民から公募を募るなどを想定しているとの答弁でした。

審査を終了して、採決の結果、議第23号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第24号玉名市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでありま

す。

執行部から、職員の定数を適正に管理するため条例の整備を図るもので、内容として、平成29年4月1日における職員増員に合わせ、職員定数を520人から533人とし、市長事務部局の職員定数を403人から412人に、教育委員会事務部局の職員定数を63人から67人に、それぞれ改めるものと説明がありました。

委員から、条例改正しなくてもいいように思うがとの質疑に、執行部から、職員定数条例は、職員全体あるいは執行機関の上限を決める条例で急務な移動にも備えるためのものであるとの答弁でした。委員から、今後の職員の推移という点では、行政改革大綱の中の目標はどうなっているのかとの質疑に、執行部から、職員の適正な人数に関しては計画上、合併10年後に504人としていたが、今後は状況に応じて必要な職員を確保していくとの答弁でした。

審査を終了して、採決の結果、議第24号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第25号玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、国家公務員に準じて職員の介護休暇等の見直しを行なうため条例の整備を図るもので、内容として、介護休暇の取得時間を最長6カ月の範囲であったものを、3回を超える通算6カ月を超えない範囲内で取得できるように改めるとともに、介護時間として連続する3年の期間内において、1日2時間を限度として勤務時間の一部を勤務しないことを認める制度を新設するものとの説明がありました。

特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第25号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第26号玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、国家公務員の育児休業制度の見直し及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例の整備を図るもので、改正育児休業法において、育児休業の対象となる子の範囲を職員が特別養子縁組の成立について、家庭裁判所に請求し、当該職員が現に監護を行なっている子ども及び里親である職員に委託されている子どものうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子に範囲を広げるとともに、条例で定めるものとして養子縁組里親として職員に委託しようとしたが、実親との同意が得られなかったため、養育里親としての職員に委託された子とするものとの説明がありました。

委員から、今まで1歳到達日となっていたのを1歳半まで延ばすというのは何か理由があるかとの質疑に、執行部から、特別養子縁組において、監護期間が6カ月必要とな

ってくるので、その期間を延ばすとの答弁でした。委員から、職員で利用しているのかとの質疑に、執行部から、実際利用している職員はいないとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第26号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第27号玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、車賃の支給基準の見直しに伴い及び玉名市防災会議専門委員会の報酬について、条例の整備を図るもので、内容として、特別職の非常勤職員が自家用車を利用して特定地域に旅行した場合における車賃を定額支給とするもの。また、新たな特別職の職員の報酬額を防災会議専門委員については日額1万円を上限に、地域福祉計画策定委員会委員、障害者計画及び障害福祉計画策定委員会委員、指定管理候補者選定委員会委員及び自治基本条例推進委員会委員については、それぞれ日額5,800円とするものとの説明がありました。

委員から、防災会議の専門員の上限1万円はどのような人を想定しているかの質疑に、執行部から、学識経験者で検討を行なっていて、最高位の方を1万円としているとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第27号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第28号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、国家公務員に準じて職員の給与の見直しを行なうため条例の整備を図るもので、内容として、扶養手当の月額を子については、6,500円から1万円に引き上げ、配偶者については、1万3,000円から6,500円に引き下げるものである。また、本市で災害等が発生し、災害対策基本法等により、他の自治体職員が派遣された際に、当該自治体職員が本市区域に滞在する場合に支給される災害派遣手当等を新設するものとの説明がありました。

委員から、経過措置で平成30年までは手当の金額は高かったが、何らかの理由があるかとの質疑に、執行部から、激変緩和措置と想定しているとの答弁でした。委員から、子ども1人の場合、配偶者を含めると、1万9,500円から1万6,500円になる。職員の状況からどうなのかとの質疑に、執行部から、金額については、平成29年度当初予算で360万円ぐらいふえる見込みで、平成30年度で900万円ぐらいふえる見込みで、配偶者手当を支給されている人より、子育ての手当を支給されている人の方がはるかに金額として多いということであるとの答弁でした。

審査を終了して、採決の結果、議第28号については、原案のとおり、全員異議なく

可決すべきものと決しました。

次に、議第30号玉名市一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、車賃の支給基準の見直しに伴い条例の整備を図るもので、内容として、一般職員が自家用車を利用して、特定地域に旅行した場合における車賃を定額支給とするものとの説明がありました。

委員から、車で行く場合の高速道路の使用条件はどうかとの質疑に、執行部から、高速道路については、鳥栖以北、八代以南が利用できるようにしているとの答弁でした。委員から、場所によっては高速道路を使用したほうがよい場合もあるがとの質疑に、執行部から、状況によっては特例を認める場合もある。職員については、基本公共交通機関か公用車利用になるので、認められるのは熊本空港を利用する場合である。今回の改正の趣旨は、職員でないものを招へいする場合などの不具合を適正にするためであるとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第30号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第31号玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、地方税法の一部改正に伴い条例の整備を図るもので、内容として、消費税率10%への引き上げが、平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期をされ、これに伴い昨年11月28日に交付されたことに伴う改正であるとの説明がありました。

特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第31号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第34号平成29年度玉名市一般会計補正予算（第1号）であります。

執行部から、歳入歳出予算の補正について、総額を歳入歳出それぞれ6,112万7,000円を追加するもので、内容として、防災行政無線施工整備工事の業者選定に係る経費及び玉陵中学校仮設プレハブ工事の借り上げである。また、債務負担行為補正は市防災行政無線施設整備工事の期間及び限度額を設定するもので、平成30年度から平成31年度の2カ年で4億4,238万3,000円とするものとの説明がありました。

特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第34号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第35号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、玉名市防災行政無線施工施設整備工事業者選定委員会を設置するため条例の整備を図るもので、内容として、新年度より、玉名市防災行政無線施設整備工事業

者選定委員会を設置するに当たり、所掌事務、事務の内容、委員の定数、委員の構成等について定めるものとの説明がありました。

特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第35号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第36号玉名市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、玉名市防災行政無線施設整備工事業者選定委員会委員の報酬について、条例の整備を図るもので、内容として、新年度より新たに玉名市防災行政無線施設整備工事業者選定委員会の設置を行なうに当たり、委員の報酬額を定めるものとの説明がありました。

特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第36号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、請第1号岱明ふれあい健康センターに併設した岱明町公民館の早期建設に関する請願であります。

委員から、岱明の区長の33名のうち27名が賛同されていることは重要視すべきと思う。しかし、公民館現地建てかえという署名運動を行なっている中で、継続審査にお願いしたいとの意見がありました。また、委員から、請願に対しては、結果を出すべきとの意見がありました。また、委員から、地元の区長さん方から熱い希望を受けて紹介議員として名を連ね、多くの岱明地区の住民は市の提案に賛成の方も多いが、一部の方に理解されず請願に賛同されていない方もいる。原案は否決されたが、今後、岱明町が発展していくために必要なもので、公共施設を有効活用することが加味されているので、早急に話を決めていくのがいいとの意見でした。

以上、審査の後、請第1号について、まず継続審査について、挙手による採決の結果、賛成少数で継続審査としないものとなりました。

次に、挙手による採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

次に、請第2号市民会館建設位置の見直しを求める請願であります。

委員から、1日も早い完成を望むものであり、請願について反対との意見でした。委員から、市民広場をつくった目的があり、市民会館をつくることで、福祉センターを利用する人が駐車場に困るなどの事情もあり、請願に賛成との意見でした。

請第2号については、異議があり、挙手による採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、継続審査となっておりました陳第8号玉名小学校区の自然を守り景観に配慮し、子どもから大人まで住みよい環境となるような計画的な地域づくりを求める陳情であります。

委員から、学校跡地利用についていろいろあるが、陳情については、採択すべきとの意見でした。また、委員から、第2次総合計画の中でも、新玉名駅周辺の開発に積極的に努めるなどの話もありましたので、そのあたりも加味して採択に賛成との意見でした。

審査を終了し、採決の結果、陳第8号については、全員異議なく採択すべきものと決しました。

次に、継続審査となっておりました陳第11号「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める意見書の提出に関する陳情であります。

執行部から、鉄道事業各社の鉄道用車両に対する固定資産税を非課税とすることとの要望に対し、玉名市で課税している鉄道車両は、償却資産に係る固定資産税の総額は、1,157万円で、これを非課税にすると、そのまま減収になるとの説明がありました。

委員から、これら玉名市に入ってくるのかとの質疑に、執行部から、そのとおりとの回答でした。委員から、市民を初め多くの方が苦慮しながら税金を納めていることを考えると、不採択との意見でした。

審査を終了し、請第11号については異議があり、挙手による採決の結果、賛成なしにより、不採択すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 総務委員長の報告は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時34分 休憩

---

午前11時51分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開き、委員長報告を行ないます。

建設経済委員長 田畑久吉君。

[建設経済委員長 田畑久吉君 登壇]

○建設経済委員長（田畑久吉君） 時間を有効に使いたいと思います。

今期、建設経済委員会に付託されております議案14件及び継続審査としておりました陳状1件について、委員会の審査の経過と結果を報告いたします。

まず、議第3号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第11号）中付託分についてであります。

歳出の部4款衛生費1項保険衛生費中9目浄化槽設置整備費が5,091万8,000円の減額、6款農林水産費が12億864万6,000円の減額、そのうち主なものは、生産総合事業補助金で、当初の10組合のうち、1組合の採択漏れと9組合の事業

の入札残による14億1,745万8,000円の減額、また、団体営農業農村整備事業補助金では、暗渠排水整備300ヘクタールのうち、要望に対して87.1ヘクタールしか採択されなかったことによる3億5,023万7,000円の減額であります。7款商工費では793万5,000円の減額、8款土木費は3億7,645万5,000円の減額であり、主なものは、岱明玉名線など、道路新設改良費で2億9,069万4,000円の減額であります。11款災害復旧費は7,191万3,000円の減額であり、主なものは、農地等農業用施設の熊本地震による災害復旧において、緊急性から県補助事業ではなく、市単独事業で対応したことによる7,323万9,000円の減額であります。また、繰越明許費としては、熊本地震による復旧事業で、施工業者が繁忙のため、対応できる年度内に事業を完了できないことによる熊本地震被災者向け経営体育成支援事業の繰り越しなど5件の追加と岱明玉名線道路新設改良事業の金額の変更であります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、単独事業の熊本地震小規模災害復旧事業の進捗についての質疑に、執行部から、ほぼ完了しているが、業者等の都合でまだ終わっていないところもあるとの答弁でした。また、委員から、農政部門の減額補正が大きいので、補正予算編成が甘いのではないかという質疑に、執行部から、農政では農業者からの補助事業申請の要望に基づき、2割から3割の大枠で予算を編成し、採択を受けたあとに設計し、入札をすることによりなるので、その2割、3割が減額することになる。また、国の配分の状況で、申請が不採択となることもあり、不採択分の補正減額が出ることになるとの答弁であり、さらに委員から、暗渠排水整備の申請を上げたあとに事業採択に向けた取り組みはしているかとの質疑に、執行部から、現在耕作条件など厳しく、地元の間管理機構を利用した農地集積を頑張ってもらわないといけない。また、要望も多いため、県にお願いしているとの答弁でありました。また、委員から、狩猟免許試験受験者等がふえた要因についての質疑に、執行部から、現在、狩猟免許取得者も高齢化しているため、若い方に免許取得してもらうよう補助している。今回、この事業に関して、農協からの補助金上乗せ分が出ていたこともあり、農協から勸奨があったため試験受験者がふえたと思われるとの答弁でありました。また、委員から、平成28年度に予定されている農地集積について、3地区のうち、伊倉地区のみが実施されているが、残り豊水地区と横島地区は、平成29年度に実施するのかとの質疑に、執行部から、豊水地区は平成29年度に法人化する予定であり、農地集積を実績していく。横島地区は単体で申請していくとの答弁でありました。また、委員から、熊本地震による商工会館の被害についての質疑に、執行部から、度重なる余震による被害が拡大し、外壁タイルや屋上防水シートの損傷などにより、3,500万円ほどの被害となっているとの答弁でありました。また、委員から、ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金

の減額についての質疑に、執行部から、県が推進している事業で、不特定多数の人が使えるように改修するためのものであり条件が厳しく、単純な改修などには対象にならないとの答弁でありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第3号中付託分については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第7号平成28年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,149万1,000円を減額するものであり、浄化槽設置の不用額等によるものであります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、なかなか設置が伸びないこともわかるが、交付金の要件である10基は設置できるように頑張ってもらいたいとの意見がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第7号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第8号平成28年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第3号）であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,723万3,000円を減額するものであり、その主なものは、分筆所有権移転嘱託登記や立木補償調査業務の委託料の減額などであります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、用地交渉が不要になった事由についての質疑に、執行部から、配水池から農地への水を配る施設整備を見直した結果、一部分用地にかからなくなったためとの答弁でありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第8号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第9号平成28年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

内容は、収益的収入について300万円の減額、収益的支出について4,393万円の減額。主なものは、原水配水費の決算見込みによる3,600万円の減額などあります。基本的支出については、2,750万円の減額であり、主なものは、建設拡張費の決算見込みによる2,000万円の減額などあります。このほか、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正などあります。

以上、執行部の説明を受け委員から、資本的支出の建設拡張費の2,000万円の減額があるが、減額するぐらいならほかに工事をしてはどうかとの質疑に、執行部からは、これは予定されている県道改修工事に伴う布設替えの分であり、県道改良工事の工

事がなされなかったことによる減額と入札残によるもので、突発的にどうしてもやらなければいけない事案が出たときは、その都度検討して、実施しているが、水道事業は計画をもって行なっているの、理解してほしいとの答弁でありました。また、委員から、水道未整備のところ、水道を引くのは簡単なことではないとわかるが、不利益を受けている地域もあると思うので、水道未整備のところにも、もう一度アンケートを取り調査をして、進めやすいところは進めてもらいたいとの意見がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第9号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

○議長（永野忠弘君） 委員長の報告の途中ですが、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

---

午後 1時01分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開き、委員長報告を行ないます。

建設経済委員長 田畑久吉君。

[建設経済委員長 田畑久吉君 登壇]

○建設経済委員長（田畑久吉君） 午前に引き続きまして、建設経済委員会の審査の経過と結果を報告させていただきます。

次に、議第10号平成28年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

内容は、収益的収入について257万3,000円の増額、収益的支出について、98万9,000円の減額であります。資本的収入については3億7,810万円の減額で、主なものは、建設改良企業債の決算見込みによる2億1,520万円の減額であり、資本的支出については4億6,596万6,000円の減額で、施設建設費の決算見込みによるものであります。そのほか、企業債や議会の議決を経なければ利用することのできない経費の補正であります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、施設建設費の委託料が約3億5,000万円の減額だがこの要因はとの質疑に、執行部から、補助事業で申請していたが採択されなかったとためとの答弁でありました。また、委員から、長洲町終末処理場維持管理負担金の約700万円の増額の理由についての質疑に、執行部から、流入量の変動その他の要因によるものとの答弁でありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第10号については、原案のとおり、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第11号平成28年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）につ

いてであります。

内容は、収益的収入について354万円の増額、収益的支出について1,340万4,000円の増額で、主なものは、機械及び装置等の減価償却費の増額によるものであります。資本的収入については、2,266万1,000円の減額であり、主なものは、建設改良企業債の決算見込みによる減額、資本的支出については3,382万2,000円の減額であり、主なものは、施設建設費の国庫補助内示に伴う調整額の減額によるものであります。このほか、企業債の補正であります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、平成28年度の新規加入はどのくらいあったかとの質疑に、執行部から、当初40件を見込んでいたが、16件だったとの答弁でありました。また、委員から、減価償却の考え方として、加入率が低いと事業収入が少ないため、設備等更新費用が事業収入だけでは賄えないことになるが、どのような計画かとの質疑に、執行部から、加入促進に取り組んではいるものの、なかなか進まない状況である。また、横島地区に5カ所、天水地区に3カ所の処理場があり、財政的な健全化に向けたシミュレーションを検討し、その中で改築更新を含めた収支の長期計画を策定するようにしている。玉名市でも人口減が進み、収入減が懸念されており、農集事業だけでなく、公共下水道や浄化槽整備など、全体を見直す時期にきていると感じているとの答弁でありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、第11号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第12号平成29年度玉名市一般会計予算中付託分についてであります。

歳出の部4款衛生費1項保険衛生費中8目水道費が5,854万4,000円、9目浄化槽設置整備費が9,904万5,000円、6款農林水産費は39億6,985万8,000円で、前年度比5.5%減であります。そのうち主なものは、7組合、44戸の低コスト耐候性ハウス等を整備する生産総合事業補助金で10億9,364万9,000円、集落基盤整備事業で2億4,600万円、また、暗渠排水300ヘクタールを整備する団体営農業農村整備事業補助金は3億円であります。7款商工費は4億700万7,000円、前年比2.3%増であります。そのうち主なものは、中小企業振興預託金等で1億2,700万円、玉名版DMO構築事業で2,500万円であります。8款土木費は33億7,890万8,000円で、20.7%の増額であります。そのうち主なものは、岱明玉名線道路新設改良で5億6,188万4,000円、小浜繁根木線道路改良事業で2億5,087万3,000円であります。11款災害復旧費は200万1,000円で、前年度と同額であります。また、債務負担行為としては、裏川水際緑地花しょうぶ管理業務で、平成30年度に295万4,000円を設定するものであります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、農業委員会の支所を担当する再任用職員につ

いて、3支所を巡回していると各地区等のことが詳しくわからないことがあるので、もっと増員して、3支所に常時配置してはどうかとの質疑に、執行部から、農業委員会等と検討していくとの答弁でありました。また、委員から、新規就農総合支援事業補助金について、年間収入が250万円以下の新規就農者が対象となっていたが、この条件を越えられない方が多いのかとの質疑に、執行部から、5年後に250万円を目標に取り組んでおられると思う。250万円の補助を対象となる条件については、要綱が変わり、100万円から350万円までを対象に傾斜して補助されるようになったとの答弁でありました。また、委員から、漁港の廃船処理について、玉名市で管理する漁港のどのくらいの廃船があると認識しているか。景観や漁業者のことも考え、もっと廃船処理すべきではないかとの質疑に、執行部から、廃船の定義が明確でなく、所有者不明の船もあり、廃船の数等の把握ができていない。今回、6隻分の予定で処理料を計上しているが、船籍がわからないものを処理するためのもので、所有者がわかるものは、所有者で処理してもらおうとの答弁でありました。これを受け委員から、廃船の定義を早急に設けて前向きに取り組んでもらいたいとの意見がありました。また、委員から、玉名市DMO構築事業について、国からの補助等はないのか。今回の2,500万円の内訳はどの質疑に、執行部から、DMOへの補助金はなく、地方創生推進交付金を使っている。2,500万円の内訳は、人件費等一般管理費に1,500万円、講師謝礼やマーケティング、出店費用などの直接費用に1,000万円との答弁。さらに委員から、DMOの形がなかなか見えてこない。今後どのように進めていくのか。その展望はあるかとの質疑に、執行部から、国が観光立国を進めており、その実施主体として日本版DMOの構築を支援している状況であり、現在123のDMO候補法人が登録されている。玉名版DMOとしてのイメージは、観光協会が主体となり、行政や地域の商業団体が一緒になった取り組みを進めていくが、現在、熊本県北観光協議会で実施しているインバウンドやアウトドア着地型観光商品の取り組み、日本遺産認定後の観光への活用などを考えると、先々広域的なDMOの取り組みも考えられるとの答弁でありました。また、委員からは、いろいろ研修等で勉強したことを玉名市に持ち帰り、いろんな団体にちゃんと報告するよう場をつくってもらいたい。その内容を各団体が考える時期にきていると思うとの意見。また、委員から、今は手探りで進めている状況と思うが、DMOの目的は、ある程度はっきりさせて進めるほうがわかりやすく、理解されやすいのではないかとの質疑に、執行部から、平成28年度の29年度でマーケティング調査やモバイル空間統計調査などを実施することにしており、目に見える形ですぐに出てくるものではないが、節目、節目で、報告や説明していくことが必要だと考えている。今月28日に、観光戦略会議の中で、進捗を報告することになると思うとの答弁がありました。また、委員から、玉名圏域の新卒高校生の就職状況調査委託についての質疑に、執行部から、若

者が地元就職して、定着してもらうために、地元の企業を知ってもらう企業ガイダンスを定住自立圏構想の中の1つの事業として、平成30年度から実施を計画している。今回の調査は、高校や企業に対して、就職状況などのアンケートをとり、企業ガイダンスに生かすものであるとの答弁でありました。また、委員から、商店街イベント事業助成金について利用状況はどうなっているかとの質疑に、執行部から、平成28年度は、熊本地震の影響で、商店街にぎわい創出事業が多くの商店街で活用されたが、例年は幾つかの商店街にほぼ固定化されている状況との答弁でした。さらに委員から、経済産業省の補助金は、頻繁に報告など必要であり、利用するのが難しいので、市の補助金を使っていると思うが、これだけ玉名市が疲弊している中で、人を呼び込むための商業者が一生懸命取り組んでいるので、補助金の増額も検討してもらいたいとの意見がありました。また、委員から、商店街空き地・空き店舗対策事業補助金に関し、現在の空き店舗の状況についての質疑に、執行部から、平成28年1月現在の中心市街地の13の商店会で営業店舗474店舗のうち、空き店舗が57店舗で、空き店舗率は12%となっている。平成27年度全国平均が13%であり、これを下回っているものの、玉名市の平均19年の空き店舗率は8.4%であり、かなり空き店舗率が上がってきている。平成28年度にはこの補助金を利用し4店舗が入ってきた。現在、空き店舗の状況調査中だが、玉名市は店舗兼住宅が多いので貸せなかったり、条件付きのものが多いが、条件をクリアしてなんとか空き店舗を埋めていきたいとの答弁でありました。また、委員から、玉名納涼花火大会補助金について、もともと玉名市役所主催だったものが、協賛金集めが難しいということで、商工会議所主催となり、実行委員会形式で実施されているが、最近は観客が多くいつ事故が起きてもおかしくない状況で、警察とも協議して、なんとか実施している。また、商工会議所の職員が花火大会のため、本来の仕事である各店の経営育成などができない状況である。また、人が亡くなる事故が起きれば賠償問題になり、商工会議所が莫大な金額を払うことになることが危惧されている。この際、市と商工会議所の共同主催にしてはどうかとの質疑に、執行部から、たくさんの観客が来ているため、事故が非常に心配されている。平成27年度からは補助金を増額し、警備を強化してもらうとともに、28年度は市職員も60名を動員して対応をしたところである。昨今の花火大会は市外の観客もふえており、観光誘客を最大の目的として開催するのであればDMO当たりで総合プロジェクトプロデュースし、観光客目当ての花火大会に移行する方法もあると思う。また、元の市主催に戻るのであれば、上げる花火の数を減らしてでも安全性を重視して開催するべきとの考えとの答弁でありました。また、委員から、企業誘致に係る用地測量の委託料についての質疑に、執行部から、企業の進出の際の用地測量が必要になったときのもので、毎年、枠で予算を確保している。公表している適地が1カ所あるが、市内の遊休地の調査を続けており、何カ所か候補地があ

るとの答弁でありました。また、委員から、道路新設改良には、前年度と比べて5億円ほど上がっているが、これは熊本地震被害の復旧によるものかとの質疑に、執行部から、道路改良については、毎年要望が上がってきており、今回大幅に予算要求した結果、これだけの予算が確保できたとの答弁でありました。また、委員から、新玉名駅西側駐車場整備の進捗状況についての質疑に、執行部から、現在、水路に橋りょうをつないで往来ができるようになり、造成も盛土が完成し、固める作業中である。進捗としては95%までいっている。新駐車場の西側に関しては、土のう仕上げで完成させる予定であり、隣接する農地に企業進出の話があったときには段々になっている境界部分の直線になるよう等価交換すると考えているとのことでありました。また、委員から、都市公園の中の広場公園の定義はとの質疑に、執行部から、市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域等における施設の利用者の休憩のための休養施設又は都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置した広場となっているとの答弁でありました。これを受け委員から、このような定義がある市民広場公園に市民会館が建てられようとしているが、公園管理者としてどう思うかとの質疑に、執行部から、公園管理者の立場では、市民広場公園の廃止は代がえ施設がないと難しいと考える。現市民会館の跡地を代がえの公園とすることで、関係課と調整協議を行なった結果、現広場に場所も近く、イベント会場等にもなり得るという判断のもとに認めたとの答弁でありました。また、委員から、公園の維持管理に関して、遊具の点検はだれがしているかとの質疑に、執行部から、定期的に職員が点検している。点検のための業者は入っていないとの答弁でありました。また、委員から、横島町のジャングルジムの撤去費用が計上されているが、撤去後の計画はとの質疑に、執行部から、以前から危険であることが指摘されており、まずは平成29年度で撤去をし、それと並行してその後の利用を検討したいとの答弁であり、これを受け委員から、更地にして災害時など、もしものときのための駐車スペースとして使えるようにしてはどうかとの意見がありました。また、委員から、戸建て木造住宅耐震改修事業補助金に関して、市内の耐震基準を満たす住宅の割合と今後の目標についての質疑に、執行部から、現在71.4%あり、平成32年度までに95%、38年度にかけて解消する目標であるとの答弁でありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第12号中付託分については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第16号平成29年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,847万6,000円であります。歳出の主なものは、浄化槽15基分の工事請負費であります。

委員から特段の質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第16号については、原

案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第17号平成29年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,654万4,000円であり、そのうち主なものは、石貫・三ツ川地区の漏水対策工事等であります。

委員から特に質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第17号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第18号平成29年度玉名市水道事業会計予算についてであります。

収益的収入は8億9,503万円、収益的支出は8億6,581万円で、資本的収入は3,386万8,000円、資本的支出は4億8,781万9,000円で、主なものは、水源地等21カ所の警備や点検・徴収事務の委託料であります。また、債務負担行為として、長期財政シミュレーションに関する支援事業を平成30年度に333万4,000円で設定するものであります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、東部・天水地区水源地試掘調査業務委託についての質疑に、執行部から、玉名市の東部地区と天水地区で水量が非常に不安定であり、将来的に安定した水量の確保を行なうため調査を行なうものとの答弁でありました。また、委員から、購入を予定している給水車について、耐用年数はとの質疑に、執行部から、今回購入する給水車は、学校や病院などへの高所への給水が必要と考えられたことから、圧送装置がついたものを計画している。公的耐用年数は5年だが、修繕等しながら10年から15年ぐらい使用できればと考えている。熊本地震で給水活動を応援していただいたので、自分たちもそういった活動をできる限り行ないたいとの答弁でありました。また、委員から、今回の熊本地震を受け、井戸利用者から水道を引きたいとの相談を聞いたが、どうすれば引いてもらえるかとの質疑に、執行部から、給水地域内であれば地域の方の同意など必要ないが、配水本管から給水引き込みは個人負担になる。また、配水本管から離れている集落で、何軒かまとめて引く場合などは相談に来ていただいて対応を考えたいとの答弁でありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第18号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第19号平成29年度玉名市公共下水道事業会計予算であります。

収益的収入は15億6,134万6,000円で、収益的支出は15億3,057万1,000円、資本的収入は8億6,582万4,000円、資本的支出は14億7,728万8,000円、主要な建設事業改良事業は、管渠やポンプ場及び公共下水道処理場整備事業で9億7,470万円となっております。債務負担行為としては、浄化センター長寿命化支援事業を平成30年度に限度額5億1,000万円を設定するもの。立願寺汚水中継ポンプ場長寿命化支援事業を平成30年度で限度額2億3,400万円を設定

するものであります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、浄化センターはかなり古いが部分的な改築更新をしていくしかないのかとの質疑に、執行部から、浄化センターは昭和56年供用開始で、現在部分的改修で当時に設置できた機器の更新を進めている状況である。建物自体の設計が昭和49年度で、昭和56年の建設基準を改正以前に建てられており耐震化がなされていない。耐震化するにも数多くの機器が設置されており、耐震工事ができないので、大きな改修のときに一緒に行ないたいと考えているが、耐震の費用まで十分捻出できていない。将来的には建てかえも考えられるが、既存の施設を使用しながら現在の敷地に建てかえるとなると非常に難しいとの答弁でありました。これを受け委員から、建物も古いので、建てかえはすぐにはできなくても、排水の問題もあるので、場所の選定等早くから検討しておくべきではとの意見がありました。また、委員から、施設建設費の委託料が前年度から下がっている理由についての質疑に、執行部から、国の補助金を受けながら事業計画を立てる中で、事業自体が相当大きいため、1年目に設計、2年目に工事という2カ年で行なっているが、平成29年度分については、すでに国に要望を出しており29年度に入って申請をして、採択という流れになるという答弁でありました。また、委員から、汚泥の処分に関して、以前は菊池市の処理場だけだったが、荒尾市の処理場も出しているのはどうしてかとの質疑に、執行部から、その処分場が台風等被害により壊された場合処理できなくなるので、リスク分散のために2カ所に出しているとの答弁でありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第19号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第20号平成29年度玉名市農業集落排水事業会計予算であります。

収益的収入は4億2,525万2,000円、収益的支出は4億2,525万2,000円、資本的収入は3億4,758万円、資本的支出は4億5,986万9,000円であり、主なものは、農業集落排水施設整備2億6,105万9,000円であります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、公共下水道事業と比較しても、一般会計からの繰り入れが大きい、真空弁がどの工事費は高かったり、加入率の伸び率が悪いことも懸念される。加入の促進強化を図り、利用料金を引き上げも考えないといけないのかとの質疑に、執行部から、公共下水道と農集の真空式等では機器類が全く違うので比較は難しい。収入が少ないことについて、まずは加入率を上げることが必要と感じており、財政シミュレーションを見ながら検討していかなければいけないとの答弁でありました。これを受け委員から、加入促進も大事だが、このままでは一般会計からの繰り入れがどんどん大きくなっていくのではないか。市民の利用料金の公平性も保たなければいけないと思うが、利用料金見直しも慎重に検討していく必要があるのではないか

との意見がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第20号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第22号玉名市商工業振興基本条例の制定についてであります。

この条例は、商工業振興の基本理念を定め市・商工業者、商店会、商工団体及び市民の責務等を明らかにして、その施策の基本となる事項を定めることにより、商工業の基盤の強化及び持続的な発展を促進し、市民生活の向上及び活力ある地域社会の実現に寄与することが目的であります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、条例中の商工業者の責務の中で、商店会が実施するにぎわいの場となることを資する事業に対し、応分の負担をするなど、協力するよう努める内容が盛り込まれているが、大型店の協力が得られない事例があるようだが、応分の負担とはどういう考えでいるのかとの質疑に、執行部から、地域の商工業者は高齢化や後継者不足の問題に直面しており、商店会への加入が伸び悩んでいると伺っている。また、街路灯など共同施設管理費やにぎわい創出のためのイベント開催の事業費負担が増大しており、地域コミュニティーの維持が困難になっていることをも聞いている。応分の負担は、金銭の負担だけでなく、イベント開催時や美化活動に対する労力の負担も含まれるとの答弁でありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第22号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第33号玉名市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、熊本県の道路占用料に準じて、市道に係る占用料を改正するものであります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、固定資産税の評価額が変わると占用率も変わるかとの質疑に、執行部から、県がそのように運用しており、県に準じて変更しているの答弁でありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第33号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、継続審査としておりました平成28年陳第7号北坂門田地区、中坂門田地区、南坂門田地区の坂門田川水系における水田構造改善事業を求める陳情についてであります。

執行部から、今年1月に地元受益者に対し、事業の概要、費用対効果、負担金など、説明会を行なったこと。説明会では、地元から日照時間が午前10時から午後3時までと短く、施設園芸に向いていないこと、それから湿原地帯であり麦の作付けに向いてな

いこと等の意見があったこと。また、事業採択に必要な地元受益者の同意については、95%以上必要であることを説明し、地元からは、今年3月末までに同意書を徴収するとの意見を伺っている。今後、予定として8月をめどに、95%以上の徴収ができた場合は、9月次年度事業の基礎調査を国に要望していきたいとの報告がありました。

これを受け委員から、地元が3月末までに同意書徴収を行なうということなので、その状況を見て、6月に改めて審査をするべきとの意見があり、採決の結果、平成28年度陳第7号については、全員異議なく継続審査とすべきものと決しました。

このほかに6次産業の状況、ため池、鳥インフルエンザの対策、新規就農者、有害鳥獣対策、草枕交流館の周辺整備など、多岐にわたる質疑がありましたことを報告いたします。

以上もちまして、建設経済委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（永野忠弘君） 文教厚生委員長 近松恵美子さん。

〔文教厚生委員長 近松恵美子さん 登壇〕

○文教厚生委員長（近松恵美子さん） こんにちは。

今期、文教厚生委員会に付託されました議案11件、陳情4件について審査の経過と結果を報告いたします。

はじめに、議第3号平成28年度玉名市一般会計補正予算（第11号）中付託分について、国の2次補正予算の1億総活躍社会の実現の加速等に向けた対策の関連事業で、地方創成拠点整備交付金で、天水支所周辺施設集約化事業2億6,593万8,000円、その他関連事業として、学校施設等の環境整備として、玉陵小学校新築工事及び玉陵中学校改修工事、小中学校空調設備整備事業、玉名町小学校教室等改築事業の13億3,805万7,000円が計上されており、3款民生費は、国民健康保険事業特別会計繰出金や保育所等整備事業補助金による4億2,023万8,000円の減額、10款教育費は、国の補正予算による補助金等の交付決定に基づき、玉陵小学校新築工事及び玉陵中学校大規模改修工事ほか3事業を前倒して実施するため18億8,035万7,000円の追加となっています。

執行部からの説明のあと、3款民生費について委員から、公立保育所の保育士40名の見込みに対して求職者が少なく、33名の雇用だったとのことだが、雇用できていれば、待機児童は解消できたのかとの質疑に、執行部から、保育士が確保できることによって待機児童の解消につながるものと予想していた。臨時保育士の1日当たりの報酬は、勤務年数に応じて改善しており、管内の保育士と比べて遜色ない額となっているが、応募には至らなかったとの答弁がありました。

次に、委員から、学童保育の施設改修費の補助のあり方について質疑があり、執行部から、補助の要件は、新たな学童保育を実施する場合や受け入れ児童の増加による改修

が対象であり、施設の老朽化による改修は補助要件には該当しなかったと答弁がありました。また、学童クラブの実施場所が小学校の占有施設や余裕教室である場合は、市で整備しているが、事業母体である保育園や幼稚園、児童館で実施している場合は、市は整備をしていないと答弁がありました。

次に、委員から、公共施設等建設特別委員会では、天水支所周辺施設集約化事業において、合併50周年の記念碑は移設しないで工事ができるとの説明があったが、体育館の前に移設してある。関係者への説明等はあったのかとの質疑に、執行部から、記念碑の移設については、解体工事に影響があることから、体育館前に移設した。移設する前に、特別委員会において説明すべきであったとの答弁がありました。

次に、第2表繰越明許費について、委員から、熊本地震に伴う公費解体で、現時点で89件が解体業者の不足等の理由により未処理とのことだが、国の基準ではいつまでに解体すれば公費解体の補助対象になるのかとの質疑に、執行部から、今月に環境省と最終の事前協議があり、その際に要望した額を限度として補助金は支給される。未処理分も含めて多めに要望するが、その枠を越えての支給はできなくなる。その際に要望した分については、年度を超えて解体しても補助対象となるとの答弁がありました。

次に、委員から、被災住宅等復旧事業補助金については、418件を繰り越すとのことだが、交付はいつまでするのかとの質疑に、執行部から、地震による請負業者の不足により、復旧工事が進まない被災者も多く、418件を翌年に繰り越す見込みだが、そのうち見積もりがまだ提出されていない分が40件ほどある。その方々には、見積もりだけでも早く提出していただくよう催促していくとの答弁がありました。

次に、第3表債務負担行為補正について、委員から、玉陵小学校新築工事及び玉陵中学校大規模改修工事と玉名町小学校教室等改築工事の管理業務が上がっているが、管理業務の積算はどのようにしているのかとの質疑に、執行部から、玉名町小学校は、単体建てかえということで、管理委託料積算表の規定に基づいて積算しており、玉陵小学校、玉陵中学校については、改築等さまざまな工事が絡んでいるため、業者から見積もりを取って予算計上しているとの答弁がありました。また、委員から、監理業務については、設計業務を受託した業者は除いて入札を行なうのかとの質疑に、執行部から、今回この2件の監理業務の委託料については、予算を計上する際に、営繕課の職員で監理業務ができる場合には、減額するとの説明をしており、結果的に営繕課職員による監理業務が可能となったため、今回廃止するものとの答弁がありました。そのほか、長期休暇のみ受け入れの学童保育の実態把握や学童保育の公募方法などについて質疑がなされました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第3号中付託分については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第4号平成28年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）号についてですが、第1表歳入歳出予算補正は、歳入歳出それぞれ2億8,104万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を107億517万4,000円とするものです。

主な内容につきましては、3款後期高齢者支援金、6款介護納付金、7款共同事業拠出金の減額とこれに伴う歳入の調整です。

執行部からの説明のあと、委員から、高額医療費支給の対象者数と病名についての質疑があり、執行部から、平成27年度分の高額療養費の件数は、1万70件で、金額は7億7,855万768円、医療費が高額になるとの観点からいけば、人工透析や脳血管の疾患、心疾患等が該当するものと考えられるとの答弁があり、委員からは、高額医療費の支給が国保財政を逼迫させている要因にもなっているため、課題として高額療養費の分析について、今後検討してもらいたいとの意見がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第4号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第5号平成28年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、第1表歳入歳出予算補正は、歳入歳出それぞれ394万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億2,292万4,000円とするものです。

主な内容は、歳入の3款繰入金のうち、保険基盤安定繰入金の決算見込みによる減額と歳出の3款保健事業費の決算見込みによる減額などです。

執行部からの説明のあと、委員から、普通徴収分の過年度分で未納はどの程度かとの質疑に、執行部から、平成28年度末で滞納繰越額の調定額が263万8,100円、収入額が114万2,000円、収納率が43%を見込んでおり、150万円弱が未納額となるとの答弁に対して、委員から、高齢者からの普通徴収の場合、徴収が非常に難しいと考えられるが滞納に対する処置はどうしているのかとの質疑に、執行部から、電話等による催促により滞納額の解消に努力しているとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第5号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第6号平成28年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）については、第1表歳入歳出予算補正は、それぞれ3億8,710万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、74億8,712万6,000円とするものです。

主な内容は、歳出の2款保険給付費の決算見込みによる減額とこれに伴う歳入の調整です。

この件について特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第6号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第12号平成29年度玉名市一般会計予算中付託分について、歳出の主なものとして、3款民生費は対前年度比3.8%増の124億5,106万3,000円が計上されており、障害者介護給付訓練等給付事業14億8,400万円、臨時福祉給付金事業2億7,472万8,000円、子ども医療費2億1,900万円などです。4款衛生費は対前年度比3.1%増の11億1,148万円が計上されており、主なものは、公立玉名中央病院事業負担金4億5,079万4,000円などです。10款教育費は対前年度比11.4%増の40億2,350万2,000円が計上されており、主なものは、学校規模適正化事業17億1,342万円、総合体育館空調設備整備事業2億2,008万2,000円、そのほかサッカー場建設事業の基本設計等で2,846万5,000円などです。

第2表債務負担行為につきましては、玉名町小学校教室等解体工事について期間及び限度額を設定するものです。

執行部からの説明のあと、3款民生費について委員から、保育所等整備事業補助金の内訳について質疑があり、執行部から、たまきな保育園のこども園移行に伴う施設整備費用とルーテルこども園の保育所機能分の定数を増員するための保育室増築費用を補助するものであり、平成27年度からこども園移行に対して整備事業補助金が出るようになったと答弁がありました。

次に、委員から、玉名第1保育所整備基本構想策定支援業務の委託料が上がっているが、委託料の内訳はどうなっているかとの質疑があり、執行部から、玉名第1保育所は老朽化に伴う早急な建てかえが必要であることから、現在地を含めたその周辺で候補地を選定する業務が主なもので、そのいくつかの候補地に対して、敷地条件や建設費用の算定を分析し、比較評価する。また、候補地を選定した段階で、基本構想を策定するというものとの答弁に対し、委員から、前回の基本構想では80部の冊子を作成するのに1,088万6,400円の委託料がかかっていたが、どう生かしていくのか。また、委託する業務の内容はとの質疑に、執行部から、前回の本庁舎跡地の活用基本構想では、玉名第1保育所の定員数や必要面積、間取りも策定してあったので活用したい。また、委託の内容は、計画対象候補地の現状分析、整理、候補地や玉名第1保育所の整備方針等の整備や整備可能増の検討、優先度評価や整備候補地の選定、基本計画立案に向けた課題整理、候補地に対する基本計画策定となっているとの答弁があり、委員から、基本構想策定に当たっては、委員会でも経過を報告してほしいとの意見がありました。

次に、委員から、現在の生活保護率はどうなっているかとの質疑に、執行部から、生活保護世帯が2月末現在で447世帯、生活保護者数が580人、保護率が0.874%となっているとの答弁があり、委員から、不正受給の実態は把握できているかとの質疑に、執行部から、平成27年度で、各種年金等の無申告が1名と職業訓練給付金の

収入無申告が1件、稼働収入の過少申告が1件、稼働収入の無申告が2件で、計5件あったとの答弁でした。また、委員から、生活保護者の就労支援の方策等効果はどの質疑があり、執行部から、くらしサポート課では、就労支援員を各係に1名配置しており、就労支援チームにより生活保護受給者28名を支援している。ケースワーカー等による就労支援が10件となっているとの答弁がありました。また、委員から、現在のところ、児童扶養手当の支給が4カ月に1回となっており、計画的な消費が難しいことから、支給回数をふやすことはできないのかとの質疑があり、執行部から、児童扶養手当法により支給月が法律上規定されていることから、改正がない限り支給回数の変更はできない。児童扶養手当と児童手当が2カ月に1回交互に支給されることから均等に使うていただくような話をしていくとの答弁がありました。

次に、委員から、教育委員会外部評価委員会委員の構成と職務内容、また、教育行政にどのような指摘がなされているのかとの質疑に、執行部から、校長経験者が1名、音楽関係で1名、スポーツ関係で1名、市PTA関係で1名、文化財関係で1名、計5名の構成で評価をしていただいている。平成28年度は、教育委員会の4課でそれぞれ3つの事業を評価対象候補として提示して、うち1つを評価していただいている。教育総務課では、奨学金事業について拡充を求める意見と給付に向けて検討を行なうよう指摘をいただいているとの答弁があり、委員から、きちんと評価をしてもらい検討しているだけではなく、改善をしてほしいとの意見がありました。

次に、委員から、教育相談員を配置したとのことだが、どのような目的で配置したのかとの質疑に、教育相談員は、各学校等からの要望によって気になる子どもたちがいた場合、いろいろな個別の事情がある場合に連絡を受けて支援するのが目的の1つ。また、新たな取り組みとして、玉名教室の予算計上している。これは文化センターの1階にある教育センターに週1回、専門の教育相談員を配置して、不登校の子どもを呼んで学校に復学できるように、個別に指導していくこととしているとの答弁がありました。

次に、委員から、学校給食センター費の委託料の委託先、委託期間、委託内容はどうかとの質疑に、執行部から、玉名市内の3つの給食センター、中央給食センター、岱明給食センター、天水給食センター、この3つのセンターの調理・運搬業務が委託内容で、契約に関しては5年間の長期継続契約で、現在のところすべて九州総合サービスが受託をしているとの答弁がありました。また、委員から、新聞等では、6人に1人が困窮世帯との報道もあるが、所得が十分にあって滞納しているような悪質な件数は把握しているのかとの質疑に、執行部から、給食費の滞納は実際あるが、経済的に困窮されている方には、給食費補助という制度があり、全額補助されている。全体的な印象としては、就学援助費の補助に該当しないギリギリの所得の方が多いような印象であるとの答弁がありました。また、委員から、ある程度所得があつて長期にわたる悪質な滞

納者に対しては、法的措置をとっていく必要もあるのではないかと思うがとの質疑に、執行部から、学校を通じて催促や分納による支払いのお願いもしている。また、今年度から入学の際に、給食費は責任をもって支払うといった文言を入れた給食申込書を提出していただいております、平成29年度からは、教育委員会からの督促状の発送も考えているとの答弁があり、委員から、改善の努力もされているようだが、ある自治体の取り組みとして給食費を市の一般会計の歳入の中で処理することで、滞納解消に効果をあげている報告もあることから、こういう方向性でも協議をしてほしいとの意見がありました。

次に委員から、心身等に支障があつて、休職している教職員は何名ほどいるのかとの質疑に、執行部から、現在、玉名市内で休職者が2名、病気休暇が1名との答弁に対し、委員から、教育委員会では、教職員の労働実態等に対して、実態調査をしたことがあるのかとの質疑に対し、執行部から、玉名市では、直接的な調査はしていないが、平成18年度に全県下で勤務実態調査が実施されており、その際も勤務時間外の居残りがかなりあったということで、現在学校では定例報告として、登校時間と退校時間を調査しており、月に勤務時間が80時間を超えた場合等については、名前をあげてもらって、健康指導やカウンセリングを必要とするなら受けていただくといった手段をとっているとの答弁があり、さらに委員から、県の調査から10年を経過しているが、実際の勤務状態は改善の兆しが見られないように感じる。独自の実態調査を実施して、対策をとったほうが、最終的には子どものためにもなるのではないか。労働条件の改善に向けて、何らかの対策をとってもらいたいとの意見がありました。

次に委員から、総合型地域スポーツクラブ創設支援事業補助金で、予算がふえているが、進捗状況はどうなっているのか。また、クラブマネージャーの人選はどうなっているのかとの質疑に、執行部から、総合型地域スポーツクラブは、平成27年7月に準備委員会を設置。来年度にかけて準備を行ない、平成30年度の設立を目指している。2年目の29年度の活動がふえることによる予算の増である。クラブマネージャーは、昨年の12月に選考が終わって、任期つきで4月3日付での雇用を考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、文化財保護費の委託料で、国指定の文化財の維持管理はすべて市で行なうのか。国等からの補助はないのかとの質疑があり、執行部から、日常の維持管理は補助等の対象ではないが、委託料の中身は、天水大塚古墳の石棺保存処理復元業務が、国の50%補助と県からの5%の補助があり、県指定の天水経塚古墳の復元修復業務が県から50%の補助があるとの答弁に対し、委員から、発掘調査についての補助についてはどうかとの質疑に、執行部から、事前の試掘確認調査については、国50%の補助で実施している。来年度から新病院建設等の試掘確認調査も始まるが、高額となる

ことから、県の5%の補助も入っている。ただし、開発に伴う分は文化財のほうでの補助はないが、例えば、市道岱明玉名線の発掘調査については、国土交通省の補助の対象になっているとの答弁がありました。

次に委員から、図書館の窓口業務の委託で、公募の際に3社中2社が辞退したとの説明であったが、辞退の理由はとの質疑に、執行部から、辞退の理由としては、仕様書を精査した結果できないとのことであった。仕様書は前回から大きく変更してはいないが、職員を配置する場合は、各館最低2名は配置するように変更しているとの答弁がありました。委員から、これまでに委託業者が変わったことはあるのか。変わった場合、それまでの窓口職員はどうなるのかとの質疑があり、執行部から、図書館の窓口業務は3年間の委託で、平成26年度から現受託業者となっている。受託業者が変わる際には、その職員には残るかどうかの希望をとっているとの答弁がありました。

次に、委員から、小中学校の就学援助費についてどのような項目を支出しているかとの質疑があり、執行部から、支出項目は学用品費、新入学のための費用、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、給食費となっているとの答弁があり、委員から、新入学のための費用はいつごろ支給しているかとの質疑に、執行部から、新学期に入って6月に支給しているとの答弁があり、委員から、3月には入学準備のために、学用品を購入する必要があるにもかかわらず、支給は6月となっており、その間の財政的な負担が多くなっている。入学準備期間での支給はできないかとの意見があり、執行部から、要保護は2分の1の国庫補助があったり、準要保護は交付税算定の対象であることから、年度をまたいで制度上大丈夫か、認定が間に合うのか、また、3月は異動も多い時期で、仮に3月に支給しても入学予定の児童が他市町に転出する可能性もあるなど、多くの問題があることから、諸問題が解決できるかどうか確認しているとの答弁がありました。また、委員から、特に1人親家庭における家庭等における学力支援の制度についての考えはないかとの質疑があり、執行部から、教育委員会では、現在のところないとの答弁があり、委員から、NPOが主催したり、公的資金を一部導入したりして、学力の低下を防ぐ支援を始めている自治体もあることから、検討課題として実現に向けて取り組んでほしいとの意見がありました。

次に、委員から、体育施設管理費でサッカー場建設の基本設計委託料が計上されているが、400メートルトラックを含めて建設する計画はないのかという質疑があり、執行部から、400メートルトラックとの併設については、平成26年度にサッカー場建設検討委員会の中でも検討したが、面積と費用面で実現が難しいことから、人工芝で、夜間照明つきの2面のフィールドで提案をしているとの答弁があり、また、委員から、当時、桃田運動公園内の金栗記念広場の300メートルトラックの拡張は難しいとのことだったが、今回、別の場所に土地から購入する計画をされているが400メートルト

ラックの中に1面サッカー場を計画すれば、2度手間にならないのではないか。また、委員から、竣工後の想定図はないのか。また、総事業費はどの程度を見込んでいるのかとの意見があり、執行部から、建設検討委員会での検討事項が、建設場所と規模であったため平面図しかない。総事業費は13億円弱を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、委員から、この建設地では周辺で太陽光パネル設置の問題であったり、斜面からの雨水の排水問題があったり、取りつけ道路の問題でも、一時的な整備を協議する必要がある。建設検討委員会では、桃田運動公園周辺とのことだが、この場所にこだわらず検討すべきではないかとの意見がありました。

次に、委員から、市長はサッカー大会を誘致するといった話をされたが、どういったら位置づけのサッカー場をつくるのか議論をすべきではないのかとの意見があり、執行部から、小学生や中学生を初めとする市民が使えるサッカー場をつくっていききたいとの答弁があり、これに対して委員から、市民サッカー場ということであれば、これだけ莫大な投資をするのではなくて、小学校跡地の再利用を計画すれば、土地の購入費用はいらないのではないかとの意見があり、執行部から、学校の再編計画で跡地利用については、サッカー場の建設も1つの案だとは思いますが、まずは地域の方々と検討していきたいと考えている。それとサッカー場の利用については、市民の利用を中心に考えているが、サッカー場を整備する上では、荒尾・玉名地区の中体連や城北大会にも利用してほしいと考えている。また、排水問題や道路環境の問題が上がっているが、調整池も整備するし、現時点でも山からの雨水は道路脇の側溝で受けている。建設地の周辺に新しく、太陽光パネルが設置されているが、開発の中で排水計画をされている。交通渋滞の懸念についても、1月に開催されたプロバスケットボールの試合の状況を見る中で、それほど影響はないとの判断のもとで、設計の業務委託料を上程しているとの答弁があり、これに対して委員から、具体的な跡地利用の計画がないのであれば、こういったものもあると示して、地域の方々と協議をしたらどうかといている。また、費用対効果の問題で、市民サッカー場であれば投資額を抑えたものを建設すべきではないかとの意見があり、一方で、この場所に建設する際に心配したのが排水の問題、交通アクセスの問題、太陽光をパネル設置場所の近辺である点等であるが、これらの問題が解消されるのであれば、総合公園の周辺に施設が集中するのは魅力ではないかとの意見がありました。

次に、委員から、人工芝2面と夜間照明で建設した場合の年間の維持管理費用はどの程度見込んでいるのか。また、人工芝の張りかえ費用はどうかとの質疑があり、執行部から、維持管理費用は年間700万円程度見込んでおり、人工芝は耐用年数が10年から15年で1面を張りかえるのに1億円程度は必要と考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、サッカー場の稼働率はどのように想定しているのかとの質疑に、執行部から、通常屋外の体育施設の稼働率は、天候にも影響されることもあり、桃田運動公園の金栗記念広場でも25%となっている。しかし、今回のサッカー場については、人工芝のグラウンドでもあり、少々の雨でも利用が可能であることから、50%の稼働率を目指しているとの答弁があり、これに対して委員から、高い目標はいいと思うが、現実には50%の稼働率は相当高いものとする。小中学生、高校生の主な利用は土日であり、移動手段の問題も含めて、日ごろからそこまでの稼働率は望めないのではないか。13億円弱の建設費に、年間2,700万円の修理代も含めた、維持管理費用がかかることを考えれば、事業規模を縮小すべきではないかとの意見がありました。

次に委員から、この場所が選定されたのも、近くに運動公園があるからだと思うが、サッカー場2面整備することによって、こういった相乗効果があるかとの質疑があり、執行部から、近く体育施設があることにより、試合前の準備運動を運動公園内で行なったり、駐車場の共同利用が可能となる。また、施設管理の面でも、両施設の一体的な管理運営ができるとの答弁がありました。

次に、委員から、これから小学生を初め大会等を開催する中で、駐車場の不足や近隣住宅への騒音の問題、排水の問題等具体的な対策も示されない中で、13億円弱のサッカー場を建設しますでは、まだまだ説明不足と考える。公共施設等建設特別委員会においても了解は得られたと考えているのかとの意見があり、執行部からは、特別委員会でも諸問題において課題があるとの意見であるとの答弁がありました。また、委員から、サッカー場建設には補助金は出ないのかとの質疑に、執行部から、施設整備全体にはでないが、人工芝の整備はスポーツ振興くじtotoの助成金の対象となるため、申請をしていくとの答弁がありました。

次に、委員から、サッカー場の稼働率50%にはラグビーも含むのかとの質疑があり、執行部から、目標の50%には、サッカーだけでなく、ラグビーや高齢者のグラウンドゴルフも含む。当然、平日の昼間はサッカーやラグビーの利用は少ないことから、グラウンドゴルフの利用もあると考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進費が上げられているが、昨年からどういうふうに変ったのかとの質疑に、執行部から、オリンピック選手を招致してスポーツ大会や講演会を開催する費用130万円を新たに追加しているとの答弁があり、委員から、協議種目は何でもいいのかとの質疑があり、執行部から、平成27年9月可決された決議書にもうたっていることから、レスリング選手を招致したいとの答弁があり、委員から、レスリング競技のキャンプ地誘致につながるような事業に力を入れていくということかとの質疑に、執行部から、2019年に高校のインターハイも開催され、県からレスリングの会場として受けてほしいとの話もあることからお願いしてい

るとの答弁がありました。また、委員から、他の競技もある中で、レスリング競技に特化した予算の組み方は疑問であるとの意見があり、さらに委員から、決議書には賛成したが、公費を投入して取り組むとの文言はなく、決議書を前提にすることは疑問。2019年にはラグビーのワールドカップも開催されるが、そちらから開催の要望が出たらどうするのかとの質疑があり、執行部から、2020年のオリンピック開催を前にして、玉名市としてもスポーツの振興、気運の醸成を図っていききたい。決議書の中に公費を投入する文言はないが、何らかの取り組みをして気運の醸成も図っていききたい。他の競技についても連携を図っていききたいが、平成29年度については、レスリング競技を目的として開催をしたい。レスリング競技については、これまでも国体の会場、インターハイの会場となっており、設備が整っているため、誘致しやすい競技であると考えられるとの答弁がありました。その他、夜間休日救急診療体制運営事業負担金、介護予防拠点整備事業補助金、文化財発掘の学芸員配置などについて活発な質疑がなされた後、今回計上されているサッカー場建設事業基本設計等関連歳出予算削除修正案及び国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進費に関連歳出予算削除修正案を付した修正動議がそれぞれ委員から提出されました。

まず初めに、サッカー場建設事業基本設計等関連歳出予算削除修正案の提案理由として、サッカー場建設事業基本設計等に関する事前説明がなされ、前回提案された場所より南側の位置を建設予定地とする配置図変更案が示されたが、了承できる内容ではなかった。サッカー場建設のあり方については、公共施設等建設特別委員会においてもいまだ調整中であるとともに、サッカー場建設に伴う陸上競技場整備を求める陳情の採択に鑑み、整備計画の見直しを初め、場所、施設内容、予算等についてまだ十分協議を重ねる必要がある、現段階での建設は時期尚早である。したがって、サッカー場建設事業については反対し、関連予算の削除を求め予算の修正をするものであるとの説明がなされました。

次に、国際スポーツ大会キャンプ地等誘致推進費関連歳出予算削除修正案の提案理由として、国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進費については、レスリング競技に特化する理由や妥当性に欠けている。さらにオリンピアによるレスリング教室や講演会業務委託が予算計上されているものの、積算根拠や見積もり等内容があまりにも不透明である。したがって、国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進費関連予算の削除を求め、予算の修正をするものであるとの説明があり、採決に入りました。

まず、サッカー場建設事業基本設計等関連歳出予算削除修正案については、挙手による採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進費関連歳出予算削除修正案については、挙手による採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第12号中付託分の修正議決した部分を除く原案について、挙手による採決の結果、修正議決した部分を除く原案については、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議第13号平成29年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算については、歳入歳出の総額を108億3,968万6,000円とし、前年度比1.1%の1億2,240万9,000円の減額となっており、歳入は、1款国民健康保険税が対前年度比0.6%増の16億9,618万7,000円、3款国庫支出金が対前年度比2.6%減の25億1,430万4,000円で、療養給付費等負担金17億7,376万5,000円などが計上されています。また、9款繰入金は対前年度比1.4%減の10億3,876万5,000円で、赤字補てん分として2億9,361万1,000円を繰り入れるものです。歳出については、2款保険給付費が対前年度比1.3%減額の64億8,648万円が計上され、これは、平成28年度の決算見込みを勘案して8,239万7,000円の減額となっています。

執行部からの説明のあと、委員から、歳入、一時借入金の借入の最高額を5億円と設定してあるが、国保会計で一時借入れすることがあるのかとの質疑に、執行部から、国保会計で一時借入れを行なうことはまずない。資金管理は会計課で一括して行なっているので、特に一時借入れを行なう必要はこれまでもなかったとの答弁がありました。

次に委員から、雑入の予算額が増加しているが、赤字補てんのためから財源として充てるとのことだが、このような予算の立て方は正常といえるのかとの質疑に、執行部から、通常、この雑入の計上の仕方としてはあまり適切ではないと思うが、当初の財源確保のための調整としてやむを得ず上げているものとの答弁に対し、委員から、基金等があれば、こういうことにはならないと思うが、このような予算編成は極力避けるべきではないのかとの質疑に、執行部から、確かに避けるべきとは考えるが、決算の段階では必要ないのではないかと思う。平成28年度の見込みとして、ある程度の繰越を平成29年度に持ち越せると見込んでいる。

次に、委員から、一般会計からの繰り入れが5億7,000万円程度あっているが、この中には法定外繰入金はどの程度入っているのか。法定外繰出金だけかとの質疑に、執行部から、一般会計繰入金5億7,176万4,000円のうち、赤字補てん、法定外に充てる分が2億9,361万1,000円で、残りが基本的には法定内の繰入金であるとの答弁に対し、委員から、ここ3年ほど基金が枯渇して、赤字で一般会計からの繰り入れが多くなったが、通算するとどれだけの法定外で繰り入れているのかとの質疑に、執行部から、平成27年度までに8億円程度繰り入れている。平成25年で初めて赤字になって、平成26年度は繰上充用した。平成26年度に、平成25年度の赤字分を一般会計から繰り入れている。そして平成27年度は、平成26年度が1億7,500万

円ほど赤字になったため、その分と平成27年度の赤字見込みということで、6億9,400万円ほど繰り入れたので、平成26年度と28年度で約8億円となっている。平成28年度の国保の赤字補てん分として、3月に補正予算で1億7,500万円ほど計上しているため、平成28年度まで含めて、これまでに9億7,500万円ほどとなっているとの答弁がありました。また、委員から、国保特別会計以外のほかの医療制度保険会計に一般会計を繰り出したことがあるのかとの質疑に、執行部から、他の会計に赤字補てんとしての一般会計からの繰り出しは、国保会計以外はあっていないとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第13号は、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第14号平成29年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出の総額を8億5,323万6,000円とし前年度比3.2%の2,637万1,000円の増額となっており、歳入は、1款後期高齢者医療保険料が対前年度比4.8%増の5億4,280万5,000円となっており、これに関連して、歳出で2款後期高齢者医療広域連合納付金の8億1,753万1,000円が計上されています。

執行部からの説明のあと、委員から、後期高齢者医療制度では、滞納者に対して短期被保険者証や資格証明書の発行等ペナルティーはあるのかとの質疑に、執行部から、後期高齢者医療の場合は、短期被保険者証のみ発行しているとの答弁があり、委員から、後期高齢者の医療費の状況はどうかとの質疑に、執行部から、平成27年度を見ると、医療費を県内で比較すると、45市町村で高いほうから16番目、14市で6番目、1人当たりの平均額を比較すると、県平均が年額105万638円、玉名市が105万220円であり、若干低くなっているとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第14号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第15号平成29年度玉名市介護保険事業特別会計予算については、歳入歳出の総額を79億9,364万6,000円とし、前年度比2.7%の2億854万7,000円の増額となっており、歳入で1款保険料は対前年度比2.2%増の13億9,055万6,000円、7款繰入金は一般会計からの繰入金など13億2,360万2,000円が計上され、歳出で2款保険給付費において、介護サービスの利用状況などを勘案し、前年度に比べ5,082万2,000円の増額の75億2,109万7,000円、4款地域支援事業費で、制度改正による2億9,810万円が計上されています。

執行部からの説明のあと、委員から、来年度から総合事業が始まるが、国、県からの補助金が合わせて6,000万円ほどふえている。要支援の方々が、地域支援事業に移ってもこれまでと同等の支援が受けられるだけの補助となっているのかとの質疑に、執

行部から、これまで給付費は使った分だけ国や県も負担していたが、総合事業では、市町村事業になるため、国からの補助の上限が決まってくる。この上限を超える分は市町村の負担となり、予算不足となる可能性もあるとの答弁がありました。

次に、委員から、熊本県では、27市町村が来年度から総合事業に取り組むことになっているが、玉名市では、担い手や人材の育成をどのように考えているかとの質疑に、執行部から、介護拠点事業で整備した公民館等を利用し、介護事業所や地元の人と連携したミニデイサービスなど、新たな仕組みをつくっていきたいと考えているとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第15号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第29号玉名市立小学校臨時教員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これは35人学級における臨時教員の給料を改定するため条例の整備を図るもので、改正の内容は、熊本県の臨時教員の給与を勘案して、臨時教員の給料月額を平均5%程度引き上げるものです。

執行部からの説明のあと、委員から、臨時教員の給料には、通勤手当、扶養手当等の各種手当は含まれているのか。また、一般の教員と同等かとの質疑に、執行部から、一般の県職員の額は把握していないが、玉名市の一般職員と同等の手当てを規定している。ただし、期末勤勉手当については、県職員から市職員としての雇用となる場合は、1年目は減額になるとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第29号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第32号玉名市横島園芸館「花づくり生き生きハウス」条例を廃止する条例の制定についてですが、これは玉名市横島園芸館「花づくり生き生きハウス」の設置目的を終えたため条例を廃止するものです。

執行部からの説明のあと、委員から、施設は土地もハウスも市の所有かとの質疑に、執行部から、土地は借地で、施設は市の事業で建てたものとの答弁があり、さらに、土地の借地料はまだ施設が残っているため、今年度までは払うが来年度以降は予算を組んでいない。地権者と相談して、借地料は払わないこととしているとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第32号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第34号平成29年度玉名市一般会計補正予算（第1号）中付託分については、10款教育費の6,102万円の追加で、玉陵中学校仮設プレハブ校舎の借り上げ料で玉陵中学校校舎改修工事において、当初は余裕教室を活用して解消していく予定で

あったが、想定以上に騒音がひどく授業に支障を来していることから、学校側と協議を行ない、仮設校舎を設置するものです。

執行部からの説明のあと、委員から、当初計画する際に騒音等について、学校からの助言はなかったのかとの質疑に、執行部から、当初の計画では、学校の先生方とは余裕教室を利用した改修方法については了承を得ていたとの答弁がありました。

次に、委員から、プレハブ校舎の借り上げ期間はいつまでを想定しているのかとの質疑に、執行部から、予算の議決後すぐに契約事務に入り、夏休みの終わり8月中にはプレハブ校舎を完成させ、30年2月までの6カ月間を借り上げ期間としているとの答弁があり、委員から、もともとこの件については、排水計画の変更、今回のプレハブ校舎の建設など、当初計画に対する答弁の信憑性が疑われる。いつごろからこのような問題が出ていたのか。日ごろから学校現場との意思の疎通は図られているのか。議会直前になって補正予算を組むなんてことはあってならんことではないのかとの意見に、執行部から、3月2日に学校と協議をする中で、騒音で厳しいとの状況を聞いて、プレハブ校舎の整備が必要との調整を課内で行なった。学校の教育環境を考えるとプレハブ校舎を早急に整備すべきとの結論に至った。当初の教育委員会の工事の騒音に対する認識の甘さが今回の原因だったと考えている。十分な配慮が足りなかったと反省しているとの答弁がありました。

次に、委員から、プレハブ校舎の設置予算を計上する前に、他の方法についても議論したのかとの質疑に、執行部から、学校からの申し出により、校長先生、教頭先生と中学校体育館の会議室を教室として利用できないか。武道館を仕切って教室にできないかといったいくつかの方法を検討した。しかし、教室が5クラス分必要であり、既存の施設内での移設は無理との結論になった。また、開校を1年遅らせることも検討した。玉陵小学校だけ平成30年に開校して、一時期中学校に近隣の玉名小学校に移ってもらうことも検討したが、結局、新築の小学校校舎も建設現場の南側にあたるため、低学年の児童に影響があるのではないかとの思いから断念した。教育委員会としては、学校側と一緒にいろんなことを想定した上で異例のことであるが、教育環境を最優先に、今回のプレハブ校舎設置を補正予算として計上するに至ったとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第34号中付託分については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、陳第1号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の提出に関する陳情について。

陳情の趣旨は、厚生労働省は勤務環境改善に向けた各医療機関の取り組みを促進し、勤務環境改善に向けた医療機関の取り組みを支援するよう都道府県に求めている。勤務環境の改善なしに医療提供体制の改善はあり得ないことから、看護師等の具体的な勤務

環境の改善を関連する増員計画を作成し、看護師確保策を講じていく必要がある。安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医療従事者の勤務環境の改善を実行性のあるものにし、医療提供体制を充実していくことなどを求め、国への意見書の提出を求めるものです。

この件について特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、陳第1号については、願意妥当と認め、全員異議なく採決すべきものと決しました。

次に、陳第2号「介護保険制度の見直し」と「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書の提出に関する陳情についてであります。

陳情の趣旨は、現在、政府内では、ヘルパーの生活援助や福祉用具サービスを自己負担に切りかえる利用料2割負担の対象者を拡大する要介護1、2の通所介護を、市町村が実施する総合事業に移すなど、さらなる給付の削減、負担増を図る内容が盛り込まれた介護保険制度の見直しの検討が進められているが、政府が掲げる介護離職ゼロ政策そのものにも真っ向から反するもので、サービスの削減、負担増一辺倒の見直しでは、高齢者の生活を支えることはできない。介護を担う職員が、自らの専門性を発揮し、誇りを持って働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させなければならないことから、国の責任で、人材確保、離職防止の自主的な対策及び安心・安全の介護体制の確立を実現させることを求め、意見書の提出について陳情するものです。

この件について特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、陳第2号については、願意妥当と認め全員異議なく、採決すべきものと決しました。

次に、陳第3号地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書の提出に関する陳情についてです。

陳情の趣旨は、国は、持続可能な社会保障制度の確立を図るための医療費適正化計画を策定することになっているが、国が一方的に病床削減を強いることは、地域の医療ニーズに十分応じることができなくなる恐れがあるばかりでなく、医療機関の経営基盤を揺るがすとともに、医療従事者の雇用期間の創出につながり、結果的に地域の医療提供体制を崩壊させることになりかねないことから、都道府県が策定する地域医療構想が地域の実情に応じた内容となるよう、国が推定方式の抜本的な見直しを行なうよう求める意見書の提出について陳情するものです。

この件について執行部から、地域医療構想は、地域医療介護確保法に基づき、都道府県が策定する地域医療の将来像で、団塊の世代が全員75歳以上になる2025年に各地域で必要となるベッド数を定めるものであり、効率的な医療体制の構築を目指すものである。法令上は来年の3月までにまとめることになっているが、全都道府県が今年3月末までに策定中であり、熊本県では、既に市町村の意見聴取もあり、3月中に策定されるとの報告があり、委員から、ベッド数はどのくらいになるのかとの質疑に、執行

部から、国の方針としては、在宅医療が中心となり、熊本県下で全体の30%の削減と聞いているとの答弁がありました。また、この件について、委員から、熊本県では、地域医療構想は3月中に策定予定であり、すでに提出の時機を逸しているとの意見がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、陳第3号については、挙手により賛成なしで不採択とすべきものと決しました。

次に、陳第4号国民健康保険の改善を求める意見書の提出に関する陳情についてです。

陳情の趣旨は、国民健康保険の加入者は、払えない保険料、滞納による短期証、資格証交付の問題、滞納差し押さえの問題など、厳しい状況が山積みであり、新たな運営方針の策定が加入者にどんな影響を及ぼすのか懸念や不安が広がっていることから、国民健康保険の改善を求める意見書の提出について陳情するものです。

この件について、委員から、強制的な差押えや滞納処分の禁止等が陳情の中にあるが、これを採択すれば、さらに国民健康保険の運営が厳しいものになる。健全な運営ができなくなるおそれがあり、不採択が適当との意見がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、陳第4号については挙手により、賛成なしで不採択とすべきものと決しました。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 議会運営委員長 横手良弘君。

[議会運営委員長 横手良弘君 登壇]

○議会運営委員長（横手良弘君） お疲れさまです。こんにちは。

議会運営委員会に付託されました陳第5号玉名市議会議員の費用弁償の見直し、廃止を求める陳情について、委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

委員から、平成18年4月に3,500円から2,500円に見直しを行なっている。本年10月に改選であり、あと数カ月でもあるので、ここで廃止すると新しい議員との矛盾を生じないか。改選後新しい議員で審議をしてもらってはどうか。費用弁償の法定根拠は地方自治法第203条で、「普通地方公共団体の議会の議員は職務を行なうため要する費用の弁償を受けることができる。」とあるので、問題ないのではないか。金額は別として、費用弁償があつていいのではないか。議会基本条例検討特別委員会で、検討項目に入っていると思うので、そちらで検討されていいのではないか。費用弁償は自宅から市役所までの旅費と考えるので、今までのままでよい。他人から言われるのではなく、議員みずから改革していく必要がある。

以上のような意見が出され、審査を終了し、採決の結果、賛成なしで不採択とすべきものと決しました。

以上で、議会運営委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時32分 休憩

---

午後 3時00分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

議第12号平成29年度玉名市一般会計予算に対しては、お手元に配付しております、修正動議が提出されております。

松本憲二君ほか2名から議員提出修正案第1号が、西川裕文君ほか2名から議員提出修正案第2号が、西川裕文君ほか2名から議員提出修正案3号がそれぞれ提出されております。

よって、これらを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

3番 松本憲二君。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） 議第12号平成29年度玉名市一般会計予算、市民会館建設事業に関する関連歳入歳出予算削除に関する提案理由の説明をいたします。

市民会館建設については、今議会に対し、建設位置の見直しを求める請願が提出されているとともに、市長に対しましても市民の声として4,674名分の建設位置の見直しを求める署名が提出されました。この署名の数は、市政、行政にかかわる者として重く受けとめるべきと考えております。

現在、建設予定地とされている市民広場公園は、主に玉名市福祉センターの利用者の方々の臨時駐車場として使われているが、昨年発生した熊本地震の際には、多くの市民が避難場所として避難された非常に重要な中間領域であり、市民の多くがそう感じている。建設予定の市民会館は、稼働率向上の検討もなされておらず、稼働率が上がれば、福祉センター利用者にとっては、施設利用にも困難を強いられると思われます。また、本市は全国大会において金賞を受賞した玉名女子高等学校、専修大学玉名高等学校の2校の名だたる吹奏楽部を要する都市であり、「音楽の都玉名」を旗印に掲げる本市の施策のあり方として、この両校の吹奏楽部を基幹に据え、その活動拠点として、新しい市民会館を整備すべきである。市長は、平成23年から建設検討委員会により十分検討してきたと言われますが、合併特例債の延長により、建設検討委員会は休止状態にあったと、私はとらえております。私が議員になった3年半前には市民会館建設等の話は全くなく、ここ1年半ぐらい前から、急ピッチに出てきた話であります。そういうことを考

えて、市民会館ホールの座席数等についても、いま一度、時間をかけて検討すべきであると考えます。したがって、市民会館建設事業に関連する歳入歳出予算の削除を求め予算の修正をするものであります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） 6番 西川裕文君。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） それでは、サッカー場建設事業関連歳入予算削除についての動議の説明をいたします。

議第12号平成29年度玉名市一般会計予算。サッカー場建設事業基本設計等関連歳入予算削除について修正案を述べます。

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び玉名市議会会議規則第17条の規定により提出する。

修正の理由を述べます。サッカー場建設事業基本設計等に関する事前説明がなされ、前回提案された場所より南側の位置を建設予定地とする配置図変更案が示されました。内容的には了承できる内容ではございませんでした。サッカー場建設のあり方につきましては、本日も公共施設等建設特別委員会の委員長の報告にもありましたように、まだ調査中でもあるとともに、サッカー場建設に伴う陸上競技場整備を求める陳情の採択等々も出されております。これに鑑みた整備計画の見直しを初め、場所、施設内容、予算等については、まだ不十分であり、協議を重ねる必要があります。よって、現段階では建設については、まだ時期尚早であると考えます。従いまして、サッカー場建設については反対し関連予算2,846万5,000円の削除を求め、予算の修正をするものであります。また、文教厚生委員会修正案と予算上の整合性を図るものであります。

続きまして、議第12号平成29年度玉名市一般会計予算、国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進費関連歳入予算削除の修正案について提案いたします。

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び玉名市議会会議規則第17条の規定により提出します。

修正理由につきましては、国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進費については、レスリング競技に特化するという理由や妥当性に欠けているものです。さらにオリンピックによるレスリング教室や講演会業務委託が予算計上されていますけれども、その積算見積もり根拠や見積もり等内容があまりにも不透明であります。従いまして国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進費関連予算190万7,000円の削除求め、予算の修正をするものであります。

今回、レスリング競技に特化した予算がなされておりますけれども、委員会等々でもありましたけれども、当然、玉名工業高校等々一生懸命レスリング等々されております。そ

れはわかりますけども、ほかの競技の中にも、実際、東京オリンピックに要請されている玉名出身の選手の方々も当然いらっしゃいます。そういう中で、やっぱり市として考える場合に、幅広い予算の組み方が必要ではないかというところで、今回190万7,000円の削除を求めて修正するものです。

以上です

○議長（永野忠弘君） 以上で議第12号に対する議員提出修正案、1号から第3号までの説明は終わりました。

議第21号玉名市長の給与の特例に関する条例に対しては、お手元に配付しております、修正動議が提出されております。

前田正治君ほか2名から、議員提出修正案第4号が提出されております。

よって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます

15番 前田正治君。

[15番 前田正治君 登壇]

○15番（前田正治君） 議第21号玉名市長の給与の特例に関する条例の制定について修正案を提出しまして、その理由を今から述べます。

修正理由は、国家賠償法による損害賠償責任を負うこととなったことに伴い、議第21号で、市長の給与及び期末手当を給与月額の10%、3カ月減額する提案がなされておりますが、その提案を修正するものであります。

○議長（永野忠弘君） 以上で議第21号に対する議員提出修正案第4号の説明は終わりました。

[江田計司君 発言求む]

○議長（永野忠弘君） はい、9番 江田計司君。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番（江田計司君） こんにちは。

請第1号岱明ふれあい健康センターに併設した岱明町公民館建設について、総務委員長の報告では、採択と報告がありました。12月議会においては岱明町公民館建設に関する請願が採択されております。どちらも大変重要であります。岱明町区長さん27名の請願でもあるため、

[「こら何。議長なんしょと。」と呼ぶ者あり]

○9番（江田計司君） その意見も尊重し、また、現在建てかえの署名運動も行なわれているため、少し様子を見ることとし、閉会中の継続審査中の公共施設等建設特別委員会に付託する動議を提出します。

○議長（永野忠弘君） ただいま、江田計司君から動議が提出されました。

議事の都合により、休憩いたします。

午後 3時13分 休憩

午後 4時41分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、江田計司君から請第1号岱明ふれあい健康センターに併設した岱明町公民館の早期建設に関する請願について、公共施設等建設特別委員会に再付託し、継続審査とすることの動議が提出されました。

お諮りいたします。この動議に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 2名以上の賛成者がありますので、この動議は成立いたしました。

よって、請第1号岱明ふれあい健康センターに併設した岱明町公民館の早期建設に関する請願について、公共施設等建設特別委員会に再付託し、継続審査とすることの動議を議題とし、採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本動議のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。

よって、請第1号を公共施設等建設特別委員会に再付託し、継続審査とすることの動議は可決されました。

よって、請第1号は公共施設等建設特別委員会に再付託し、継続審査とすることに決定いたしました。

それでは、議事を日程に戻します。

\*\*\*\*\*

### 日程第3 質疑・討論・採決

○議長（永野忠弘君） 日程第3、「質疑・討論・採決」を行ないます。

これより質疑に入ります。ただいままでの各委員長の報告及び議員提出の各修正案の説明について、質疑はありますか。

[福嶋讓治君 発言求む]

○議長（永野忠弘君） はい、13番 福嶋讓治君。

[13番 福嶋讓治君 登壇]

○13番（福嶋讓治君） 私は、議第21号玉名市長の給与の特例に関する条例の修正案に対して質問いたします。

修正理由のみの説明でしたので、内容につきまして、その修正の根拠について前田議

員に質問したいと思います。

修正の根拠をお願いします。

〔「委員長じゃなか。」と呼ぶ者あり〕

〔福嶋譲治君 「委員長じゃなくて、個人だったとかな。」と呼ぶ〕

〔「個人、個人。」と呼ぶ者あり〕

○13番（福嶋譲治君） 修正いたします。

前田議員個人に対して、提案者の前田議員に対して、この数字の根拠。修正の数字の根拠を説明お願いいたします。

〔「聞かんがええぞ。いったん悪かぞ。」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 前田正治君。

〔15番 前田正治君 登壇〕

○15番（前田正治君） 説明します。数字の根拠と言われますけれど、具体的に数字はどうなるかということによかですかね、よかですか。

〔福嶋譲治君 「はい。」と呼ぶ〕

○15番（前田正治君） 6月30日とあるのを12月12日に、100分の10とあるのを100分の60に改めるんですけど、具体的にそれがどうなるかといいますと、給料月額が88万円でありますので、6割という月額が52万8,000円になります。11月12日までになりますと、この合計が388万円になります。期末手当の部分につきましては、基礎額が先ほど言いました52万8,000円、支給月が1.55、加算率が1.15となって、期末手当については、94万1,160円、給料分及び期末手当分を合計しますと、482万9,160円というのが、この具体的な削減の数字となります。

以上です。

○議長（永野忠弘君） よろしいですか。

○13番（福嶋譲治君） はい、わかりました。

○議長（永野忠弘君） ほかに。

〔田中英雄君 発言求む〕

○議長（永野忠弘君） はい、10番 田中英雄君。

〔10番 田中英雄君 登壇〕

○10番（田中英雄君） 私は、松本議員から提出されました議員提出修正案第1号歳入歳出を12億31万3,000円削除する、市民会館建設事業関連歳入歳出予算削除案に対して質問させていただきます。

松本議員にお伺いします。これは、この予算を削除しますと、今まで基本設計、また、実施設計をしてきた約4,000万円の設計予算が無駄になって、またゼロから用

地の選定をし、設計をし、また改めて何年後になるかわかりませんが、2019年からは消費税も2%、トータルで10%上がるようになっておりますので、工事が遅ればその分もふやしたところでの予算組をしなくてはなりません。さらに、旧まちづくり交付金、現時点では、社会資本整備総合交付金というものが予算の中に既に組み込まれております。この予算が執行部提案どおり認められれば4月1日にその執行が認められて、年度内に29年度にすぐ着工することができて、平成31年には完成することが、完全に計算できます。その社会資本整備交付金も場所が変わったり、計画が変更になると得ることができないと思いますが、その辺に関してはどういうふうにお考えですか。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） 今、田中議員から質問があったわけですが、その新しく市民会館を建設しようとしているところは、もちろんまちづくり交付金というのの予算がついてるというのは、私も知っております。その設計予算に、900万円ぐらいだったですかね、多分使ってあることも、私も知っております。しかしながら、結局、市民会館を建てる、新しくですね。これは今の新建築基準法では、東北大震災がありました。そしてまた熊本地震がありました。60年から80年ぐらいの耐用年数ということで結局建てられるんですよ。そのまちづくり交付金というのが約8億円ぐらい、結局もらえるというようなお話は、もう既に私も承知しております。しかしながら、その60年間の長いスパンを考えたときに、じゃあ今の福祉センターですよ、福祉センター、福祉センターはまだ新しい建物ですよ。これも多分あと30年ぐらいは優に使える施設なんですよ。今、稼働率、市民会館のですね、新市民会館建設の稼働率の面も何も考えなくて、福祉センターの駐車場は拡張したと言う説明があつてないですかね、そういう中で、今、福祉センターの駐車場は、今度、台数が余計とるんですよという説明があつてますけれども、それは現福祉センターの、今ちょうどお祭り広場の西側にある舗装をしてある福祉センターの駐車場の台数をふやしているだけであつて、今の現行のお祭り広場に臨時的に結局とめられている市民の方々、福祉センターを利用されている方々の台数までは全然含んでない検討じゃないですか。だからそのまちづくり交付金とかというのを、僕はその新しいその計画を、もし、別のところに結局建ててですよ。ちゃんと都市計画なんかをきっちり立てて、また再申請をすればそれはそれとして認めてもらえるんじゃないかというふうに、私的には考えております。

[田中英雄君 「何を根拠に。」と呼ぶ]

○3番（松本憲二君） いや、その何を根拠にといわれても、それはそれなりに今から、もしここで否決された場合には、その予算がですよ。それはまた、執行部でしっか

り県なり、そのまちづくり交付金は国土交通省ですから、国土交通省に問い合わせをされて、そして僕はちょっと伺っているのが、この市民会館建設がひょっとしたら場所が変更になるんじゃないですかという多分問い合わせが、国土交通省のほうから管財課のほうにあってるという、ちょっとお話を聞いているんですけども、それは県のほうからちょっとお伺いしたんですけども、県のほうから問い合わせに対して、何か玉名市の管財課が、ちょっと県が納得できないような、その県というかですね、その何か返答をして、県が間に入って国土交通省にお話をしたところ、その国土交通省としては、何かちょっと県が曖昧でよくわからないから、じゃあ玉名市のほうに国土交通省のほうから直接電話をしてお聞きしますよということが多分あってると思うんですね、管財課のほうに。そういうふうにならなくて、そこはじゃあどうだったのか、その結局、変更されて、もし変更されるのであればどうなるのかというのは、話が多分国土交通省のほうからそのまちづくり交付金のことで話があってると思うんですよ、執行部に。

[田中英雄君 「変更じゃなくて、中止だろ。」と呼ぶ]

○3番（松本憲二君） いやいや、だれん中止になった場合だとか、そういうのも含めて多分あってると思うんで、だからそういう面を考えれば、まちづくり交付金はまた新しく建設する場所をちゃんとその都市計画なら、都市計画、ちゃんとそういう資本整備というか、そういう計画を立てて、それでまた改めて申請をすれば、それはちゃんと認められる僕は補助金だと思っていますんで、60年、70年先の長いスパンのことを考えて、今回はあえてその場所じゃなくても、まだ十分検討余地があるんじゃないだろうかということで、この案を出させていただいておりますので、その辺のことを十分理解していただきたいと思います。

○議長（永野忠弘君） 田中英雄君。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） また一旦、この予算を通さないということは、市民会館建設については、一旦すべての計画がゼロになるという意味合いになります。また、今、今の市民会館が建っている場所に、新たに建設しようと思えば、まず計画を立てて、用地買収をして、造成して、取り壊して、それからさらに設計をして、同じ手順を、また4年、5年かけて、ゆっくりやったらですね、最低でも3年はかかりますよ。そしたらもう合併特例債の期間が過ぎるんです。消費税も上がります。なおかつ、このまちづくり交付金は、既に社会資本整備総合交付金というふうに名前が変わっているんです。今の同じ交付金が、そのままあるということでは何の保証にもなりません。でね、このまちづくり交付金に関して、社会資本整備総合交付金に関しては、平成28年度から交付金の区域要件が厳しくなり、コンパクトな都市構成への転換を図り、持続可能な都市経営

が必要であるという観点から、市街化区域又は非線引き用途地域内に限定された非常に厳しくなってきたわけですから、同じようなことが、また認められることというものは、ある意味あり得ません。で、同じまたその設計を、今、既に実施設計をした設計図を、また移転したところにそのまま3年後か、4年後か知りませんが、それに使用できるわけありません。ですから、今、これをやめれば、実質的には、市民会館建設は当面できなくなるということでもあります。それをまずちゃんと皆さんには御理解していただきたい。

それと、この社会資本整備総合交付金、市民会館建設事業に関しては、

○議長（永野忠弘君） 田中議員、ちょっと議長から。質疑は簡潔にお願いします。

○10番（田中英雄君） はい、わかりました。

基本設計の段階から申請をし始めて、実施設計の3年間あります。その間ずっと担当課が交渉してきて、やっと交付金が確定して、もし、このちゃんと予算が認められる4月1日には、もうできるところまでやっと盛り上げてきたんですよ。それがまたゼロになる。こういう市役所の担当課の一生懸命の努力を反故にするということは、議員としてできるでしょうか。そういうことについてどう思っておられますか。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） 田中議員の質問にお答えをいたします。

もちろんその市役所の職員さんたちが、汗を流されて、そういうことをちゃんと調べられて、そういうまちづくり交付金、昔の名前ではそう言ってました。今は新しい名前は社会資本整備なんかかんとかと、今、田中議員がおっしゃいましたけど、そういうの、結局、獲得に一生懸命走られて、そういうその補助金を持ってこられたというのは十分わかっています。しかしながら、私が、先ほども言いましたように、今建てて今から70年間利用していくんですよ、はっきりいった話が。そのコンパクトシティーもわかります。じゃあ、コンパクトシティーというのは、じゃあどういう市かと言ったときに、それは小さいのばかりがコンパクトシティーと言うわけじゃないんですよ、はっきりいった話が。いろんなところで、じゃあ新玉名駅をじゃあどうすれば、あの新玉名駅の周辺が活性化するのかというの、じゃあ、あそこにコンパクトシティーをつくりましょうという考え方でもいいんですよ。それはそうとして。だれもここに公共施設の集約を全部しなさいということじゃないんですから。だからそういうコンパクトシティーはコンパクトシティーで、新玉名駅周辺にちゃんとそういうコンパクトシティーをもう1個まちづくりとして考えましょうよということでも、それはそこでちゃんと資本整備ということで、ちゃんとできるんではなかろうかというような見解も取れます。だから市役所の職員さんたちは、それはその議員だったりとか、市長だったりというのは選

挙で、結局変わりますよね。しかしながら、サッカー場でも、市長の公約ということで、こういうふうに進められてきていると。しかしながら、もちろんその10月選挙がありますんで、そこでもし市長が変われば、またそのときは、いろんな方向で、いろんな問題が、また新たに変わるおそれというのはあるんですよ。だからそのとき、そのときに応じて、市の職員さんたちは、もちろん、だけん、そこで左右されるわけじゃないですけども、それはそれとして、議員、職員それと、また、市長というふうに一体ができて、みんなが納得できるような、その施設が、結局できていけば、やっぱり内向き、内向きじゃなくて、新玉名駅、そして新玉名駅新幹線も非常に利用して、やっぱり、玉名を外向きに発信ができるような場所も設けていきたいと思いますので、そういう面も考慮していただきたいと思います。

以上です。

○議長（永野忠弘君） ほかに質疑はありませんか。

はい、田中議員。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） ちょっとこれカメラでアップで映してください。わかるかな。

[田中英雄君 実物を示す]

○10番（田中英雄君） これがちょっとわかりにくいかなと思いますけども、今度の市民会館の計画、ここが計画されているところです。これが旧市民会館、もう一目瞭然、全然土地の面積が違います。なおかつ、ここに線が入ってますけど、これは高質空間形成施設電線類地下埋設施設、こういうのも既に計画に入っているんです。で、この市民会館も取り壊したら、ここは駐車場にすると、また、さっき玉名女子高校について、玉名女子高校とか専修大学玉名高校がなんか提案理由の中で練習するというのもありましたけど、そういうことも含めて、コンパクトシティで、この社会資本整備総合交付金が交付されてるんです。これちゃんと御理解されてますか。

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） 残念ながらですね、私たちにはそういう資料は全然全く見せてありませんので、私はそういうことはちょっと今初めて聞きましたんで、そういうことは今まで理解しておりませんでした。

[「公共施設で出しはせんだったな。出しとらんちゅうことはなかろう。」と呼ぶ者あり]

○議長（永野忠弘君） はい、田中英雄君。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） あのね、もうそういうことがわかってない状態で、とても大事な判断を下すということ自体がダメだと私は思うんですけど、皆さん、こういうこと知らなかったという議員が大半ですかね。その状態で、この大事な判断を、皆さんは判断されるんですかね。どなたでもいいから教えてください。松本議員にもう1回、みんな知らんなら提案した人。

〔もう討論なら、討論でよかたい。討論なら討論にしたい。〕と呼ぶ者あり

○10番（田中英雄君） 私も含めて、みんな知らんならそれでよかよ。

○議長（永野忠弘君） もうどがんでしょう。討論にいきましょう。

○10番（田中英雄君） 質問しとるとだけん。自分だけが知らんのか、みんなが知らんのか、どっちかたい。

〔答弁ばせなんたい。〕と呼ぶ者あり

〔そぎゃんとば私に聞かれたっちゃわからんて言いなっせ。〕と呼ぶ者あり

○議長（永野忠弘君） 松本憲二君。

〔3番 松本憲二君 登壇〕

○3番（松本憲二君） 私は知らないと答えました。だから田中議員は、先ほど、私に質問されて、私は知らないと答えました。ほかの議員さんが知ってるかどうかというのは、私は存じ上げません。

○10番（田中英雄君） わかりました。私のほうは以上です。

〔知らんでよかつたい。〕と呼ぶ者あり

〔議事進行。〕と呼ぶ者あり

〔田畑久吉君 発言求む〕

○議長（永野忠弘君） 20番 田畑久吉君。

〔20番 田畑久吉君 登壇〕

○20番（田畑久吉君） 議第12号平成29年度玉名市一般会計予算中、スポーツ関係の正式に言いますと、国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進関連費の予算削除の件について、私は反対でございますんでね、削除には反対でございます。

ただ西川議員が言われた言葉の中で190万7,000円が不透明だと表現されました。何をもって不透明なのか。我々、給料は500万円近くもらってますよね、ボーナス合わせて、計算できますよね。190万7,000円ぐらいだったら、あなたの頭の中でちょっと執行部に聞けばわかるんじゃない。それは、何千万円、何億円って言ったら手に持ったこともない、見たこともないからわかりませんよ。計算されてもね。だからあなたが不透明とおっしゃった言葉が、どうも私は気になって、何が不透明なのか根拠言ってほしんです。

○議長（永野忠弘君） 6番 西川裕文君。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番(西川裕文君) 今の田畑議員さんのほうから、190万円の金額が小さい中での不透明だったというふうな表現を私が出したので、それについて聞かれたと思います。委員会の中での執行部のほうの話によって、レスリング教室とか、講演会を設けておると、何回もするというふうな計画でもありませんでした。結果的に、どれだけの費用等々がかかるかはっきり明確にわかりませんでしたので、これだけのレスリング競技をするとか、それと先ほど申しましたように、レスリングだけでなく、多方面にわたっているような事業をしてほしいという意識もありますので、そういうところで、具体的なこれをこうするから、これだけの費用が要るとか、そういうところが見えませんでしたので、不透明という所で答えました。

○議長(永野忠弘君) 田畑久吉君。

[20番 田畑久吉君 登壇]

○20番(田畑久吉君) 西川議員。あなたもう4年近くなったな。1期かな。今、2期目かな、1期目かな。

[西川裕文君 「3年半です。」と呼ぶ]

○20番(田畑久吉君) 不透明な部分、あなたわからなかったって言ったでしょ、内容が。わからなかったらただすのが議員の仕事じゃない。190万円ぐらいだったら聞いたらすぐわかるでしょうが、なんでそれを不透明と表現されるのか。それが議員の仕事でしょう。わからない点をただすのが議員の仕事でしょう。もう1回言ってください。

○議長(永野忠弘君) 西川裕文君。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番(西川裕文君) はい、今おっしゃられて、具体的な内容については、はっきりとただしていませんでした。そういうところですよ。

[「撤回ばせれ、撤回ば。」と呼ぶ者あり]

○議長(永野忠弘君) 田畑久吉君。

[20番 田畑久吉君 登壇]

○20番(田畑久吉君) 西川議員に何回も言いますけどね、そういうのを確認して、ここに立って修正案を発言するようにしないと。議員としてどうかなと思うんですよ。私も23年、24年余、議員をしてみましてね、こういうことがあまり経験ないんですよ。だから議員らしく、議員として言いたいこと言っていていいわけですから、確認したらいいんですよ。だからさっき言ったように、何億円とか何億円という金だったら計算しても自分ではわかりません。私もわからん。そういうのはきちっと計算してからね、ただしてからこういう修正案をここに立って言ってくださいな。お願いしますよ。

〔「取り消すとかい。」と呼ぶ者あり〕

〔「議事進行。」と呼ぶ者あり〕

〔「どがんすとかい、どがん。」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

15番 前田正治君。

〔15番 前田正治君 登壇〕

○15番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。

私は、今議会に提案してあります。議案の中で、議第12号平成29年度玉名市一般会計予算、議第21号玉名市長の給与の特例に関する条例の制定について、請第1号岱明ふれあい健康センターに併設した岱明町公民館の早期建設に関する請願、継続となっていました陳第11号「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める意見書の提出に関する陳情、以上の議案につきましては、原案に反対をいたします。

また、陳第1号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の提出に関する陳情、陳第2号「介護保険制度の見直し」と「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書の提出に関する陳情、陳第3号地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書の提出に関する陳情、陳第4号国民健康保険の改善を求める意見書の提出に関する陳情、陳第5号玉名市議会議員の費用弁償の見直し、廃止を求める陳情、継続となっておりました陳第8号玉名小学校区の自然を守り景観に配慮し、子どもから大人まで住みよい環境となるような計画的な地域づくりを求める陳情、以上の議案につきましては、原案に賛成をいたします。

議第12号平成29年度玉名市一般会計予算について、総務委員会では、3支所の窓口業務委託について、関連予算の修正動議が可決されました。私は、議第12号の原案に反対し、修正案に賛成する理由を述べます。

支所の窓口業務委託は、窓口業務を請負契約にすることで、問題点があります。住民サービス低下につながる問題、なぜかといいますと、請負は31項目における支所の窓口業務をその会社社員が100%完結することが仕事であります。ところが、業務内容次第では、公権力の行使が存在しますから、社員が窓口に来た市民の要件を完了する中で、玉名市職員のチェックが入ります。また、社員が、市民の要件を理解できない場合、疑義が生じる場合は、社員が社員の中の責任者に伝えて、責任者が市職員に疑義の

紹介をして、その結果を社員に伝える。つまり、市民の要件を完結するまでに時間がかかるわけであります。職員は、直接行なうより確実に時間がかかり、市民を待たせることとなります。この流れは、請負契約上、避けることができない課題であります。社員が市民の疑義にスムーズに対応できないとき、市職員が責任者ではない社員に、直接指図をすれば、これは偽装請負という法令違反になります。したがって、窓口に来た市民からすれば、従来より時間がかかり間違う可能性も大きくなるわけです。過去の一般質問で、ごくまれに軽微な間違いが発生した事例があると答弁がありました。社員の経験不足から発生したということでありましたが、請負は31項目にも及ぶ支所の窓口業務をその会社社員が100%完結する契約であります。経験不足とか、間違うこともあるなどは全く論外のことです。今年で3年目になりますが、窓口業務は、民間への請負にはなじまないことが3年間で明白になりました。民間に委託することで、雇用の確保ができる。非常勤職員より給与などの処遇がよいなど、わざわざ執行部より説明がありました。社員は会社と雇用契約を結んでいるわけであります。社員の身分の動向は玉名市にあるわけではなく、会社の側にあります。だから、岱明支所では既に社員の交代があっており、また、パート勤務扱いなど、執行部の願望にはほど遠い実態がこの3年間で浮き彫りになりました。また、支所の窓口業務請負は、臨時職員を使用するよりも費用が大きくなります。これは請負費用には、消費税がかかる。会社の間接経費もかかってきますから、最小の経費で最大の効果という点からも問題があります。

以上のようなことから、支所窓口業務の外部委託は取りやめることを求めます。

次に、議第21号についてであります。これは玉名市が損害賠償責任を負うこととなったことに伴い、市長が給与及び期末手当を給与月額10%、3カ月減額するものであります。このような場合、一般質問の答弁でもありましたが、基準がありません。したがって、特別職報酬等審議会に事前に減額幅が諮問してあれば、妥当性を判断する上で参考にもなりますが、諮問もしてありません。そこで、市民が納得するにはどうするのか、市長の過失責任から発生した損害賠償金が404万5,000円、弁護士費用など、合計約600万円公金から支払いがなされます。市の財政に損害を与えたわけであります。ならば、その損害に見合う額を減額することが、市民が納得する最もよい責任の取り方だと判断いたします。したがって、議第21号については、修正案を提案しました。議員の皆さんにはぜひとも修正案を可決していただきたいと思っております。

しかしながら、議第21号の市長提案には賛成できない。修正案にも賛成できないと考える議員もおられるかと思っております。議員各位の賢明な御判断を切にお願いいたします。討論といたします。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はありませんか。

[横手良弘君 発言求む]

○議長（永野忠弘君） 横手良弘君。

ごめん、通告してあったてったい、2人。ちょっとごめん。ちょっと間違えました。通告があっておりましたので、そちらのほうから優先していきます。

10番 田中英雄君。

〔「しゃきつとせんとわからんばい。しゃきつとせんと。」と呼ぶ者あり〕

〔10番 田中英雄君 登壇〕

○10番（田中英雄君） 先ほどもたくさん述べさせていただきましたけど、改めて討論させていただきます。

まずは、市民会館の建設に予算に対する修正案に対し、修正案に対し反対の立場で討論をいたします。要するに、執行部の提案どおりのもともとの原案に賛成という立場でございます。

新しい市民会館の建設については、平成23年度に策定された玉名市民会館整備基本計画をもとに青写真を描き、基本設計と詳細設計である実施設計まで事業が進捗し、826席の大ホールに300席の小ホールを併設したものを、あとは建築するばかりといった段階まで進んでいます。ですから、この300席の小ホールをつくって、なおかつ、先ほど申し上げました電柱の地下埋設も含めて、コンパクトシティと、それで社会資本整備総合交付金の対象になって、それももう認められて、あとは4月1日にこの予算が通れば、4月1日にそれがすぐ執行されるという状況までところまで来てるところでございます。

2月22日に開催されました公共施設等建設特別委員会の中で、これは、私も傍聴させていただきましたが、執行部からは、予算が可決したならば、新年度早々から業者選定の作業に取りかかり、6月議会で契約の承認をいただき、平成30年度中の完成を目指したいとの説明があっておりました。こういう状況の中、この段階まで進んでいるにもかかわらず、今回、建設予算の修正案が出されるということは、私には、また、私の同僚議員にも、到底理解できないものでありますし、非常に残念に感じているところがあります。

結果、もう現時点でも、4,000万円相当の設計予算が無駄になることが、もし可決されたらですね、無駄になることになります。また、あらかじめ、また何度も申しますけれども、この修正案が可決されれば、新しい場所に市民会館が別にできるということが決定するわけではありません。また1から用地選定をやり直し、違う場所にまた同じ場所に決まるかもしれないけれども、そしたらものすごく無駄だし、違う場所に決まったら用地を取得し、造成し、さらに今の市民会館の土地だったら取り壊し、その取り壊している間は、市民会館は使えないということになりますから、非常に不便を市民の皆さんに与えることになります。また、予算もオーバーでございます。足りなくなると

思います。市民会館建てかえ自体に皆さんは反対されているわけではなく、その建設場所と席数を含めた規模を考え直すべきといった趣旨での修正案であろうと思いますが、これまで、執行部から、幾度となく説明を受けた中で、現在地の南側や東側への用地拡張は非常に困難なこと。要するに、事前にもう無理だからというところで、結局、現在の計画案が出てきたわけであります。新玉名駅前での建設も同様に困難なこと、これに関しては、社会資本整備総合交付金は受けることができません。さらに、遺跡の発掘費用等もかかって、ますます費用と時間がかかるということは明白であります。現在の計画、執行部提案の計画であれば、国の交付金を受け、合併特例債を活用することで、約30億円の事業費のうち、市の実質的な負担が4分の1、要するに8億円程度で済むことは御存じのはずであります。ここで計画をストップすれば、22億円からある国からの援助の一部又は全部が受けられなくなります。そうなってしまった場合に、その責任はだれが、どのようにとるのでしょうか。私も皆さんも、じゃあ責任のとりようがないんですよ、これは。これまでにさまざまな意見があったものの、昨年3月議会で実施設計の予算を可決するなど、この事業の進捗を認めてきた我々玉名市議会が、それをここにきて否定するような判断をしてしまっているのでしょうか。市民会館の建設に反対したような議員というような形で逆にレッテル貼りをされて、だれにとってもプラスにはなりません。ここが本当に冷静で真摯な判断をしていただきたいところであります。

また、修正案には、建設場所と座席数等を再検討すべきとありますが、明確な代がえ案は示されないのでしょうか。一部の議員からは、現在地で800席程度の大ホールだけの建てかえで、現在地というのは、今の古い市民会館のことですね、極端な代がえ案を言われる方がおられますが、それこそ、建設当初に検討委員会でまとめられた案を全面的に否定することになりますし、あの場所、あの場所というか、現在の市民会館の場所に建てかえるならば、窮屈なものにしかならず、せっかく執行部で考えられた座席数は826席ながらも、座席周りや舞台裏、エントランスホールなどに余裕がある市民会館にはならなくなります。先ほど図をお示ししましたように、敷地面積がもう全然今の旧市民会館と今度の新しい会館の敷地面積が違います。ですから、床面積に対しても2倍の計画が示されております。

〔「つくらんでよか。」と呼ぶ者あり〕

○10番（田中英雄君） 繰り返しになりますが、要するに300名の小ホールの継続も含むことで、国の交付金の措置が受けられるわけであります。

さらにここに投書があって、署名があって反対する意見があったというふうに提案理由の中にありましたけども、明日の玉名を考える会のみなさん有志議員11名の方が、この書面を、こういったビラを配って、署名活動されたというふうに聞いておりますが、福祉センターの利便性の低下、障がい者と高齢者に配慮がない。先ほど提案理由の

中でもありましたけど、これは、利便性の低下はそのもの変わりませんが、ただ駐車場が近いか、遠いかということだと思いますけども、駐車場に関しては、現在の59台が132台にふえるわけでありまして。だから利便性の低下とは言えないと思います。今の市民広場に、毎日多くの皆さんが車をとめていらっしゃいますけども、あれはそこにお勤めの職員の皆さんがとめられてると伺っております。それに関しては、建設期間及び建設できたあとには、本当に申しわけないけれども、やはり今の市役所の駐車場を使うなり、今度新しく完成したあかつきには、今の旧市民会館の跡地を駐車場にいたしますので、そこにどうにかとめていただくというのは、代がえ案はあります。また、震災市の避難場所としての重要性がなくなると市民広場をなくしたらと、それは逆に新しい市民会館をつくれれば、それは空調のきいたゆったりした座席の中で、今度のような地震があれば、そのホールの中でゆっくり安心して過ごすことができます。もう台風の時でも、極端な話カラオケ大会しながら台風をやり過ごすことができるんですよ。今まで古い市民会館だったから壊れてしまって、全然使えなかったのが、使えるようになるから、避難場所としての重要性が薄れるということはありません。

また、おまつり広場でのイベント、吹奏楽の練習場として利用ができなくなるというふうに、また書いてあります。これは、今の古い市民会館を取り壊せばそれは継続して使うこともできますし、イベントとしても使えます。なおかつ、現在は、市役所の南側の新しい市役所の南側の駐車場でイベント等は行なわれておりますし、イベントとしての場所としての市民広場が足りなくなるということということはありません。

〔もう、ほどほどで終われ。〕と呼ぶ者あり〕

○10番（田中英雄君） あと、市民会館の見通しのない事業計画というふうには、先ほどの提案理由の中にありました。この見通しのないというのは全くの誤解で、知らなかったとおっしゃったのでしようがない、知らないものはしょうがないですけど、コンパクトシティ計画というものをすでに策定して、こういう電柱の地下埋設も含めて、新しい市民会館ができれば、土日、あるいは平日の夕方も広々とした駐車場が市民会館のまわりにあるわけで、こんな広々とした駐車場がある市民会館、要するにホールは逆に、県内どこを探してもできあがらないんじゃないでしょうか。また、観光振興としての座席数不足1,200から1,500席が必要というふうにあります。

〔1,500じゃ成り立たん。〕と呼ぶ者あり〕

○10番（田中英雄君） もちろん1,500席というのは、私も特別委員会の視察でいろんなところのホールに行って、どの程度の座席数がいいですかと何度も、どこに行っても聞きました。そうしたらやっぱり2,000席からないといいイベントはできませんよという話でした。だからそこで、私も実は1,200、1,500席欲しいなと実は思っていたんです。議員になって当初のころは、でも、それはやっぱりかえって中途半

端だと。だから小ホールとか、今度はさらにダンス等の練習ができる練習室というのが2つできるんです。よそに視察に行ったら、この練習場が1番利用が、毎日毎日ずっと利用があるんだと、これで稼働率がたいがい上がるだというので、それを実施設計の段階で意見を述べて、それが入ってるんですよ、今度の計画には。

〔「それば岱明につくるならよかね。」と呼ぶ者あり〕

- 10番（田中英雄君） ですから、もうこのチラシに書いてあること自体が、これ見たら確かにそうかなと思って署名をされたかもしれませんが、1つ1つを検討して、ちゃんと対応した上でのこのコンパクトシティの計画なんですよ。それをちゃんと、市民の皆さんにも、また、議員の皆さんにも御理解していただきたいと思います。もう1つです。もう1つありました。

〔「年寄りとは歩かせて言うたろが。」と呼ぶ者あり〕

- 10番（田中英雄君） 総務委員会修正案の支所窓口業務委託関連予算削除案に対して反対、原案に対して賛成の討論をさせていただきます。

私の反対の討論は、窓口委託を導入し、3年がたとうとしているが、事実、市民の皆さんから高い評価をいただいているというふうに、私は聞いております。アンケートの結果ですね、執行部のほうからいただきましてですね、202人の方に回答をさせていただいて、詳しくは紹介すると時間がかかりますので、簡単に言いますけども、多くの方が、76%の方が満足、やや満足を入れますと、85%の人が満足しているというようなアンケートの結果をいただいております。このアンケートを支所窓口の業務委託が開始され約2年半が経過した本年1月から2月の1カ月間かけて、各支所に来庁された202名を対象に、無作為に利用者の実態や意見の把握を行ない、さらなる窓口サービスの向上に役立たせるためとの目的で行なわれたそうです。アンケートの設問には、窓口利用に係る事柄で、窓口サービスに対する市民の満足度を知るために「要件が済むまでの待ち時間」「接遇の基礎であるあいさつ」「身だしなみ」「言葉遣い」や「態度」「説明のわかりやすさ」の5項目について「良い」から「悪い」までの5段階の選択肢から評価する方法で意見を聴取されていたとのこと。5項目のすべてにおいて最高の評価である「良い」が75%を超え、「おおむね良い」を合わせれば90%を超える結果であったとのことでした。これです、先ほどのですね。私はこの説明において、支所の現行の窓口サービスに好印象を持っておられる市民が実に9割を超えているという結果を聞いて、支所窓口の評判が悪いとの指摘は、事実とは異なると確信いたしております。せっかく支所窓口の業務委託が軌道に乗り、市民に定着しつつあるこの大切な時期に、評判が悪いという正しくない理由で、業務委託を取りやめるとしたら、この責任もまたどなたかとることになるのでしょうか。こういう判断は、軽々にすべきものではありません。また、総務委員会での修正案の提案理由は、委託社員1人当たりの経費は日額

9,430円を要しており、費用対効果の点で問題であり、非常勤職員、再任用職員の活用などで対応すべきとの趣旨の御指摘がございました。しかし、今回の修正理由には社員1人当たり経費と取扱件数からみて、費用対効果に問題があり、委託をやめて、市が雇った非常勤や再任用職員をかわりに配置し、窓口業務を行なえばよいということがありますけれども、この修正動議の理由には大きな間違いがあります。なぜならば、一般質問の答弁にもありましたように、支所窓口業務を行なっている民間の社員の方々は、各種証明書の発行以外にも、転入、転出、出生、死亡等の住民異動処理、医療、介護、子育て、福祉の各種申請受付などを行なう、いわゆる総合窓口としての幅広い分野を取り扱っておられます。本庁市民課の窓口で、単なる証明書発行業務だけを取り扱う非常勤職員とは全く業務の範囲が違うからであります。要するに、取り扱い業務が同一でないものを単純に比べ、1人当たりのコストが高い、安いと論ずること自体が間違った評価でありまして、適切な費用対効果の分析とはなっていないと思われま。さらに、合併前のように気軽に話せる顔見知りの職員が窓口にいないからサービスが低下したというふうな御意見もありました。話しにくいと指摘される民間社員のかわりに、非常勤職員や再任用職員を配置すればよいと提案されていますが、この提案は、市が雇い、配置した非常勤職員でも同じことが言える可能性があります。そもそも困り事等、相談があれば正規の市職員が業務として対応することになっております。なお、本人の希望があれば、定年退職されたベテラン職員だった方を再任用して対処することも可能かと考えますが、果たして窓口業務を希望される退職者を確保できるかどうかは、疑問であると伺っております。また、仮にですが、現在、支所の窓口業務を行なわれている民間社員の方々を市の非常勤職員として雇いなおし、そのまま、支所窓口配置することも想定はされます。しかし、これは身分を民間の社員から市の非常勤職員に変えるだけであり、指摘されているサービス低下を改善する方法としては議論するに値しないと思います。何よりも、現在窓口で勤務されている民間社員の方々が、非常勤職員での再雇用を希望をされるかも定かではありません。私は、希望をほとんどされないと考えます。もう1つの修正理由の中に、書類確認は市職員がするので非効率だとのことですが、これは私も経験があります。なんでいちいち確認されるのかなと確かに私も思いました。このことも実は大きな重大な間違いがありますので御指摘させていただきます。

住民票、戸籍、印鑑証明、所得や資産証明など、重要な個人情報扱うのが窓口業務であります。これを窓口に来られた方に、間違わずにきちんと交付するためには、最後まで気を抜かず、十分に確認した後に、正しい書類を渡すことが最大の重要課題であり、これが究極の市の責務であります。この最終的な確認審査は民間の社員や市の非常勤職員では行なえず、公権力を有する支所の市職員でしか行なえないという決まりになっております。このことは、過去の一般質問でも答弁されており、この間違いをなくす

ための作業が無駄というのは大きな間違いと言わざるを得ません。

以上、支所窓口の市民の評判がひどく悪い旨の意見を反証及び支所窓口の民間委託の廃止理由にある費用対効果の分析に、重大な御理由があるということを御指摘させていただいて、議員各位の良識ある、冷静な判断をお願いしたいと思います。

以上です。

[横手良弘君 発言求む]

○議長（永野忠弘君） 11番 横手良弘君。

[11番 横手良弘君 登壇]

○11番（横手良弘君） 田中議員が、なかなか熱弁がありまして、そのあと静かにいきたいと思います。

市民クラブの横手ですけれども、私は、今議会に提案してある議第12号平成29年度玉名市一般会計予算案の総務委員会提出の修正案、岱明・横島・天水支所窓口業務委託関連歳入歳出予算削除に対し、反対の立場で討論をしたいと思います。

岱明・横島・天水支所の窓口業務委託は、本市を取り巻く社会状況や国の動向に照らして、コストの削減を図りながらも、住民サービスの向上を実現することを目的として長期的かつ計画的な戦略の中で取り組んできた経緯があり、事実、国の経済財政運営と改革の基本方針に明示されている窓口業務の適正な民間委託等への加速を強力に推進するとの方針に沿ったものであり、平成26年8月に支所窓口業務を民間委託に移行して、せっかくこれが軌道に乗りつつある民間委託の取り組みをまだ3年も迎えていないうちに廃止すべきと判断することは、これまで移行のために費やした努力や労力を無にするもので、また、時代の流れにも逆行し、余りにも拙速であると言わざるを得ません。

先日14日の総務委員会において、市民部長から支所窓口業務委託関連歳入歳出予算削除の修正案の採決の前に、委員に対し、本年の7月末をもって支所窓口の民間委託を廃止することになった場合に、具体的に想定される影響や危惧される負の事柄についての切実な訴えがありました。

まず1点目は、民間委託が廃止となれば、市民の比較的好条件の雇用の場を議会が奪うことになるということです。現在、支所の窓口で働いている委託先の社員10名のうち、ほとんどの人が玉名市民であり、また雇用が不安定な市の非常勤職員よりも魅力があり、働きがいのあるとして、民間会社で働くことを希望されたという背景があります。民間委託が中止となれば、この方々の雇用が奪われることになり、議員が理不尽にこれを率先することになるのではないのでしょうか。仮に現在、民間雇用で窓口勤務をされている方々を、市の非常勤職員として新たに雇用配置したとしても、給与等の処遇面で現在よりも劣ることになり、また複数年での雇用の機会も奪われるなど、不利益を被

らすることになります。

次に2点目は、支所窓口の市民の評判が悪いという一部の議員の発言は事実誤認であり、支所の窓口に民間委託を導入し、3年が経過しようとしているが、それぞれの支所においては、市民の皆さんから総じて高い評価を受けており、好意的な形で定着しつつある。これは、先ほどの田中議員のアンケートの結果でも明らかであります。紛れもない事実であり、突然の窓口業務の民間委託を廃止するのであれば、市民が納得するそれ相応の理由が必要であるとの主張で、部長の言葉に直接的な表現はありませんでしたが、支所窓口の市民の評判が著しく悪い支所窓口に來られたすべての方々がそのような気持ちであるとの委員会での議員の発言は、事実とは真逆であり、事実無根であると先ほどのアンケートの結果でも明らかであります。

3点目は、窓口業務の民間委託の廃止は、市民サービスの低下に直結するという事です。窓口業務を民間委託したことで、職員の重要な業務である市民からの相談や苦情に対応する業務が手厚くなっていたが、委託廃止することになれば、このような委託による良好な効果がなくなり、ひいては市民サービスの低下に直結するとの説明でした。

発言の趣旨を、以上3点に要約いたしました。私もまさにそのとおりであると感じました。さらに、これらが懸念される以外にも、例えば、現在窓口で勤務されている方を非常勤職員として雇用できなかった場合は、他の方を非常勤職員として雇用するか正職員を増員配置するか、支所窓口業務の取扱業務を縮小するかのいずれかを選定して対処することになります。どれを選定しても、実際大きな課題があり、課題克服ができない事態になれば、市民の皆さまに対するサービス低下は免れず、これを決定した我々議員も相当の批判を受けなければならないことになるかと思えます。

私はこのような影響や懸念がある予算案の削除案には到底賛成できるものではなく、このことを議員各位が真に理解し、重責を負う立場であることを自覚して、一議員としての適切な判断をなされるべきと考え、以上。岱明・横島・天水支所窓口業務委託関連歳入歳出予算の削除に対する反対討論といたします。

[城戸 淳君 発言求む]

○議長（永野忠弘君） 5番 城戸 淳君。

[5番 城戸 淳君 登壇]

○5番（城戸 淳君） お疲れでございます。新生クラブ、城戸です。

私は、議第12号平成29年度玉名市一般会計予算市民会館建設事業費の修正案に賛成の立場で討論をいたします。

先ほど来、田中議員がいろいろ言われましたけど、その中で私もすべてを反論したい気分ではありますが、数カ所を反論するところはあとで言いますけど、自分なりの討論ということでお聞き願いたいと思います。

まず、市民会館広場は、平成27年12月議会に市民広場公園の存続を求める陳情が、熊本県建築労働組合から一旦は出され、そのあと取り下げをされました。これはおそらくイベント等で使われているのだらうと思います。思われて、そこを使われないからということで取り下げられたとは聞いておりますけども、そのあと現地でそのイベントしたらどうですかという、現地が公園になるもんだけんですね、今の。その中で出たんだらうと思います。ただこれもあとで言いますが、ちょっと私の考えはちょっと違います。また、平成28年6月議会で市民会館建設位置の変更と市民広場公園の存続を求める陳情も出され、これは不採択となりました。さらに、今議会には、市民会館建設位置の変更を求める請願が提出されました。そして、先ほどいろいろ署名運動のことを言われましたけど、建設位置の変更を求める署名運動に対し、多くの市民が賛同を得たところでございます。もともと市民公園としての市民広場公園というのは、そこのお祭り広場、市民広場公園と立願寺の足湯公園、それと新玉名駅の前の広場公園この3カ所が広場公園という名目で今、存続をしております。その中で、この広場公園の中で建設をされるということは、もともとこの役割は何だったんだらうと自分なりにちょっと考えてみました。いろいろ役割としては、休憩だったり、鑑賞だったり、散歩、交流等とか、レクリエーションとか又はこの間の震災で、災害時の避難場所とか、そういう空間のある広場公園だと市民は言われて、これは重要だということで、いろいろ御意見を伺ってございました。そしてまた、今設計をされてますけどいろんな設計の業者のいろんな意見をちょっと聞いてまいりました。そして図面をもちろん見せたところが、やっぱりほとんどの人が、この庁舎周辺を一带のゾーンとするならば、この空間は中心であり、普通の設計だったらあそこに建てることをする人はなかなかいないだらうと、なぜかという、この空間が、人と人との空間がああ場所はものすごくいいということで、設計の人もそういうことを言われています。今まさに、その大俵まつりだったり、金栗マラソンだったり、産業祭だったり、ここでされてる意味というのは、この周辺の中心なんですよ。例えば、今、現市民会館に公園をもってきたとするなら端なんですよ、なかなかこれをうまくいろんなイベントに使えないと、私は思います。そして、あそこで子どもとか、いろんな方が休憩するというのは、恐らくこれは駐車場になってしまうのかなと、そういう危惧があります。そこで私の見解としては、新玉名駅周辺の市民会館建設は、私は、夢だと思しますので、これは間違いなくいつも市長が言われていますように特例債には間に合わないし、そういうところでは、私も夢物語だと思っております。ただ、代替案としては、現地建てかえ、これが可能だということを私もいろいろ調べてみました。先ほど、田中議員も言われました。その今の計画、800席、300席の図面がありますが、それを現地建てかえにもっていったら、それは無理だと、できないということをお先ほど言われましたけど、私も設計屋さんにも図面を引いてもらいまし

た、実は。それで、今の図面は、これですね、設計の図面、300席と200席の真ん中があって、エントランスがあって、ちょっと広い建物になっております。これをですね、今の現地建てかえのところに全くもっていけば、もちろん建ちません。これは設計の人の工夫といいたいでしょうか、やはりいろんなところで不便というか、いろんなところが同時に300席と800席が使うのはなかなかこれはないじゃないかということも、設計士さんが言われて、これを真ん中の通路を縮小して、実は、ここに持ってますけど、現地の市民会館を壊して今の300と800が実は入るんですね、設計士さんに設計をしてもらっております。入るんですね、今のところに。ただ、言われてますように2年は使えないということはどうしてもあります。そして、その2年使えない間は、桃田体育館とか看護福祉大学の体育館で十分対応はできるはずですよ。というのが、年に800人ぐらいは、3、4回ぐらいですかね、大体利用率が24%ですので、そこは2年間あれば、ほかのところで使用すればできるわけなんですよ。それとあと1つ言いたいのは、先ほど田中議員も言われましたように南側の用地は、まさしく私も地権者は知っておりますし、いろいろ職員さんも苦労されて行かれましたけど、それはやはり地権者が無理だと、やはり交渉はできないと。ただ、先ほど東側のことは田中議員言われましたけど、ここはまだ話もされておられません、実は。地権者にですよ、私は知ってます。聞いたこともありませんと。そこにこれも、設計の図面ですけど、東側の農地を駐車場にすれば、そこから道路もつくれば、まさしく市民会館の中の搬入道路となりますという、こういう案も設計のほうからもいただきました。これは

[中尾嘉男君 「売らっさんとだろーたい。売らすとかい、そこは。」と呼ぶ]

○5番(城戸 淳君) そこは売られます。

[田中英雄君 「3年先か、4年先だろ。」と呼ぶ]

○5番(城戸 淳君) いやいや。そして、よかです。そして、この周辺は恐らくこれから先は、昔、田中議員が言いよんなはったんですね。「いずれは駐車場が足らんけん特例債で買うときははるですたい。」と、そういう話も聞いております。やはり、ここは特例債で駐車場を買えばいいんですよ。

[「そがん話ば言うたっちゃ。」と呼ぶ者あり]

○5番(城戸 淳君) 恐らく足らなくなるんですよ。そういうことを鑑みて見れば、まず先ほどの実施設計の4,000万円の経費が無駄になると。いや、この設計をされた方に言えば、今設計されている図面を変更を少しすれば十分使えるんですよと、無駄にはなりませんということも言われております。全部が無駄になるわけではありません。それと、先ほど、まちづくり交付金、社会資本整備総合補助金ですけど、松本議員も言われました。田中議員はもう間に合わんたいて、いやいや間に合わんたいじゃなくて、これは国土交通省の人に聞けば、職員のやる気とそれは代がえになっても、全く間

に合わないことはないですと言われております。その先ほど3年要するとか言われてましたけど、それは今、建設費が違うだけで、いろんな方向はこの周辺じゃないところなら確かに間に合わないんだそうです。新庁舎周辺だったら、まちづくり交付金は間に合うんですね、それは言われておりますので、それはさっきのは、私は反対するところでございます。そういうところで、今の市民会館に建てればあと1つ利点があるのは今、あそこの自治振興公社ですか、200人の会議室がありますね、あそこに事務所があります。そして例えば、こちらの広場公園に建てれば、あそこから距離がありますね、これも例えば2つ行なうごとなると思うですよ

[「桃田公園の体育館どん使うたい。やめれ、やめれ。」と呼ぶ者あり]

○5番(城戸 淳君) それか、向こうに建てれば一体的となって、会議室、事務所もできると思います。それと1番私が思ってるのは、皆さん、やっぱり夢を持ってもらいたいと思います。そこに建てれば、後ろも横ももう博物館、福祉センター、合同庁舎もう身動きできんごとなるんですね、そこに建て、もうそこしかないですね、これからの広がりやまちづくりも含めて、例えばですよ、そこに、市民会館建てれば裏の農地も買えます。それはやっぱり例えば

[「その土地はだれが持つととや。」と呼ぶ者あり]

○5番(城戸 淳君) まあ、よかです。例えばですよ、道の駅だったり、つくってもいいじゃないですか、そこに。そういう広がる方向の建てる建設地をつくらないと、そこで終わってしまうんですね。私はそう思います。だから例えば、今の勤労者センターあそこも例えば、玉名は音楽の都玉名と言うあれは、私は野外音楽堂あたりもその横につくって、一体的に音楽の都玉名を全国にアピールすればいいんじゃないかなと、そういうふうに思っています。だから、現地建てかえが間に合わない、できない、お金が無駄になる。そういうのは、今から確かに、職員は苦勞されました今まで。それはまた変更になれば、一緒に職員と一から出直せばいいんですよ。それが切磋琢磨して職員をいろんなところで頑張る糧になるとですよ。それを私は言って、皆さんの各議員さんですね、良識ある判断をお願いして、討論を終わりたいと思います。

[近松恵美子さん 発言求む]

○議長(永野忠弘君) 12番 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番(近松恵美子さん) お疲れさまです。

私は、議第12号玉名市一般会計予算の中で、岱明・横島・天水支所窓口業務委託関連予算歳入歳出予算削除に賛成の立場で討論いたします。

先ほどから、るるいろいろ反対がありましたけれども、全部覚えてませんので、ちょっと幾つかについて、反対討論させていただきます。

まず、女性の視点でさせていただきますけども、アンケートをとったら「良い」というのが75%だったと、だから非常に評判がいいんじゃないかという御意見でございましたけど、私はですね、1日に平均17件ということは、15件、10件のときもあるかもしれない。これだけ暇でいてですね、75%の人しか良いと言わなかったということは、これはあまり評判がいいと言えないんじゃないかと思います。忙しい中で、淡々と業務を1日中こなしてる中で、「良い」が75%じゃなくて、これだけの余裕がある中での「良い」75%は、いい評価だというふうには受けとめておりません。

また、市民の方がこの17件に対して9,400円の経費がかかっているということを知ったなら、これやはりこれでいいというふうな判断はしないだろうというふうに思っています。そういう意味で、市民の人のアンケートの結果がよかったからこれは受け入れられてるということに対しては、それは言えないというふうに思います。

それから、いろいろありましたけども、この民間委託を廃止したら、職員が職を失うということが、横手議員のことが言われましたけど、私それで図書館の指定管理についても、指定管理業者が変わったらどうするんですかと尋ねましたら、業者が変わってもその内容だけは希望者は引き継いで、また親元の会社が違うだけで、仕事はそのまま続けることができるというふうなことを聞きましたので、そういうこともあり得るんじゃないかと思います。ただし、横手議員が、待遇が変わるじゃないかと、そういうようなことを、臨時雇用と、この業務委託では変わるじゃないかと言われましたけども、過去ですね、過去、玉名市においても、保育園は業務委託してましたね、臨時雇用だったのを業務委託、派遣会社にしてましたね。ですが、何らかの支障があるということで、それを臨時雇用に変えました。それは横手議員も認めて、そのとき賛成されたから現在、そういう形になっているわけですね。ですから、大きく考えて、市民のために何がいいかと思ったときに、やはり働いてる人がこうだからということでしたら、何もやっぱり改善はできないんじゃないかというふうに、私は思います。保育園もそのように変えてきたという、そういうふうな実例があるわけでございます。

それから、1番私が申し上げたいのは、なぜ私が、これが反対かといいますと、例えば、1日17件で9,400円を多いじゃないかという話をしましたので、じゃあ人間を減らせばいいじゃないかと、そういうふうに思っておられる議員の方々いらっしゃるかもしれないんですけど、それが結局、普通の臨時職員でしたら、臨時職員を例えば2人にした場合は、年度末とか、住民の、お客さんが多かったときに、職員が手伝えることができるわけですね、もう係長だろうと、課長だろうと忙しいときは、住民課というのは、手伝ってやってきたと思うんですけども、この業務委託にした場合、それができないわけなんですよね。混んでるときも、どんなにお客さんがたくさんいても、職員が手出しをできないから、それを考えて人数をやはり確保しているということで、この非常

に無駄が生じているということがあるんです。ですから別の形の雇用にすれば、こんなに4人も置かなくても、忙しいときはお客さんが混むときは、職員が手伝うというそういう形をしていくことで、十分こなすことができるというふうに思います。

それからもう1つ、私が非常に懸念していることは、やはり業務委託ということで、前田議員も言われましたけども、相談したり、職員に相談することができない。また、職員が手伝うことができないというこういうガラスの壁があるわけですね。そういうことで、やはりその支所の中に一体感がないという、住民の方も言われてました。非常に機械的だと、ロボットみたいだと、そういうところが非常に75%しか受け入れられていない原因ではないかというふうに私は思っております。

それからまた田中議員のほうから、本庁と違って介護保険の申請とか、幅広くしているんだというふうな話がありましたけど、このことこそ問題であって、介護保険の申請とか、諸々のそういう申請ですね、職員がしたのであれば「どうされましたか。」と、そういう会話になりまして、何が困ってると、そういう会話からじゃあこうしたらどうですかと、こうしましょうかと、次に発展していくわけなんです。ところがこの業務委託の場合は、その書類を処理することだけに委託されてますから、そこで情報がストップしてしまうと、そのことも大きい問題であるというふうに私は思います。この間、一般質問でも申し上げましたけど、じゃあこの窓口はパターン化している仕事は、職員はしなくていいのかということなんですけども、実は、非常にその窓口というのは、例えば、転出の手続きに行きましたら、ただ転出するじゃなくって「どちらに行かれますか。」と、「また機会あったら帰ってきてくださいね。」という言葉が出るかどうか、それがやはりどの人が窓口をするかで違ってくことだと思うんですね。転出される方がいましたら「就職ですか。」と「また戻ってきてくださいね。」と、転入の方は「なんか知り合いがいますか。」と、そういう本当に市民との大事な接点になるわけなんです。そういう視点で、窓口をできる人を置くべきであって、単なる書類を作成する、その手続きを完了するだけの、その業務に特化した人を置くということは非常にもったいないことでもあり、また仕事をする方にとっても、どうしても、もう一つ面白みがでないことでもあるというふうに思います。

以上、私は、先ほどありました住民の評判がよいと、75%だからよいということは、これはそういうふうには受けとめられないと、17件しかなくて「良い」が75%しか出ないのは、その人間味がないと、そういうことが非常に原因ではないかと、市民を、心を満足させてないと、させられてないということではないかというふうに、私は思います。

そういうことで、別な形の雇用を考えたほうが良いということで、この削除案に対して、賛成の立場で答弁いたします。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はありませんか。

[内田靖信君 発言求む]

○議長（永野忠弘君） 8番 内田靖信君。

[8番 内田靖信君 登壇]

○8番（内田靖信君） 8番、自友クラブの内田です。

議第21号玉名市長の給与の特例に関する条例の制定について、その修正議案に対しまして、賛成討論を行ないます。

今回の事案は、指名競争入札における損害賠償請求訴訟の敗訴確定を受けての玉名市長のその責任を果たすものとして、3月、10分の1の給与、約42万円を減額するとして提案がなされているところでございます。今回の処分原案は、インターネットでの事例等参考にして、その処分内容を定めたということですが、このたびの損害賠償請求訴訟の敗訴は従来有事案とは次元が違い、玉名市にとっても実質的な被害があり、その与えたものや責任の重大さは格段の相違があるものと考えております。市長個人の裁量権の乱用により、控訴人の経営する会社は経営上の理由等から廃業をやむなしとなり、また、多くの従業員とその家族の方々に塗炭の苦しみと大きな生活上の不安を与え、さらに、玉名市民の血税から約500万円が補償されることとなります。高崙市長が、今回の敗訴を受け、責任を果たすとされるならば、市長の市民目線の立場から、少なくとも賠償金に相当する全給が当然のことと考えておりまして、約480万円の修正案は適切だと考え、玉名市長の給与の特例に関する条例に対する議員提出修正案について、賛成するものでございます。

[松本憲二君 発言求む]

○議長（永野忠弘君） 3番 松本憲二君。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） 3番、自友クラブの松本でございます。

私は、議第12号平成29年度玉名市一般会計予算、サッカー場建設基本設計関連予算の修正案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほど修正理由ということで、陸上競技場を求める陳情というのが、もう前々から上がっていて、これはずっと採択をされているわけでもあります。そして、委員長報告の中で、年間の維持管理費が大体700万円というような執行部からの多分答弁だったと思うんですけども、その費用というのがどういうふうに算出をされているのかというのは、ちょっと私、疑問視を抱いておりまして、人工芝というのはもちろんそのプラスチック製品で大体できておりますんで、利用をずっとしていけば、その芝というのがだんだんと出てくるわけですね。それを大体、利用頻度が多ければ、多いところは3カ月に1回それを引き起こすという、その作業をしないと、芝の役目というのをしなくな

るということで、大体、一面当たりに対しまして、その引き起こし作業だったり、その中にゴムチップというのが入れてありまして、そのゴムチップも消耗品ということで、摩耗していきますから、そこをまた、結局、補充をしてやらないといけない。そういう費用が大体利用頻度が高いところでは、3カ月に1回から4カ月に1回、その引き起こし、そのゴムチップの補充というのをしていくわけですね、大体、これが一面で、大体200万円から300万円近くかかるというふうに、私はお聞きをしております。それは九州東海大学、東海大学星翔高校、附属の星翔高校も持ってますし、私の息子が行ってありました大阪の阪南大学というところ、それ2面持つるわけですね、人工芝の。息子のところの大学の監督さんにお聞きをしましたところ、大体3カ月から4カ月に1回引き起こし作業をしなきゃいけない。それが大体1面で200万円から300万円近くかかるというようなお話を聞いておりますんで、この維持管理費の面に関しましても、どういうその試算をしてあるのか、もちろんナイターもついてますんで、そういう面からしましても少し疑問を思うところでもあります。

それともう1個、そのスポーツ振興、結局t o t oですね、そちらのほうに申請をするというような、執行部のお話があつてるわけですけども、その先ほど言いましたゴムチップ。ゴムチップというのを製造しているところが、ブリジストンだったり、そのダンロップさんであったりと、ゴムメーカーさんなんですけれども、玉名は幸いに、そのブリジストンさんの河崎工場がありますので、玉名工場。そちらのほうにもいろいろ話をされて、どういうふうなのが一番安く提供ができるんであろうかとか、そういう面も非常にもう少し、その勉強していただきたいと、そういう面で、今回のこの基本設計の予算は、もう少し、そういう検討をされた上で、これは再度出されたほうがいいのかなという思いがありまして、この削除案に賛成という立場で討論をさせていただきました。

[嶋村 徹君 発言求む]

○議長（永野忠弘君） 7番 嶋村 徹君。

[7番 嶋村 徹君 登壇]

○7番（嶋村 徹君） 市民クラブ、嶋村徹です。

私は議第12号玉名市一般会計予算、国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進費関連予算の歳入歳出予算に対しまして、原案に対しまして、賛成の立場で討論させていただきます。

平成27年9月の定例議会で、オリンピック・パラリンピックアスリートキャンプ地の誘致に関する決議の提出について、議員賛成多数で採択されました。市において、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、平成28年度から国際スポーツ等キャンプ誘致推進室が設置され、玉名市からオリンピック選手を輩出しようと頑張られ

ています。玉名市において、多くのスポーツ競技の中で、レスリング競技が一番近いと確信しています。なぜなら1964年東京オリンピックで5個の金メダルを上げた八田一郎監督、花原、市口両金メダリストが、その翌年4月にレスリング教室が開催されたのも、この玉名市であります。また、本県レスリングの発展に人生をかけて尽くされた玉名市出身の三ツ本太門氏は、昭和35年玉名農業高校、現北稜高校にて、レスリング部を創設し、県レスリング協会が発足しました。これまでも玉名工業高校、北稜高校から多くの全国チャンピオンが誕生しております。今日に至っては、玉名工業高校レスリング部の名声と東京オリンピック強化育成指定選手、国体3連覇を成し遂げた荒木大樹選手を筆頭にほか3名。この中には女子選手1名を含めておりますが、このように若い多くのスポーツ選手がこれから大きく世界に向けて羽ばたくこうとしています。このようなことを少しでも後押しするのが、市としての大きな役目の1つであると、私は考えます。

皆さん方も、これからの玉名市の活性化を考えて、平成27年9月定例議会でのオリンピック・パラリンピックアスリートキャンプ地の誘致に関する決議は、賛成多数で採決され、推進室が設立されたと、私は思っております。それなのに、今なぜ原案に対し反対されるのか、私はわかりません。

皆さん、これからの若者たちの大きな夢と希望とそして、玉名市の活性化につながる1つの事業として、オリンピック・パラリンピックアスリートキャンプ地の誘致に賛成しましょう。

このような強い気持ちを持って、私は、原案に対して、賛成の立場で意見とさせていただきます。ぜひ、オリンピックによる招へいの実現をお願いいたします。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はありませんか。

[吉田喜徳君 発言求む]

○議長（永野忠弘君） 23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 保守前進クラブの吉田喜徳でございます。よろしく願いいたします。

私は2つだけ原案に賛成の討論をさせていただきます。

1つは、市民会館でありますけど、多くは申し上げません。私の情報によりますと、市民会館の設計費用が、いわゆる基本設計、実施設計が無駄になるか、無駄にならないかで、私も今日はもしかしたら何月何日は本会議の最後の日、もしかしたらこれは通らないかも知れんばいと思ってですね、この1点だけ情報を得ることができました。つまり、同じ広さで、同じいわゆる東西南北の位置で、いわゆる光とかそういうのが違うところのあったらやはり変わりますからですね。それと同じ800席と300席、同じ

広さ、こういうことであれば、案外変わらないと。しかし、場所によって狭くなったり、あるいはそういう設計の1番中心である800席から1,000席になるとか、あるいは光の問題、こういうようなことになれば、これは無駄に近いほうになっていくというような情報を得ております。無駄になるから云々かんぬんの賛成討論、あるいは反対討論ではないんですけど、とにかく今、老朽化している市民会館が1日も早くできることがいいのではないのでしょうか。

数年前に、平成23年でしたですかね。検討委員会が学者の先生を入れ、あるいは文化団体の方たちを入れて、最終的にそこで答申されたのが800席と300席と。この300席も、ただ席ができるわけじゃなくて、ボタン一つで座席がさっと引き、またボタンでさっと出て、引いたところで広場ができれば、いろんなイベントができると、300席において、ほかのところでも300席ならばできるんじゃないかと意見もありましたが、音響とか、照明とか、あるいは舞台装置、こういうことにおいては、この普通の公民館とか云々じゃなくて、300席にそれを用意するんであるから、300席の利用は大変向上するだろうということでありました。ほかにもありますけど、そういう意味で、原案に、市民会館のことは賛成であります。

次に、ただいま嶋村議員がるる申し上げました。いわゆる国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進費関連歳入予算、これに対しても原案の立場から申し上げてみたいと思います。

先にこの本会議で、議員、議会の立場として、決議がなされました。その際、るるどうしてかというその理由が、その決議案にあります。端的に、私は議員の皆さんは、今嶋村議員も触れられましたけれども、歴史において御理解はいただいていると思います。本日は、市民の皆さんがこの実況を聞いておられる、見ておられると思います。広く市民の皆さんに心から訴え申し上げたいと。それは昭和35年、いわゆる国体、熊本県国体のときにレスリング会場となりました。これに、天皇皇后両陛下が御臨席いただき開催されました。なお、また、平成11年には、現在の天皇皇后陛下がおいでになり、そして国体が開かれレスリング会場となりました。あるいは、先ほど嶋村議員が言いましたように、根性の八田か、そして鬼の大松かと、生まれてない方もおられると思いますけども、1964年東京オリンピックのときに5つの金メダルを監督として獲得された。そして金メダリストを花原、市口選手を玉名にわざわざおいでいただき、当時の玉名農業高校と専修である玉名高校でレスリング教室、あるいは講演をいただきました。なんと玉名駅があふれんばかりの出迎えでありました。あるいはまた、熊本県レスリング協会の祖、父と、金栗先生が陸上の父であるならば、三ツ本太門先生はレスリングの父と言われた人が玉名市出身であります。

[拍手する者あり]

○23番（吉田喜徳君） 現在活躍しているのも大いに金栗先生以来のオリンピック選手がレスリングで出るのではないのでしょうか。大いに期待するわけであります。さる大学に決定して4月5日は入学式であります。さらに大学のレスリング部で磨き、磨いて、そして日本の代表となって、玉名から金栗先生以来、夢ではないんではないのでしょうか。東京オリンピックのときに叫ばれたのが、だれが発したかわかりませんが、「スポーツに国境がない。」こういうようなことが、熊本県はもちろんのこと全国に、そしてまた世界へと「スポーツに国境がない。」という言葉が流行と言うよりも、発信されました。子どもたちに、青少年に夢やロマンを、大人たちには希望を、これが何物でもない玉名市の成功をしなければなりませんけれども、活性化だろうと、私は思います。多分不透明という、根拠がないという説には、言いたかったけれども、執行部がいわゆる我々、私も所属する文教厚生委員会で答弁したかったんだらうけど、正式に締結というか、いわゆる文章で交わしてない。今までよく報道機関やマスコミ関係、テレビもそうですけど、出ておりますけれども、あちらこちらで野球部の選手を呼んで、子どもたちと交わって練習をしているとか、そういうところから執行部は、一応、このくらい、こういう人なら、このくらいかかるだろうと、あるいはウェルカムパーティーがもしもやるならば、それにどのくらいかかるだろう、パンフレットをつくるならこのくらいかかるだろうということは、頭の中にちゃんと調査しておられるんじゃないかと思うけど、なんでそれば言いなはらんだったんだらうかと、私は思うわけですけども、遠慮しておっしゃらなかった。ただ、レスリングを特化して、これを進めたいと。そこで私も所属いたします玉名国際交流協会で、講演に来ておられ、あの方は初めてだったですかね、玉名の荣誉賞をとられた野球の前田さんは、荣誉賞だったですかね、玉名の。玉名市の荣誉賞をやられた。市民荣誉賞ですかね。その方をお呼びいたしまして、野球部だけじゃなくて、苦勞された、スポーツで苦勞されたことを話していただきたいと、こういうような要請をいたしましたけれども、繁忙のためにお断りいただきました。なおまた、玉名国際交流セミナーで、吉田沙保里選手のお父様を呼ぶことといたしました。決定をいたして、いよいよ小さい打ち合わせをしようという矢先に急逝されました。そうやって有名な方を呼んで、講演、あるいは教室、こういうのをやればもう目に見えております。近ごろであります、最後になります、福島県のある自治体で4連覇をなされた伊調馨選手を呼んで、レスリング教室あるいは講演を12月にやっておられます。ちょっとお聞きいたしますと、レスリングの関係者だけでなく、子どもたちだけでなく、あるいは保護者だけでなく、柔道部からいろんな部活、もちろんサッカーあるいはラグビー、その他のスポーツの関係者が集まっただき、苦勞したレスリングのことだけでなく、苦勞した、そしてここまで来たというような講演をなさって、大盛況だったそうです。1,200名入るところが、まだまだ入れないくらい。

そういうようなことで、どうかこれこそスポーツに国境がない。子どもに夢を持たせる。活性化のため。こういうようなことで御理解をいただき、賛成討論といたします。原案に賛成。

○議長（永野忠弘君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） これにて討論を終結いたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 6時26分 休憩

---

午後 6時42分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

採決に入ります。

まず、予算議案の採決に入ります。

議第12号 平成29年度玉名市一般会計予算

以上、予算議案1件については委員会及び議員から修正案の提出がありますので、あとに譲り採決いたします。

あわせて、

議第34号 平成29年度玉名市一般会計補正予算（第1号）

以上、予算議案1件については、議事の都合により、議第12号の採決が終了した後に採決いたします。

議第 3号 平成28年度玉名市一般会計補正予算（第11号）

議第 4号 平成28年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議第 5号 平成28年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第 6号 平成28年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議第 7号 平成28年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）

議第 8号 平成28年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第3号）

議第 9号 平成28年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）

議第10号 平成28年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第4号）

議第11号 平成28年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）

議第13号 平成29年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算

議第14号 平成29年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算

議第15号 平成29年度玉名市介護保険事業特別会計予算

議第16号 平成29年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算

議第 17 号 平成 29 年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計予算

議第 18 号 平成 29 年度玉名市水道事業会計予算

議第 19 号 平成 29 年度玉名市公共下水道事業会計予算

議第 20 号 平成 29 年度玉名市農業集落排水事業会計予算

以上、予算議案 17 件について、一括して採決いたします。ただいま採決に付しております予算議案 17 件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第 3 号から議第 11 号まで、また、議第 13 号から議第 20 号までの予算議案 17 件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

それでは、議第 12 号平成 29 年度玉名市一般会計予算について、採決いたします。

本案について、総務委員長の報告及び文教厚生委員長の報告はそれぞれ修正であり、お手元に配付しております総務委員会修正案、文教厚生委員会修正案第 1 号、文教厚生委員会修正案第 2 号のとおりであります。

また、松本憲二君ほか 2 名から議員提出修正案第 1 号が、西川裕文君ほか 2 名から議員提出修正案第 2 号が、西川裕文君ほか 2 名から議員提出修正案第 3 号がそれぞれ提出されております。

この場合、会議規則 77 条第 1 項の規定により、議員提出修正案を委員会修正案より先に採決することになっております。また、会議規則第 77 条第 2 項の規定により、同一の議題について議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決め、その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとることになっております。

したがって、初めに議員提出修正案 3 件について、議員提出修正案第 1 号、議員提出修正案第 2 号、議員提出修正案第 3 号の順にそれぞれ採決いたします。

次に、委員会修正案 3 件について、文教厚生委員会修正案第 1 号、総務委員会修正案、文教厚生委員会修正案第 2 号の順にそれぞれ採決いたします。

最後に修正案のいずれかが可決ならば修正部分を除く原案について、修正案がすべて否決ならば原案について採決いたします。

初めにまず、議第 12 号に対する松本憲二君、ほか 2 名から提出された議員提出修正案第 1 号、市民会館建設事業に関する歳入歳出予算の削除について、起立により採決いたします。

議第 12 号に対する議員提出修正案第 1 号について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第 12 号に対する議員提出修

正案第1号については、可決いたしました。

続いて、議第12号に対する西川裕文君、ほか2名から提出された議員提出修正案第2号、サッカー場建設事業に関する歳入予算の削除について、起立により採決いたします。

議第12号に対する議員提出修正案第2号について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第12号に対する議員提出修正案第2号については、可決いたしました。

続いて、議第12号に対する西川裕文君、ほか2名から提出された議員提出修正案第3号、国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進費に関連する歳入予算の削除について、起立により採決いたします。

議第12号に対する議員提出修正案第3号について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第12号に対する議員提出修正案第3号については、可決いたしました。

次に、議第12号に対する文教厚生委員会修正案第1号、サッカー場建設事業に関連する歳出予算の削除について、起立により採決いたします。

議第12号に対する文教厚生委員会修正案第1号について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第12号に対する文教厚生委員会修正案第1号については、可決いたしました。

次に、議第12号に対する総務委員会修正案、岱明・横島・天水支所窓口業務委託に関連する歳入歳出予算の削除について、起立により採決いたします。

議第12号に対する総務委員会の修正案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第12号に対する総務委員会修正案については、可決いたしました。

次に、議第12号に対する文教厚生委員会修正案第2号、国際スポーツ大会キャンプ等誘致推進費に関連する歳出予算の削除について、起立により採決いたします。

議第12号に対する文教厚生委員会修正案第2号について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第12号に対する文教厚生委

員会修正案第2号については、可決いたしました。

次に、ただいままでに修正議決した部分を除く、原案について採決いたします。

議第12号の修正議決した部分を除く、その他の部分については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 全員起立であります。よって、議第12号の修正議決した部分を除く、その他の部分については、原案のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま修正議決されました議第12号平成29年度玉名市一般会計予算について、その字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

○議長（永野忠弘君） 議事の都合により、休憩いたします。

午後 6時57分 休憩

---

午後 8時17分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長より申し上げます。先ほど議第12号平成29年度玉名市一般会計予算が修正可決されたことに伴い、議第34号平成29年度玉名市一般会計補正予算（第1号）の補正予算書の計数に変動が生じております。よって、この際、議第34号の補正予算書の計数を修正いたしたいと思っております。

お諮りいたします。議第34号については、お手元に配付しております修正案のとおり、修正前の額の欄と数字及び補正額を足した計の欄の数字を修正することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

議第34号については、改めて修正後の内容にて審議することにいたします。

改めまして、議第34号平成29年度玉名市一般会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

ただいま採決に付しております議第34号に対する各委員長の報告は、可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第34号については、原案

のとおり決定いたしました。

続いて、条例議案の採決に入ります。

議第21号 玉名市長の給与の特例に関する条例の制定について

以上、条例議案1件については議員から修正案の提出がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第22号 玉名市商工業振興基本条例の制定について

議第23号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第24号 玉名市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議第25号 玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第26号 玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第27号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第28号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第29号 玉名市立小学校臨時教員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第30号 玉名市一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第31号 玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議第32号 玉名市横島園芸館「花づくり生き生きハウス」条例を廃止する条例の制定について

議第33号 玉名市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議第35号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第36号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案14件について、採決いたします。ただいま採決に付しております条例議案14件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、議第22号から議第33号ま

で、また、議第35号及び議第36号の条例議案14件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

それでは、議第21号玉名市長の給与の特例に関する条例の制定について、採決いたします。

本案については、前田正治君、ほか2名から議員提出修正案第4号が提出されております。したがって、初めに議員提出修正案第4号について採決いたします。

次に、修正案が可決ならば修正部分を除く原案について、修正案が否決ならば原案について採決いたします。

初めに、議第21号に対する前田正治君、ほか2名から提出された議員提出修正案第4号、給料及び期末手当の減額率、減額期間修正について、起立により採決いたします。

議第21号に対する議員提出修正案第4号について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立少数であります。よって、議第21号に対する議員提出修正案については、否決されました。

次に、議第21号の原案について起立により採決します。

議第21号の原案については、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、議第21号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、請願の採決に入ります。

請第2号 市民会館建設位置の見直しを求める請願について、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について起立により採決いたします。請第2号については、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立多数であります。よって、請第2号については、採択することに決定いたしました。

続いて、陳情の採決に入ります。

陳第3号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書の提出に関する陳情

陳第4号 国民健康保険の改善を求める意見書の提出に関する陳情

陳第5号 玉名市議会議員の費用弁償の見直し、廃止を求める陳情

平成28年陳第11号 「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める意見書の提出に関する陳情

以上、陳情4件については、異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

陳第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の提出に関する陳情

陳第2号 「介護保険制度の見直し」と「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書の提出に関する陳情

平成28年陳第8号 玉名小学校区の自然を守り景観に配慮し、子どもから大人まで住みよい環境となるような計画的な地域づくりを求める陳情

以上、陳情3件について採決いたします。

ただいま採決に付しております陳情3件に対する各委員長の報告はいずれも採択であります。各委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、陳第1号及び陳第2号並びに平成28年陳第8号の陳情3件については、いずれも採択することに決定いたしました。

陳第3号地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書の提出に関する陳情について、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について起立により採決いたします。陳第3号については、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立少数であります。よって、陳第3号については、不採択と決定いたしました。

陳第4号国民健康保険の改善を求める意見書の提出に関する陳情について、採決いたします。

本件に関する委員長の報告は不採択でありますので、原案について起立により採決いたします。陳第4号については、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立少数であります。よって、陳第4号については、不採択と決定いたしました。

陳第5号玉名市議会議員の費用弁償の見直し、廃止を求める陳情について、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について起立により採決いたします。陳第5号については、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求め

ます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立少数であります。よって、陳第5号については、不採択と決定いたしました。

平成28年陳第11号「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める意見書の提出に関する陳情について、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について起立により採決いたします。平成28年陳第11号については、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（永野忠弘君） 起立少数であります。よって、平成28年陳第11号については、不採択と決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第4 閉会中の継続審査の件

○議長（永野忠弘君） 日程第4、「閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

まず、付託事件の閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

建設経済委員長より、目下、建設経済委員会において審査中の平成28年陳第7号北坂門田地区、中坂門田地区、南坂門田地区の坂門田川水系における水田構造改善事業を求める陳情の陳情1件について、会議規則第111条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、それぞれ閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務の閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

総務委員長から総務部、企画経営部及び市民生活部の所管に関する事項について、建設経済委員長から産業経済部、建設部及び企業局の所管に関する事項について、文教厚生委員長から健康福祉部及び教育委員会の所管に関する事項について、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項について、以上のとおり各委員長から会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第5 委員会の中間報告

○議長（永野忠弘君） 日程第5、「委員会の中間報告」を行ないます。

議会基本条例検討特別委員会に付託中の調査事項については、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行ないたいとの申し出がありますので、この際これを許します。

議会基本条例検討特別副委員長 北本将幸君。

〔議会基本条例検討特別副委員長 北本将幸君 登壇〕

○議会基本条例検討特別副委員長（北本将幸君） 議会基本条例検討特別委員会に付託され、現在調査中であります。議会基本条例の検討及び制定に向けた調査のための事項の調査の経過につきまして中間報告をいたします。

初めに閉会中の委員会活動についてですが、今年1月23日委員派遣により、議会改革の先進自治体であります。三重県鳥羽市議会を訪問。議会基本条例を初め鳥羽市議会における議会改革、議会活性化及び先進的取り組みである議会のIT化について視察研修も実施、あわせて議会の災害時行動計画、首長等附属機関の議会選出の辞退など、今後本市が議会基本条例の制定を目指していく上で、検討や協議が必要とされるであろう事項につきましても、細部にわたり調査研究を行なってまいりました。

続いて2月17日、これは議会活動になりますが、熊本県市議会議長会の研修会開催費補助金を活用して全議員に対する議員派遣により、玉名市議会議員研修会を開催、講師に有識者であります株式会社地方議会総合研究所所長、元全国市議会議長会法制参事の廣瀬和彦氏をお招きし、「議会基本条例について」と題して、広範にわたる議会基本条例や議会改革の事例、先例をもとに指導も賜りました。この研修会を通じて、当委員会のみならず、玉名市議会全体として一様に議会基本条例に対する制度理解を深めていただいたところであります。

以下のような経過の中で、委員それぞれに議会基本条例の概要、概略について学ぶと同時に、条例制定に向けた骨子の議論の進め方についての研さんを重ね、本市が条例制定を目指すに当たっての多角的な視点からのアプローチ、新たな見解や着想を得た次第であります。

この流れを受けまして、3月22日に第4回委員会を開催しました。この第4回委員会では、議会基本条例における前文、基本理念、基本方針について協議いたしております。昨年12月に開催の、先の第3回委員会におきまして、既に基本理念、基本方針の協議検討に入っておりますが、第4回委員会では、新たに条例の冒頭にうたう前文についての協議検討を加え委員会を展開、事務局からの説明に基づき、一般的な議会基本条例のモデル例の構造分析を交えながら、前文、基本理念、基本方針について協議検討を重ねた次第であります。また、前文、基本理念、基本方針の概要と詳細につきましては事務局からの説明の中で紹介されましたので、まずはその内容について御報告いたします。

改めて議会基本条例とは、2元代表制のもとにおいて議会や議員がその役割を果たし、議会を活性化させていく、いわゆる議会改革の1つの理念条例であるというのが基本的な考え方。また、議会改革の唯一の方法ではなく、複数ある施策の中の取り得る手段の1つであるということ。そしてこの議会基本条例には、日本国憲法にあるように、条例の冒頭に前文が載っていることが1つの大きな特徴だと言えること。議会基本条例の一般的な組み立て方を見てみると、その象徴的な前文を初めとし、1、総則、2、議会・議員の活動原則、3、議会と市民との関係、4、議会と市長との関係、5、議会としての権能強化、いわゆる改革事項、6、基本条例の見直し規定といった、6つのカテゴリーで構成されていることが見てとれること。条例の構造を解析してみると、議会基本条例に規定される事項は前文、総則の部分を除き、このカテゴリーごとに、大体パッケージ化がされており、特に議会としての権能強化、いわゆる改革事項は多岐にわたっており、その中から各議会が必要に応じて規定を選択採用していく形をとるので、各議会の特色や特殊性は余り出てこないこと。一方で、前文や総則の部分はパッケージではなく、各議会がそれぞれの思いを自由にうたえる部分であり、各議会の違いや独自性が条例上最も反映される非常に重要な部分であること。さらに、この前文と総則にうたわれる基本理念、基本方針について解析を進め、さらに掘り下げて説明があり、まず前文はその議会の議会基本条例に対する思い入れや理念をきちんと明記する非常に重要な部分、かつ議会として議会基本条例をどういうふうにとらえているのかを住民に対して知らしめアピールしていく1番重要な部分、さらに各議会の特殊性、個別性、独自性の1番の違いが出る最も重要な部分ということが言える。

次に、基本理念とは、要約すれば、どのような議会でありたいか、議会が根本に据えるビジョンをまとめたもの。あわせて基本方針とは、基本理念を実現する具体的方策、いわゆる手段をまとめたものだということができる。この基本理念、基本方針の条例上の表現の仕方については、2つの手法が検討される。1つ目は、前文の中で包括的、概括的に表現する方法。2つ目は、先に述べたとおり総則において個別に条文を規定し、

その中で、より具体的に示す方法。これは、各議会の好みやスタイルの問題ではあるが、往々にして前文の内容や要点をあえて端的にわかりやすく別立てて表現する手段として2つ目の手法が用いられている傾向がある。また、議会基本条例は、その制定過程の違いにより、次の2種類に大別される。

1つは、議会改革が先行し、その延長線上に議会基本条例がつくられる、いわゆる改革先行型。もう1つは、議会基本条例がまず出現し、それが議会改革を後押しする、いわゆる条例先行型。改革先行型の場合、条例は、つまり改革の成果であり、将来にわたって改革の成果を継続させることが目的となる。一方で、条例先行型の場合、条例は、つまり改革の手段であり、条例制定を契機に改革をスタートさせることが目的となる。この議会基本条例の制定過程の違いにより、議会基本条例のとらえ方に差異が生じてくることになり、そこを踏まえて前文、基本理念、基本方針の協議検討を進めていかなければならない。そして、議会基本条例を制定する上で、大きな注意点がある。今や全国の市・区議会の過半数が制度化するまでに成長した議会基本条例であるが、条例の普及、拡大に合わせ、いわゆる低整備型や名目型と揶揄される条例がふえていることが憂慮される。これらの議会は、議会基本条例を制定することが目的化した議会と判断されるが、このように条例制定で息が切れた、いわゆる燃え尽き症候群の自治体にならないためにも、条例を制定していく上で次の3つのポイントを押さえておく必要がある。

ポイント1、議会基本条例を制定することだけが目的だけではなく、条例はあくまでも議会運営を活性化させるスタートであるとの認識を持つこと。

ポイント2、議会基本条例は、議会活動の活性を図るための1つのツールであり、権限強化と議会審議の透明化、それが本来の趣旨であるということ。

ポイント3、議会基本条例は地方のあるべき姿、理想像を描いた文書にし、地域コミュニティがどうあるべきか、あるいはどうすべきかを示す見取り図でなければならないということ。

議会や議員には、地域の夢を語り、将来に展望が開ける地域の見取り図を明らかにする役割が期待される。その役割を具現化したものが議会基本条例である。例えば、従来とは一味違った議会運営、これまでとは異なる議事手続き、理想の実現に向かって進む議会人活動などを例とする、新機軸の政策を投入しながら地域の将来が理想に近づく手段を示し、それを議会基本条例に載せること。これこそが議会基本条例に課せられた機能と役割であり、条例の制定にはそうした新機軸を発展させる動機と誘因が秘められている。そうした新機軸の投入を含め、地域が理想に近づくための手段と強い思いを強い独自性をもって条例上うたえる部分がつまり前文、基本理念、基本方針なのである。

総括として、重ねて強調するが、前文、基本理念、基本方針こそ、各議会の個別性、特殊性、独自性があらわれる非常に重要な部分。よって、この部分には十分なる議論と

協議・検討を尽くすことが要求される。

以上が事務局からの説明の内容でありました。また、今回の第4回委員会では、前文、基本理念、基本方針の考察を進めるに当たり、次に掲げる各議会の基本条例を先例として調査の参考とさせていただきました。

議会改革の先進自治体として、三重県四日市市議会、福島県会津若松市議会、滋賀県大津市議会、北海道栗山町議会、三重県議会、神奈川県湯河原町議会、三重県伊賀市議会、三重県鳥羽市議会、北海道芽室町議会、大分県大分市議会、新潟県上越市議会、岐阜県高山市議会、千葉県流山市議会、以上13議会。あわせて近隣の参考事例として、熊本県下で既に制定済みの市であります荒尾市議会、水俣市議会、天草市議会、山鹿市議会、菊地市議会、宇土市議会、上天草市議会、以上7議会。委員会では、これら各議会の前文についてそれぞれ個別に解析し、文章の構成を段落ごとに確認。理念の表現の仕方を初め、どのような意図を強調しているのか。また、前文におけるキーワードや自治体相互間における前文構造の類似性などの比較調査を実施いたしました。

それではまず、前文に対する協議検討の中で、委員間で出されました主だった意見について報告いたします。

意見1、議員として重い責務を自覚し、市の発展、活性化のために、執行部と協力しながら公平・公正な行政運営を監視し、かつみずからを律した議会活動をしていく旨を理念としてうたってはどうかと提案する。

意見2、玉名市議会の場合は、条例先行型に当たるので、その先例である三重県伊賀市議会を例にするのがいいと考える。伊賀市議会基本条例の前文は、文言的なものを見ても議会の本質、活動方針についてのみ、端的に表現し、比較的簡単に載せているだけだが、前文の文章量としてはその程度でいいし、それが住民にとってもわかりやすいと考える。しかしながら、少ない文章量にもかかわらず、そこには2元代表制のもとで議会は、市民の福利のために活動するとの議会の本質の確認がしっかりとうたわれている。さらには議会の活動方針として市民に開かれた議会、市民参加を推進して活動する議会を目指して活動を行なうべき姿についてもしっかりと定めている。また、今後、改選により、新議員になられる方々の為にも、議員としての行動規範、議員の活動理念について認識していただくべく、ここである程度しっかりと前文をつくり上げたほうがいいと考える。

意見3、玉名市議会においては、議会中継も行なっていることから、情報公開や情報発信については結構できているものと認識する。ただ、議会がどれだけ頑張っているかをみずから情報発信をしても、市そのものが発展して、市民の生活がよくなっていかないと意味がない。議会での議論や議会活動の内容について、余り独善的に情報発信するのではなく、発信する情報の成果が最終的に肝心かなめの市の発展につながらないこと

には始まらない。そういう意味でも活性化という文言を前文に織り込んだほうがよいと考える。

意見4、湯河原町議会の活動方針でもうたっているが、議会及びすべての議員は、住民とともに汗を流し、住民協働の議会運営を行なうとともに、活力ある地域づくりを進めることを住民に対して誓約してとある。それが議員に課せられた役目であることを前文にうたえば、それに沿った形で議員の資質の向上していくものと期待する。もちろん議員は住民の信託により選挙で選ばれた人間であるので、自分の意思はきっちり持つてはいるが、そこをあえて議員の役目として、前文にしっかり載せていいと思うし、基本理念、基本方針にもきっちりとうたっていく必要があると考える。

意見5、前文の中には、議会の使命だけでなく、首長の使命や議会と首長の共通の使命を織り込んだほうがいい。

意見6、合併前は、議員は自分の出身である地元を中心に、議会活動を行なっていた。議員活動のあり方は、今も基本的には変わらないが、ただ1つの小学校区に議員がいない地域も既に幾つか出てきた。逆に議員がいない地域には不公平感が生まれ、地域の発展が遅れていくような形が若干見えかかっているところもある。議員としてはもちろん地元というのはおろそかにできないとはいうものの、やはり市全体を見渡しながら、隔たりなく玉名市の発展に尽くしていくべきとの活動方針を前文にうたってはどうかと考える。

意見7、根室町議会基本条例における議員の決意表明を参考に、わかりやすい議会、開かれた議会、行動する議会など、それぞれに目指す議会の姿を並列的に記載した形で前文にまとめる方法も明確でいいと思う。

意見8、議員が選出されていない小学校区が既に存在するが、我が国は現在、人口減少社会が進展している状況にある。しかしながら、議員定数のあり方は、市民サービスと同じ部類に入ると考えられるため、市民に対する、よりよいサービスの提供、加えて市民のためによりよい市を目指すためには、他市と比較した場合に、突出して市民に負担がかかるような議員定数のあり方は避けるべきであり、人口比率に対する議員定数のあり方など、そうした議会の姿勢や考え方もある程度うたっていく必要性を感じる。

意見9、三重県議会の前文の構造も見てみると、冒頭に国と地方の関係性が変化してきた背景を描き、そうした背景の中から改めて議員、市長の責務の確認、議会の活動原則の確認を行ない、さらに議会のこれまでの歩みを記し、最後に議会の将来への決意をあらわして前文を結んでいる。この三重県議会の前文の文章展開を参考に組み立てると、玉名市の場合、平成17年に1市3町が合併して以来、約12年を経過。現在、人口減少社会に直面し、自治体は、新たな問題を抱えるに至ったとの背景が描ける。そうした背景の中から改めて議員・市長の責務の確認、それから議会の本質を確認し、さら

に議会の活動方針を打ち出し、最後に議会の将来への決意で結ぶといった形で前文を構築することができる。構成上、それが1番まとまりがいいと感じる。よって、この構成での前文の構築を提案する。

意見10、玉名市は既に自治基本条例を制定しているので、やはりその趣旨を議会基本条例にも織り込みつつ当然やっていかなければならない。なおかつ、玉名市は政治倫理条例も具体的にかなり厳しい制限を設けた条例になっており、そちらの趣旨も酌んでおかなければいけない。議員もそのことを心がけながら、公正公平な市政運営を初め、特定のだれかのために偏った活動は厳に慎むべきである。それを基本的な考え方とした行動規範を前文に持たせておくべきと考える。

以上のような意見に基づく委員会での前文に対する議論が交わされたところでありませぬ。

かわって基本理念、基本方針に対する協議検討の中で、委員会で選出されました主だった意見について御報告いたします。

意見1、高山市議会が基本理念で定めているように議会が2元代表制の一翼を担う議事機関として、市長、その他の執行機関の執行を監視及び評価し、政策提言を行なうとともに、政策立案に努めるとするとの規定は、議会と首長の関連性をすごく具体的に表現している。もし前文において議会と首長の使命をうたうのであれば、基本理論においてもやはり両者の関係性を具体的に表現したほうがよいと考える。

意見2、基本理念というのは、結局、玉名市議会がどういう議会、どのような議会でありたいかというのを最もわかりやすく表現すべきであると考えます。

意見3、市民と情報を共有し、市民の意見を市政に反映させるという理念のあり方については、それはそれでよいと思う。しかし、最近ではもう市政の判断をどれも住民投票で決めようとする風潮がある。逆に言えば、住民投票で市政の判断が決まるならば議会は不要である。市民に情報発信、情報公開するのも当然とは言え、余りにも個々の市民一人一人に市政が左右されるようでは、議員の存在価値の低下を招き、何のため住民代表として選ばれたのか、その意味がなくなってしまう。だからこそ、議員は住民の代表として、それなりの識見を持って、へりくだることなく、きちんと市政を判断する責任を果たす旨を基本理念に規定したほうがよいと考える。

意見4、三重県議会の基本方針には住民が参画しやすい議会運営の規定を初め、議会の本来の機能である政策決定、並びに首長等の事務の執行についての監視及び評価の規定が具体的に示されている。この三重県議会の基本方針を参考に、玉名市議会の基本理念の構築を提案する。

意見5、先進自治体で規定されている基本理念や基本方針の規定内容について見てみると、玉名市議会も大体同じようなことは実施しており、現状として何もしていないわ

けではない。議会基本条例の制定は改めてそれを文言に落とし込み、明文化するだけの話である。ただ、もっと具体的には、委員会の中で、請願・陳情の提案者からの意見聴取の機会を設けたり、例えば、サッカー場建設なら、サッカー関係者と会議時間とは別に意見交換の機会を設け、そこでの意見をもとに委員会の中で議論をするなど、議会の市民の参画をどうにか表現して、基本理念に落とし込むべき。また、委員長に就任したならば、このような基本理念に基づいた委員会運営を行なう自覚を持ってもらうことは、やはり大事なことだと考える。

意見6、前文における決意表明でわかりやすい開かれた議会を目指すとうたうことで、情報公開が当たり前にはなっている。しかし、決意表明でうたうのであれば、情報公開とあわせて、より具体的かつ市民にとって開かれた議員の行動規範やわかりやすい議会運営を行なうといった運営方針まで含めて規定し、包括的に基本方針に織り込んだほうがよい。

意見7、平成18年5月に全国初の議会基本条例が誕生し、それから約11年が経過。その間、平成23年3月に発生した東日本大震災は、地方議員の危機管理のあり方に非常に大きな影響を与えた。そして、約1年前、我々は熊本地震を経験した。震災の発生後の混乱の中、議員として我々は一体何をしたらいいのか非常に悩ましかったところである。震災を経験した今だからこそ、議員の災害時行動指針についても基本方針の中にしっかり規定し、行動規範として明確に示すべきである。

以上のような意見に基づく委員会での議論が交わされたところであります。この第4回委員会において、委員各位から出されました意見につきましては、取りまとめの上、集約させた意見同士の関連性を整理することといたしました。それをもとに前文、基本理念、基本方針のそれぞれの草案の骨子とさせていただくと同時に、今後、事務局において早急に前文、基本理念、基本方針の草案の作成に取りかかることとし、次回の委員会には草案を提示するという事で委員各位了承。

以上をもって、第4回委員会を閉会いたしました。なお、今後の当委員会の具体的展開についてですが、前文、基本理念、基本方針の草案の起案着手に伴い、条例の方向性が定まってくることから、次回以降パッケージ化されている改革事項のリストの中から玉名市議会の理念に沿った改革事項の選定、抽出の作業に入っていく予定としております。そして条例の全体草案について、議員各位に早期にお示しできますよう鋭意努力してまいります。

それでは、当委員会におきましては、今後も引き続き、玉名市議会を代表して議会基本条例の速やかな制定に向け、充実した調査研究と積極的な協議検討の実施を継続してまいりますので、議員各位の御協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、議会基本条例検討特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で、議会基本条例検討特別副委員長の中間報告は終わりました。

○議長（永野忠弘君） 議事の都合により、休憩いたします。

午後 9時03分 休憩

---

午後10時35分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加についてお諮りします。

日程第6 市長提出追加議案上程

議第37号 工事請負契約の締結について

日程第7 提案理由の説明

日程第8 議案の委員会付託

日程第9 委員長報告

1 総務委員長報告

日程第10 質疑・討論・採決

(議第37号)

日程第11 議員提出議案上程

議員提出第1号 玉名市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 提案理由の説明

日程第13 議員提出議案審議（質疑・討論・採決）

日程第14 意見書案上程

意見書案第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の提出について

及び

意見書案第2号 「介護保険制度の見直し」と「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書の提出について

日程第15 意見書案審議（質疑・討論・採決）

(意見書案第1号及び意見書案第2号)

以上、日程表のとおり日程に追加いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加することに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第6 市長提出追加議案上程

○議長（永野忠弘君） 日程第6、「市長提出追加議案上程」を行ないます。

これより市長提出追加議案を上程します。

議第37号 工事請負契約の締結について

以上、市長提出追加議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第7 提案理由の説明

○議長（永野忠弘君） 日程第7、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの議第37号について、提案理由の説明を求めます。

副市長 斉藤 誠君。

[副市長 斉藤 誠君 登壇]

○副市長（斉藤 誠君） 追加提案いたしました議第37号の提案理由につきまして、御説明を申し上げます。

追加議案初の1ページをお願いいたします。

議第37号工事請負契約の締結についてでございますが、これは玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

内容といたしましては、大正開漁港の新港部分の港内に堆積している土砂をしゅんせつする工事を行なうものでございます。契約の方法は、しゅんせつ工事の建設業許可業者で、かつ特定建設業許可を有する8社にて指名競争入札を実施し、入札の結果、玉名市岱明町下沖洲844番地、株式会社土本建設が1億6,500万円で落札をいたしました。現在、同社と税込1億7,820万円で仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただきました後に、本契約の締結とするものでございます。

以上、提案理由につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、所管の委員会で御説明をいたしますので御審議の上、原案どおり御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（永野忠弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第8 議案の委員会付託

○議長（永野忠弘君） 日程第8、「議案の委員会付託」を行ないます。

改めて、

議第37号 工事請負契約の締結について

以上、市長提出追加議案1件を議題といたします。

ただいま議題となっております議第37号につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

---

議案付託表

総務委員会

議第37号 工事請負契約の締結について

---

○議長（永野忠弘君） 総務委員会におかれましては、直ちに審査をお願いいたします。  
委員会審査のため、休憩いたします。

午後10時41分 休憩

---

午後11時25分 開議

○議長（永野忠弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第9 委員長報告

○議長（永野忠弘君） 日程第9、「委員長報告」を行ないます。

これより総務委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の結果と経過について、委員長の報告を求めます。

議第37号工事請負契約の締結について、以上、市長提出追加議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、委員長の報告のあと、質疑、討論の後、採決いたします。

委員長の報告を求めます。

総務委員長 前田正治君。

[総務委員長 前田正治君 登壇]

○総務委員長（前田正治君） 総務委員会に付託されました案件は、議案1件であります。委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

議第37号工事請負契約の締結についてであります。

執行部から、玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によるもので、内容として大正開漁港新港部分の港内の広さ1万4,600平方メートルの水深を確保するため、港内に堆積している土砂をしゅんせつする工事を行なうものとの説明でした。

委員から、しゅんせつした土はどこへ持っていくかとの質疑に、執行部から、熊本県

が整備している河内町の塩屋漁港の捨て場に捨てるとの答弁でした。委員から、河内町の捨て場は問題ないか。また、ほかに捨て場はないかとの質疑に、執行部から、熊本地震で船による搬送を行ない、ほかに捨て場はないとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第37号については、原案のとおり、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で委員長の報告は終わりました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第10 質疑・討論・採決

○議長（永野忠弘君） 日程第10、「質疑・討論・採決」を行ないます。

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議第37号 工事請負契約の締結について

以上、議案1件について採決いたします。

ただいま採決に付しております議第37号に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって、議第37号については、原案のとおり決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第11 議員提出議案上程

○議長（永野忠弘君） 日程第11、「議員提出議案上程」を行ないます。

これより議員提出議案を上程します。

議員提出第1号 玉名市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上、議員提出議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略します。

\*\*\*\*\*

## 日程第 1 2 提案理由の説明

○議長（永野忠弘君） 日程第 1 2、「提案理由の説明」を行ないます。

議員提出第 1 号について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 横手良弘君。

[議会運営委員長 横手良弘君 登壇]

○議会運営委員長（横手良弘君） 議員提出第 1 号玉名市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは政務活動費について、一部の地方議会における私的流用や不適切な使用など、不正受給事案が相次いで報道され、地方議会や議員活動に対する住民の信頼が揺らいでいる状況を鑑み、住民の信頼が得られるよう適切な使用により、政務活動費の透明性のより一層の向上を図るために収支報告書及び領収書等を閲覧に供するとともに、市ホームページにおいて公開するため、条例の整備を図るものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は平成 2 9 年 4 月 1 日から施行し、条例第 9 条及び第 1 0 条の規定は、平成 2 8 年度以降に交付された政務活動費について適用し、同日前までに交付された政務活動費については、従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永野忠弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

申し上げます。議員提出第 1 号については、委員会提出の議案であるため、会議規則第 3 7 条第 2 項の規定により、委員会に付託しないことになっております。

よって、日程に従い、引き続き会議にて、直接審議を行ないます。

\*\*\*\*\*

## 日程第 1 3 議員提出議案審議（質疑・討論・採決）

○議長（永野忠弘君） 日程第 1 3、「議員提出議案審議（質疑・討論・採決）」を行ないます。

改めて、

議員提出第 1 号 玉名市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上、議員提出議案 1 件を議題といたします。

これよりただいま議題となっております議員提出第 1 号の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。

議員提出第 1 号について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永野忠弘君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議員提出第1号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議員提出第1号玉名市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

議員提出第1号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって、議員提出第1号については、原案のとおり決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第14 意見書案上程

○議長（永野忠弘君） 日程第14、「意見書案上程」を行ないます。

これより意見書案を上程します。

意見書案第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の提出について

及び、

意見書案第2号 「介護保険制度の見直し」と「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書の提出について

以上、意見書案2件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読はこれを省略いたします。

お諮りいたします。まず、ただいま議題となっております意見書案第1号及び意見書案第2号の意見書案2件については、議事の都合により会議規則第37条第3項の規定に基づき、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号及び意見書案第2号までの意見書案2件については、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

提案理由の説明及び委員会付託を省略いたします。

意見書案第1号及び意見書案第2号までの意見書案2件については、日程に従い引き続き会議にて直接審議を行ないます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第15 意見書案審議（質疑・討論・採決）

○議長（永野忠弘君） 日程第15、「意見書案審議」を行ないます。

改めて、

意見書案第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の提出について

及び、

意見書案第2号 「介護保険制度の見直し」と「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書の提出について

以上、意見書案2件を議題といたします。

これよりただいま議題となっております意見書案第1号及び意見書案第2号の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。

意見書案第1号及び意見書案第2号の意見書案2件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

意見書案第1号及び意見書案第2号の意見書案2件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

意見書案第1号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の提出について、採決いたします。

意見書案第1号については、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

意見書案第2号「介護保険制度の見直し」と「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書の提出について、採決いたします。

意見書案第2号については、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野忠弘君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これにて本会議を閉じ、平成29年第2回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後11時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長            永 野 忠 弘

玉名市議会議員           高 村 四 郎

玉名市議会議員           中 尾 嘉 男

玉名市議会会議録  
平成29年第2回定例会

発行人 玉名市議会議長 永野忠弘

編集人 玉名市議会事務局長 堀内政信

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

---

玉名市議会事務局

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163番地

電話(0968)75-1155